

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【発行者名】 PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
(PIMCO Select Funds plc)

【代表者の役職氏名】 取締役、ライアン・P・ブルート
(Ryan P. Blute, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、D02 HD32、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー78
(78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, D02 HD32, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
(PIMCO Select Funds plc
- Eurodollar High Quality Fund)

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券
12億8,000万米ドル(約2,052億9,920万円)を上限とする。
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券
918億9,900万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2026年4月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券については12.80米ドルに1億口を、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券については918.99円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)]

(1)【外国投資法人の名称】

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
(PIMCO Select Funds plc - Eurodollar High Quality Fund)

(注)ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型の投資法人であるPIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー(以下「本投資法人」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラ型とは、1つの投資法人の下で1つまたは複数のサブ・ファンドを設定できる仕組みのものを指す。

(2)【外国投資証券の形態等】

ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券

(注)上記の他、ファンドには米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券および円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券以外の投資証券も存在する。本書の日付現在、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券および円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券以外のファンドの投資証券は日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券および/または円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券を指すものとする。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3)【発行(売出)数(日本国内募集分)】

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券：1億口を上限とする。
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券：1億口を上限とする。

(4)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券：12億8,000万米ドル(約2,052億9,920万円)
を上限とする。

円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券：918億9,900万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2026年4月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券については12.80米ドルに1億口を、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券については918.99円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)による。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5)【発行(売出)価格】

関連する取引日において決定される投資証券1口当たりの純資産価格

(注1) 「取引日」とは、ニューヨーク証券取引所が取引のために営業している日または取締役が指定するその他の日をいう。ただし、2週間ごとに少なくとも1取引日があることを条件とし、すべての投資主は事前に通知される。上記にかかわらず、公休日またはいずれかの法域における市場/証券取引所の休業により、()ファンドの運営または()ファンドの資産のいずれかの部分の評価が困難となる場合、当該日はファンドの取引日とはならない。年間を通じたファン

ドの休業予定に関するさらなる詳細について、投資主および投資予定者は、管理事務代行会社に連絡をとり、またはファンドの休業日カレンダー（その写しもまた管理事務代行会社から入手可能である。）を参照するべきであることに留意されたい。以下同じ。

（注2）発行価格は、下記「（10）申込取扱場所」記載の申込取扱場所に照会することができる。

（6）【申込手数料】

なし

（7）【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社（以下に定義する。）が定める。詳細については下記「（10）申込取扱場所」に照会のこと。

（8）【申込期間】

2026年7月1日（水曜日）から2027年6月30日（水曜日）まで

原則として、取引日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、適用ある取引日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

（9）【申込証拠金】

なし

（10）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

（11）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

(12) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって関連する取引日までに管理事務代行会社が指定する口座に各投資証券の表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド(以下「元引受会社」という。)との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2015年11月26日付および2016年10月20日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社(以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という場合がある。)を通じて間接に受けた投資証券の申込みまたは買戻し請求をファンドへ取り次ぐ。

(注)販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻し代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

元引受会社はUBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社および他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

下記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】**申込みの方法**

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集と同時に、日本以外の地域において、米国人(1933年法に基づくレギュレーションSにおいて使用される用語であり、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)により解釈される。別紙B参照。)以外の者に対して投資証券の募集が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

	2021年12月末日に 終了する会計年度末	2022年12月末日に 終了する会計年度末	2023年12月末日に 終了する会計年度末	2024年12月末日に 終了する会計年度末	2025年12月末日に 終了する会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	- 19,116,848.06米ドル	- 85,590,914.34米ドル	34,259,107.26米ドル	11,336,166.05米ドル	77,472,822.98米ドル
(b) 経常利益金額または経常損失金額	- 20,778,464.40米ドル	- 87,091,851.03米ドル	32,643,114.09米ドル	9,592,202.37米ドル	75,242,845.57米ドル
(c) 当期純利益金額または当期純損失金額	- 21,298,714.80米ドル	- 87,705,785.42米ドル	32,141,787.53米ドル	7,813,437.97米ドル	72,321,683.65米ドル
(d) 出資総額 ⁽²⁾	755,248,980.32米ドル	674,580,755.47米ドル	749,707,362.53米ドル	818,396,050.89米ドル	1,126,603,255.33米ドル
(e) 発行済投資口の総口数	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 54,687,078.612口 (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 4,893,523.729口	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 55,868,355.914口 (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 4,792,313.729口	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 59,829,188.522口 (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 4,182,795.729口	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 64,612,518.670口 (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 4,801,558.443口	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 82,828,794.036口 (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 4,522,331.000口
(f) 純資産額	755,248,980.32米ドル	674,580,755.47米ドル	749,707,362.53米ドル	818,396,050.89米ドル	1,126,603,255.33米ドル
(g) 資産総額	882,663,490.61米ドル	697,469,567.00米ドル	774,927,177.43米ドル	905,003,732.01米ドル	1,137,381,113.53米ドル
(h) 1口当たり純資産額	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 12.48米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 1,094.00円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 11.10米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 947.00円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 11.70米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 939.00円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 11.89米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 900.00円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 12.82米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 930.00円
(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 0.2252米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 176.16円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 1.3445米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 261.83円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 0.5809米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 108.34円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 0.1959米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 128.85円	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 0.8441米ドル (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 31.93円
(j) 分配総額	なし	なし	なし	なし	なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	85.56%	96.72%	96.75%	90.43%	99.05%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 1.81% (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 2.32%	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 11.06% (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 13.44%	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 5.41% (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 0.84%	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 1.62% (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) - 4.15%	(米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券) 7.82% (円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券) 3.33%

(1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現利益(損失)を含めている。以下同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する投資法人であり、純資産額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移(e)発行済投資口の総口数、(h)1口当たり純資産額、(i)1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額および(m)自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(注) PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドは2014年1月16日に運用を開始し、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年1月16日に運用が開始され、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年7月14日に運用が開始された。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

外国投資法人の目的および基本的性格

本投資法人の名称	PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー (PIMCO Select Funds plc)		
法的形態	アイルランドの2014年会社法(以下「2014年アイルランド会社法」という。)に基づき変動資本およびファンド間で分別された債務を有する有限責任法人として設立されたオープン・エンド型アンブレラ型投資法人		
設立日	2010年1月22日		
アイルランド登録番号	480045		
会計年度	1月1日から12月31日		
定時投資主総会	各暦年に年次総会を招集するものとし、本投資法人のある年次総会と次の年次総会の日の間が15か月以上経過してはならない。		
定款	当初提出	2010年1月22日	会社登記官に提出された。
	修正	2010年4月14日	本投資法人の投資主の特別決議で採択された。
		2010年6月22日	
		2011年5月26日	
		2012年6月7日	
		2013年9月6日	
		2014年9月22日	
		2015年9月30日	
		2016年9月7日	
		2018年9月19日	
		2022年9月14日	
2024年9月11日			
管理会社	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド (PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited)		

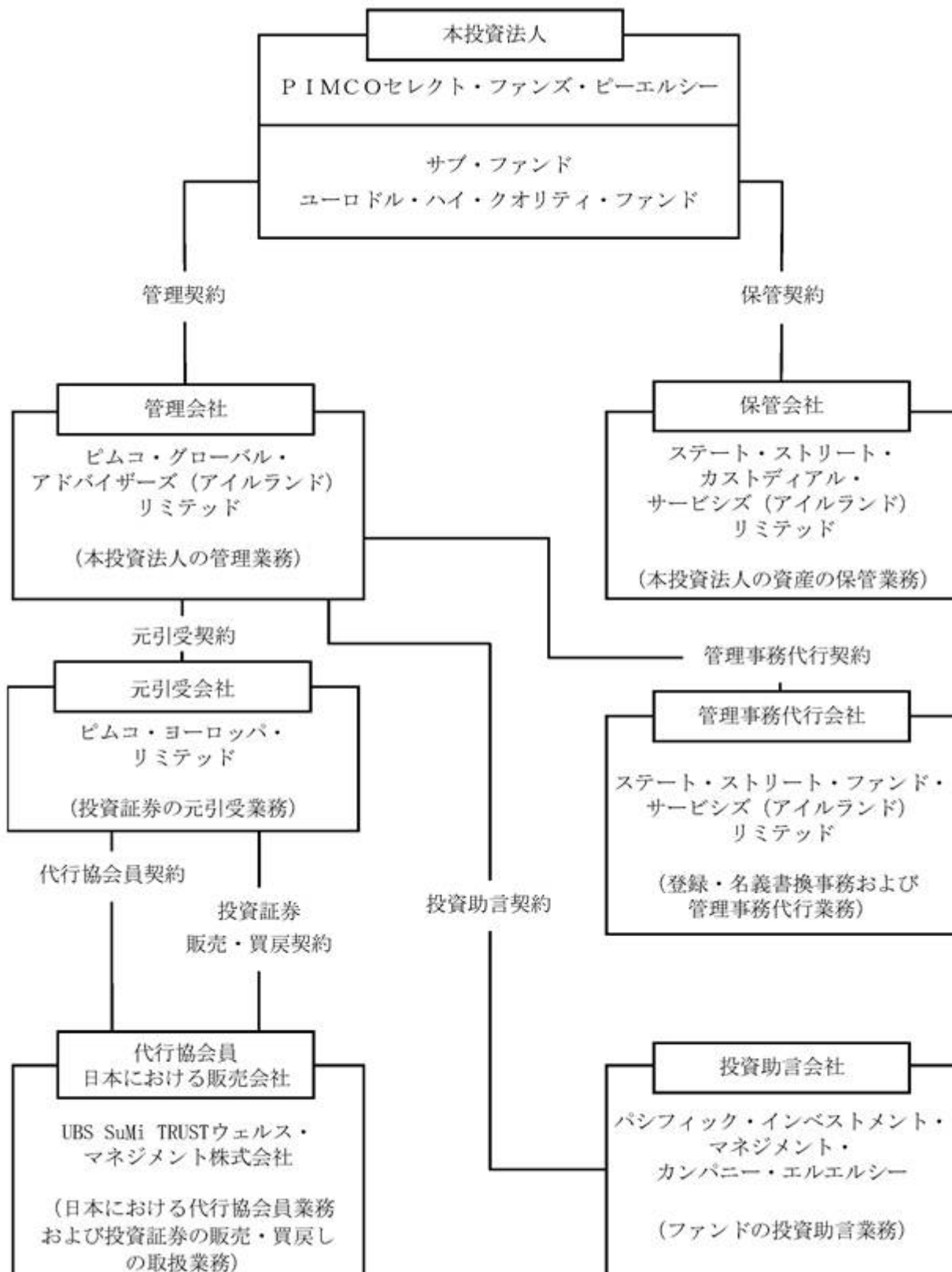
本投資法人は、公衆から調達した資金を、本投資法人がリスク分散の原則に基づき運用する譲渡可能証券とその他の流動金融資産(UCITS規則第68条において言及される。)の、いずれかまたは両方に集団的に投資することを、その唯一の目的とする。本投資法人は、UCITS規則、アイルランド中央銀行UCITS規則および中央銀行により随時公表されるUCITSに関する指針により認められる最大限の範囲内で、本投資法人の唯一の目的の達成および発展に有用とみなす措置および業務を行うことができる。本投資法人は、UCITS規則に基づく譲渡可能証券への集団投資事業(以下「UCITS」という。)としての適格性を失うこととなるような一切の方法によって、その目的または権限を変更してはならない。

外国投資法人の特色

本投資法人は、異なるサブ・ファンドから構成されるアンブレラ・ファンドとして組織化されており、各サブ・ファンドは一または複数のクラスから構成される。各サブ・ファンドにおいて発行される投資証券は、あらゆる点において各々が同順位であるが、表示通貨、ヘッジ戦略(特定のクラスに利用される場合)、配当方針、議決権、資本収益、発生する報酬および費用の水準または適用される最小当初申込額および最小保有価額を含む一定の事項に関して異なる場合がある。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

ファンドの仕組み



本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	運営上の役割	関係業務の内容
PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー (PIMCO Select Funds plc)	外国投資法人	本投資法人は、公衆から調達した資金を、譲渡可能証券とその他の流動金融資産のいずれかまたは両方に集団的に投資する。
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド (PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited)	管理会社	2010年6月22日付で本投資法人との間で管理契約 ^(注1) (修正済)を締結している。管理会社は、本投資法人の業務および投資証券の販売の管理および運営について責任を負う。
ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	保管会社	2017年6月30日付で本投資法人との間で保管契約 ^(注2) (修正済)を締結している。保管会社は、保管業務の他、とりわけ、本投資法人の投資証券の発行および買戻しが関係する法律および本投資法人の定款に従って実行されることを確保する義務を負う。
ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2017年6月30日付で管理会社との間で管理事務代行契約 ^(注3) (2023年3月28日付で修正・再録済。随時改正される。)を締結している。管理事務代行会社は、投資証券の登録および名義書換事務代行サービス、本投資法人の資産の評価ならびに投資証券一口当たり純資産価格の計算ならびに本投資法人の半期報告書および年次報告書の作成を行う。
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	投資助言会社	2010年6月22日付で管理会社との間で投資助言契約 ^(注4) (2023年2月22日付で修正・再録済。随時改正される。)を締結している。投資助言会社は、ファンドの投資目的および投資方針に従い、本投資法人の特定のファンドの資産および投資対象の運用について責任を負う。
ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド (PIMCO Europe Ltd.)	元引受会社	2010年6月22日付で管理会社との間で元引受契約 ^(注5) を締結している。投資証券の元引受業務を行う。
UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2015年11月25日付および2016年10月20日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結している。日本における代行協会員業務を行う。 2015年11月26日付および2016年10月20日付で元引受会社との間で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結している。投資証券の販売および買戻しを行う。

(注1) 管理契約とは、本投資法人により任命され、アイルランドの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約をいう。

(注2) 保管契約とは、保管会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約をいう。

- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約をいう。
- (注4) 投資助言契約とは、管理会社によって任命された投資助言会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。
- (注5) 元引受契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約をいう。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻し契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

(イ) 投資主総会

- () 取締役は、いつでも本投資法人の臨時総会を招集することができる。取締役は、各暦年に年次総会を招集するものとし、本投資法人のある年次総会と次の年次総会の日の間が15か月以上経過してはならない。
- () 各年次総会および特別決議の可決のために招集されるすべての総会の通知は、投資主に対し、正味21日以上前までに行われなければならない。その他のすべての総会の場合には、正味14日以上前までに通知が行われなければならない。
- () 総会の定足数は、本人または代理人が出席するメンバー2名とする。ただし、クラスの投資証券の権利の変更を検討するために招集される総会については、関係するファンドまたはクラスの発行済投資証券の3分の1以上を保有する投資主または代理人により代理される投資主2名を定足数とする。投資主の請求に応じてまたは投資主により招集された場合、総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかったときに、当該総会は解散するものとする。その他の場合は、当該総会は、翌週の同じ時刻、曜日および場所または取締役が決定するその他の日時および場所に延期され、延期された総会において当該総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかった場合は、出席しているメンバーをもって定足数とし、ファンドまたはクラスの投資主の権利の変更を検討するために招集されるファンドまたはクラスの総会については、当該ファンドもしくはクラスの投資証券を保有する投資主1名またはその代理人を定足数とする。すべての総会は、アイルランドにおいて開催される。
- () 総会の招集および運営に関する上記の規定は、ファンドまたはクラスの総会に関して別途明記されていない限り、2014年アイルランド会社法に従い、ファンドまたはクラスの投資主の権利を変更する決議が提案される当該ファンドまたはクラスの個別の総会に関して効力を有するものとする。

(ロ) 取締役

- () 本投資法人の総会における普通決議により別途決定されない限り、取締役の員数は、2名以上9名以内とする。
- () 取締役は、投資主であることを要しない。
- () 定款には、特定の年齢に達することにより退任することまたは交替で退任することを取締役に要求する規定は存在しない。
- () 取締役は、本投資法人または本投資法人が利害関係を有する会社の役職または職業への取締役の就任または就任条件の決定もしくは変更を検討するための取締役会において議決権を行使し、かかる取締役会の定足数に算入されることができるが、取締役は、自己の当該就任に関する決議に関しては議決権を行使し、定足数に算入されることはできない。
- () 各時点における本投資法人の取締役は、取締役により決定され、英文目論見書において開示される報酬を受領する権利を有し、本投資法人の事業または自己の職務の遂行に関連して負担し

たすべての合理的な旅費、宿泊費およびその他の費用の払戻しを受けることができ、本投資法人に対してまたは本投資法人の請求に応じて特別なまたは追加の業務を遂行するよう求められた場合、追加の報酬を受領する権利を有する。

- () 取締役は、任期その他について取締役が決定する条件で、取締役の役職と兼任して、監査人の役職以外の本投資法人のその他の役職または利益を得る立場に就くことができる。
- () いずれの取締役も、その役職により、売主、買主またはその他として本投資法人と契約する資格を失わないものとし、本投資法人またはその代理人により締結されるいずれかの取締役が何らかの利害関係を有する契約または取決めは無効にされないものとし、かかる利害関係を有する取締役は、当該取締役がかかる役職に就いていることまたはこれにより確立される信頼関係を理由として、当該契約または取決めにより実現された利益について本投資法人に説明責任を負わないものとする。ただし、当該取締役の利害関係の性質は、当該契約または取決めを締結することへの提案が最初に審議される取締役会において当該取締役から報告されなければならない。または、当該取締役が当該取締役会の日付において提案される契約または取決めに対して利害関係を有していなかった場合は、当該取締役が利害関係を有することになった後に開催される次の取締役会において報告されなければならない。いずれかの取締役が特定の会社または企業の構成員である場合であって、当該会社または企業との間でその後締結される契約または取決めに関して利害関係を有すると考えられる旨の当該取締役から他の取締役に対する書面による一般的な通知は、当該締結される契約または取決めに関する利害関係について報告が十分なされたものとみなされる。
- () 取締役は、当該取締役が重大な利害関係を有し、または本投資法人の利益と相反する義務を負う契約もしくは取決めまたは何らかの提案の決議に関して議決権を行使することはできず、取締役が別途決議する場合を除き、議決権の行使を禁止される決議に関して会議の定足数に算入されないものとする。ただし、取締役は、役員もしくは株主またはその他として直接または間接的に利害関係を有する他の会社に関する提案について議決権を行使し、定足数に算入されることができる。ただし、当該取締役が当該会社のいずれかのクラスの発行済株式または当該会社の構成員に提供される議決権の5%以上を保有していないことを条件とする。また、取締役は引受契約または副引受契約の参加者として利害関係を有する投資証券の募集に関する提案について議決権を行使し、定足数に算入されることができ、取締役により本投資法人に対して貸し付けられる金銭に係る担保、保証もしくは補償の付与または取締役が全面的に責任を負う本投資法人の債務に係る第三者に対する担保、保証もしくは補償の付与または取締役および役員責任保険の加入について議決権を行使することができる。
- () 以下のいずれかの事由により、取締役は退任するものとする。
 - (a) 取締役が署名し、本投資法人の登記上の事務所に預託された書面通知により辞任する場合。
 - (b) 取締役が破産し、または、一般の債権者との間で私的整理または債務免除を行った場合。
 - (c) 精神に異常をきたした場合。
 - (d) 取締役決議に基づく許可なしに連続して6か月間、取締役会を欠席し、当該取締役が退任すべきと他の取締役が決議した場合。
 - (e) 法令の規定に基づきなされた命令により取締役ではなくなり、または、当該命令を理由として取締役であることを禁止もしくは制限された場合。
 - (f) 他の取締役の過半数(2名未満であってはならない。)により退任を要求された場合。
 - (g) 本投資法人の普通決議により解任された場合。

運用体制

管理会社は、投資助言会社と投資助言契約を締結し、当該契約により投資助言会社は、ファンドの投資目的および投資方針に従い、管理会社の監督と統制に基づき、本投資法人の特定のファンドの資産および投資対象の運用について責任を負う。

外国投資法人による関係法人に対する管理体制

本投資法人は、保管会社に対して保管契約に基づきファンド資産の保管業務を、管理事務代行会社に対して管理事務代行契約に基づき投資証券の登録および名義書換事務代行サービス、本投資法人の資産の評価ならびに投資証券一口当たり純資産価格の計算等の管理事務を、投資助言会社に対して投資助言契約に基づき投資助言業務を、元引受会社に対して元引受契約に基づき元引受業務を、それぞれ委託し、当該契約に基づき委託先を管理している。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2026年4月末日現在の出資総額および発行済投資口の総口数は以下のとおりである。なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

	出資総額		発行済投資口の総口数 (口)	
	米ドル	百万円		
2020年12月末日に終了する 会計年度末	744,453,587.87	119,403	米ドル・インスティテューショナル・クラス	51,322,427.202
			円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス	5,914,843.729
2021年12月末日に終了する 会計年度末	755,248,980.32	121,134	米ドル・インスティテューショナル・クラス	54,687,078.612
			円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス	4,893,523.729
2022年12月末日に終了する 会計年度末	674,580,755.47	108,196	米ドル・インスティテューショナル・クラス	55,868,355.914
			円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス	4,792,313.729
2023年12月末日に終了する 会計年度末	749,707,362.53	120,246	米ドル・インスティテューショナル・クラス	59,829,188.522
			円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス	4,182,795.729
2024年12月末日に終了する 会計年度末	818,396,050.89	131,263	米ドル・インスティテューショナル・クラス	64,612,518.670
			円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス	4,801,558.443

2025年12月末日に終了する 会計年度末	1,126,603,255.33	180,696	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス	82,828,794.036
			円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス	4,522,331.000
2026年4月末日現在	1,143,732,104.76	183,443	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス	84,228,311.282
			円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス	4,634,321.000

(注) PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドは2014年1月16日に運用を開始し、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年1月16日に運用が開始され、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年7月14日に運用が開始された。

(6) 【主要な投資主の状況】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

(2026年4月末日現在)

氏名または名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総口数に 対する所有投資口数の比率 (%)
ノミニー/オムニバス・アカウント	非開示	92,679,743.839	99.59

(注) ファンドの投資主名簿は、秘密保持契約に従うことを条件として、ファンドの投資主のみ閲覧することができる。そのため、投資主の氏名または名称および住所については、上記の表において開示できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、元本の保全および堅実な資産運用を維持しながら、トータル・リターンの最大化を目指すことである。

ファンドは、分散した確定利付商品のポートフォリオに投資することによってその投資目的を達成することを目指す。投資対象には、様々な公的機関あるいは民間機関が発行する社債、債券およびその他の類似の確定利付商品が含まれる。かかる証券に対するエクスポージャーは、上記の種類の証券への直接投資または以下に概説される金融派生商品の使用により達成することができる。ファンドは、その純資産の67%以上を米ドル建ての確定利付商品に投資する。ファンドは、加重平均した信用格付がA以上であることを条件として、投資適格および非投資適格の確定利付商品の両方に投資する。ファンドは、その資産の15%を上限として、新興国市場国と経済的に関連を有する確定利付商品に投資することができる。

ファンドは、ベンチマークがデュレーションを測定する目的で利用されているという事実により、それぞれ20%および80%の比率のブルームバーグ・ユーロドル・AA-1 - 5年・インデックスおよびブルームバーグ・ユーロドル・AA-・5 - 10年・インデックス(以下、総称して「ベンチマーク」という。)の2つの指数のブレンドを参照してアクティブ運用されていると考えられる。ファンドの証券の一部はベンチマークの構成銘柄であり、ベンチマークに類似する比率を有する可能性がある。ただし、ベンチマークは、ファンドのポートフォリオ構成を決定するために、または、パフォーマンス目標として利用されず、また、ファンドは、ベンチマークの構成銘柄ではない証券に全額を投資される可能性がある。

ファンドの平均ポートフォリオ・デュレーションは、通常、ベンチマークの(プラスまたはマイナス)2年以内で変動する。ブルームバーグ・ユーロドル・AA-は、米国外で登録されている米ドル建ての投資適格のみの商品により構成される指数であり、主に、社債、政府関連債券および担保付債券により構成される。さらなる詳細は、そのデュレーションに関する最新の情報を含め、請求に応じて投資助言会社から入手可能である。

ファンドのトラッキング差異の変動(すなわち、ファンドのリターンとベンチマークのリターンとの差のボラティリティ)を測定したものをトラッキング・エラーと呼ぶ。予想されるファンドのトラッキング・エラーは現時点の保有銘柄およびリスク要因モデルに基づくものであることを意味する事前的(または推定)トラッキング・エラーで示されている。投資助言会社は、自己の市場見通しに沿ってトラッキング・エラーを低く収めたファンドの運用を目指すことがあるが、通常の市況における、ベンチマークに対するトラッキング・エラーの推定値は、連続した3年の期間において1%以下としている。投資主は、この数値が通常の市況における推定トラッキング・エラーの水準を予測したものにすぎず、厳密な最大値であると解釈されるべきではないこと(すなわち、ファンドのトラッキング・エラーが当該数値を超過した場合であっても、ファンドの投資方針の違反とはならないこと)を認識する必要がある。ただし、そのような状況において、投資助言会社は、トラッキング・エラーを低減させるべく、投資主の利益のために合理的な措置を講じることができる。ファンドの推定トラッキング・エラーは将来のパフォーマンスの指針となるものではない。

ファンドのトラッキング・エラーに関する詳細は、本投資法人の年次および半期決算書に開示される。本投資法人の年次報告書には、関連する期間における推測(事前的)トラッキング・エラーと実績(事後的)トラッキング・エラーとの乖離に関する説明が記載される。

ファンドは、米ドル建て以外の確定利付商品および米ドル建て以外の通貨ポジションの両方を保有することができる。したがって、米ドル建て以外の確定利付商品および米ドル建て以外の通貨ポジションの両方の変動は、ファンドのリターンに影響を及ぼす可能性がある。一般的な経済状況に応じ

て、スポット取引および為替先渡し予約ならびに通貨先物、オプションおよびスワップを使用して、通貨ヘッジ活動および積極的な通貨ポジションを行うことがある。様々なポートフォリオの効率的運用手法(発行日取引、特約日受渡し、貸付予約、通貨取引ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含むが、これらに限らない。)は、中央銀行が定める制限および条件に従うものであり、下記「ポートフォリオの効率的運用および証券金融取引」と題する項に、レポ取引およびリバース・レポ取引がポートフォリオの効率的運用のみを目的として使用される旨を含め、詳細に記載される。投資助言会社がこれらの手法の使用に成功するという保証はない。

ファンドは、その純資産の10%を上限として、他の集団投資スキームの受益証券および投資証券に投資することができ、当該集団投資スキームの投資目的は、ファンドの投資目的と類似または一致する。

ファンドはまた、その純資産の10%を上限として、非流動証券(本投資方針に定める非流動的な社債およびその他の確定利付商品を含む。)ならびに短期金融商品を構成するが規制ある市場では取引されないローン・パーティシペーションおよびローン譲渡(証券化されている場合もあれば、証券化されていない場合もある。)に投資することができる。

下記「(4)投資制限」に定める制限に従い、また、下記「ポートフォリオの効率的運用および証券金融取引」ならびに下記「3 投資リスク (1)投資リスク 証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」と題する項に詳細に記載するとおり、ファンドは、先物、オプション、先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ(上場または店頭)を含むスワップ契約などのデリバティブ商品を使用することができ、通貨先渡し契約を締結することもできる。かかるデリバティブ商品は、()ヘッジ目的および/または()投資目的および/または()ポートフォリオの効率的運用で使用されることができる。例えば、ファンドは、()通貨エクスポージャーをヘッジするために、()原資産に対するデリバティブ・エクスポージャーが直接的なエクスポージャーよりも良い価値を表示すると投資助言会社が考える場合に原資産におけるポジションをとる代わりとして、()ファンドの金利エクスポージャーを投資助言会社による金利の見通しに合わせるため、かつ/または、()特定の社債もしくは債券関連指数の構成およびパフォーマンスに対するエクスポージャーを獲得するために、デリバティブ(ファンドの投資方針に基づき許可される確定利付証券に基づく原資産または指数のみをベースとする。)を使用することができる。ファンドが使用する金融指数の詳細は、請求に応じて、投資助言会社により投資主に提供され、本投資法人の半期および年次決算書に記載される。当該指数は、中央銀行の要件に従って使用される。さらなる情報は、下記「(4)投資制限 金融指数」と題する項に記載される。本投資法人のリスク管理プロセスに記載され、中央銀行により承認されたデリバティブ商品のみを使用することができる。組込デリバティブを含む商品に関して、当該商品のデリバティブ構成要素は、その他の場合にファンドが直接投資することができる種類のものとする。

デリバティブ商品の使用により、ファンドは、下記「3 投資リスク (1)投資リスク 全般的なリスク要因」と題する項において開示され、下記「3 投資リスク (1)投資リスク 証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」に詳述されるリスクにさらされる。デリバティブ商品(指数ベースのデリバティブを除く。)の原資産に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資により生じるポジションと合算した場合、下記「(4)投資制限」に定める投資制限を超えない。デリバティブ商品の使用には、追加的なレバレッジ・エクスポージャーが生じるが、ファンドのレバレッジの水準は、通常、純資産価額の0%から500%の範囲内となることが予想されている。ただし、投資助言会社がファンドの金利エクスポージャー、通貨エクスポージャーまたは信用エクスポージャーを変更するためにデリバティブ商品を使用することが最も適切であるとみなすなどの場合に、ファンドのレバレッジがより高い水準に引き上げられることがある。レバレッジの数値は、中央銀行により要求されるところに従い、かつ、ファンドがいずれかの時点において有する相殺およびヘッジの取決めを考慮せずに、使用されるデリバティブの想定金額の合計を用いて計算される。

ファンドは、投資助言会社が詳しい投資分析の結果適切であると判断した場合、シンセティック・ショート・ポジションを取るためにデリバティブを利用することができる。シンセティック・ショート・ポジションとは、経済用語でショート・ポジションに相当するポジションをいい、中央銀行の要件に従い金融派生商品の使用を通じて実行される。ファンドは、中央銀行の要件に従い様々な期間においてロング・ポジションおよびシンセティック・ポジションを取る。ファンドによるデリバティブの利用に関する詳細は以下に記載する。ファンドのロング・エクスポージャーおよびショート・エクスポージャーの割合は、当該時点の市況に左右される。ファンドは、いずれかの時点でロング・エクスポージャーのみを有する場合もあれば、逆にショート・エクスポージャーのみを有する場合もあるが、通常の市況下において、ネットで、ショート・エクスポージャーのみを有することは想定されていない。かかるポジションは、本書に記載するファンドの投資方針に基づき企図される様々な資産クラスについて取られる可能性がある。ファンドのデリバティブの名目元本総額および一切の直接投資の市場価格を用いて計算した場合、ロング・ポジション総額とショート・ポジション総額の合計は、ファンドの純資産価額の700%を超えない予定である。詳細については、英文目論見書補遺の関連項(利用されるデリバティブの名目元本総額を用いて計算されたファンドの予想されるレバレッジ水準の概要が記載されている。)を参照されたい。

デリバティブの使用に関連する市場リスクは担保され、中央銀行の要件に従い、バリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」という。)手法を用いてリスク管理される。VaRは、過去のデータを用いて、片側99%の信頼区間で計算されるファンドの一日当たりの予想最大損失を予測する統計的手法である。ただし、一日当たりのVaRの数値を超過する1%の統計的確率が存在する。VaR手法は過去の観測期間を用いるため、異常な市況が表われず、または過去の観測期間から省かれている場合、VaRの結果が偏ることがある。したがって、投資者は、異常な市況において多大な損失を被る可能性がある。

ファンドは、絶対VaRモデルを用いる予定である。したがって、ファンドのポートフォリオのVaRは、ファンドの純資産価額の20%を超えず、保有期間は20日とする。過去の観測期間を、一年未満とすることはできない。上記の制限は、中央銀行により要求される現在のVaRの制限であることに留意されたい。ただし、ファンドのVaRモデルまたは中央銀行の制限が変更された場合、ファンドは本投資法人のリスク管理プロセスを適宜更新することにより、かかる新しいモデルまたは制限を利用する能力を有する。デリバティブ商品の使用に関連するすべてのエクスポージャーの測定および監視は、少なくとも毎日実行される。

投資決定を行う際、投資助言会社は、世界経済に関連する様々な定量的および定性的なデータならびに様々な産業セクターおよび資産クラスの成長の見通しを検討する。ファンドの主な投資対象は確定利付商品であるが、上記の制限および下記「(4) 投資制限」に記載する投資制限に従い、柔軟性を維持し、機会が発生した場合にこれに投資する能力を有するため、ファンドは、その純資産価額の最低割合を地域もしくは産業セクターまたは上記のいずれかの種類の投資対象に投資することを要求されない。同様に、ファンドは本方針に記載される種類の投資対象を使用する能力を有するが、一定の種類の商品が常に使用されない可能性がある。これらの分析は毎日実行されるが、投資エクスポージャーにおける重大な変更は、通常、より長い期間にわたって発生する。

ファンドの投資戦略は、質の高い米ドル建て確定利付商品に焦点を当てつつ、投資助言会社のトータル・リターン型投資プロセスおよび投資哲学の実現を追求する。かかるプロセスには、様々な価値の源泉を特定するトップダウン型およびボトムアップ型の意思決定が含まれる。トップダウン型戦略は、短期および長期の世界的なマクロ経済事項に焦点を当てるものであり、地域およびセクターの選定の一部として用いられる。ボトムアップ型戦略は、個々の商品の特性を調べるものであり、投資助言会社が確定利付市場において過小評価証券を選定する能力における鍵となる。

ファンドは、アセット・バック証券(レバレッジされる場合もあれば、されない場合もある。)、コマーシャル・ペーパーおよび預金証書を含むがこれらに限らない付随的な流動資産および短期金融

商品を保有および維持することができる。かかる資産は、投資適格または無格付の場合、投資助言会社が投資適格であるとみなすものとする。

投資証券の募集価額もしくは申込代金を投資するまでの間または市場もしくはその他の要因が保証する場合、ファンドの資産は、短期金融商品（公認取引所において上場または取引される譲渡性預金、変動金利債および固定または変動利付コマーシャル・ペーパーを含むがこれらに限られない。）および管理会社または関連する投資助言会社が決定する通貨建ての現金預金に投資することができる。

ファンドの認可日後、UCITS規則に従い、投資助言会社がファンドの規定された投資目的および投資方針に従いファンドの投資対象を選定するまでに一定期間を要する可能性がある。したがって、かかる期間中は、ファンドがその規定された投資目的および投資方針を直ちに満足できるとの保証はない。また、投資主に対しファンドの終了通知が行われた日付後、ファンドは、ファンドが定めた追加の投資制限または投資基準を満足できなくなる可能性がある。

ファンドの投資目的は変更することができず、ファンドの投資方針の重大な変更は、すべての投資主の書面による事前承認、または適式に招集および開催された特定のファンドの投資主総会において投じられる過半数の賛成票に基づく承認を得ないまま行うことはできない。総会において投じられた過半数の賛成票に基づきファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更がされた場合、関連するファンドの投資主は、当該変更の実施前に自己の投資証券を買い戻すことができるよう、当該変更につき合理的な通知を受ける。

ポートフォリオの効率的運用および証券金融取引

本投資法人は、ファンドを代理して、中央銀行の要件に従い、ポートフォリオの効率的運用を目的として譲渡可能証券および短期金融商品に関する技法および手法を利用することができる。ただし、原資産のエクスポージャーが、合計で下記「(4)投資制限」に記載される投資上限を上回らないことを条件とする。さらに、将来、ファンドの利用に適した新たな技法および手法が開発されることがあり、ファンドは、中央銀行の要件に従い当該技法および手法を利用することができ、当該新たな技法および手法は、更新された有価証券届出書において開示される。本投資法人がファンドを代理して利用する技法および手法は、下記「(4)投資制限」に記載されるものを含むがこれらに限られない。

投資助言会社は、()リスクの軽減または安定化、()リスクの増加を伴わず、または最小のリスク増加での経費削減、()ファンドのリスク特性と一致するリスク水準を有するファンドの追加資本もしくは収益の確保のいずれか一つを目的として、本投資法人の資産に関するポートフォリオの効率的運用取引を行うことができ、中央銀行のUCITS規則に従う分散要件は、下記「(4)投資制限」に開示されるとおりである。かかる技法および手法は、ファンドが保有する譲渡可能証券の通貨の特性を変更する外国為替取引を含む場合がある。また、本投資法人は、(中央銀行により定められる条件に従い、かつその制限内で、)本投資法人の資産および負債の管理上、為替リスクおよび/または金利リスクに対する保護を提供することを意図する技法および手法を利用することができる。

ポートフォリオの効率的運用技法の利用は、ファンドの最善の利益となる場合のみに使用される。ポートフォリオの効率的運用技法は、ファンドの投資対象に付随する一定のリスクの軽減、経費削減およびファンドのリスク特性を考慮したファンドの追加収益の確保を目的として利用することができる。ポートフォリオの効率的運用技法の利用により、ファンドの投資目的が変更されることはない。

証券金融取引

証券金融取引および中央銀行の要件に従い、ファンドは、英文目論見書補遺に規定される場合、一定の証券金融取引を利用することができる。かかる証券金融取引は、ポートフォリオのリターンを増加させるために収入または収益を生み出す目的およびポートフォリオの費用またはリスクを減少させる目的を含め、ファンドの投資目的に合致するあらゆる目的で行うことができる。ファンドが行うことのできる証券金融取引の類型概要を以下に記載する。

ファンドがその投資目的および投資方針に従って保有するあらゆる種類の資産は、証券金融取引の対象となる可能性がある。英文目論見書補遺に規定される場合、ファンドは、トータル・リターン・スワップを使用することもできる。ファンドの投資目的および投資方針に従い、証券金融取引およびトータル・リターン・スワップの対象となる資産の割合に上限はなく、証券金融取引の対象となり得るファンドの資産の上限および予想される割合は100%であり、すなわちファンドの総資産である。いずれの場合も、証券金融取引およびトータル・リターン・スワップの対象となるファンドの資産の金額は本投資法人の最新の半期および年次決算書に記載される。

投資助言会社は、取引相手方がファンドに対して証券を売却すると同時に将来の決められた日に当該証券のクーポンレートに関係しない市場金利を反映した所定の価格でファンドから当該証券を買い戻すことに合意する取引をレポ取引と分類する。

投資助言会社は、取引相手方がファンドから証券を購入すると同時にあらかじめ合意した日にあらかじめ合意した価格で当該証券をファンドに再度売却することを約束する取引をリバース・レポ取引と分類する。

トータル・リターン・スワップは、ポートフォリオの効率的運用(ヘッジ目的またはポートフォリオの費用の削減等)、投機目的(ポートフォリオの収入および収益を増加させるため)、ならびに一定の市場に対するエクスポージャーを得る目的を含め、ファンドの投資目的に合致するあらゆる目的で行うことができる。

ファンドは、最新の英文目論見書補遺の届出が中央銀行になされるまで、証券貸付契約を締結してはならない。ポートフォリオの証券金融取引、トータル・リターン・スワップおよびその他の効率的運用技法から生じるすべての収益(直接および間接的な運営経費の控除後)は、ファンドに返還される。ポートフォリオの直接および間接的な運営経費/手数料は、隠れた収益を含まず、本投資法人の年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。

投資者は、ポートフォリオの効率的運用に付随するリスクの詳細な情報について、下記「3 投資リスク (1) 投資リスク 証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」および「7 管理及び運営の概要 (2) 利害関係人との取引制限」と題する項を参照されたい。ポートフォリオの効率的運用業務について、投資助言会社は、ポートフォリオの効率的運用のために実行された技法および手法が費用対効果の高い方法により実現されることを確保することを追及する。

技法および手法を利用した取引に関して保証金または担保を提供する目的において、本投資法人は、通常の市場慣行に従い、ファンドの一部を構成する資産または現金について、譲渡、抵当権設定、担保権設定または負担設定を行う場合がある。

デリバティブ商品

本投資法人は、ポートフォリオの効率的運用の目的で、中央銀行が定める条件または要件に従い、公認取引所で取引される金融デリバティブ商品(現金等価物で決済された商品を含む。)および/または店頭デリバティブ商品に投資することができる。本投資法人が投資する金融デリバティブ商品およびファンドのリスク特性上のかかる金融デリバティブ商品への投資の期待される効果は、有価証券届出書に開示される。かかる投資の目的はファンドの有価証券届出書に開示される。特定のファンドについて他の金融デリバティブ商品が投資された場合、かかる商品および当該ファンドのリスク特性

上の期待される効果ならびに金融デリバティブ商品の利用を通じてファンドがレバレッジをかける範囲は、関連する有価証券届出書に開示される。

本投資法人は、金融デリバティブ・ポジションに付随するリスクの正確な測定、監視および管理を可能にするリスク管理プロセスを用いる予定であり、かかるプロセスの詳細は中央銀行に提供されている。本投資法人は、修正されたリスク管理プロセスが中央銀行に提出され、承認されるまで、リスク管理プロセスに含まれていない金融デリバティブを用いない。本投資法人は、請求に基づき、本投資法人が利用するリスク管理手法に関する補足情報(適用される量的制限およびリスクに関する最近の動向および主要投資カテゴリーの利回り特性を含む。)を、投資主に対して提供する。

モーゲージ・ダラー・ロール

ファンドは、ポートフォリオの効率的運用(直接エクスポージャーのための費用対効果の高い代替手法として行う場合を含む。)を目的にまたはパフォーマンスの増大を目的に、モーゲージ・ダラー・ロールを利用することができる。「モーゲージ・ダラー・ロール」は、一部の点についてリバース・レポ契約と同じである。「ダラー・ロール」取引において、ファンドはモーゲージ関連証券をディーラーに売却すると同時に、将来においてあらかじめ定められた価格で類似証券(ただし同じ証券ではない。)を買い戻すことに同意する。「ダラー・ロール」は、リバース・レポ契約と同様と考えることができる。リバース・レポ契約の場合とは異なり、取引の相手方(規制されたブローカー/ディーラー)は、原証券と少なくとも同等額の担保を設定する義務を負うものではない。さらに、ファンドがダラー・ロール取引を実行する相手方のディーラーは、ファンドが最初に売付けた証券と同じ証券ではなく、「実質的に等しい」証券のみを返還する義務を負っている。「実質的に等しい」とみなされるために、ファンドに返還される証券は、通常、(1)原モーゲージと同種類により担保されていること、(2)同一機関により発行され、同一プログラムの一部であること、(3)同様の当初所定満期を有すること、(4)同一のクーポン・レートを有すること、(5)類似する市場利回り(およびそのための価格)を有すること、および(6)「正当な引渡し」要件(すなわち、引き渡されて返還される証券の額面総額は、引き渡された当初金額の2.5%以内でなければならないこと)を充足していることを要する。ダラー・ロールは、将来にあらかじめ定められた価格で証券を売買する契約を伴うため、本投資法人は、モーゲージ・ダラー・ロール取引が契約されている特定証券の市場の値動きを利用して利益を得ることができなくなる。モーゲージ・ダラー・ロールの取引相手方が不履行に陥った場合、ファンドは、市場価格(上昇または下落することがある。)のリスクを負うことになり、かかる価格において、将来の売却債務から当該将来の売却債務についてファンドが受け取るべき売却代金を差し引いた額を履行するため代替証券を購入しなければならない。

組入証券の貸付

ファンドのパフォーマンスは、貸し付けられた証券の価格の変動を反映し続けるとともに、ファンドが行う許容投資対象に対する現金担保の投資による利息の受取り、または担保が米国政府証券の場合の手数料の受取りを反映する。証券の貸付は、借主が貸し付けられた証券を返還しない場合または支払不能に陥った場合に、貸し付けられた証券に関する権利を失うリスクまたは貸し付けられた証券の回収が遅れるリスクを伴う。ファンドは、ローンを手配する当事者(管理会社および/または投資助言会社を含む場合がある。)に対し貸付手数料を支払うことがある。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【分配方針】

米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券：

円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券：

投資証券につき、ファンドの収益は累積され、分配は行われぬ。

(4) 【投資制限】

適格資産および投資制限

ファンドの資産の投資は、UCITS規則を遵守しなければならない。取締役は、あらゆるファンドに関し、追加の制限を設けることができる。本投資法人およびファンドに適用される投資制限および借入制限は、以下のとおりである。また、ファンドは、付随的な流動資産を保有することができる。

許可された投資対象および投資制限

本投資法人は、UCITS規則に基づきUCITSとして認可されている。UCITS規則に基づき、UCITSは、以下の投資制限に従うものとする。本投資法人は、UCITS規則に基づき、投資が制限または禁止されている証券、デリバティブ商品またはその他の形態の投資対象への本投資法人による投資を許可するUCITS規則に定める投資制限および借入制限の変更を利用する権限(中央銀行の事前の承認に従い、かつ、更新された有価証券届出書において開示される。)を有することが意図されている。投資主は、本投資法人の次の年次報告書または半期報告書で当該変更について通知される。

1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

- (1) EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に公式上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融商品
- (2) 発行後間もない譲渡可能証券で、証券取引所またはその他の市場への公式上場が1年以内に認められる予定の証券
- (3) 規制ある市場で取引されるもの以外の短期金融商品
- (4) UCITSの受益証券
- (5) 中央銀行の指針に従ったAIFの受益証券
- (6) 金融機関における預金
- (7) 金融派生商品

2 投資制限

- (1) UCITSは、上記1(1)ないし(7)に記載されたもの以外の譲渡可能証券および短期金融商品に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- (2) 以下の場合を除き、UCITSは、UCITS規則第68条(1)(d)が適用される種類の証券にその資産の10%を超えて投資することはできない。上記は、「ルール144A証券」として知られる以下の米国の証券に対するUCITSによる投資については適用されない。
 - (a) 当該証券が、発行後1年以内にSECに登録されるという条件で発行されている場合。
 - (b) 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格、または、類似する価格でUCITSにより7日以内に換金されることができるとする場合。
- (3) UCITSは、同一発行体が発行する譲渡可能証券または短期金融商品に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡可能証券および短期金融商品の総額は、純資産総額の40%未満とする。

- (4) 中央銀行の事前の承認を条件として、上記(3)の10%制限は、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別な公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%を超えてはならない。
- (5) 上記(3)の10%制限は、譲渡可能証券または短期金融商品がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- (6) 上記(4)および(5)に規定された譲渡可能証券および短期金融商品は、上記(3)に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- (7) UCITSはその資産の20%を超えて同一の機関の預金に投資してはならない。
- (8) 店頭デリバティブのカウンターパーティに対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
かかる制限は、EEAで認可されている金融機関または1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（EEA加盟国以外）によって認可されている金融機関または金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）No. 575 / 2013第107条（4）ならびに改正規則（EU）No. 648 / 2012に従いかかる金融機関に相当するとみなされる第三国の金融機関については10%まで引き上げられる。
- (9) 上記(3)、(7)および(8)にかかわらず、同一機関により発行された譲渡可能証券もしくは短期金融商品への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭デリバティブ取引から発生するカウンターパーティに関するリスク・エクスポージャーの2種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。
- (10) 上記(3)、(4)、(5)、(7)、(8)および(9)に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- (11) グループ会社は、上記(3)、(4)、(5)、(7)、(8)および(9)においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融商品への投資に適用されることがある。
- (12) UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡可能証券および短期金融商品に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、本投資法人の英文目論見書に記載されなければならない、以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート・エイ・ファンディング・エルエルシー、中華人民共和国(以下「中国」という。)政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

3 集団投資スキーム(Collective Investment Schemes)(以下「CIS」という。)への投資

- (1) UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。
- (2) AIFへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- (3) CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている。
- (4) UCITSが、UCITSの管理会社、またはUCITSの管理会社が共通の管理もしくは支配の関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込み、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- (5) UCITSの管理会社/投資助言会社が他のCISの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。
- (6) あるファンドによる本投資法人の別のファンドへの投資は、以下の追加的な規定に従う。
 - 本投資法人の別のファンドの投資証券を保有するファンドへの投資を行ってはならない。
 - 投資を行うファンドは、その資産のうち本投資法人の別のファンドに投資する部分に関して年間管理報酬を請求してはならない。この規定は、かかる報酬がファンドの資産から直接支払われる場合に、投資助言会社により請求される年間報酬にも適用される。

4 指数連動UCITS

- (1) UCITSは、アイルランド中央銀行UCITS規則に規定された基準を満たし、かつ中央銀行により承認されている指数に連動することをその投資方針としている場合、同一発行体が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- (2) 上記(1)の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

5 一般条項

- (1) 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼすことを可能とする議決権付株式を取得することはできない。
- (2) UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
 - () 同一発行体の無議決権株式の10%
 - () 同一発行体の債券の10%

() 同一CISの受益証券の25%

() 同一発行体の短期金融商品の10%

(注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債券の総価額または短期金融商品の総価額または発行済証券の純価額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(3) 上記(1)および(2)は以下については適用されないものとする。

() EU加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡可能証券および短期金融商品

() EU非加盟国が発行または保証する譲渡可能証券および短期金融商品

() 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する譲渡可能証券および短期金融商品

() あるEU非加盟国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本としてUCITSが保有する株式(当該国の法律に基づき当該保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に投資することを可能とする唯一の方法とされる場合に限る。)。かかる免除が適用されるのは、EU非加盟国の会社はその投資方針において上記2(3)ないし(11)、3(1)ないし(2)、本(1)、(2)、(4)ないし(6)に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の本(5)および(6)に従うものとする。

() 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのためのみに実行する子会社の資本として、一または複数の投資会社が保有する株式

(4) UCITSは、その資産を構成する譲渡可能証券または短期金融商品に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。

(5) 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6か月間、上記2(3)ないし(12)、3(1)ないし(2)、4(1)ないし(2)の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。

(6) UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該状況の是正をその売却取引の優先目的として採用しなければならない。

(7) 投資会社、管理会社、ユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について現物手当のない空売りを行うことはできない。

- 譲渡可能証券
- 短期金融商品
- CISの受益証券
- 金融派生商品

(8) UCITSは付随的に流動資産を保有することができる。

6 金融派生商品(以下「FDI」という。)

(1) FDIに関するUCITSのグローバル・エクスポージャー(アイルランド中央銀行UCITS規則で規定される。)は、その純資産総額を超えてはならない。

(2) FDIの裏付資産(譲渡可能証券または短期金融商品に組み込まれたFDIを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、アイルランド中央銀行UCITS規則で規定された投資制限を超過してはならない(本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数はアイルランド中央銀行UCITS規則/指針で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)

(3) UCITSは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができるが、店頭取引(OTCs)の取引相手方は、中央銀行による慎重な監督に従いつつ中央銀行が承認したカテゴリーに属する機関であることを条件とする。

(4) FDIへの投資は、中央銀行が定める条件および制限に従うものとする。

7 借入れおよび貸付けに関する制限

(1) ファンドは、その純資産価額の10%を上限として借入れを行うことができるが、かかる借入れが一時的なものであることを条件とする。ファンドはその資産をかかるとして担保として請求することができる。

(2) ファンドは、「バック・トゥー・バック」ローン契約により外貨を取得することができる。この方法により取得された外貨は、上記()に定める借入制限において借入れとして分類されないが、相殺の預金が(a)ファンドの基準通貨建てであることおよび(b)未返済の外貨ローンの価額と等しいかまたはこれを上回ることを条件とする。

本投資法人は、ファンドに関して、UCITS規則に従い、本投資法人の投資証券またはクラスに係る信用格付を取得および/または維持するために必要な基準を遵守する。

証券および金融デリバティブ商品におけるファンドの投資対象(非上場証券および店頭デリバティブ商品における許可された投資対象を除く。)が上場または取引される公認取引所の一覧は、以下のとおり。

規制ある市場

中央銀行の要件に従い定められる、ファンドの資産が随時投資される可能性のある定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある証券取引所および市場は、以下の一覧のとおりである。未上場有価証券またはオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券への許可された投資を除き、投資は、下記の証券取引所および市場に制限される。ファンドは随時、他の法域に所在する規制ある市場にて取引される証券に投資することにより、ある国または地域の発行体の証券への投資を通じて、当該国または当該地域へのエクスポージャーを得ることがある。中央銀行は、承認された証券取引所または市場の一覧を公表していない。本書に記載される証券取引所および市場は、下記の一覧から抽出される。

1 以下のいずれかに所在する証券取引所

- EU加盟国(ただしマルタを除く。)
- オーストラリア、カナダ、日本、香港、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、英国、米国

2 以下の一覧に記載されている証券取引所

アルゼンチン	ブエノスアイレス証券取引所
アルゼンチン	コルドバ証券取引所
アルゼンチン	ロサリオ証券取引所
アルゼンチン	メンドサ証券取引所
アルゼンチン	ラプラタ証券取引所
バーレーン	バーレーン証券取引所
バングラデシュ	ダッカ証券取引所
バングラデシュ	チッタゴン証券取引所
バミューダ	バミューダ証券取引所
ボツワナ	ボツワナ証券取引所
ブラジル	リオ・デ・ジャネイロ証券取引所
ブラジル	バイア - セルジペ - アラゴアス証券取引所
ブラジル	エクストレモ・ソル証券取引所
ブラジル	ミナス - エスピリト・サント - ブラジリア証券取引所
ブラジル	パラナ証券取引所
ブラジル	ペルナンブコ・エ・パラíba証券取引所
ブラジル	サントス証券取引所
ブラジル	サン・パウロ証券取引所
ブラジル	リージョナル証券取引所
ブラジル	ブラジル先物取引所
チリ	サンティアゴ証券取引所
チリ	チリ電子証券取引所
中国	上海証券取引所

中国	深圳証券取引所
コロンビア	ボゴタ証券取引所
コロンビア	メデリン証券取引所
コロンビア	オキシデンテ証券取引所
エジプト	アレキサンドリア証券取引所
エジプト	カイロ・アレキサンドリア証券取引所
ガーナ	ガーナ証券取引所
香港	香港先物取引所
香港	香港証券取引所
アイスランド	アイスランド証券取引所
インド	バンガロール証券取引所
インド	カルカッタ証券取引所
インド	マドラス証券取引所
インド	コーチン証券取引所
インド	デリー証券取引所
インド	ガウハティ証券取引所
インド	ハイデラバード証券取引所
インド	ルディアーナ証券取引所
インド	マガディ証券取引所
インド	ムンバイ証券取引所
インド	インド・ナショナル証券取引所
インド	ブーン証券取引所
インド	アーメダバード証券取引所
インド	ウタール・プラデッシュ証券取引所
インドネシア	インドネシア証券取引所
イスラエル	テル・アヴィヴ証券取引所
ヨルダン	アンマン金融市場
ケニア	ナイロビ証券取引所
クウェート	クウェート証券取引所
マレーシア	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	モーリシャス証券取引所
メキシコ	メキシコ証券取引所
モロッコ	カサブランカ証券取引所
ナイジェリア	ナイジェリア証券取引所(ラゴス)
ナイジェリア	ナイジェリア証券取引所(カドゥーナ)
ナイジェリア	ナイジェリア証券取引所(ポートハコート)
ナミビア	ナミビア証券取引所
パキスタン	イスラマバード証券取引所
パキスタン	カラチ証券取引所
パキスタン	ラホール証券取引所
ペルー	リマ証券取引所
フィリピン	フィリピン証券取引所
韓国	韓国証券取引所
韓国	コスダック市場
ロシア	モスクワ証券取引所

サウジアラビア	サウジ証券取引所
シンガポール	シンガポール証券取引所
南アフリカ	ヨハネスブルグ証券取引所
スリランカ	コロombo証券取引所
台湾(中華民国)	台湾証券取引所
台湾(中華民国)	中華民国証券店頭売買センター
タイ	タイ証券取引所
トルコ	イスタンブール証券取引所
ウクライナ	ウクライナ証券取引所
ウルグアイ	モンテビデオ証券取引所
ザンビア	ルサカ証券取引所
ジンバブエ	ジンバブエ証券取引所

3 以下のいずれかの市場

国際市場：	国際資本市場協会により組織された市場
カナダ：	カナダ投資業規制機構の規制を受けるカナダ国債の店頭市場
ヨーロッパ：	NASDAQヨーロッパ
英国：	() 金融行動監視機構(FCA)によって規制される銀行およびその他の機関によって運営され、FCAの市場行動ソースブックの専門職間の行動に係る規定に従い、また、() ロンドン市場の参加者(FCAおよびイングランド銀行を含む。)によって作成された「非投資商品規定」(旧称「グレイ・ペーパー」)に含まれる指針に従う非投資商品の英国における市場 AIM - ロンドン証券取引所により規制され運営される英国のオルタナティブ・インベストメント・マーケット ロンドン国際金融先物・オプション取引所(LIFFE) ロンドン証券・派生商品取引所
フランス：	フランスにおける譲渡債務証券の店頭市場(Titres de Créances Négotiables)
日本：	JASDAQ
ロシア：	モスクワ証券取引所
シンガポール：	SESDAQ(シンガポール証券取引所の第二部)
米国：	米国のNASDAQ ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが運営する米国政府証券市場 米国証券取引委員会および金融業規制機構の規制を受けるプライマリー・ディーラーおよびセカンダリー・ディーラー(ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社の規制を受ける金融機関)が運営する米国の店頭市場

4 以下に所在する、許可された金融デリバティブ商品が上場または取引されるすべてのデリバティブ取引所

EU加盟国(ただしマルタを除く。)
欧州経済地域加盟国(欧州連合(ただしマルタを除く。)、ノルウェーおよびアイスランド。ただしリヒテンシュタインを除く。)

アジア

- 香港証券取引所
- ジャカルタ先物取引所
- 韓国先物取引所
- 韓国証券取引所
- クアラルンプール・オプション金融先物取引所
- マレーシア・デリバティブ取引所
- インド・ナショナル証券取引所
- 大阪証券取引所
- 上海先物取引所
- シンガポール商品取引所
- シンガポール証券取引所
- タイ証券取引所
- 台湾先物取引所
- 台湾証券取引所
- ムンバイ証券取引所
- 東京金融取引所
- 東京証券取引所

オーストラリア

- オーストラリア証券取引所
- シドニー先物取引所

ブラジル

- ブラジル商品・先物取引所(サンパウロ証券・商品・先物取引所)

イスラエル

- テル・アヴィヴ証券取引所

メキシコ

- メキシコ・デリバティブ取引所(MEXDER)

南アフリカ

- 南アフリカ先物取引所

スイス

- EUREX

トルコ

- TurkDEX

米国

- アメリカン証券取引所
- シカゴ商品取引所
- シカゴ・オプション取引所
- シカゴ商業取引所
- 米国ユーレックス取引所
- インターナショナル・セキュリティーズ取引所
- ニューヨーク先物取引所
- ニューヨーク商品取引所
- ニューヨーク商業取引所
- パシフィック証券取引所
- フィラデルフィア証券取引所

カナダ

- モントリオール証券取引所

- 5 ファンドの資産価値を決定する目的に限り、「公認取引所」という用語には、ファンドが利用するデリバティブ商品に関して、当該デリバティブ商品が定期的に取り引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされる。さらに、かつ、上記のほか、ファンドは、本投資法人が適切とみなした場合で、保管会社が保管業務を提供することができる場合に限り、かつ、いかなる場合も中央銀行の承認を得た上で、以下の証券取引所および市場に投資することができる。

アルバニア	ティラナ証券取引所
アルメニア	エレバン証券取引所
コスタリカ	国立証券取引所
エクアドル	グアヤキル証券取引所
エクアドル	キト証券取引所
コートジボワール	アビジャン証券取引所
ジャマイカ	ジャマイカ証券取引所
カザフスタン(共和国)	中央アジア証券取引所
カザフスタン(共和国)	カザフスタン証券取引所
キルギス共和国	キルギス証券取引所
マケドニア	マケドニア証券取引所
パプアニューギニア	ラエ証券取引所
パプアニューギニア	ポートモレスビー証券取引所
プエルトリコ	サンファン証券取引所
トリニダード・トバゴ	トリニダード・トバゴ証券取引所
チュニジア	チュニス証券取引所
ウズベキスタン	タシケント共和国証券取引所

さらに、かつ、上記のほか、本投資法人が適切とみなした場合、ファンドは、保管会社が保管業務を提供することができる場合に限り、かつ、いかなる場合も中央銀行の承認を得た上で、許可された金融デリバティブ商品が上場または取引されているリヒテンシュタインのすべてのデリバティブ取引所に投資することができる。

クロス投資

投資者は、中央銀行の要件に従い、ファンドが本投資法人の他のファンドに投資することができることに留意されたい。管理会社は、本投資法人の他のファンドに投資される部分のファンドの資産に関して、管理報酬を変更することはできない。あるファンド自体が本投資法人の他のファンドの持分を保有する場合、当該ファンドに投資することはできない。

借入権限

本投資法人は、ファンドの勘定のみにおいて一時的に借入れを行うことができ、かかる借入れの総額はファンドの純資産価額の10%を上回ってはならない。本制限に従い、取締役は、本投資法人を代理してすべての借入権限を行使することができる。UCITS規則の規定に従い、本投資法人は、かかる借入れの担保として、ファンドの資産に担保権を設定することができる。

担保

ファンドは、当該ファンドの店頭デリバティブ取引またはポートフォリオの効率的運用手法および証券金融取引に関して必要であると投資助言会社が考えた場合、現金および中央銀行により許可される高格付証券を受領する場合がある。ファンドは、受領される資産の各クラスに関する方針を詳記した、文書化されたヘアカット方針を実施している。当該方針は、資産の特徴および必要に応じて実施済みのストレス・テストの結果を考慮している。

ファンドのために取引相手方から受領する担保は、現金または非現金資産の形をとることができ、(i)流動性、()評価、()発行体信用性、()相関性、(v)多様性(資産の集中)および()即時利用可能性に関して、常に、アイルランド中央銀行UCITS規則に概説される特定の基準を満たしていなければならない。担保が十分な流動性を有することを条件として、満期については一切制限がない。ファンドは、EU加盟国、一もしくは複数のその現地当局、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公共国際機関により発行され、または保証される(かかる発行体は英文目論見書の別紙2「許可される投資対象および投資制限」に記載される。)様々な譲渡性証券および短期金融商品において完全に担保される場合がある。この場合、ファンドは、6以上の発行体から証券を受領するものの、単一の発行体からの証券は、ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

再投資された現金担保は、非現金担保に適用される分散化要件に従って分散化されるものとする。再投資された現金担保により、ファンドは、当該現金担保が投資された関連する証券の発行体の不履行または債務不履行リスクといった一定のリスクにさらされる。投資者は、この点における取引相手方リスクおよび信用リスクに関する情報については、下記「3 投資リスク (1) 投資リスク

全般的なリスク要因」を参照されたい。

ファンドによりまたはファンドのために取引相手方に供託される担保は、随時取引相手方と合意する担保により構成され、ファンドが保有するあらゆる種類の資産を含む可能性がある。

評価については、受領する担保は少なくとも毎日評価されるものとし、適切かつ保守的なヘアカット率が適用されている場合を除き、高いボラティリティを有する資産は担保として認められないものとする。

適切な場合、ファンドのために保有される非現金担保は、本投資法人に適用される評価方針および評価原則に従って評価されるものとする。取引相手方との間で行われる評価に関する合意に従って、受領者である取引相手方に供託される担保は、毎日時価評価される。

所有権の移転を伴って取引相手方からファンドが受領する非現金資産は、証券金融取引に関するものか、店頭デリバティブ取引その他に関するものかを問わず、保管会社または適式に任命された副保管会社によって保管されるものとする。所有権の移転を伴ってファンドにより提供される資産はもはや当該ファンドに帰属せず、保管会社による管理外で移転するものとする。取引相手方は、その絶対的な裁量によりかかる資産を使用することができる。所有権の移転を伴わずに取引相手方に提供される資産は、保管会社または適式に任命された副保管会社によって保管されるものとする。

現金担保は、以下の投資対象以外に投資されてはならない。

- ・関連金融機関への預金
- ・高格付国債
- ・リバース・レポ契約。ただし、慎重な監督に服する金融機関との間の取引であることおよびファンドがいつでも現金の全額を累積ベースで回収することができることを条件とする。
- ・マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(「MMF規則」)の第2条(14)に定義される短期マネー・マーケット・ファンド

適格取引相手方

ファンドは、取引相手方が適格取引相手方であることを条件として、中央銀行の要件に従って店頭デリバティブ取引に投資することができる。本投資法人は、証券金融取引または店頭デリバティブ取引の取引相手方の選定においてデュー・ディリジェンスを実施する。かかるデュー・ディリジェンス

は、取引相手方の法的地位、設立国、信用格付および最低信用格付(該当する場合)の検討を含むものとする。

関連する証券金融取引または店頭デリバティブ取引の取引相手方が関連金融機関である場合を除き、(a)かかる取引相手方がESMAにより登録および監督される機関による信用格付を受ける場合、かかる格付は信用評価手続において本投資法人により考慮されるものとし、また、(b)上記(a)において言及される信用格付機関による取引相手方の格付がA-2以下(またはこれに相当する格付)に引き下げられた場合、本投資法人により遅滞なく当該取引相手方の新たな信用評価が実施されるものとする。

投資制限および借入制限の遵守

本投資法人は、ファンドについて、UCITS規則および他の適用ある法律または規制上の規定に従い、英文目論見書の投資制限もしくは借入制限、または本投資法人のファンドに関する信用格付を入手および/もしくは維持するために必要な基準を遵守する。

投資制限および借入制限の変更

本投資法人は、(中央銀行の事前承認を得た上で)UCITS規則に規定される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが意図されており、かかる変更により、本書の日付においてUCITS規則に基づき投資が制限または禁止されている証券、デリバティブ商品またはその他の形式の投資対象への本投資法人による投資が認められる可能性がある。投資制限および借入制限の変更は、更新された有価証券届出書において開示される。

指数

一部のファンドは、当該ファンドの英文目論見書補遺において指数を参照している場合がある。かかる指数は、パフォーマンスの比較、デュレーションの測定、当該ファンドがアウト・パフォーマンスすることを追求するベンチマークおよび相対的VaR測定のために参照される場合があるが、これらに限られない様々な目的で利用することができる。かかる指数の特定の目的は、英文目論見書補遺において明示しなければならない。関連する英文目論見書補遺に別段の記載のない限り、指数はベンチマーク規則第3条(1)(7)(e)に従いファンドのパフォーマンスを測定するためには使用されない。本投資法人の一部のファンドは、対象指数(以下「制約指数」という。)に連動するパッシブ運用が行われ、当該指数のパフォーマンスを追従し再現するよう設計されている。ファンドが制約指数を基準としたパッシブ運用を行う場合、ファンドが投資を行うことを認められる原資産のうち一定の割合は、当該指数の構成銘柄を参照して制約を受けることとなる。制約の水準については、各関連ファンドの英文目論見書補遺において開示される。管理会社は、ベンチマーク規則の第28条(2)に従って、ベンチマーク規則の第3条(1)(7)(e)に従って使用する指数が著しく変更された場合または提供されなくなった場合に管理会社が取るべき措置を詳述した書面による計画を策定した。この計画書は、管理会社が適切な代替指数を提案するためにとる措置を詳述している。

アクティブ運用を行うファンドは、パッシブ投資戦略に追従するのではなく、投資助言会社は、かかるファンドの投資決定を行うにあたり投資技術およびリスク分析を適用する。ファンドがアクティブ運用されるかパッシブ運用されるかについては、関連する英文目論見書補遺において開示される。

関連する英文目論見書補遺において参照される場合、ベンチマークは、以下を含むが、これらに限られない目的で、ファンドのアクティブ運用の一環として利用される場合がある。

- ・ デュレーションの測定
- ・ 当該ファンドがアウト・パフォーマンスを目指すベンチマーク(以下「目標ベンチマーク」という。)。管理会社は、ファンドの投資目的に最も整合すると考える指数を特定し、どの指数がファンドのパフォーマンスの最も適切な指標となるかを評価することにより、目標ベンチマー

クを選定する。特定の目標ベンチマークを有するファンドは、当該ベンチマークを基準としたアクティブ運用が行われているものとみなされる。ただし、目標ベンチマークは、ファンドのポートフォリオ構成を定義するためには使用されない。選定された目標ベンチマークに関する詳細については、各関連ファンドの英文目論見書補遺に記載される。

- ・ パフォーマンスの比較(以下「比較ベンチマーク」という。)。当該指数またはベンチマークが使用される場合、管理会社は、ファンドが投資を行う原資産に最も整合すると考える指数を特定し、どの指数がファンドのパフォーマンスの最も適切な指標となるかを評価する。比較ベンチマークに関する詳細については、関連するファンドの英文目論見書補遺に記載される。
- ・ および/または相対的VaR測定

上記の場合、ファンドの証券の一部はベンチマークの構成銘柄であり、ベンチマークに類似する比率を有する可能性があり、ファンドは、随時当該ベンチマークのパフォーマンスとの高い相関関係を示す可能性がある。ただし、ベンチマークは、ファンドのポートフォリオ構成を決定するために利用されず、また、ファンドは、ベンチマークの構成銘柄ではない証券に全額を投資される可能性がある。投資家は、一定の状況において、過去のパフォーマンスに基づいたシナリオまたは主要投資家情報文書の過去のパフォーマンスの項で用いられたベンチマークは、英文目論見書補遺において開示されるヘッジありのプライマリー・ベンチマークである可能性があることに留意されたい。

さらに、投資家は、ファンドが、随時、英文目論見書補遺において参照されていない一または複数の金融指数のパフォーマンスとの高い相関関係を示す可能性があることに留意すべきである。かかる相関関係は、偶発的なものである場合もあれば、当該金融指数が、ファンドが投資された資産クラス、市場セクターもしくは地理的位置を表章するものであるため、またはファンドの運用において利用される投資方法と類似の投資方法を利用しているために生じる場合もある。

金融指数

ファンドが利用する金融指数の詳細は、投資助言会社から投資主に対して請求に応じて提供され、また、本投資法人の半期および年次報告書に記載される。さらに、ファンドがエクスポージャーを得ることができる金融指数は、通常、毎月、四半期毎に、半期毎にまたは毎年、見直される。金融指数に対するエクスポージャーの取得に付随する費用は、関連する金融指数が見直される頻度によって影響を受ける。金融指数における特定の構成銘柄の比率がUCITS投資制限を上回った場合、投資助言会社は、投資主および当該ファンドの利益を考慮した上、当該状況の是正を優先目標とする。かかる指数は、中央銀行の要件に従って使用される。

デュレーション

デュレーションは、証券の数ある特徴の中でも、利回り、クーポン、満期、繰り上げ償還条項などを含む証券の金利変動への価格感応度を決定するために利用される、確定利付証券の予想存続期間の尺度である。証券のデュレーションが長期にわたるほど、金利変動への感応度が高い。同様に、長期の平均ポートフォリオ・デュレーションを有するファンドは、短期の平均ポートフォリオ・デュレーションを有するファンドよりも金利変動に敏感である。例えば、5年のデュレーションを有する債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合、約5%下落すると予想される可能性がある。

実効デュレーションは、金利が変動した場合に一定の債権の予想キャッシュ・フローが変動することを考慮した上で名目利回り条件で確定されるが、これは、多くの債券投資者および管理者の市場慣行である。実質利回りに基づく実質収益型債券ファンドのデュレーションは、コンバージョン・ファクターにより、通常各実質デュレーションの20%から90%の間である名目デュレーションに転換される。同様に、自己のデュレーションを計測する投資信託に対する指数の実効デュレーションは、同一のコンバージョン・ファクターを用いて算定される。ファンドの平均ポートフォリオ・デュレーションがインデックスによって測定された平均ポートフォリオ・デュレーションとは異なる場合、投資助

言会社は、インデックスのデュレーションの計算について内部モデルを利用することができ、これによりインデックス・プロバイダーや第三者によって算出される評価とは異なる結果がもたらされる可能性がある。

信用格付

ファンドが投資する証券またはその他の商品の発行体が、当該証券もしくは商品への投資金額または当該証券もしくは商品について期限の到来している支払いの一部または全部の損失をもたらす信用上の困難に陥らないことを保証することはできない。また、ファンドは、ファンドが取引を行いまたは金融デリバティブ商品の取引に関して証拠金もしくは担保を預託している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の債務不履行リスクを負う場合がある。

本書において、発行体の予想される元利金返済能力を長期的に測定する債務証券の信用格付について言及がなされる。信用格付は、S&P、ムーディーズまたはフィッチといった格付機関により決定される。以下の用語は、一般に、債務証券の信用格付に基づく信用度または(格付けされない場合は)投資助言会社が決定する信用度を記載するために使用される。

- ・高格付
- ・投資適格
- ・非投資適格(以下「ハイイールド債」または「ジャンク債」という。)

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、格付区分内の相対的な状態を示すため、ムーディーズの場合は数字(1、2または3)の付加記号を、S&Pおよびフィッチの場合はプラス(+)またはマイナス(-)の付加記号を追加して証券の格付を限定することができる。証券が、あるファンドの最低格付区分以上に格付けされていることを条件として、当該ファンドは、格付の限定にかかわらず当該証券を購入することができる。例えば、ファンドは、Bに格付けされた証券を購入することができる場合、ムーディーズのB1またはS&PのB-またはフィッチによる同等の格付に格付けされた証券を購入することができる。

サステナビリティ・リスク

欧州のサステナブル・ファイナンス開示規則(「SFDR」)の下、「サステナビリティ・リスク」とは、その発生が投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響をもたらすおそれがある、環境、社会またはガバナンス(以下「ESG」という。)に関する事由または状況をいう(以下「サステナビリティ・リスク」という。)。したがって、サステナビリティ・リスクの管理は、管理会社および投資助言会社により実行されるデュー・ディリジェンス・プロセスの中でも重要な部分である。原投資対象に関連するサステナビリティ・リスクを評価する際、管理会社および投資助言会社は、当該原投資対象の価値がESG事由から重大な悪影響を受けるリスクを評価している。サステナビリティ・リスクの特定、監視および管理は管理会社および投資助言会社が行う。本情報は、ファンドの英文目論見書補遺に別段の定めがない限り、各ファンドに適用される。

管理会社および投資助言会社は、ファンドのリスク調整後リターンの向上を図るため投資調査プロセスおよびデュー・ディリジェンス・プロセスに重大なESG要素を継続的に考慮に入れることをESGインテグレーションの定義としている。重大なESG要素には、とりわけ気候変動リスク、社会的不平等、消費者の嗜好の変化、規制リスク、人材マネジメントまたは発行体の違反行為が含まれるが、これらに限られない。管理会社および投資助言会社は、堅固な投資プロセスの一環として関連するESG要素を盛り込むべきだと考えている。

管理会社および投資助言会社は、世界の経済、市場、業界およびビジネス・モデルを評価する際、ESG要素のインプットがますます不可欠となっていることを認識している。重大なESG要素は、公募・私募の両市場における全資産クラスの長期的な投資機会および投資リスクを評価する際の重要な検討事項である。

評価プロセスにESG要素を組み込むことは、ESGに関する情報が投資決定の唯一のまたは主要な検討事項であることを意味するものではない。むしろ、投資助言会社は、様々な財務的要素および非財務的要素(ESGに関する検討事項を含む可能性がある。)を評価し、重視した上で投資決定を行う。ESGに関する検討事項と投資決定との関連性は資産クラスおよび戦略により異なる。関連する場合には、投資助言会社のポートフォリオ運用チームにより評価された情報が増加し、多様化することにより、投資対象に対して大局的な視野が生まれ、これにより、投資家のリターン向上の機会が生じるはずである。

エンゲージメント哲学

発行体との積極的なエンゲージメントは、投資助言会社による、ESGおよびサステナビリティ・リスク・インテグレーションの一部を構成することがある。管理会社および投資助言会社は、ESG投資について、ESGに対する好意的なアプローチを既に表明している発行体との間で投資および/またはエンゲージメントを行うことのみならず、それほど高度化されていないサステナビリティ慣行を有する発行体との間でエンゲージメントを行うことでもありと考えている。これは、投資助言会社が、投資家、従業員、社会および環境を含むすべてのステークホルダーが利益を享受しうるプラスの変化に影響を与える直接的な方法となる可能性がある。

投資助言会社のクレジット・リサーチ・アナリストは、企業戦略、レバレッジおよび貸借対照表の管理等に関するトピック、ならびにESG関連トピック(気候変動への対策目標および環境計画、人的資本管理ならびに役員の資格および役員構成等)について、発行体との間でエンゲージメントを行うことができる。

サステナビリティ・リスクの評価および軽減

サステナビリティ・リスクは発生することがあり、それは本投資法人が行った特定の投資に影響を及ぼすこともあれば、経済セクター、様々な地域もしくは諸国に幅広い影響を及ぼすこともあり、さらには本投資法人の投資対象に影響を及ぼすこともある。ESG事由が発生した範囲において、ある投資対象の価値、ひいては関連するファンドの純資産価額に突発的な重大な悪影響が生じるおそれがある。このような悪影響を受けて、関連する投資対象の価値がすべて失われ、関連するファンドの純資産価額についても同等の悪影響が生じるおそれがある。

したがって、管理会社および/または投資助言会社は、ファンドに影響を及ぼしうる広範にわたるサステナビリティ・リスクの監視および軽減を図るため、定量的評価と定質的評価の両方をあわせて、サステナビリティ・リスクがファンドのパフォーマンスに及ぼす影響を継続的に評価するよう努める。

サステナビリティ・リスクの管理面およびファンドに及ぼす重大な悪影響の可能性の低減努力面で本投資法人を支援するため、管理会社および/または投資助言会社は、上記に詳細を概説したとおり、サステナビリティとESGインテグレーションを投資の意思決定プロセスに組み込む。

タクソノミー規則の適合

英文目論見書補遺に別途記載されない限り、ファンドの原投資対象について、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準は考慮されていない。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

全般的なリスク要因

本書に記載するリスクは、投資予定者がファンドへの投資前に検討すべきリスクの網羅的な一覧ではない。投資予定者は、ファンドへの投資が例外的な性質によるその他のリスクに随時さらされる可能性があることに留意されたい。本投資法人への投資は、一定のリスクを伴う。異なるファンドおよび/またはクラスに対して異なるリスクが適用されることがある。投資予定者は、投資証券の申込みを行う前に、本書を慎重かつ全体的に検討し、各自の専門アドバイザーおよび財務アドバイザーに相談されたい。投資証券の価値および投資証券からの収益は上昇することもあれば下落することもあるため、投資者は投資の全額を取り戻せないことがあり、投資の損失を負担することができる者によってのみ投資が行われるべきであることを投資予定者は忠告されている。本投資法人またはファンドの過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの指標として依拠されるべきではない。ある時点における投資証券の販売価格(販売手数料が追加されることがある。)と買戻価格(買戻手数料が差し引かれることがある。)との差額は、投資が中長期的なものであるとみなされるべきであることを意味している。本投資法人が投資する証券および商品は、通常の相場変動および当該投資対象への投資に固有のその他のリスクにさらされ、価値の上昇が生じることおよびファンドの投資目的が実際に達成されることを保証することはできない。

ファンドが投資する証券に帰属するリスクは、下記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」に記載される。以下は、ファンドへの投資前に検討すべき全般的なリスク要因の一部を記載したものである。

金利リスク

金利リスクとは、ファンドのポートフォリオにおける確定利付証券、配当付資本性証券およびその他の商品の価値が金利の上昇により下落するリスクをいう。名目金利が上昇した場合、ファンドが保有する確定利付証券、配当付資本性証券およびその他の商品の価値は減少する可能性が高い。長期デュレーション証券は、短期デュレーション証券と比べ金利変動に敏感である傾向があり、金利変動は、長期デュレーション証券のボラティリティを高める。名目金利は、実質金利と予想インフレ率の合計として記載される可能性がある。金利変動は、急激かつ予想外である可能性があり、ファンドは、金利変動の結果、金銭を失う場合がある。ファンドは、金利変動に対してヘッジすることができない場合または経費もしくはその他の理由によりヘッジしないことを選択する場合がある。また、ヘッジは、意図したとおりに作用しない場合がある。実質金利が上昇した場合、インフレ連動債の価値は下落する。実質金利が名目金利よりも早く上昇した場合等の一定の金利環境において、インフレ連動債は、同様のデュレーションを有する他の確定利付証券よりも多額の損失を被る場合がある。

長期デュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響をより受けやすく、通常、短期デュレーション証券と比べ、ボラティリティがより高くなる。株式およびその他の変動利付証券の価値もまた、金利変動により下落する場合がある。実質金利が上昇した場合、インフレ連動債の価値は下落する。実質金利が名目金利よりも早く上昇した場合等の一定の金利環境において、インフレ連動債は、同様のデュレーションを有する他の確定利付証券よりも多額の損失を被る場合がある。

変動利付証券は金利変動の影響を受けにくい傾向にあるが、かかる証券の金利が市場金利と同程度または同様の速さで上昇しなかった場合は、その価値が下落する場合がある。逆に、変動利付証券は、金利が低下した場合にその価値が上昇する傾向がある。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合にその価値が下落する場合がある。逆変動利付証券は、同程度の信用度を有する確定利付債と比べ、価格変動がより激しくなる可能性がある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下

(逆変動利付証券の場合は上昇)は、かかる証券から得られる利益およびファンドの投資証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

配当付資本性証券、特にその市場価格がその利回りと密接に連動しているものは、金利変動の影響をより受けやすくなる可能性がある。金利が上昇した場合、かかる証券の価値は下落する可能性があり、これによりファンドは損失を被る場合がある。

金利の上昇は、様々な要因(例:金融政策、インフレ率、一般的な経済情勢等)により引き起こされる。特に、金利が低い経済情勢についてはその傾向がある。したがって、確定利付証券に投資するファンドは、高度な金利リスクにさらされる場合がある。

極度な低金利またはマイナス金利は、金利リスクを増大させる場合がある。金利の変動(マイナス金利への変動を含む。)は、市場に予測不能な影響を及ぼし、市場のボラティリティを高め、ファンドがかかる金利にさらされている間はファンドのパフォーマンスを下げる可能性がある。

平均デュレーション等の尺度は、ファンドの金利の影響の受けやすさを正しく反映しない場合がある。特に、ファンドが様々なデュレーションの証券を保有する場合にはその傾向が高くなる。したがって、一定水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有するファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高度な金利リスクにさらされる可能性がある。このリスクは、ファンドがファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなる。

ベースス・リスク

認識された価格設定の非効率性を追求する戦略および類似の戦略(アービトラージ戦略等)は、市場または各証券の価格が予想通りに推移せず、これによりファンドにリターンの減少または損失をもたらす、特定の取引の清算に伴う経費を負担させる恐れがあるというリスクを伴う。市場動向の予想は困難であり、証券は誤った価格を設定され、または投資助言会社により不適切に評価される可能性がある。同一の法主体により発行された証券またはその他これに類似すると考えられる証券は、市場全体でまたは同一市場において同じように価格設定されず、または評価されない場合があり、価格設定の相違から利益を得ようとする試みは、予測不能な価格または評価の変動等の様々な理由により成功しない場合がある。ファンドが特定の戦略を追求するためにデリバティブを利用する場合、ファンドは、デリバティブのパフォーマンスが原資産の価格、参照レートまたは参照指数と完全には相関しないというさらなるリスクにさらされる。

平均信用度または平均デュレーション等の尺度は、ファンドの信用リスクまたは金利の影響の受けやすさを正しく反映しない場合がある。特に、ファンドが様々な信用格付またはデュレーションの証券を保有する場合にはその傾向が高くなる。したがって、一定水準の信用度または金利リスクを示す平均信用度または平均デュレーションを有するファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高度な信用リスクまたは金利リスクにさらされる可能性がある。これらのリスクは、ファンドがファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなる。

信用リスク

ファンドは、確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約もしくはポートフォリオ証券貸付のカウンターパーティが元利金の適時の返済またはその他自らの義務の遵守を行えないか、または行おうとしない場合、金銭を失う恐れがある。証券は様々な程度の信用リスクにさらされ、これらは多くの場合、信用格付に反映されている。地方債は、訴訟、法律その他の政治的事由、現地の事業もしくは経済情勢または発行体の破産が、元利金の返済を行う発行体の能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクを伴う。

平均信用度等の尺度は、ファンドの信用リスクの影響の受けやすさを正しく反映しない場合がある。特に、ファンドが様々な信用格付の証券を保有する場合にはその傾向が高くなる。したがって、一定の信用度を示す平均信用度を有するファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高

度な信用リスクにさらされる可能性がある。このリスクは、ファンドがファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなる。

ハイイールド債リスク

投資適格でないハイイールド債および同程度の信用度を有する無格付証券(「ジャンク債」として知られる。)に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドと比べ、より高い金利リスク、信用リスク、繰上償還リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性がある。かかる証券は、元利金の返済に応じる発行体の継続的な能力に関して極めて投機的であるとみなされ、同様の満期を有する高格付証券と比べ、ボラティリティがより高くなる可能性がある。不況または金利が上昇する期間または個々の企業動向は、ハイイールド債の市場に悪影響を及ぼし、かかる証券を有利な時期または価格において売却するファンドの能力を低下させる可能性がある。特に、ジャンク債は、より小規模で、信用度のより低い企業または高度にレバレッジされた(負債をかかえた)企業により発行される場合が多く、これらの企業は一般的に、財務がより安定している企業と比べ、予定通りに元利金の返済を行う能力が低くなる。ゼロ・クーポン債または現物支払証券の構造を有するハイイールド債は、金利の上昇またはスプレッドの拡大による値下げ圧力の影響を特に受けやすいため、特にボラティリティが高くなる傾向があり、ファンドに対し、実際に現金通貨を受領することなく帰属利益の課税分配を行うことを余儀なくさせる場合がある。証券の発行体が元利金の返済を行わなかった場合、ファンドは、その投資額を全額失う可能性がある。ハイイールド債の発行体は、発行済み証券を満期前に「繰上償還」するまたは買い戻す権利を有する場合があり、これにより、ファンドは、その手取金を金利のより低い証券へ再投資することを余儀なくされる可能性がある。また、ジャンク債は、高格付証券と比べ、その市場が高格付証券の市場ほど広範または活発ではなく、ハイイールド債の発行は投資適格証券の発行と比べ小規模となる場合があり、ハイイールド債に関する公開情報は一般的により少ないため、市場性が低くなる(すなわち、流動性が低くなる)傾向がある。ハイイールド債への投資に伴うリスクのため、かかる証券へ投資するファンドへの投資は投機的とみなされる可能性がある。

市場リスク

ファンドが所有する証券の市場価格は、時として急激かつ予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もある。証券の価値は、証券市場全体または証券市場における特定の産業に影響を及ぼす要因により下落する場合がある。証券の価値は、実際のもしくは感知される経済状況の悪化、企業収益の一般見通しの変化、金利変動もしくは為替相場の変動、信用市場の不利な変動または一般的な投資者心理の悪化といった特定の会社に特に関連していない一般的な市況により下落する場合がある。かかる価値は、労働力不足または生産費用の増加および産業内の競争状況の激化といった特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合がある。証券市場の全般的な低迷の間、複数の資産クラスの価値は同時に下落する場合がある。資本性証券は、通常、確定利付証券と比べて価格変動が大きくなる。また、信用格付の格下げは、ファンドが保有する証券に悪影響を及ぼす場合がある。市場のパフォーマンスが良好である場合でも、ファンドが保有する投資対象の価格が一般市場に連動して上昇するとの保証はない。また、市場リスクには、地政学的事由が国内または世界レベルで経済を混乱させるというリスクが含まれる。例えば、テロ、市場操作、政府の債務不履行、政府の閉鎖および自然災害/環境災害はすべて、証券市場に悪影響を及ぼす可能性があり、これによりファンドの価格は下落する可能性がある。市場の混乱は、ファンドが適時に有利な投資決定を行うことを妨げる可能性がある。地政学的な市場の混乱が発生している地域に投資を集中させたファンドは、高度な損失リスクにさらされる。

「金利リスク」の項に詳述するとおり、特定の市況は、確定利付証券に投資するファンドに関しより高度なリスクをもたらす場合がある。将来における金利の上昇は、確定利付証券に投資するファン

ドの価格を下落させる可能性がある。このため、確定利付証券の市場は、高度な金利リスク、ボラティリティ・リスクおよび流動性リスクにさらされる場合がある。金利の上昇によりファンドが十分な価格を維持できなくなった場合、ファンドは、投資主による買戻しの増加に直面する可能性があり、これによりファンドは、投資対象を不利な時期または価格で手仕舞うことを余儀なくされ、悪影響を受ける可能性がある。

取引所および証券市場は、早期に取引を終了し、取引の終了が遅延し、または特定の証券につき取引停止命令を出す場合があり、これにより、特に、ファンドは、特定の証券または金融商品を有利な時期に売買できなくなるか、またはそのポートフォリオ投資対象の価格を正確に設定できなくなる可能性がある。

エビデミック/パンデミックに関するリスク

エビデミックとは、特定の時期に、あるコミュニティで感染症が広く発生することをいう。パンデミックは、エビデミックが国家レベルまたは世界レベルに達した場合に発生する。エビデミックは、主に特定の地域に影響を及ぼす可能性がある(また、当該地域を中心に投資を行うファンドは、高い損失リスクにさらされることがある。)一方、世界経済、関連国の経済および個々の発行体に対しても悪影響を及ぼす可能性があり、これらすべてがファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。パンデミックによる影響は、より広範囲に及ぶ可能性が高い。パンデミックの深刻さおよび期間は様々であるが、パンデミックは、その期間およびそれ以降において、本投資法人、管理会社および/またはサービス提供会社(管理事務代行会社および投資助言会社を含む。)に対して重大な財務リスクおよび/またはオペレーショナル・リスクをもたらす可能性がある。パンデミックの深刻度によって、渡航および国境の制限、検疫、サプライチェーンの混乱、消費者需要の減退ならびに市場全般の不確実性および不安定が発生する可能性がある。例えば、2020年1月以降、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルスの感染が拡大したことに起因する大幅な乱高下を経験しており、かかる乱高下は今後も続く可能性がある。COVID-19の影響は、世界経済、特定の国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性があり、これらすべてがファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

医療および衛生に係る事由に起因するかかる市場の混乱は、ファンドに劇的な損失をもたらす可能性があり、かかる事由により、通常であれば歴史的に低リスクの戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになることがある。パンデミックは、ファンドのポートフォリオ、またはファンドが新規投資対象を発掘したり投資を実現したりする能力に悪影響を及ぼす可能性がある。エビデミック、パンデミックおよび/または類似の事由は、個々の発行体または関係する発行体グループに対しても深刻な影響を及ぼす可能性があり、また、証券市場、金利、オークション、流通取引、格付け、信用リスク、インフレーション、デフレーションおよび本投資法人または投資助言会社(または他のサービス提供会社)の運営に関するその他の要因に悪影響を及ぼす可能性がある。また、衛生上のパンデミックまたは病気の急激な発生に関連するリスクは、当該事由が不可抗力事由に該当するか否かの不確実性によって増大する。不可抗力事由が発生したと判断された場合、ファンドのカウンターパーティは、ファンド(またはその代理人)が当事者である特定の契約に基づく自らの義務の免除を受けることができる。不可抗力事由が発生していない場合、ファンド(またはその代理人)は、運営および/または財務安定性の潜在的な制約にかかわらず、自らの契約上の義務を満たすよう要求される可能性がある。いずれの結果も、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。

発行体リスク

運用実績、借入比率および発行体の商品またはサービスの需要の減少といった発行体に直接的に関連する多くの理由により、証券の価値は下落する場合がある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を売買することが困難な場合に存在する。また、流動性のない証券は、特に変動する市場においては評価がより難しくなる場合がある。流動性のない証券におけるファンドの投資対象は、当該ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができない可能性があり、これによりファンドは他の投資機会を利用できなくなる可能性があることから、当該ファンドの収益を減少させる場合がある。多大な市場リスクおよび/または信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券を含む主たる投資戦略を有するファンドは、流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

また、一部の投資対象の市場は、一部の発行体の状況における特定の不利な変更とは別に、不利な市場または経済情勢において流動性が低くなる場合がある。債券市場は、過去30年間にわたり成長し続けてきた一方で、債券取引を行う伝統的なディーラー・カウンターパーティの能力は同様に成長しておらず、場合によっては低下している。このため、金融仲介機関の「市場を形成する」能力を主に示す社債のディーラー・インベントリは、市場規模に関し過去最低かまたはそれに近くなっている。マーケット・メーカーは仲介サービスを通じて市場に安定性をもたらすため、ディーラー・インベントリの著しい低下は、債券市場における流動性の低下およびボラティリティの上昇をもたらす可能性がある。これらの問題は、経済の不確実性が続く期間は増大する可能性がある。

このような場合において、ファンドは、流動性のない証券への投資制限およびかかる証券もしくは商品の売買が困難であることにより、特定のセクターへの適度なエクスポージャーを達成できない可能性がある。ファンドの主な投資戦略に時価総額が少ない企業の証券、外国証券、流動性のない確定利付証券または多大な市場リスクおよび/もしくは信用リスクを伴う証券が含まれている限りにおいて、ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーは最大となる可能性が高い。さらに、満期までのデュレーションがより長い確定利付証券は、満期までのデュレーションがより短い確定利付証券と比べ、より高度な流動性リスクにさらされる。最後に、流動性リスクは、過度の買戻請求またはその他の異常な市況のリスクにも起因するため、ファンドは、許可された期間内にすべての買戻請求に応じることが困難となる場合がある。かかる買戻請求に応じることにより、ファンドは低価格または不利な条件での証券の売却を余儀なくされ、ファンドの価格は下落する可能性がある。また、他の市場参加者がファンドと同時に保有債券の売却を試み、市場の供給過多を招き、流動性リスクおよび値下げ圧力を高める場合もある。

資本減少リスク

一定のファンドおよび投資証券クラスは、資本ではなく分配金の確保を優先目的とする場合がある。投資者は、収益への集中ならびに管理報酬およびその他の報酬の資本への請求により資本が減少し、当該ファンドの将来の資本成長を維持する能力が縮小されることに留意されたい。この点において、当該ファンドまたは適用される投資証券クラスの存続期間中に行われる分配は、元本払戻型として理解されるべきである。

デリバティブ・リスク

ファンドは、デリバティブ商品に付随するリスクにさらされる場合がある。

デリバティブは、その価値が、原資産、基準金利または参照指数の価額に左右され、またはこれらから派生する金融契約である。ファンドが利用することができる様々なデリバティブ商品は、下記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」と題する項に記載される。デリバティブは、通常、() 原資産のポジションを取る代わりとして、() 発行体、利回り曲線の一部、指数、セクター、通貨および/もしくは地域等に対するエクスポージャーを得るため、かつ/または() 金利リスクもしくは為替リスクといった他のリスクに対するエクスポージャーを軽減させるた

めに設計された戦略の一環として利用される。また、ファンドは、中央銀行により定められた限度内でエクスポージャーを得るためにデリバティブを利用することができ、その場合、当該ファンドのデリバティブの利用はエクスポージャー・リスクを伴い、場合によっては当該ファンドに無限の損失をもたらす可能性がある。デリバティブの利用により、ファンドの投資リターンは、当該ファンドが保有しない投資証券のパフォーマンスの影響を受け、結果として当該ファンドの投資エクスポージャー総額が当該ファンドのポートフォリオの価格を超える可能性がある。

ファンドのデリバティブ商品の利用は、証券およびその他の従来型投資対象への直接的な投資に付随するリスクと異なるリスクまたはかかるリスクより大きい可能性のあるリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスクおよび運用リスクといった本項の他の部分に記載される多くのリスクならびに証拠金規制の変更から生じるリスクにさらされる。また、デリバティブは、誤った価格設定または不当な評価を受けるリスクおよびデリバティブの価格変動が原資産、基準金利または参照指数と完全に相関しないリスクを伴う。デリバティブ商品に投資するファンドは、投資した元本を超える金額を失う可能性があり、デリバティブは、特に例外的かつ極端な市況において当該ファンドのボラティリティを高める場合がある。また、適当なデリバティブ取引は、すべての状況において利用することができるわけではなく、かかる取引が有益となる可能性がある時に他のリスクに対するエクスポージャーを縮小させるためファンドがかかる取引を行うこと、またはかかる取引を利用した場合にかかる戦略が成功することを保証することはできない。さらに、ファンドによるデリバティブの利用により、投資主が支払う税額の増加または繰上げがなされる場合がある。

デリバティブ商品市場への参加には、これらの戦略を用いなければファンドがさらされないであろう投資リスクおよび取引コストが伴う。デリバティブ戦略を成功裡に実行するために必要となるスキルは、他の種類の取引に必要なスキルとは異なる場合がある。ファンドがデリバティブ取引に関連する証券、通貨、金利、カウンターパーティまたはその他の経済的要因の価格および/または信用度の予想を誤った場合、ファンドは、かかるデリバティブ取引を一切行わなければより有利なポジションを得ていた可能性がある。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の義務を評価するにあたり、特定のデリバティブ取引がファンドとそのカウンターパーティとの間の合意のみにより変更され、または終了される可能性があることを考慮することは重要である。したがって、ファンドは、予定された終了日または満了日より前にデリバティブ取引に伴うファンドの義務またはファンドのリスク・エクスポージャーを変更し、終了し、または相殺することができない可能性があり、このことは、ファンドに対し、ボラティリティの上昇および/または流動性の低下を招く可能性がある。この場合、ファンドは、金銭を失う可能性がある。

一部のデリバティブ商品の市場(外国の市場を含む。)は比較的新しく、発展途上にあるため、リスク管理またはその他の目的で適切なデリバティブ取引をいつでも利用することが可能とならない場合がある。ファンドは、ある契約の満了時に、類似の契約を締結することによりデリバティブ商品における自らのポジションを維持しようとする場合があるが、当初の契約のカウンターパーティが新規契約の締結を望まず、他の適切なカウンターパーティも見つからなかった場合は、これを行えない可能性がある。かかる市場が利用可能でなかった場合、ファンドは、より高度な流動性リスクおよび投資リスクにさらされる可能性がある。

ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより通常発生する損失の大部分は、ヘッジ投資による利益により相殺され、その逆もまた同様である。ヘッジは損失を減じ、または排除することができるものの、利益も減じ、排除する可能性がある。ヘッジは、時折、デリバティブと原証券の間の不完全な相関関係にさらされるため、ファンドのヘッジ取引が効果的となるとの保証はない。

将来におけるデリバティブ市場のさらなる規制は、デリバティブの費用を増加させ、デリバティブの利用可能性を制限し、またはその他デリバティブの価格またはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。将来におけるかかる不利な展開は、デリバティブを利用する特定の戦略を用いるファン

ドの能力を制限し、ファンドによるデリバティブ取引の効果を減じ、ファンドの価格を減じる可能性がある。

証券化リスク

ファンドは、証券化商品に投資する場合がある。管理会社は、規則(EU)2017/2402(以下「証券化規則」という。)に基づき、証券化商品への投資に関して一定のデュー・ディリジェンス要件および継続的なモニタリングに係る要件を遵守しなければならない。証券化規則は、EUの証券化に関する当事者に対し、投資者が証券化に関する一定の情報を入手できるようにすることを要求しており、これにより、管理会社は、証券化規則に基づき要求される必要なデュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリングを行うことが可能となるはずである。ただし、EU域外の証券化の場合には、かかる情報が容易に入手できない可能性がある。この結果、管理会社はかかる証券化に対するエクスポージャーを得ることができず、管理会社の投資ユニバースが制限される可能性があり、ひいてはファンドのパフォーマンスにマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

証券化規則に基づき、管理会社はデュー・ディリジェンスを実施する義務がある。管理会社またはその委託先がかかるデュー・ディリジェンスの完了に関連して専門アドバイザーを雇用する場合、ファンドが追加費用を負担することとなる可能性がある。

株式リスク

ファンドが株式または株式に関連する投資対象に投資する場合、ファンドは株式リスクにさらされる。資本性証券の価格は、実際のもしくは感知される経済状況の悪化、企業収益の一般の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動または一般的な投資者心理の悪化といった特定の会社に特に関連していない一般的な市況により下落する場合がある。資本性証券の価格は、労働力不足または生産費用の増加および産業内の競争状況の激化といった特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合がある。資本性証券は、通常、確定利付証券よりも大きな価格変動性を有する。

配当利回りがより高い資本性証券は、金利変動の影響を受けやすい傾向があり、金利が上昇した場合、かかる証券の価格は下落する可能性があり、これによりファンドは損失を被る可能性がある。ファンドによる配当獲得戦略(すなわち、発行体による配当が行われる直前に資本性証券を購入し、配当が行われた直後にこれを売却する戦略)の利用は、特に配当獲得取引の対象となった株式の短期間における著しい価格変動が生じた場合に、ファンドにポートフォリオ回転率の上昇、取引コストの増加およびキャピタル・ロスが生じる可能性をもたらす。また、配当を得るために購入した証券は、多くの場合、売却時(すなわち、配当が行われた直後)に価格が下落し、これによるファンドへの実現損失は受領した配当額を上回る場合があり、これによりファンドの純資産価額はマイナスの影響を受ける。

モーゲージ・リスク

モーゲージ関連証券を購入するファンドは、特定のさらなるリスクにさらされる。金利の上昇は、モーゲージ関連証券のデュレーションを延長させる傾向があり、これによりモーゲージ関連証券は金利変動の影響をさらに受けやすくなる。このため、金利が上昇した場合、モーゲージ関連証券を保有しているファンドはボラティリティが高まる可能性がある。これは、遅延リスクとして知られている。また、モーゲージ関連証券は、期限前返済リスクにもさらされる。金利が低下した場合、借り手は、モーゲージを予定より早く返済する場合がある。ファンドはかかる金銭をより低い実勢金利で再投資しなければならないため、このことは、ファンドのリターンを減じる可能性がある。

グローバル・インベストメント・リスク

一部の国際法域の証券に投資するファンドは、より急激な価格変動に直面する可能性がある。ファンドの資産の価額は、世界の政治動向、政策変更、税制変更、外国投資および通貨送金の制限、通貨変動ならびに投資を行う、また/またはファンドを売り出すもしくは販売する国々の法律および規制におけるその他の動向および解釈等の不確実性の影響を受ける可能性がある。多くの国々の証券市場は比較的小規模であり、限られた数の企業が少数の業界を表章している。また、多くの国々の発行体は、通常、高度な規制には従わない。さらに、投資を行う特定の国々における法制度ならびに会計、監査および報告基準は、投資者に対し、主な証券市場において通常適用されるものと同程度の投資者保護または情報を提供しない可能性がある。また、国有化、収用もしくは没収課税、通貨の使用制限、経済の不確実性、政変または外交上の出来事は、ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、収用またはその他の没収が行われた場合、ファンドは、かかる国においてその投資額を全額失う可能性がある。ある地域における不利な条件は、その経済が関連していないように見えるその他の国々の証券に悪影響を及ぼす場合がある。ファンドがその資産の大部分を東欧またはアジア等の集中した地理的地域に投資する場合、ファンドは、一般的に、投資に伴う地域的経済リスクに対しより高いエクスポージャーを有する。

ファンドの特定の証券および市場に投資する能力は、投資助言会社または管理会社が、投資を別途行う国々の特定の法律および規制により投資対象を回避または処分することが投資主の最善の利益となると判断する場合など一定の状況において制限される可能性がある。ファンドの特定の証券および市場に投資する能力は、投資助言会社または特定の法域においてファンドに関するサービスを提供する他の事業体に適用される特定の法律および規制の影響により制限される可能性がある。かかる状況により、ファンドは特定の投資対象に対するエクスポージャーを得ることができず、関連するファンドの投資ユニバースが制限される可能性があり、ひいてはファンドのパフォーマンスにマイナスの影響が及ぼす可能性がある。

新興国市場リスク

ファンドは、発展途上または「新興国市場」の経済を有する国を拠点とする発行体の証券に投資することができる。

ファンドが新興国市場証券に投資した場合、外国投資リスクは特に高い場合がある。新興国市場証券には、先進国に経済的に結びつく証券および商品に投資するリスクと異なり、かかる先進国におけるリスクより大きい可能性のある市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクが存在する場合がある。ファンドが特定の地域、国または国の集団に経済的に結びつく新興国市場証券に投資した場合、当該ファンドは、当該地域、国または国の集団に影響を及ぼす政治または社会的な不利な事象に対してより敏感である場合がある。経済、事業、政治または社会の不安定性は、先進国市場証券とは異なった形で、また多くの場合かかる証券と比べてより深刻に、新興国市場証券に影響を及ぼす場合がある。新興国市場証券の複数の資産クラスへの投資に注力するファンドは、新興国市場証券全体に不利である場合では、損失を軽減させる能力が限られる場合がある。また、新興国市場証券は、先進国に経済的に結びつく証券と比べてボラティリティが高く、流動性がない上、評価が困難である場合がある。新興国市場における証券の取引および決済に関する制度および手続きは、それほど発展していない上、透明性が低く、取引の決済が長期にわたる場合がある。信用スプレッドの拡大を伴う金利の上昇は、新興国市場の負債の価値に悪影響を及ぼし、外国発行体の資金調達費用を増加させる可能性がある。こうした場合では、外国発行体は、その債務を返済することができず、新興国市場の負債市場は、流動性が低下し、これに投資するファンドは金銭を失う可能性がある。

決済リスク

それぞれの市場は、異なる清算および決済手続を有する場合があるため、証券取引を行うことが困難になることがある。ファンドは、世界の様々な地域における市場のうち、他の法域で確立された法体系を認識しない決済システムを有し、および/または決済システムが十分に発達していない一定の市場に投資する場合がある。

中央証券預託機関の規制

規則(EU)No.909/2014(以下「CSDR」という。)に基づき導入された決済規律制度に基づく新しいルールは、EUの中央証券預託機関(例えば、ユーロクリアやクリアストリーム)で行われる決済のフェイル数を減らす目的で、2022年2月1日に効力を生じた。対策には、関連する中央証券預託機関(以下「CSD」という。)における決済フェイルにつき責任を負う参加者が、現金にて罰金を支払うよう義務づけられ、当該罰金額が他の参加者に配布される新たな現金罰金制度の導入が含まれる。この制度は、決済フェイルを引き起こす参加者に対する効果的な抑止力として機能することを意図している。一定の状況において、このような罰金および関連する費用は本制度の対象範囲とされる取引がなされたファンドの資産から(直接または間接に)負担されることがあり、結果として、関連するファンドが負担する運営費およびコンプライアンス費用が増加することがある。

為替リスク

一部のファンドは為替リスクにさらされる場合がある。通貨間の為替の変動またはある通貨から他の通貨への換金は、ファンドの投資対象の価格を下落または上昇させる可能性がある。為替レートは短期間で著しく変動する場合がある。為替レートは、通常、為替市場における需給関係、異なる国々への投資に関する相対的メリット、実際のまたは認識された為替レートの変動およびその他の複雑な要因により決定される。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入(または介入不履行)、為替管理または政治動向によっても予測不能な影響を受ける。また、ファンドが()存在しなくなった通貨または()その参加者がその参加者でなくなった通貨に投資する場合、ファンドの流動性は悪影響を受ける可能性が高い。

ヘッジされない投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、特定のファンドの基準通貨により計算され、その後市場レートで当該投資証券クラスの通貨にそれぞれ換金される。ファンドの投資助言会社はかかる通貨エクスポージャーをヘッジしないため、投資証券1口当たり純資産価格およびヘッジされない投資証券クラスのパフォーマンスは、当該ファンドの通貨エクスポージャーとヘッジされない投資証券クラスの通貨との間の為替レートの変動の影響を受けることが予想される。ヘッジされない投資証券クラスへの投資者は、かかる為替リスクを負う。

為替取引の費用およびヘッジされない投資証券クラスの購入、買戻しまたは交換に関連する損益は、当該クラスにより負担され、当該クラスの投資証券1口当たり純資産価格に反映される。

為替ヘッジ

ファンドは、為替レートの変動の結果として生じる変動から保護することを目的として、(ファンド・レベル、または英文目論見書に記載される一定の状況においては、クラス・レベルで)為替取引および/またはデリバティブ取引を行うことができる。これらの取引は、ヘッジ対象通貨の価値の下落による損失のリスクを最小限に抑えることを意図したものであるが、ヘッジ対象通貨の価値が上昇した場合に実現される潜在的な利益を限定するものでもある。関連する契約金額と関連する証券の価値を正確に一致させることは、当該証券の将来価値が、当該契約が締結される日と当該証券が満期を迎える日との間の当該証券の価値の市場変動の結果として変化するため、一般的には不可能である。ヘッジ戦略の成功は保証されない。一般に予想される為替変動に対しては、当該変動の結果として予想される価値の下落から資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることができない場合がある。

債務の分離

本投資法人は、ファンド間の債務の分離を行うアンブレラ型投資法人である。結果として、アイルランド法の問題として、特定のファンドに帰属するいかなる債務も、当該ファンドの資産からのみ負担され、他のファンドの資産は、当該ファンドの債務を負担するために使用されない。投資主は、ファンドにおいて保有する投資証券の価値を超える金額について責任を負わず、また、本投資法人のその他のファンドの債務についても責任を負わない。加えて、本投資法人が締結した契約には、法の適用により、契約の相手方が契約が締結されたファンド以外のファンドの資産に遡及できないという黙示条項が含まれる。これらの規定は、債権者や支払不能の状態をも拘束するが、詐欺または不当表示の理由で他のファンドの一部または全債務を負担するため、あるファンドの資産の適用を要求する法規または法の支配の適用を妨げるものではない。さらに、これらの規定は、本投資法人に対する債務を強制する訴訟の主たる裁判地となるアイルランドの裁判所を拘束するが、これらの規定は他の法域では審査されておらず、ファンド間の債務の分離の原則を認識していない法域の別のファンドに関連して負う債務の負担について、債権者がファンドの資産を差し押さえるか差し押さえることを求める可能性が残っている。

投資証券クラス間の資産分離の欠如により、特定の投資証券クラスの為替ヘッジに用いられるデリバティブは、ファンドの全ての投資家にとって潜在的な相手方およびオペレーショナル・リスクをもたらす資産の共通プールの一部となる。これは、他の投資証券クラスに影響するリスク(スピル・オーバーとしても知られる)につながる可能性があり、その一部は為替ヘッジを行わないこともある。このリスクの影響を軽減するためにすべての措置が講じられるが、例えばデリバティブ取引の相手方の債務不履行または投資証券クラスの特定資産に関する損失が投資証券クラスの評価額を超えるなど、リスクを完全に排除することはできない。

投資証券クラスレベルのリスクにおける為替ヘッジ

投資証券クラスレベルでのヘッジ活動は、ファンドを相互汚染リスクにさらす可能性がある。これは、取り決めにおいて、相手方の遡及の範囲が関連する投資証券クラスの資産に限定されることを(契約上または他の方法で)保証することは不可能であるためである。為替ヘッジ取引の費用および損益は、関連する投資証券クラスのみを生じるが、それにもかかわらず投資家はある投資証券クラスにおいて行われた為替ヘッジ取引が他の投資証券クラスに負の影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。特に(EMIRに従って)そのような為替ヘッジ取引がファンドに担保(すなわち、当初証拠金または変動証拠金)の計上を要求する場合である。そのような担保は、ファンドによって計上され、ファンドのリスクによって(投資証券クラスがファンド資産の分離部分を表していないという理由から、投資証券クラスもしくは投資証券クラスのリスクによらず)、他の投資証券クラスの投資家を当該リスクの一部にさらすことになる。

エクスポージャー・リスク

デリバティブ取引は、ファンドを追加のリスク・エクスポージャーにさらさせる可能性がある。ファンドに将来のコミットメントを発生させるまたは発生させる可能性のある取引は、関連する原資産または流動資産によりカバーされる。

ファンドの終了

取締役は、いつでもファンドを終了し、清算することを決定することができ、このことは、投資主に不利な租税上の影響をもたらす可能性がある。ファンドが終了した場合、投資主は、ファンドに対する自らの持分割合に相当する現金または現物による分配を受ける。ファンドへの投資の額およびその後の終了における分配は、当該時点の市況に左右される。終了に伴う分配は、通常、投資主にとり課税対象事由となり、ファンドに対する投資主の持分ベースにより租税上の利益または損失をもたら

す。終了するファンドの投資主は、当該投資主が直接的または間接的に負担した費用(販売手数料、会計手数料またはファンド費用等)の払戻しを受けることができず、また、当該投資主の当初投資額より少ない金額を終了時に受領する可能性がある。

運用リスク

ファンドは、積極的に運用される投資ポートフォリオであるため、運用リスクにさらされる。投資助言会社は、ファンドの投資決定を行う際に投資技法およびリスク分析を用いるが、これらが希望どおりの結果を生み出すとの保証はできない。ファンドが投資を試みる特定の証券またはその他の商品は、希望する数量が利用可能とならない可能性がある。そのような状況において、投資助言会社は、代替としてその他の証券または商品の購入を決定する場合がある。かかる代替の証券または商品は、予想通りのパフォーマンスを見せない可能性があり、ファンドに損失をもたらす可能性がある。ファンドは、認識された価格設定の非効率性を追求する戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を用いる限りにおいて、かかる戦略に含まれる証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動し、ファンドのリターンを減じるか、またはファンドに損失をもたらすというリスクにさらされる。

また、法律上、規制上または税制上の制限、方針または動向は、投資助言会社がファンドの運用に関連して利用できる投資技法に影響を及ぼし、投資目的を達成するファンドの能力にも悪影響を及ぼす可能性がある。

資産配分リスク

ファンドがその資産の配分または再配分につき最適ではないまたは不適切な資産配分の決定または誤り(業務上であるか否かを問わない。)を行うことにより金銭を失うというリスクが存在する。ファンドは、後に多額のリターンを生み出す市場を過小評価することにより魅力的な投資機会を逃す場合があり、後に著しく下落する市場を過大評価することにより投資額を失う場合がある。

評価リスク

管理事務代行会社は、()未上場であるか、または()規制ある市場に上場しており、もしくは規制ある市場で取引されているものの、市場価格が価値を表していないか、または入手可能でない投資対象の評価に関して、投資助言会社と協議することができる。ファンドの投資対象の評価の決定における投資助言会社の役割、および投資助言会社が受領する報酬はファンドの価格の上昇に伴い増加するという事実に起因して、利益相反が生じる可能性がある。

バリュート投資リスク

ファンドは、バリュート投資のアプローチを利用することができる。バリュート投資は、過小評価されていると投資助言会社が考える会社を特定することを試みる。バリュート株は、通常、会社の収益、キャッシュ・フローまたは配当といった要因に比例して低い価格を有する。バリュート株の価格は、市場により過小評価され続けた場合または株価の上昇をもたらさないと投資助言会社が考える要因が生じなかった場合、投資助言会社の予想どおりに下落し、上昇しない場合がある。バリュート投資手法は、成長株に焦点を当てるかまたは幅広い投資手法を有するエクイティ・ファンドと比べ、有利な場合もあれば不利な場合もある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券における投資対象は、大企業の投資対象よりも大きなリスクを伴う。中小企業が発行する証券の価格は、大企業よりも小規模な市場および限られた経営資源および財源により、時として急激かつ予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もある。中小企業におけるファンドの投資対象は、当該ファンドのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

裁定取引リスク

二つの証券の価値間の認識された関係を利用するために裁定取引戦略に基づき購入された証券またはデリバティブ・ポジションにおけるファンドの投資対象には一定のリスクが存在する。裁定取引戦略に基づき、ファンドは、合成的に別の証券を空売りするデリバティブを利用すると同時に、一つの証券を購入することができる。かかる戦略に基づき実行されたシンセティック・ショート・デリバティブ・ポジションは、予想どおりに収益を生まない場合があり、ファンドは損失を被る場合がある。また、裁定取引戦略に基づき取得した証券の発行体は、再編成、買収、合併、事業譲渡、公開買付もしくは交換買付または清算といった重大なコーポレート・イベントに参与する場合が多い。かかるコーポレート・イベントは、当初の計画どおりに完了されない場合もあれば失敗する場合もある。

ユーロおよびEU関連リスク

ファンドは、欧州およびユーロ圏に対する投資エクスポージャーを有する場合がある。欧州ソブリン債務危機に鑑みて、かかる投資エクスポージャーは、当該ファンドを一定のリスクにさらす場合がある。例えば、様々なユーロ圏通貨国がユーロを放棄して既存通貨に戻り、かつ/または単一通貨であるユーロが現在の形態でなくなる可能性がある。かかる放棄またはある国によるユーロからの強制離脱が当該国、残りのユーロ圏および世界市場に及ぼす影響は予測することができないが、好ましくないものである可能性が高く、欧州におけるファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす場合がある。ある国によるユーロからの離脱は、すべてのユーロ圏通貨国およびそれらの経済に対して極めて不安定な影響を及ぼす上、世界経済全体にも悪影響を及ぼす可能性が高い。多くの欧州諸国の政府、欧州委員会、欧州中央銀行、国際通貨基金およびその他の当局は、現在の財政状況に対処するため、(経済改革への着手、支援策の提供および市民に対する緊縮策の実施等の)措置を講じているもの

の、これらの措置が希望する効果を有さず、欧州の将来の安定性および成長が不透明のままとなる可能性がある。

さらに、こうした状況では、ユーロまたは代替通貨建ての投資対象を評価することが困難な場合がある。ユーロを離脱した国が自国の資本流出入に対する管理を図る可能性もあり、その結果、本投資法人が、当該法域において投資主からの追加申込みを受理することまたは投資主に対する買戻額を支払うことができなくなる可能性がある。

ファンドは、2016年6月23日に実施された英国によるEU残留の是非を問う国民投票（英国がEUを離脱する投票結果となった）に伴う潜在的なリスクにさらされる可能性がある。該当する場合、かかる離脱決定は、一部のファンドの投資助言会社となっているピムコ・ヨーロッパ・リミテッドが現在英国において特に金融サービス規制および税制に関し従っている規制体制に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、EUを離脱する旨の投票結果は、外国の取引市場におけるボラティリティを著しく上昇させ、かつ、米ドル、ユーロおよびその他の通貨に対する英ポンドの為替相場を持続的に弱める可能性があり、このことは、ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。英国は離脱条件の交渉を行うため、英国がEUを離脱する旨の投票結果により不透明な期間が長期にわたり続くおそれがある。かかる投票結果は、EUの他の27加盟国（投資助言会社はこれらの一部の国々において営業を行っている。）の一部もしくは全部および/またはユーロ圏を不安定にするおそれもある。ファンドの特定の投資対象の価格またはファンドの取引を行う能力、一部の投資対象を値付けし、もしくは売却する能力もしくはその他自己の投資方針を実施する能力は、悪影響を受ける可能性がある。これは、特に、英国、EUおよびその他の金融市場における不確実性の増加およびボラティリティの上昇、資産価格の変動、為替相場の変動、英国、EUもしくはその他に所在し、取引され、もしくは上場している投資対象の流動性の低下、金融カウンターパーティおよびその他のカウンターパーティの取引を行う意欲もしくは能力の変化もしくはかかるカウンターパーティが取引を行う意欲を有する価格および条件の変動ならびに/または本投資法人、投資助言会社および/もしくはファンドの一部の資産が従っているか、もしくは従うこととなる法制度および規制体制の変更に起因する場合がある。投資主は、本投資法人が、そのストラクチャーを変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代行者を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または本投資法人にサービスを提供するために現在任命されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性があることに留意すべきである。本投資法人は、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとするが、投資者は、本投資法人がかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきである。

さらに、英国によるEU離脱は、英国経済およびその将来の成長に重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより本投資法人による英国への投資は悪影響を受ける可能性がある。このことは、英国経済の側面に関する不確実性の長期化を招き、顧客および投資者の信頼を損なう可能性もある。これら一切の事由および英国以外のEU加盟国によるEUからの離脱または追放は、ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

課税リスク

投資予定者および投資主は、ファンドの分配またはみなし分配に対する所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、富裕税、印紙税またはファンドの分配金、みなし分配金、ファンド内のキャピタル・ゲイン（実現したか否かを問わず）もしくはファンド内の収益（未収もしくはみなし）にかかるその他の種類の税金などの支払いを要求される可能性があることを認識しなければならない。当該税金を支払う義務は、当該投資証券が購入、売却、保有または償還される国および投資主の居住国または国籍国における法律および慣行に従うものとし、当該法律および慣行は随時変更されることがある。

アイルランドまたはその他における税法の変更は、()本投資法人もしくはファンドの投資目的を達成する能力、()本投資法人の価値もしくはファンドの投資対象の価格または()投資主に對しリターンを支払うか、もしくはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。(遡及効を有しうる)一切のかかる変更は、現在の税法および税務慣行に基づき記載されている本書の情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および投資主は、本書および英文目論見書に記載されている課税に関する記述が、関連する法域において英文目論見書の日付現在で有効となっている法律および慣行に關し取締役が受けた助言に基づくものであることに留意されたい。一切の投資の場合と同様に、本投資法人への投資が行われた時点で適用のある税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するとの保証はない。

一部の国では、一定の状況において、投資者が本投資法人またはファンドの投資対象を取得、保有および/または処分することに関連して、報告および/または源泉徴収を要求する税法を導入している。要件の内容に応じて、当該税法は、報告および/または源泉徴収義務を課す(または今後課す予定である)。本投資法人が税法またはその他の法律を遵守する費用を負担すると決定した場合に限り、取締役は、取得、保有または処分することにより遵守要件が発生した投資者に対して、それに関する本投資法人またはファンドに対する費用を、かかる他の投資者と比例按分して負担するよう求めることができる。本投資法人が、法律、規制または市場慣行において源泉徴収または納税申告が必要であるか否か不明確である法域において、投資対象を保有する場合、取締役は、本投資法人が採用するか課税上および会計上の取扱いについて誠実に判断するものとし、かかる判断が決定的であるものとする。

投資予定者は、本投資法人に適用される会計基準が、会計上の税務ポジションの不確実性の認定に関する規定を定めている場合があり、当該規定が、過去の期間に關して発生し、本投資法人またはファンドが支払わなければならない可能性のある所得税のための留保を反映して本投資法人またはファンドの純資産価額を減少させることを含めて、本投資法人またはファンドの純資産価額の定期的な計算に重大な悪影響を及ぼす可能性があることを認識しなければならない。

投資主の事情により、本投資法人またはファンドがある法域において税金(かかる税金に関する一切の利息または罰金を含む。)を計上する義務を負うこととなった場合、本投資法人またはファンドは、投資主に生じる支払いからかかる税額を控除するか、または投資主もしくは投資証券の実質的保有者により保有される投資証券のうち、一切の買戻手数料を控除後にかかる義務を履行するに十分となる価額を有する口数の投資証券を強制的に買い戻すか、または消却する権利を有する。関連する投資主は、納税義務を発生させる事由が生じた場合(かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含む。)に本投資法人またはファンドが税金およびかかる税金に関する一切の利息または罰金を計上する義務を負うこととなったことに起因して本投資法人またはファンドに生じる一切の損失につき、本投資法人またはファンドを補償し、これらを補償し続けるものとする。

本投資法人、管理会社、投資助言会社およびそれらの各関連会社は、投資者に対して税務上またはその他のアドバイスを提供することについて一切責任を負わない。投資主および投資予定者は、本投資法人への投資に伴う課税リスクに留意されたい。

外国口座税務コンプライアンス法

特定の支払いに適用される2010年追加雇用対策法の一部としての外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)は、特定の米国人による米国外口座および米国外企業の直接的および間接的な所有を米国歳入庁へ報告するよう求めることをその本質的な目的としており、要求される情報を提供しなかった場合は、直接的な米国投資(および場合によっては間接的な米国投資)に30%の米国源泉徴収税が課される。米国人投資者および非米国人投資者は、米国源泉徴収税の課税を回避する目的で、自らおよび場合によっては自らの投資者に関する情報の提供を求められる可能性が高い。これ

に関し、アイルランドと米国の政府は、2012年12月21日にFATCAの実施に関する政府間協定を締結した(詳細については「米国の報告および源泉徴収の要件の遵守」の項を参照されたい。)。

アイルランドIGA(およびこれを実施するアイルランドの関連する規則および法律)の下では、(本投資法人等の)外国の金融機関は、通常、30%の源泉徴収税の適用を要求されない。しかしながら、FATCAにより本投資法人がその投資対象に米国の源泉徴収税を課税された場合またはFATCAの要件を遵守していないとされた場合、本投資法人を代理して行為する管理事務代行会社は、かかる不遵守を是正するためおよび/またはかかる源泉徴収が関連する投資主(当該投資主が必要な情報を提供しなかったこと、参加外国金融機関とならなかったこともしくは当該投資主によるその他の行為もしくは不作為により、かかる源泉徴収もしくは不遵守が発生した。)により経済的に負担されることを確保するために、当該投資主による本投資法人への投資に関するあらゆる措置(当該投資主により保有される本投資法人の投資証券の一部または全部の強制買戻しを含む。)を講じることができる。

投資主は、自らの米国または米国外の課税上の地位に関する証明書および取締役またはこれらの代理人が随時要請する追加の税務情報の提供を請求される場合がある。請求された情報を提供しなかった場合または(該当する場合であって)FATCAに基づく自己の義務を履行しなかった場合、投資主は、結果的に生じる源泉徴収税、米国情報の申告および当該投資主の本投資法人における投資証券の強制買戻しにつき責任を負う場合がある。

投資主および投資予定者は、本投資法人への投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税金申告および証明の要件について自己の税務アドバイザーに相談されたい。

共通報告基準

OECDは、FATCAの実施に向けた政府間アプローチの延長として、グローバルベースでのオフショア脱税問題を取り扱う共通報告基準を策定した。さらに、EUは、2014年12月9日にEU理事会指令2014/107/EUを採択し、課税分野における情報の自動交換の義務化に関する指令2011/16/EU(以下、「DAC2」という。)の改正を行った。金融機関に関する効率性の向上およびコスト削減を目的として、共通報告基準およびDAC2(以下、総称して「CRS」という。)は、デュー・ディリジェンス、報告および財務会計情報の交換に関する共通基準を提供する。参加法域の税務当局もしくはEU加盟国は、CRSに従い、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づき当該金融機関により特定されたあらゆる報告可能な口座に関する財務情報および個人情報を取得し、報告を行う当該金融機関の投資者が年間ベースで居住する他の参加法域の税務当局との間で、かかる情報を自動的に交換した。本投資法人は、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められる。投資主は、本投資法人がCRSに基づく自らの義務を履行することを可能とするため、本投資法人に対しさらなる情報を提供するように求められる場合がある。要請された情報を提供しなかった場合、投資者は、結果として生じる違約金もしくはその他の費用の負担および/または本投資法人に対する自らの持分の強制的売却を余儀なくされる可能性がある。

投資主および投資予定者は本投資法人への投資に伴う身元確認要件に関連して自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

OECD BEPS行動項目

2013年、OECDは、「税源浸食と利益移転」(以下「BEPS」という。)に関する報告書およびBEPSに関する行動計画を公表した。報告書および行動計画の目的は、濫用的国際租税回避アレンジメントに対応し、これを削減することであった。OECDはその後、OECD加盟国の関連する税法に重大な変更をもたらす可能性のある、国際的に合意された拘束力のある規則の実施を目的として最終報告書、分析および一連の勧告(成果物)を公表した。最終包括的成果物は、その後、G20の財務大臣によって承認された。租税条約に関連するBEPS勧告を効率的に実施するため、OECDは、租税条約ごとに二国間交渉を行う必要なく、参加法域の租税条約を改正する多国間協定を導入した。多国間協定は、2018年7月1

日に発効した。その後、多国間協定は、特定の租税条約について、当該条約のすべての当事者が多国間協定を批准した後、一定の時期に発効する予定である。本投資法人が投資を行う予定である国々、または本投資法人が居住もしくは住所を有する国々の税法において実施される最終的な措置、またはこれらの国々が交渉する租税条約の変更は、本投資法人からのリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。BEPSは、進行中の計画である。

OECDモデル規則であるGloBE規則

2021年12月20日、OECDは、多国籍企業（以下「MNE」という。）に2023年以降、グローバルに15%の最低税率を課すことを目的とした「グローバル税源浸食防止モデル規則」（以下「GloBE規則」という。）の草案を公表した。GloBE規則は、BEPSに関するOECD/G20包摂的枠組みの一部である。2021年12月22日、欧州委員会は、GloBE規則をEUで実施するための指令案（以下「ミニマム課税指令」という。）を公表した。ミニマム課税指令は、EU域内市場および域外市場で業務を行う、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループおよび大規模国内グループに対して、15%の最低実効税率を導入するものである。ミニマム課税指令は、GloBE規則をEU加盟国の国内法に導入するための共通の枠組みを提供している。ミニマム課税指令は、所得合算ルール（以下「IIR」という。）および軽減課税支払ルール（以下「UTPR」という。）を定め、対象グループの所得に対する実効税率が15%未満の場合、上乘せ税額を追加徴収することができる。2022年12月15日、EU理事会は、ミニマム課税指令の合意された妥協案を全会一致で採択した。EU加盟国は、2023年12月31日までにミニマム課税指令を国内法に法制化することを義務付けられており、当該ルールは、2023年12月31日以降に開始する課税年度から発効するが、UTPRは例外であり、2024年12月31日以降に開始する課税年度から適用される。他のOECD加盟国も、GloBE規則の各国版を導入しているところであるか、すでに導入している（英国など）。本投資法人（またはファンド）が、過去4年間のうち少なくとも2年間において年間7億5,000万ユーロを超える連結売上高を有するMNEグループ（または大規模国内グループ）の一部とみなされる場合（例えば、本投資法人（またはファンド）がGloBE規則の目的上、いずれかの投資者と連結していることを理由とする場合など）、本投資法人（またはファンド）は、ミニマム課税指令（またはいずれかの法域における同等のもの）が適用される可能性がある。ただし、ミニマム課税指令（またはいずれかの法域における同等のもの）が本投資法人（またはファンド）または投資者の税務ポジションに及ぼす影響（もしあれば）について、確定的な指針を提供することはできない。

繰上償還リスク

確定利付証券に投資するファンドは、繰上償還リスクにさらされる場合がある。繰上償還リスクとは、発行体が予想より早い時期に確定利付証券を買い戻す権利を行使する可能性（繰上償還）をいう。発行体は、多くの理由（例えば、金利の低下、信用スプレッドの変更および当該発行体の信用度の向上）により満期前に発行済証券の繰上償還を行うことができる。発行体がファンドが投資する証券の繰上償還を行った場合、当該ファンドは、当初投資額を全額回収することができず、より低い利回りの証券、より大きな信用リスクを有する証券またはその他不利な特徴を有する証券に再投資することを余儀なくされる場合がある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資は、あらゆる投資信託と同様に、処理の誤り、ヒューマン・エラー、不適当なまたは機能しない内部もしくは外部プロセス、システムおよび技術の故障、人事異動ならびに第三者サービス提供者により生じた誤りといった要因に起因するオペレーショナル・リスクを伴う可能性がある。かかる不備、誤りまたは違反の発生は、情報の損失、事業もしくは規制上の監視またはその他の事象を生じさせる可能性があり、ひいては、ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは管理および監督を通じてかかる事象の最小化を図るが、それでもファンドに対する損失を生じさせる不備が存在する場合がある。

規制上のリスク

投資会社等の金融事業体および投資助言会社は、一般に、アイルランド国内当局および欧州当局から広範な規制および介入を受ける。かかる規制および/または介入は、ファンドが規制される方法を変更し、ファンドが直接的に負担する費用およびファンドの投資対象の価値に影響を及ぼし、ファンドの投資目的を達成する能力を制限し、かつ/または妨げる場合がある。かかる規制は、頻繁に変更され、重大な悪影響を有する場合がある。さらに、政府の規制は、予測も意図もされていない影響を有する場合があり、ファンドの収益性およびファンドが保有する資産の価値に重大な影響を及ぼし、ファンドに追加の費用を負担させ、投資慣行の変更が必要となり、またファンドの配当を支払う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、新たな要件を遵守するため追加費用を負担する場合がある。

保管リスク

ファンドが、保管可能な金融商品である資産(以下「保管資産」という。)に投資する場合、保管会社は、完全な保管機能を果たすことを義務づけられ、保管されるかかる資産の損失につき責任を負う。ただし、当該損失が、保管会社の合理的な支配の及ばない外部事由の結果として生じ、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしても、当該外部事由の結果が不可避であったことを保管会社が証明できる場合を除く。かかる損失が生じた場合(かつ、かかる外部事由が当該損失の原因となったことの証拠がない場合)、保管会社は、不当に遅滞することなく、損失を生じた資産と同一の資産またはその対当額を当該ファンドに返還する義務を負う。

ファンドが、保管可能な金融商品ではない資産(以下「非保管資産」という。)に投資する場合、保管会社は、当該ファンドがかかる資産の所有者であることを確認し、当該ファンドが所有権を有していると保管会社が判断する当該資産の記録を維持する義務のみを負う。かかる資産の損失が生じた場合、保管会社は、自らの過失または故意によりUCITS規則に基づく自らの義務を適切に履行しなかったことに起因して損失が生じた場合に限り責任を負う。

ファンドはそれぞれ、保管資産および非保管資産の両方に投資する可能性があるため、各資産カテゴリーに関する保管会社の保管機能およびこれと対応するかかる機能に適用される保管会社の責任基準は著しく異なることに留意するべきである。ファンドは、保管資産の保管に係る保管会社の責任という点では、強いレベルの保護を受ける。しかし、非保管資産に係る保護のレベルは著しく低い。そのため、ファンドが非保管資産のカテゴリーに投資する割合が高ければ高いほど、発生し得る当該資産の損失を回復できないリスクが高くなる。ファンドによる特定の投資対象が保管資産であるか、または非保管資産であるかは、個々の場合に依りて判断されるが、通常、ファンドが店頭で取引するデリバティブは、非保管資産とされることに留意するべきである。ファンドが随時投資する他の資産タイプも、同様に取引される場合がある。UCITS規則に基づく保管会社の責任の枠組みを考慮すると、これらの非保管資産は、保管という観点から見て、公開取引されている株式および債券等の保管資産よりも、ファンドを高いリスクにさらすことになる。

GDPR関連リスク

GDPRの下では、情報管理者は、特に情報管理者が負う説明責任および透明性要件を含む追加的な義務を負い、GDPRに規定された情報処理に関する規則の遵守を実証できなければならず、また、個人情報処理に関するより詳細な情報を情報主体に提供しなければならない。GDPRの下では、情報主体には、不正確な個人情報を是正する権利、一定の状況において情報管理者が保有する個人情報を消去する権利、および多くの状況においてプロセスを制限し、またはプロセスに異議を申し立てる権利な

ど、追加の権利が与えられる。GDPRの実施により、英文目論見書に従って直接または間接に本投資法人が運営費およびコンプライアンス費用を負担することがある。また、本投資法人またはそのサービス・プロバイダーが法令に遵守しないおそれがあり、本投資法人またはそのサービス・プロバイダーは多額の過料を課される可能性がある。

ベンチマーク規則リスク

ベンチマーク規則は、一定の経過措置および適用免除措置に従い2018年1月1日から施行された。適用される経過措置に従うことを条件として、ファンドは、ベンチマーク規則の意味において、ベンチマーク規則第34条に従って登録または認可されていないEUインデックス・プロバイダーによって提供されるベンチマークを「使用」できなくなる。該当するEUインデックス・プロバイダーがベンチマーク規則に定められた経過措置に従ってベンチマーク規則を遵守しない場合、またはベンチマークが著しく変更または存在しなくなった場合、ファンドは、困難または不可能であることが判明すれば、利用可能で適切な代替ベンチマークを特定する必要がある。

集中投資者リスク

投資主は、大手機関投資家(年金ファンド、保険会社またはその他の集団投資スキーム(PIMCOの関連会社が運用しているものを含む。)等)がファンドの資産の大部分を保有するように一定のファンドの投資者層が集中する場合があることに留意されたい。これにより、当該ファンドのその他の投資主は一定のリスクにさらされる。かかるリスクには、ファンドの資産の大部分がある日買い戻されることにより、当該ファンド全体の存続可能性が影響を受け、または、買戻数の制限の設定が必要となる場合等において、当該日に買戻請求を行わなかったその他の投資者の当該ファンドから買戻しを行う能力が影響を受けるといったリスクが含まれる。

新規/小規模ファンド・リスク

新規または小規模のファンドのパフォーマンスは、規模がより大きくなりその投資戦略を完全に実施した場合に予想される当該ファンドの長期にわたるパフォーマンスを表章していない場合がある。投資ポジションは、新規および小規模のファンドのパフォーマンスに不相应な影響(良くも悪くも)を及ぼす可能性がある。また、新規および小規模のファンドは、その投資目的および投資方針を満足し、かつ、表章的なポートフォリオ構成を達成する証券に全額投資するまでに一定の期間を要する場合がある。ファンドのパフォーマンスは、ファンドが全額投資された後の場合と比べ、かかる「上昇」期間中はより低くまたは高くなり、また、ボラティリティがより高くなる可能性がある。同様に、新規または小規模のファンドの投資戦略は、かかる戦略を表章するリターンを生み出すまでにより長い期間を要する場合がある。新規ファンドは投資者が評価することのできる投資実績が限られており、新規および小規模のファンドは、投資効率および取引効率を達成するに十分となる資金を調達できない可能性がある。新規または小規模のファンドがその投資戦略を成功裡に実施できなかったか、またはその投資目的を達成できなかった場合、パフォーマンスは悪影響を受け、その結果としての清算は、ファンドに不利な取引コストをもたらす、投資者に不利な税効果をもたらす可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

ファンドは、業務過程において技術がより広く利用されるようになるにつれ、サイバーセキュリティ違反によるオペレーショナル・リスクの影響をより受けやすくなっている。サイバーセキュリティ違反とは、ファンドが専有情報を失い、データを改ざんされ、または操作能力を失うことを招くような計画的または非計画的な事由をいう。これはその後、ファンドに規制上の違約金、風評被害、是正措置に伴う追加のコンプライアンス費用および/または財務上の損失をもたらす可能性がある。

サイバーセキュリティ違反は、「ハッキング」または悪質なソフトウェアコード等による)ファンドのデジタル情報システムへの不正アクセスが関連する場合もあるが、サービス妨害攻撃(すなわち、意図されたユーザーがネットワークサービスを利用できないようにするもの)等の外部からの攻撃に起因する場合もある。ファンドの第三者サービス提供会社(管理事務代行会社、名義書換代行会社、保管会社および副助言会社等)またはファンドが投資する発行体によるサイバーセキュリティ違反もまた、ファンドを直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと同一のリスクの多くにさらさせる可能性がある。一般的なオペレーショナル・リスクと同様、ファンドは、サイバーセキュリティに伴うリスクを低減することが企図されたリスク管理システムを構築している。しかしながら、特にファンドは発行体または第三者サービス提供会社のサイバーセキュリティシステムを直接的に管理しないため、かかる努力が成功するとの保証はない。

アンブレラレベルでの口座の管理

本投資法人は、本投資法人の名義でアンブレラレベルの専用口座を開設しており、かかる口座には、すべての申込代金、買戻代金および配当金が預金される。この口座は、本書において、「アンブレラレベルでの口座」と定義される。関連する投資者への支払いがなされるまで、配当金もまた、本投資法人の名義によるアンブレラレベルの個別の配当口座に預金される。関連するファンドに対しまたは関連するファンドから支払われるすべての申込代金、買戻代金または配当金は、かかるアンブレラレベルでの口座を通じて送金され、管理され、かかるいかなる口座も個別の各ファンドレベルで管理されない。ただし、本投資法人は、各アンブレラレベルでの口座に預金される金額(プラスかマイナスかを問わない。)が定款の要件に従い関連するファンドに帰属すること、各ファンドの資産および負債が他のすべてのファンドとは別に管理されること、ならびに各ファンドにつき個別の帳簿および記録(関連するファンドのあらゆる取引が記録される。)が維持されることを保証する。

アンブレラレベルでの口座の管理に伴う特定のリスクは、「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 1 申込(販売)手続等 (1) 海外における販売手続等 - 申込みに関するアンブレラレベルでの口座の管理」および「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 - 買戻しに関するアンブレラレベルでの口座の管理」にそれぞれ記載されている。

また、投資者は、本投資法人の他のファンドが破産した場合、関連するファンドが受領する権限を有するものの、アンブレラレベルでの口座の管理(例:不注意によるエラー)に起因してかかる破産した他のファンドに移転された可能性がある金額の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラレベルでの口座の管理手続の条件に従うことに留意されたい。かかる金額の回収の遅延および/またはかかる回収に関する紛争が生じる場合があり、破産したファンドは、関連するファンドに支払うべき金額を払い戻すのに十分となる資金を有していない可能性がある。

投資証券の申込みが受領されるか、または受領される予定の日付である取引日より前に投資者から申込代金が受領され、アンブレラレベルでの口座において保有された場合、当該投資者は、関連する取引日付で投資証券が発行される時までファンドの一般債権者となる。したがって、当該投資者に対する関連する取引日付での投資証券の発行より前にかかる金銭が失われた場合、当該ファンドを代理する本投資法人は、(当該ファンドの債権者の資格としての)当該投資者に対し、かかる金銭の損失に関連して当該ファンドが被った一切の損失を補償する義務を負う場合があり、この場合、かかる損失は当該ファンドの資産から支払われなくてはならないため、このことは、当該ファンドの既存の投資者にとり投資証券1口当たり純資産価格の下落を意味する。

同様に、ある投資者の投資証券が買い戻されるか、またはある投資者に対し配当金が支払われる日付であるファンドの取引日後に当該投資者に対し買戻代金が支払われるべきとなり、かかる買戻代金/配当金がアンブレラレベルでの口座において保有された場合、当該投資者/投資主は、かかる買戻代金/配当金が当該投資者/投資主に支払われる時までファンドの無担保債権者となる。したがっ

て、当該投資者/投資主に対する支払いの前にかかる金銭が失われた場合、当該ファンドを代理する本投資法人は、(当該ファンドの債権者の資格としての)当該投資者/投資主に対し、かかる金銭の損失に関連して当該ファンドが被った一切の損失を補償する義務を負う場合があり、この場合、かかる損失は当該ファンドの資産から支払われなくてはならないため、このことは、当該ファンドの既存の投資者にとり投資証券1口当たり純資産価格の下落を意味する。遅延した買戻代金または配当金に関する問題は速やかに対処される。

トータル・リターン、リアル・リターン

投資目的もしくは投資方針の一環として、またはファンドの英文目論見書補遺に別途記載されるところにより、トータル・リターン、リアル・リターン、プラス・リターン、アブソリュート・リターンその他これらに類する運用成果の達成を目指すファンドについて、投資者は、()当初の投資元本額が失われるリスクがあること、()ファンドがトータル・リターン、リアル・リターン、プラス・リターン、アブソリュート・リターンその他これらに類する運用成果の達成を目指す投資期間は、www.pimco.com においてプロ投資家および金融仲介業者向けに提供される主要投資家向け文書に記載される当該ファンドの最低推奨保有期間であること、および()当該最低推奨保有期間においてトータル・リターン、リアル・リターン、プラス・リターン、アブソリュート・リターンその他これらに類する運用成果が達成される保証はないことに留意されたい。

リスク要因は網羅的ではない

上記のリスクの要約は、投資に関するすべてのリスク要因の網羅的な一覧であることを意図するものではない。他の様々なリスクが適用される場合がある。また、投資予定者は、特に、課せられる可能性のある申込手数料または買戻手数料を考慮した上で、投資期間を慎重に検討されたい。

証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク

以下の記載は、ファンドが利用する証券、デリバティブおよび投資技法の異なる特徴およびリスクであり、当該ファンドの投資方針に関連する一定の概念について記載したものである。ファンドによる以下の各証券、デリバティブおよび投資技法の利用は、関連するファンドの投資方針(特に、関連するファンドの投資方針に記載される格付、満期およびその他商品特有の基準)を遵守しなければならない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは政府系機関の債務またはこれらによって保証される債務である。ただし、関連する政府は、ファンドの投資証券の純資産価値を保証していない。政府証券は、市場リスクおよび金利リスクにさらされ、また異なる程度の信用リスクにさらされる場合がある。政府証券は、ゼロ・クーポン証券を含む場合があるが、同証券は同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクにさらされる傾向がある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

ファンドは、モーゲージ・バック証券またはその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)(CMOは、モーゲージを担保とする法人のモーゲージ債務担保証券である。CMOは、通常、格付機関により格付けされ、SECに登録され、複数のクラス(「トランシェ」と呼ばれることが多い。)に構築される。各クラスは、異なる一定の満期を有しており、元本および利息の返済(期限前返済を含む。)スケジュールが異なる。)、商業モーゲージ・バック証券、民間発行のモーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジデュアル(米国政府機関もしくは下部機関、また

はモーゲージ・ローンの民間オリジネーターもしくはモーゲージ・ローンの投資者(貯蓄貸付組合、住宅建築業者、モーゲージ銀行、商業銀行、投資銀行、組合、信託およびそれらの特別目的会社を含む。)により発行されたモーゲージ証券である。))、分離型モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。))、およびその他不動産のモーゲージ・ローンへの参加を直接または間接的に表章し、またはかかるモーゲージ・ローンによる担保が付され、支払義務のある証券が含まれる。

一部のモーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の価値は、実勢金利の変動に著しく敏感である場合がある。一部のモーゲージ関連証券の元本の早期返済により、元本の再投資時におけるファンドの収益率が低下する場合がある。金利の上昇時には、通常、モーゲージ関連証券の価値は下落するが、金利の低下時には、期限前返済の特徴を有するモーゲージ関連証券の価値は、他の確定利付証券と同程度までは上昇しない場合がある。原モーゲージの期限前返済率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、購入時の予想を超えて当該証券の実効期間を短縮させる場合もあれば、延長させる場合もある。予想外の原モーゲージの期限前返済率がモーゲージ関連証券の実効期間を延長させた場合、当該証券のボラティリティが高まると予想することができる。かかる証券の価値は、発行体の信用度に対する市場の認識に応じて変動する場合がある。また、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、通常、何らかの形式の政府または民間の保証および/または保険および/または担保の対象となるが、民間の保証会社または保険会社はその債務を履行するまたは資本価値を裏付ける担保がその債務を履行するとの保証はない。

SMBSの種類の一つとして、モーゲージ資産から利息のすべてを受け取るクラス(利息限定または「I0」クラス)と、すべての元本を受け取るクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0クラスの最終利回りは、原モーゲージ資産の元本返済(期限前返済を含む。)率に極めて敏感で、元本返済率の加速は、ファンドの当該証券からの最終利回りに重大な悪影響を及ぼす場合がある。

ファンドは、債務担保証券(以下「CDO」という。)(社債担保証券(以下「CBO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。))およびその他の同様の仕組み証券を含む。)に投資することができる。CBOは、ハイリスクで非投資適格の確定利付証券を分散してプールすることによって裏付けされている信託である。CLOは、証券化されたルール144A証券であり、同証券は、一または複数の格付機関の格付を有するもので、通常、貸出金(特に国内外の優先担保ローン、優先無担保ローンおよび劣後法人ローン(非投資適格ローンまたはそれに等しい無適格ローンを含む。))を含む場合がある。)のプールを担保とする。ファンドは、投資者に対して募集済みの他のアセット・バック証券に投資する場合がある。

上記のCMOには、サポート債が含まれる場合がある。CMOが発展するにつれ、一部のクラスのCMO債はより一般的となっている。例えば、ファンドは、並行返済型クラスおよび計画償還クラス(以下「PAC」という。)のCMOならびにマルチクラスのパススルー証券に投資することができる。並行返済型CMOおよびマルチクラスのパススルー証券は、複数のクラスに対し各返済日に元本の返済を行う構成となっている。このような同時返済は、各クラスの一定の満期日または最終分配期日の決定において考慮され、他のCMOおよびマルチクラスのパススルーの構造と同様に、一定の満期日または最終分配期日までに行われなければならないが、早期に行われる場合もある。PACは、通常、各返済日に元本のうちの一定金額を返済することが義務づけられている。PACは並行返済型CMOであり、すべてのクラスに利息が支払われた後に最優先で元本額を返済することが義務づけられている。PAC証券を含むCMOまたはマルチクラスのパススルーの構造は、PAC証券が一定の満期および最終分配期日を実際の期限前返済実績の範囲内に維持することを可能とするために元本キャッシュ・フローを提供し、または吸収するサポート・トランシェ(サポート債、コンパニオン債または非PAC債として知られる。)も有していただなければならない。このサポート・トランシェは、他のモーゲージ関連証券と比べ、より高度な満期リスクにさらされ、通常、投資者を補償するためにより高い利回りを提供する。元本キャッシュ・フローが定められた範囲外の額で受領されたために、サポート債が意図されたとおりにPAC証券に十分なキャッシュ・フローを提供し、または吸収することができなくなった場合、PAC証券は、より高度な満

期リスクにさらされる。投資助言会社は、ファンドの投資目的および投資方針に従い、サポート債を含むCMO債の様々なトランシェに投資することができる。

ローン、ローン・パーティシペーションおよびローンの譲渡

英文目録見書補遺に記載されるように、ファンドは、ローン、ローン・パーティシペーションおよび/またはローンの譲渡に投資することができる。ただし、かかる商品が、規制ある市場において取引される譲渡可能性証券、または金融市場で正常に取引され、流動性があり、かつ、いかなる時においても正確に決定される価値を有する金融市場商品を構成することを条件とする。

かかるローンは、以下の基準をいずれか一つ満たす場合、金融市場で正常に取引される金融市場商品を構成するものとみなされる。

- () 397日以下の発行時満期を有すること、
- () 397日以下の残余期間を有すること、
- () 少なくとも397日毎に金融市場の状態に応じて定期的に利回りを調整すること、または
- () かかるローンのリスク特性(信用リスクおよび金利リスクを含む。)と、() もしくは() 記載の満期を有し、または() 記載の利回り調整の対象となる金融商品のそれが合致すること。

かかるローンは、投資主の要請に応じてその投資証券を買い戻すファンドの義務を考慮した上で、適度に短期間のうちに限られた経費で売却することができる場合、流動性があるとみなされる。

かかるローンは、以下の基準を満たす正確で信用性のある評価システムに従う場合、いつでも正確に決定することができる価値を有するとみなされる。

- () ポートフォリオ上保有される、独立当事者間取引の見識かつ意欲のある当事者間で交換可能なローンの価値に従って、該当するファンドが純資産価額を計算することができること、および
- () 市場データまたは評価モデル(償却原価に基づくシステムを含む。)に基づくこと。

ローン・パーティシペーションは、通常、法人である借主に対するローンへの直接的な参加であり、通常、銀行またはその他の金融機関もしくは協調融資団によって募集される。ローン・パーティシペーションを購入する際、ファンドは、法人である借主に付随する経済リスクおよび介在する銀行またはその他の金融仲介機関に付随する信用リスクを負う。ローンの譲渡は、通常、貸主から第三者への債務の移転を伴う。ローンの譲渡を購入する際、ファンドは、当該法人である借主に付随する信用リスクのみを負う。

かかるローンは、担保付きの場合もあれば、無担保の場合もある。十分に担保が付されているローンは、期日における利息または元本の不払いの場合、無担保のローンよりもファンドに対する保護が手厚い。ただし、担保付きローンの担保の換金により法人である借主の債務が充足されるとの保証はない。また、直接的な譲渡によるローンへの投資は、ローンの終了時に、ファンドがいずれかの担保の一部所有者となり、当該担保の所有および処分に付随する経費および責任を負うというリスクを含む。

ローンは、すべての保有者の代理人を務める代理銀行によって管理されることが多い。当該ローンまたはその他の債務の条件に基づきファンドが法人である借主に対して直接的な遡及権を有する場合を除き、当該ファンドは、法人である借主に対して適切な債権者保護策を適用することにつき、代理銀行またはその他の金融仲介機関に依拠しなければならない場合がある。

ファンドが投資予定のローン・パーティシペーションまたはローンの譲渡は、国際的に認められた格付サービスによって格付されていない場合がある。

社債

社債には、(規制ある市場において上場または取引されている譲渡可能証券である)社債、無担保債券、手形およびその他これらに類似する会社の債務証券(転換社債を含む。)が含まれる。債券

は、ワラント付きで取得することができる。また、法人所得を生み出す証券は、優先株の形態を含む。社債は、固定金利の場合もあれば変動金利の場合もあり、基準金利に関しては逆に変動する場合がある。下記「変動利付証券」を参照されたい。一部の債務の元本のリターン率またはリターンは、米ドルと、ある異なる通貨との間の為替相場水準とリンクまたは連動する場合がある。

社債は、発行体が債務の元利金返済に応じることができないというリスクにさらされており、金利感応度、発行体の信用度に対する市場の認識および全般的な市場の流動性等の要因による価格変動にもさらされる場合がある。金利の上昇時には、社債の価値は下落すると予想することができる。満期までの期間が長い債務証券は、満期までの期間が短い債務証券よりも金利変動に敏感である傾向がある。さらに、社債は高度にカスタマイズされている場合があり、結果として、特に流動性リスクおよび価格の透明性のリスクにさらされる場合がある。

会社の債務不履行は、社債により生み出されるリターン率に影響を及ぼす可能性がある。予測外の債務不履行は、社債の収益および資本価値を減少させる可能性がある。さらに、経済状況に関する市場予想および予想される会社の債務不履行件数は、社債の価値に影響を及ぼす場合がある。

社債は、異なる市況では売買が困難となる場合があるため、非流動性リスクにさらされる場合がある。詳細な情報については、上記「全般的なリスク要因 流動性リスク」と題する項を参照されたい。

ハイイールド債および破綻企業証券

ムーディーズのBaaまたはS&PのBBBまたはフィッチの同等の格付未満に格付けされた証券は、「ハイイールド」債または「ジャンク」債と呼ばれることがある。ハイイールド債および破綻企業証券(債券および資本性証券を含む。)への投資は、高格付の確定利付証券への投資に付随するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイイールド債および破綻企業証券は、高格付証券と比べ、キャピタル・ゲインおよび高利回りの機会の可能性が大きい一方、通常、価格変動の可能性が大きく、流動性がない場合がある。ハイイールド債および破綻企業債券は、発行体の元利金の返済に応じる継続的な能力に関して特に投機的であるとみなされる場合がある。ハイイールド債および破綻企業証券の発行体は、成功しない再編手続または破産手続に関与する場合がある。ハイイールド債または破綻企業債券の発行体の信用度の分析は、質のより高い債券の発行体に関する分析と比べ、より複雑となる可能性がある。

また、ハイイールド債および破綻企業債券は、投資適格証券と比べ、実際のまたは感知される経済状況の悪化および産業内の競争状況の激化の影響を受けやすい場合がある。これらの証券の価格は、高格付の投資対象と比べ、金利変動の影響をより受けにくいものの、不況または個別の企業の動向の影響をより受けやすいことが分かっている。例えば、不況になるとの予想は、不景気の到来は債券の元利金の返済を行う高レバレッジ企業の能力を減じる可能性があるため、ハイイールド債および破綻企業債券の価格の下落を招く恐れがあり、ハイイールド債は、債務不履行が生じる前に市場価格が急落する恐れがある。証券の発行体が債務不履行に陥った場合、元利金の全部または一部の返済が危うくなるほか、ファンドは、かかる証券に投資することにより、その投資額の回収を求めるためにさらなる費用を負担する可能性がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券として構成された証券の場合、その市場価格は、利息が定期的に現金で支払われる証券と比べ、金利変動の影響をより大きく受けるため、ボラティリティがより高くなる傾向がある。投資助言会社は、分散、信用分析ならびに経済および金融市場における当該時点の展開および動向を注視することにより、これらのリスクの低減に努める。

ハイイールド債および破綻企業証券は取引所に上場しない場合があり、かかる証券の流通市場は、他のより流動的な確定利付証券の市場と比べ、比較的非流動的となる可能性がある。このため、ハイイールド債および破綻企業証券の取引には、より積極的に取引される証券の取引と比べ、より多くの費用が伴う可能性があり、これは、ファンドがハイイールド債または破綻企業証券を売却する価格に

悪影響を及ぼす可能性があり、投資証券の日々の純資産価格にも悪影響を及ぼす可能性がある。特に、公開情報の不足、不規則な取引活動および買呼値と売呼値のスプレッドの拡大は、特定の状況において、他の種類の証券または商品と比べ、有利な時期または価格でのハイイールド債の売却をより困難にする可能性がある。これらの要因により、ファンドは、かかる証券の全額を現金化できず、および/またはハイイールド債もしくは破綻企業証券の売却代金をかかる売却後長期にわたり受領できなくなる可能性があり、いずれの場合もファンドは損失を被る。また、悪評および投資者の見方(基本的分析に基づくか否かを問わない。)は、特に取引量が少ない市場においてハイイールド債および破綻企業証券の価値および流動性を低下させる可能性がある。ハイイールド債および破綻企業証券の流通市場がその他の種類の証券の市場と比べて非流動的であった場合、かかる証券の評価は、より多くの調査を必要とするため、より困難となる可能性がある。かつ、信頼できる客観的なデータがより少ないため、判断要素はより重要となる可能性がある。投資助言会社は、分散、詳細な分析および当該時点の市場動向への注視により、あらゆる証券への投資に伴うリスクを低減するよう努める。

ハイイールド債の唯一の評価手段としての信用格付の利用には、一定のリスクが伴う。例えば、信用格付は、債券の元金返済能力の安全性を評価するものであり、証券の市場価格リスクを評価するものではない。また、信用格付機関は、証券の最後の格付以降の事由を反映して信用格付を適時に変更することを怠る場合がある。PIMCOは、ファンドのための債券の選定において信用格付のみに依拠せず、発行体の信用度に関する独自の独立した分析を行う。信用格付機関がファンドが保有する債券の格付を変更した場合、ファンドは、PIMCOが投資主の最善の利益となると判断した場合にかかる証券を保有し続ける。

ロール取引

ファンドは、ロール・タイミング戦略を実施することができ、この場合、ファンドは、満期前にポジションを手仕舞い、同時に満期日がより遅いことを除き大部分が類似する条件を有する同一の原資産につき新たなポジションを設定することにより、先渡し契約、先物契約または「TBA」取引等の原資産に対するポジションの満期日を延長するよう努める。かかる「ロール」により、ファンドは、原資産に対する投資エクスポージャーを、当該原資産を引き渡すことなく当初のポジションの満期日以降も維持し続けることが可能となる。同様に、一部の標準化されたスワップ契約は欧州市場インフラ規制の実施により店頭取引から強制的な取引所での取引および決済へ移行したため、ファンドは、満期前にポジションを手仕舞い、同時に満期日がより遅いことを除き大部分が類似する条件を有する同一の原資産につき取引所で取引され、決済されるスワップ契約を新たに締結することにより、既存の店頭スワップ契約を「ロール」する可能性がある。大部分が類似する条件を有する同一の原資産についての既存のポジションの手仕舞いと同時に設定されるこの種の新たなポジションは、「ロール取引」と総称される。ロール取引は、特に、本書に概説するデリバティブ・リスクおよびオペレーショナル・リスクにさらされる。

信用格付および無格付証券

格付機関は、確定利付証券(転換証券を含む。)の信用度の格付を提供する民間サービスである。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用度の基準ではなく、市場リスクを評価しているわけでもない。格付機関は、信用格付を適時に変更しない場合があり、発行体の現在の財務状態は格付が示すものよりも良好な場合もあれば脆弱な場合もある。ファンドは、証券の格付が購入時から引き下げられた場合、必ずしも当該証券を売却するわけではなく、投資助言会社が投資主の最善の利益になると判断する場合、ファンドはかかる証券を持ち続けることがある。投資助言会社は、信用格付のみに依拠しておらず、投資助言会社自身の発行体の信用度に関する分析を開発する。同じ証券について、格付サービスが異なる格付を付与した場合、投資助言会社は、その時点において当該証券の質お

よびリスクを最も反映すると自らが考える格付を決定し、かかる格付は、複数の付与された格付の中で最も高いものである場合がある。

ファンドは、(格付機関により格付けされていない)無格付証券が、当該ファンドが購入することができる格付けされた証券に匹敵する同等の質を有すると当該ファンドのポートフォリオ・マネージャーが決定した場合、当該証券を購入することができる。無格付証券は、同等の格付を有する証券よりも流動性が低く、ポートフォリオ・マネージャーが当該証券の相対的な信用格付を正確に評価することができないというリスクを伴う場合がある。ハイイールド債の発行体の信用度の分析は、高格付確定利付証券の発行体の場合と比べ、より複雑である場合がある。ファンドがハイイールド債および/または無格付証券に投資する場合、当該ファンドがその投資目的を無事に達成するかは、当該ファンドが高い質および格付を有する証券のみに投資した場合と比べて、ポートフォリオ・マネージャーの信用度の分析に強く左右される場合がある。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に支払われる金利の定期的な調整を規定している。ファンドは、変動利付債務証券(以下「フローター」という。)に投資し、信用スプレッド取引を行うことができる。信用スプレッド取引は、投資ポジションの価値が各証券もしくは通貨の価格または金利(該当する方)間の差異の変動によって決定される場合の投資ポジションである。フローターの金利は変動金利であり、別の金利に連動し、定期的にリセットされる。

変動利付証券は、金利の上昇に対する一定の保護をファンドに提供する一方、ファンドは、金利の低下も甘受することとなる。

一部のファンドは、逆変動利付債務証券(以下「インバース・フローター」という。)に投資することができる。インバース・フローターの金利は、インバース・フローターが連動する市場金利とは逆方向に再設定される。逆変動利付証券は、同程度の信用度を有する確定利付債と比べ、価格変動がより激しくなる可能性がある。

インフレ連動債

インフレ連動債は、確定利付証券であり、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下した場合、インフレ連動債の元本価格は下方調整され、その結果、当該証券の支払利息(元本額がより少額なものに関して計算される。)は減少する。米国財務省インフレ連動長期証券の場合、満期時の原債券元本の返済(インフレ率に応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を提供していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

インフレ連動債の価格は、実質金利の変動に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との間の関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇した場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債の価格が下落する。短期的なインフレ率の上昇は価格の減少をもたらす場合がある。インフレ連動債の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らなかった場合においても、課税対象の経常所得とみなされる。

転換証券および資本性証券

ファンドが投資する転換証券は、所定のまたは確定できる交換比率で裏付けとなる普通株式に転換または交換される債券、手形、無担保債券および優先株式から構成される。転換証券は、転換可能な普通株式よりも高い収益を提供する場合がある。ファンドは、転換証券の発行体による当該証券の買戻し、裏付けとなる普通株式への転換または第三者への売却を認めることを求められる場合がある。

転換証券を有するファンドは、転換証券の発行体が当該証券の転換を選択するかについてコントロールできない場合がある。当該発行体が転換することを選択した場合、当該選択は、ファンドが本

来であれば選択していたであろう時期よりも前に当該発行体が転換を強いられることがあるため、ファンドのその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

一部の国々または会社は、有利な投資対象とみなされる場合がある一方、純粋な固定収入の機会には、不十分な供給または法律もしくは技術上の制限により魅力的でない場合もあれば、限定される場合もある。その場合、ファンドは、かかる投資対象に対するエクスポージャーを得るため転換証券または資本性証券を検討する場合がある。

資本性証券は、通常、確定利付証券と比べて価格変動が大きい。ファンドが所有する資本性証券の市場価格は、時として急激にまたは予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もある。資本性証券の価値は、資本性証券市場全体またはかかる市場に代表される特定の産業に影響を及ぼす要因により下落する場合がある。また、資本性証券の価値は、運用実績、借入比率および発行体の商品またはサービスの需要の減少といった発行体に直接的に関連する多くの理由により下落する場合がある。

偶発転換商品

偶発転換証券(以下「CoCo債」という。)は、規制上の資本限度額にリンクする一定の「トリガー」が生じた場合または発行金融機関の規制当局が継続企業としての当該事業体の継続可能性を疑問視した場合に株式への転換または元本の削減を意図するハイブリッド債券の一形態である。CoCo債は、発行金融機関およびその規制上の要件に応じた株式の転換または元本の削減という独自の特徴を有する。CoCo債に付随する追加のリスクの一部は、以下のとおりである。

損失吸収リスク：

CoCo債の特徴は、金融機関に課せられる特定の規制上の要件を充足するよう設計されてきた。特に、CoCo債は、その規制上の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合もしくは関連する規制当局が金融機関が存続不可能であるとみなした場合に発行金融機関の株式への転換または元本の削減を行う可能性がある。さらに、かかるハイブリッド債務証券は、所定の満期および完全な裁量によるクーポンを有していない。このことは、銀行をして損失を吸収させるため、金融機関の裁量においてまたは関連する規制当局の要請に応じてクーポンが取り消される可能性があることを意味する。

劣後証券：

CoCo債は、転換前に適切な自己資本比率の取扱いを提供するため、劣後債務証券の形式で発行されることが多い。したがって、発行体の清算、解散または整理解散が転換前に生じた場合、CoCo債の条件に関してまたはかかる条件に基づき生じるCoCo債の保有者(ファンド等)の当該発行体に対する権利および債権は、一般に、当該発行体の非劣後債務の全保有者の債権に劣後するものとする。さらに、転換事由の後にCoCo債が発行体の裏付けとなる資本性証券に転換された場合、債務証券の保有者から資本性証券の保有者への転換により各保有者は劣後する。

予測不可能な要因に基づき変動する市場価格：

CoCo債の価値は予測不可能であり、多くの要因()発行体の信用度および/または当該発行体の適用される自己資本比率の変動、()CoCo債の需給、()全般的な市況および利用可能な流動性、ならびに()当該発行体、その特定の市場または金融市場全体に影響を及ぼす経済、金融および政治情勢を含むがこれらに限られない。)の影響を受ける。

株式連動証券および株式連動債

一部のファンドは、その資産の一部を株式連動証券に投資することができる。株式連動証券は、単一の株式、一連の株式または株式指数のパフォーマンスに基づくリターンを有する私募発行デリバティブ証券である。株式連動証券は、多くの場合、他のデリバティブ商品の目的と大部分が同じ目的で利用され、他のデリバティブ商品に伴うリスクと大部分が同じリスクにさらされる。

株式連動債は、そのパフォーマンスが単一の株式、一連の株式または株式指数に連動する、企業または金融機関により一般的に発行される債券である。株式連動債の保有者は、通常、当該債券の満期時に、連動証券の元本成長に基づき元本の返済を受ける。株式連動債の条件には、保有者に対する固定金利または変動金利での定期的な利払いが規定される場合がある。株式連動債は株式に連動するため、連動証券の価値の下落に起因して満期時に元本を下回る額が返済される可能性がある。ファンドが外国の発行体により発行される株式連動債に投資する場合は、外国の発行体の債券および外貨建て証券に伴うリスクにさらされる。株式連動債は、債務不履行リスクおよびカウンターパーティ・リスクにもさらされる。

グローバルベースの証券

グローバルベースの証券への投資には、特別なリスクおよび考慮事項が伴う。投資主は、グローバルベースの企業および政府により発行される証券に投資するファンドに伴う実質的なリスクを十分に考慮すべきである。これらのリスクには、次のものが含まれる。

- ・会計、監査および財務報告に関する基準の相違
- ・外国のポートフォリオ取引における一般的により高い手数料
- ・国有化、収用もしくは没収課税が行われる可能性
- ・投資規制または為替管理規制の不利な変更
- ・ならびに政情不安

各国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、設備投資、リソース、自給率および国際収支等の点で投資者の国の経済とは有利にまたは不利に異なる可能性がある。証券市場、証券価格、利回りおよび特定の証券市場に関連するリスクは、それぞれ独自に変動する可能性がある。また、一部の証券ならびにかかる証券につき支払われる配当および利息は、外国税（かかる証券に関する支払いから源泉徴収される税金を含む。）の課税対象となる場合がある。グローバルベースの証券は、多くの場合、国内証券と比べ、より少ない頻度および取引高で取引されるため、価格変動がより激しくなる可能性がある。グローバルベースの証券への投資はまた、国内投資と比べ、より高額な保管費用および外貨の換金に関する追加の取引コストを伴う場合がある。為替レートの変動は、外貨建てまたは外貨で価格設定された証券の価格にも影響を及ぼす。

一部のファンドは、政府、その機関もしくは下部機関またはその他の政府関連機関により発行されるソブリン債に投資することもできる。ソブリン債の保有者は、かかる債券の債務繰延べへの参加および政府機関に対するローンの拡大を要請される場合がある。また、デフォルト債となったソブリン債を回収できる破産手続は存在しない。

新興国市場証券

ファンドは、発展途上国または「新興国市場」経済に経済的に結びつく発行体の証券（以下「新興国市場証券」という。）に投資することができる。証券の発行体または保証人が新興国市場国に本社を置く場合または当該証券の決済通貨が新興国市場国の通貨である場合、当該証券は当該国と経済的に結び付いている。

投資助言会社は、新興国証券市場として適格であると自らが考える国を特定した上で当該国に投資する広範な裁量権を有する。新興国市場証券への投資を行う際に、ファンドは、相対的に低い一人当たり国民総生産を有する国および急速な経済成長の可能性のある国に着目する。新興国市場国は、一般に、アジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよび欧州の発展途上国に位置する。投資助言会社は、相対的な金利、インフレ率、為替相場、金融政策および財政政策、貿易および経常収支ならびに投資助言会社が関連すると考える他の特定の要因に対する投資助言会社の評価に基づき、ファンドの国および通貨構成を選定する。

新興国市場証券の追加のリスクには、()社会、経済かつ政治的不確実性および不安定性がより深刻であること、()政府による経済への介入がより大きいこと、()政府による監督および規制がより緩慢であること、()通貨ヘッジ技法が利用できないこと、()新たに設立された小規模会社であること、()発行体に関する重要な情報の入手不能をもたらす監査および財務報告基準が異なること、()法制度が発展途上であることが含まれる。さらに、新興国証券市場は、異なる清算および決済手続を有している場合があり、それゆえ、証券取引量に対応することができず、またはその他当該取引を行うことが困難となる場合がある。決済に関する問題が生じた場合、ファンドは、魅力的な投資機会を逸し、投資までの間当該ファンドの資産の一部を現金で保有し、または組入証券の処分が遅れる場合がある。かかる遅れは、当該証券の購入者に対し、責任を生じさせる可能性がある。

為替取引

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および投資を行う目的で、為替オプションおよび/または為替先物を売買することができ、また市場での為替レートの不利な変動のリスクを低減し、外貨に対するエクスポージャーを増大させ、または外貨の変動に対するエクスポージャーをある国から別の国へ変更する目的で、中央銀行により随時定められる制限に従い、直物または先渡しベースで為替取引を行うことができる。ヘッジ・クラスは、効率的なポートフォリオ運用を行う目的で、かつ、為替レートの不利な変動のリスクを低減する目的で、中央銀行により随時定められる技法および商品に加え、中央銀行により随時定められる制限および条件に従い、直物または先渡しベースで為替を売買することができる。

契約時に定められた将来の日付および価格で特定の通貨を売買する義務を伴う為替先渡し契約は、ファンドが売却する通貨の変動に対するファンドのエクスポージャーを低減し、契約期間中にファンドが購入する通貨の変動に対するエクスポージャーを増大させる。ファンドの価格への影響は、ある通貨建ての証券を売却し、他の通貨建ての証券を購入した場合に類似する。通貨を売却する契約は、ヘッジされた通貨の価値が下落した場合に実現できる潜在的利益が限定される。ファンドは、為替リスクに対しヘッジし、通貨エクスポージャーを増大させ、または通貨の変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨へ変更する目的で、これらの契約を締結することができる。適切なヘッジ取引は、いかなる状況においても利用可能となるわけではない可能性があり、ファンドがいつでもまたは随時かかる取引を行えるとの保証はない。また、かかる取引が成功せず、関連する外貨の有利な変動からファンドが利益を得られる機会が減少する可能性がある。ファンドは、2つの通貨間の為替レートがプラスに相関している場合に、他の通貨(または一連の通貨)の価値の不利な変動に対しヘッジする目的で、特定の通貨(または一連の通貨)を使用することがある。

投資助言会社は、関連するファンドの基準通貨とヘッジされていない投資証券クラスの通貨間の為替レートの変動に対しヘッジされていない投資証券クラスのエクスポージャーをヘッジする目的ではいかなる技法も用いない。このため、投資証券1口当たり純資産価格およびヘッジされていない投資証券クラスの投資パフォーマンスは、ヘッジされていない投資証券クラスの通貨の当該ファンドの基準通貨に対する価値の変動の影響を受ける。

イベント・リンク債

イベント・リンク債は、保険会社により設立された特別目的事業体が一般に発行する債務であり、災害保険契約の保険損害に結びつく利払いがなされる。暴風に起因するもの等の大規模な保険損害は、利払いを減額し、元本の返済に影響を及ぼす可能性がある。小規模な損害の場合、市場平均を上回る利払いがなされる。

一般に、イベント・リンク債は、ルール144A証券として発行される。ファンドは、ファンドに関連する投資方針に定められる信用度基準を満たす債券のみに投資する。かかる債券が、発行から1年以

内にSECに登録する企業と発行されなかった場合、かかる商品への投資は、合計10%を上限とする非上場証券への投資への制限の対象となる。

トリガー・イベントにより、債券の条件に指定される地域および期間において特定の金額を上回る損害が生じた場合、当該債券の条件に基づく債務は、当該債券の元本および経過利息に限定される。トリガー・イベントが一切生じなかった場合、ファンドは、元本および利息を回収する。イベント・リンク債は、トリガー・イベントが生じた場合またはその可能性がある場合に損失請求を処理し監査するため、強制的なまたは発行体の裁量において任意的な満期の延長について規定することが多い。満期の延長は、ボラティリティを増大させる場合がある。特定のトリガー・イベントに加え、イベント・リンク債により、ファンドは、一定の予想外のリスク(発行体リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、不利な規制または管轄上の解釈および不利な租税上の影響を含むがこれらに限られない。)にもさらされる場合がある。イベント・リンク債は、トリガー・イベントが生じた場合、流動性がなくなる場合がある。

差金決済契約および株式スワップ

差金決済契約(以下「CFD」という。)(シンセティック・スワップとしても知られる。)は、株式もしくは金融商品の価値もしくは価格またはかかる株式もしくは金融商品の指数の変動を参照して利益を保護し、または損失を回避するために利用される。株式CFDは、一般的な株式投資の経済パフォーマンスおよびキャッシュ・フローを複製することが企図されたデリバティブ商品である。

CFDは、特に特定の証券に関し利用可能な先物契約が存在しない場合、または価格設定リスクもしくはデルタ/ベータ・ミスマッチのリスクにより指数オプションもしくは指数先物がエクスポージャーを得る方法として効率的とならない場合に、投資対象資本性証券への直接投資の代替として、または先物およびオプションの代替として、かつ、先物およびオプションと同一の目的で、利用することができる。

一部のファンドは、CFDおよびトータル・リターン・エクイティ・スワップ(エクイティ・スワップ)に投資することができる。CFDおよびエクイティ・スワップに内在するリスクは、取引においてファンドが取るポジションにより異なる。CFDおよびエクイティ・スワップを利用することにより、ファンドは、投資対象株式につき「ロング」ポジションを取る場合があり、この場合、ファンドは、投資対象株式の値上がりから利益を得、値下がりから損失を被る。「ロング」ポジションに内在するリスクは、投資対象株式の購入に内在するリスクと同一である。逆に、ファンドは、投資対象株式につき「ショート」ポジションを取る場合もあり、この場合、ファンドは、投資対象株式の値下がりから利益を得、値上がりから損失を被る。「ショート」ポジションに内在するリスクは、「ロング」ポジションに内在するリスクより大きい。投資対象株式の価格がゼロになった場合の「ロング」ポジションの最大損失額には上限があるのに対し、「ショート」ポジションの最大損失額は投資対象株式の値上がり分となり、かかる値上がりは、理論的には上限がない。

「ロング」または「ショート」のCFDまたはエクイティ・スワップのポジションは、投資対象証券の将来の方向性に関する投資助言会社の意見に基づくことに留意されたい。かかるポジションは、ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、CFDおよびエクイティ・スワップの利用には、カウンターパーティに関するさらなるリスクが存在する。ファンドは、カウンターパーティが約束した支払いを行わないというリスクにさらされる。投資助言会社は、この種類の取引に関与するカウンターパーティが注意深く選定され、かつ、カウンターパーティ・リスクが制限され、厳格に管理されることを保証する。

デリバティブ

ファンドは、中央銀行が随時発行する制限およびガイドラインに従い、リスク管理目的でまたはその投資戦略の一環として、デリバティブ商品を利用することができる(ただし、その義務を負うもの

ではない。)。一般に、デリバティブは、その価値が原資産、基準金利または参照指数の価額に左右され、またはかかる価値から派生する金融契約であり、株式、債券、金利、通貨または為替相場および関連指数に関連する場合がある。ファンドが利用可能なデリバティブ商品の例として、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約(クレジット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、フォワード・スワップ・スプレッドロック、スワップ契約のオプション、ストラドル、先物為替予約および仕組み債を含む。)が含まれる。ただし、いずれの場合も、かかる商品の利用により、()譲渡可能証券、金融指数、金利、為替相場または通貨以外の商品に対するエクスポージャーが生じないこと、()ファンドが直接的に投資する資産以外の原資産に対するエクスポージャーが生じないこと、および()ファンドがその投資目的から逸脱しないことを条件とする。投資助言会社は、かかる戦略を用いないことを決定することができ、また、ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

ファンドは、仕組み債およびハイブリッド証券の売買、証券(ストラドルを含む。)、証券指数および通貨のコール・オプションおよびプット・オプションの売買および先物契約の締結ならびに先物契約(ストラドルを含む。)のオプションの利用を行うことができる。また、ファンドは、スワップ契約(金利、証券指数、特定の証券およびクレジット・スワップのスワップ契約を含むがこれらに限られない。)を締結することができる。ファンドが外貨建て証券に投資することができる場合、ファンドは、為替スワップ契約にも投資することができる。また、ファンドは、通貨、金利および証券指数に関しては、スワップ契約のオプションを含むスワップ契約を締結ことができ、さらに、先物為替予約およびクレジット・デフォルト・スワップを実行することもできる。ファンドは、このような総合的な投資戦略の一環としてこれらの技法を利用することができる。

ファンドは、「エキゾチック」と区分されるデリバティブに投資することができる。特に、かかるファンドの場合、かかるデリバティブは、バリア・オプションならびにバリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップとなる。バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップは、為替相場、金利または株価といった原商品のボラティリティまたはバリエーションにより測定される変動率に付随するリスクをヘッジし、かつ/またはかかる変動率に付随するエクスポージャーを効率的に管理することができる店頭金融デリバティブであり、特定の資産の実現ボラティリティが現在の市場における予想と異なる可能性が高いと投資助言者が考える場合等において利用することができる。バリア・オプションは、一種の金融オプションで、関連する契約に基づく権利を行使するオプションが原資産が予定価格に到達または上回ったか否かに左右される。バリア・オプションの追加の構成要素として、トリガーまたはバリアがあり、「ロックイン」オプションの場合、予定価格に到達した場合、バリア・オプションの購入者に対して支払いがなされる。反対に、「ロックアウト」オプションの場合、契約期間中にトリガーに到達しなかった場合のみ、当該オプションの購入者に対して支払いがなされる。バリア・オプションは、特定の資産の価格が水準を上回る確率が現在の市場における予想と異なる可能性が高いと投資助言者が考える場合等において利用することができる。

投資助言会社は、ファンドのためにデリバティブ戦略を用いた際に、金利、市場価格またはその他の経済的要因を不正確に予想した場合、投資助言会社が当該取引を一切実行しなければ当該ファンドはより有利なポジションを得ていた可能性がある。かかる戦略の利用は、一定の特別なリスク(デリバティブ商品の価格変動と、関連する投資対象の価格変動との間に不完全な相関関係が生じる可能性、または相関関係が一切生じない可能性を含む。)を伴う。デリバティブ商品を含む戦略の中には、損失リスクを軽減させることができるものがある一方、()関連する投資対象の有利な価格変動を相殺することにより、もしくは()本来であれば有利となったであろう時期にファンドが組入証券を売買することができない可能性により、または()ファンドが不利な時期に組入証券を売却する必要性の可能性およびファンドがデリバティブ・ポジションを手仕舞いしまたは清算することができない可能性により、利益を得る機会を減少させ、または損失を生じさせる可能性があるものがある。

ファンドによるスワップ契約およびスワップ契約のオプションの利用の成功は、一定の種類投資対象が他の投資対象よりも高いリターンを生み出す可能性が高いかを正確に予想する投資助言会社の能力に左右される。スワップ契約は、両当事者間の契約であり、期間が7日を超える場合があることから、流動性がない投資対象とみなされる場合がある。さらに、ファンドは、スワップ契約のカウンターパーティの債務不履行または破産が生じた場合、スワップ契約に基づき受領する予定であった金額を失うリスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、そのほとんどが規制されていない。スワップ市場の発展(潜在的な政府の規制を含む。)が既存のスワップ契約を終了させ、または同契約に基づき受領される金額を換金するファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドが利用するスワップは、英文目論見書補遺に記載される関連ファンドの投資方針と一致する。

スワップ契約は、期間が数週間から1年超にわたる両当事者間の契約である。標準的なスワップ取引において、両当事者は、あらかじめ定められた特定の投資対象または商品から得られるまたは実現されるリターン(またはリターン率の差)(利率要因を調整する場合がある。)を交換することに同意する。両当事者間で交換または「スワップ」される総リターンは、一般に、「想定元本」(すなわち、特定の利率で、特定の外貨または特定の指数を表章する証券のバスケットに対して特定の通貨の金額を投資した場合のリターンまたは価値の上昇)について算定される。「クアント」または「ディファレンシャル」スワップは、金利および通貨取引の両方を統合したものである。スワップ契約の他の形式には、()プレミアムを支払いを対価として、一方当事者が相手方当事者に対し、金利が特定の利率、すなわち「キャップ」を上回った場合に支払いを行うことに同意する金利キャップ、()プレミアムを支払いを対価として、一方当事者が相手方当事者に対し、金利が特定の利率、すなわち「フロア」を下回った場合に支払いを行うことを同意する金利フロア、および()一定の上限および下限を超えて金利が変動した場合に備えて、ある当事者がキャップを売却してフロアを購入するか、またはその逆を行う金利カラーが含まれる。

ファンドは、デフォルト・スワップ契約を締結することができる。クレジット・デフォルト契約の「買主」は、対象となる参照債務に債務不履行事由が生じていないことを条件として、「売主」に対して契約期間にわたる一連の定期的な支払いを行う義務を負う。債務不履行事由が生じた場合、売主は、当該参照債務と引換えに、当該参照債務の名目元本(すなわち「額面価額」)の全額を買主に支払わなければならない。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ取引において、買主または売主のいずれにもなることができる。ファンドが買主の場合で、債務不履行事由が生じていない場合、当該ファンドは、その投資額を失い、一切回収しない。しかしながら、債務不履行事由が生じた場合、当該ファンド(買主の場合)は、価値が少額であるかまたは価値がない可能性のある参照債務の名目元本の全額を受領する。売主として、ファンドは、債務不履行事由が生じないことを条件として、契約期間(通常、6か月から3年間まで)にわたり固定料率の収入を受領する。債務不履行事由が生じた場合、売主は、参照債務の名目元本の全額を買主に支払わなければならない。

仕組み債は、確定利付商品と一連のデリバティブ構成要素を組み合わせたデリバティブ債券である。それゆえ、債券のクーポン、平均残存期間および/または償還価格は、様々な指数、株価、為替相場、モーゲージ・バック証券の期限前償還率等の変動にさらされる可能性がある。

ハイブリッド証券は、2つ以上の金融商品を組み合わせた証券である。ハイブリッド証券は、一般に、従来型株式または債券をオプションまたは先物為替予約と組み合わせる。一般に、ハイブリッド証券の満期または償還時に支払われる元本額または利息は、ある通貨の価格、証券指数、別の金利または他の経済的要因(それぞれを、以下「ベンチマーク」という。)に(プラスまたはマイナス)結び付く。ハイブリッド証券の満期時に支払われる利息または元本額は、ベンチマークの価額変動に左右され、上昇する場合もあれば下落する場合もある(元本額については、この点が多く確定利付証券と異なる。)

ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他のより伝統的な投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なる(場合によってはこれより大きい)リスクが伴う。以下に、ファンドが利用することのできる一切のデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因を概説する。

運用リスク：デリバティブ商品は非常に専門性の高い商品であるため、株式および債券に関連するものとは異なる投資技法およびリスク分析を要する。デリバティブの利用は、あらゆる潜在的な市況におけるデリバティブのパフォーマンスを監視することなく、原商品のみならずデリバティブ自体の理解を要する。

信用リスク：デリバティブ商品の利用には、契約の他方当事者(通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。)が要求される支払いを行わないことまたはその他契約条件を遵守しないことに起因して損失が生じるというリスクが伴う。また、クレジット・デフォルト・スワップは、ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの対象企業の信用度を正しく評価しなかった場合に損失が生じる可能性がある。店頭デリバティブもまた、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクが伴う。上場デリバティブに関する主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。

流動性リスク：流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の購入または売却が困難な場合に生じる。デリバティブ取引の規模が特に大きいかまたは関連する市場が(非公開で相対取引されるデリバティブの多くの場合と同様に)流動性を欠く場合、有利な時期または価格で取引を開始するかまたはポジションを清算することができない可能性がある。

エクスポージャー・リスク：一部の取引は、エクスポージャーを生じる可能性がある。かかる取引には、特に、リバース・レポ契約および発行日取引証券、後日引渡証券または買付予約証券の利用が含まれる。デリバティブの利用にはエクスポージャー・リスクが伴う場合があるものの、デリバティブの利用により発生する一切のエクスポージャーは、中央銀行の要件に従い高度なリスク測定手法を用いてリスク管理される。

利用可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場は比較的新しく、発展途上にあるため、リスク管理またはその他の目的での適切なデリバティブ取引は、いかなる状況においても利用可能となるわけではない可能性がある。ポートフォリオ・マネージャーは、ある契約の満了時に、類似の契約を締結することによりデリバティブ商品におけるファンドのポジションを維持しようとする場合があるが、当初の契約のカウンターパーティが新規契約の締結を望まず、他の適切なカウンターパーティも見つからなかった場合は、これを行えない可能性がある。ファンドがデリバティブ取引をいつでもまたは随時行えるとの保証はない。デリバティブを利用するファンドの能力は、特定の規制上および税務上の考察によっても制限される可能性がある。

市場リスクおよびその他のリスク：デリバティブ商品は、他の大部分の投資対象と同様、かかる商品の市場価格がファンドの利益を損なうような形で変動するというリスクを伴う。投資助言会社が、ファンドのためのデリバティブの利用において、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因の予想を誤った場合、ファンドは、かかる取引を一切行わなければより有利なポジションを得ていた可能性がある。デリバティブ商品を含む戦略の中には、損失リスクを軽減させることができるものがある一方、他のファンドの投資対象の有利な価格変動を相殺することにより、利益を得る機会を減少させ、または損失を生じさせる可能性があるものがある。ファンドはまた、特定のデリバティブ取引に関連する相殺ポジションまたは資産カバレッジの維持を法的に要求されることに起因して、不利な時期または価格での証券の売買を余儀なくされる場合がある。

デリバティブの利用に伴うその他のリスクには、デリバティブの価格設定の誤りまたは不適切な評価およびデリバティブが原資産、参照レートまたは参照指数と完全には相関しないことが含まれる。デリバティブの多く、特に非公開で相対取引されるデリバティブは複雑であり、多くの場合主観的に評価される。不適切な評価は、カウンターパーティに対する支払要件の増加またはファンドの価格の下落を招く可能性がある。また、デリバティブの価格は、密接に追従することが企図された原資産、

参照レートまたは参照指数の価格と完全にはまたは全く相関しない可能性がある。さらに、ファンドは、デリバティブの利用により、かかる商品を利用していなかった場合と比べ、より高額な短期キャピタル・ゲイン(一般的に、通常の所得税レートで課税される。)を実現する可能性がある。

発行日決済取引、特約日決済取引および先物コミットメント取引

ファンドは、投資目的で、かつ/またはポートフォリオの効率的運用を目的として、自身が発行時決済ベースで購入する資格がある証券を購入すること、特約日決済のためにかかる証券を売買すること、および通常の決済時期を過ぎた将来のある日付において確定価格でかかる商品を購入する契約(先物コミットメント)を締結することができる。かかる購入額が未払いとなっているとき、ファンドは、投資助言会社が流動性があると決定した資産を、購入価格を十分に満たす金額で決済日までで分別した上で維持する。発行時決済取引、特約日決済取引および先渡しコミットメントは、証券の価値が決済日前に下落した場合に損失リスクを伴う。このリスクに加え、ファンドの他の資産の価値が下落するリスクもある。通常、証券の引渡しがなされる前にファンドが購入を約束した証券からは収益は生じないが、ファンドは、かかるポジションをカバーするために自身で分離していた証券から収益を得る場合がある。

譲渡可能な非流動的証券

一定の流動性のない証券は、取締役の監督の下誠実に決定される公正価格での価格設定が必要な場合がある。投資助言会社は、流動性のない証券を処分するのに大幅に遅延する場合があります。流動性のない証券の取引は、流動性のある証券の取引に要するものよりも高額な登録費用およびその他の取引費用を伴う場合がある。この目的において、「流動性のない証券」とは、ファンドが証券を評価した金額と同等の価格で、通常の業務過程において7日以内に処分することができない証券を意味する。

預託証券

米国預託証券(以下「ADR」という。)、グローバル預託証券(以下「GDR」という。)および欧州預託証券(以下「EDR」という。)は、ADR、GDRまたはEDRを発行した保管銀行に一定の数の株式が預託されたことを証明する記名式の譲渡可能証券である。ADRは米国の取引所および市場において、GDRは欧州および米国の取引所および市場において、EDRは欧州の取引所および市場において取引される。

地方債リスク

ファンドは、その資産の大部分を教育、医療、住宅、交通機関および公共施設に関するもの等と同様のプロジェクトの債券、産業開発債または一般財源債に投資する場合(特に、発行体が単一の地方に大きく集中している場合)、経済情勢、事業展開または政治情勢の悪化に対してより敏感である場合がある。これは、地方債の価値が特定の発行体の地方の政治、経済、法律および立法の現実または地方セクターの事象によって著しく影響を受けるためである。また、国税率の大幅な変更または関連する立法機関における同主題に関する深刻な議論は、地方債の価格を下落させる可能性がある。地方債に対する需要は、投資者の不課税所得の価額により強く影響を受ける。所得税率の引下げは、地方債を所有する利点を減少させる可能性がある。同様に、病院セクターといった特定のセクターに関連する規制の変更は、ある部分の市場についての収益の源泉に影響を及ぼす可能性がある。地方債は、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにもさらされる。

金利リスク：地方債の価格は、他の確定利付証券と同様、一般的な市場において金利が上昇した場合は下落する可能性が高い。逆に金利が下落した場合、債券価格は通常上昇する。

信用リスク：借り手が期日の到来した元利金の返済を行えなくなるというリスク。地方債に投資するファンドは、発行体の債務返済能力に依拠する。これにより、ファンドは、地方債の発行体が財務上不安定となるか、または多額の債務を負い、その義務履行能力が損なわれるという信用リスクにさ

らされる。短期から中期にかけて多額の債務返済要件を有している地方債の発行体、格付を有さない発行体ならびに追加の費用を負担するに十分となる資本および流動性を有していない発行体は、最もリスクが高い。より質の低い地方債または高利回りの地方債に投資するファンドは、地方債市場における不利な信用事由の影響をより受けやすい。破綻した地方自治体の扱いはより不確実であり、社債と比べ、地方債の保有者の方がより不利となる可能性が高い。

流動性リスク：投資者が売却を望んだ時に買い手を見つけることが困難となり、市場価格より割安で売却せざるを得なくなるというリスク。地方債市場では流動性が損なわれる場合があり、主に地方債に投資するファンドは、地方債を適時に売買することが困難となる可能性がある。流動性は、金利事由、信用事由または一般的に不安定な需給バランスに起因して損なわれる場合がある。これらの不利な動きに起因して、ファンドは、より多くの買戻請求を受けることがある。特定の発行体および当該時点の経済情勢により、地方債はボラティリティがより高い投資対象と見なされる可能性がある。

一般的な地方債市場リスクに加え、様々な地方債セクターにより、様々なリスクにさらされる可能性がある。例えば、一般的な債券は、債券を発行する地方自治体の十分な信頼、信用および税金回収能力により保証される。このため、適時の返済は、税収を得、財務上安定した予算を維持する地方自治体の能力に左右される。適時の返済はまた、未払年金債務またはその他の従前の従業員給付制度(OPEB)の債務の影響も受ける。

収益債券は、特別な税収またはその他の収益源により保証される。特定の収益が実現しなかった場合、かかる債券の返済は行われない可能性がある。

民間活動債は、また別の種類の地方債である。地方自治体は、民間企業による利用を目的とした工業施設の開発資金を調達するために民間活動債を利用する。元利金の返済は、かかる開発の恩恵を受ける民間企業により行われ、このことは、民間活動債の保有者が、民間発行体が民間活動債につき履行を怠るというリスクにさらされることを意味する。

道義的支払保証債券は、通常、特別目的会社により発行される。かかる特別目的会社が債務不履行に陥った場合、返済は、法的義務ではなく「道義的な義務」となる。道義的支払保証債券の保有者は債務不履行が生じた場合に償還請求権を殆どまたは全く有さないため、債務不履行が生じた場合の返済に対する法律上強制執行可能な権利の欠如は、道義的支払保証債券の保有者を特別なリスクにさらさせる。

短期地方債は一般的な地方債に類似するものの、通常は短期となる。短期地方債は一時的な資金調達を行うために利用され、予想される収益が実現されなかった場合は返済が行われない可能性がある。

不動産リスク

不動産リンク・デリバティブ商品に投資するファンドは、不動産を直接的に所有する場合と同様のリスクにさらされる。かかるリスクには、災害または土地の収用による損失、ならびに地方のおよび全般的な経済状況の変化、需給の変化、金利変動、都市計画法の改正、賃料、固定資産税および運営費用に係る規制上の制約が含まれる。不動産投資信託(以下「REIT」という。)の価格にリンクする不動産リンク・デリバティブ商品への投資は、REITの管理者による運用実績の不振、税法の不利な変更またはREITが所得に対するパススルー課税の免除の資格を得ることができないなどの追加のリスクにさらされる。また、投資する不動産の数を限定するため、地理的エリアを狭め、または不動産の種類が単一であるため、分散化が限られるREITもある。さらに、あるREITの設立書類は、当該REITの支配権の変更を困難にし多大な時間を必要とする条項が含まれている場合がある。最後に、私募REITは、証券取引所において取引されない。よって、かかる商品は、一般に流動性に欠ける。このことは、早期に投資対象を買い戻すファンドの能力を低下させる。また、私募REITは、一般に、公募REITと比べて評価が困難であり、高額な手数料を負担する場合がある。

政治リスク/紛争リスク

近年、様々な国で大きな内紛が起きており、場合によっては内戦となって当該国の証券市場に悪影響を及ぼしていることがある。加えて、戦争行為やテロ行為、その他の政治動向による新たな騒乱の発生は排除することができない。一見すると安定している体制であっても、混乱が生じたり、思いも寄らない政策の転換が行われたりすることがある。国有化、収用もしくは没収的課税、通貨の使用制限、政変、政府規制、政治的、規制上、社会的不安定性や不確実性、または、制裁その他の類似の措置の発動を含む外交上の出来事は、ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。中央による計画的な社会主義経済から、より市場志向の強い経済への移行は、多くの経済的・社会的な混乱や歪みをももたらしている。さらに、かかる移行を達成し維持するために必要な経済的、規制上および政治的イニシアティブが継続される保証はなく、仮にそのようなイニシアティブが継続され維持されるとしても、それが成功する保証、またはそのようなイニシアティブが外国の(または国民以外の)投資家に利益をもたらし続ける保証もない。インフレ・インデックス商品などの一定の商品は、債務者でもある政府(または政府の影響下にある団体)がとりまとめた対策に依存することがある。

上記についての最近の例としては、ヨーロッパではロシアとウクライナの間で、中東ではハマスとイスラエルの間で続いている武力衝突の関連で生じている紛争、人命の損失および災害があり、こういった移行の最中にある国の例としてはベネズエラがある。こういった紛争、関連する制裁・報復措置の規模、期間、影響を確定することは困難であり、地域経済や世界経済、一定の証券・商品・通貨の各市場に重大な悪影響を及ぼすなど、重大な影響を地域に及ぼす可能性がある。軍事衝突の内容によっては、エネルギーや金融サービス、防衛など多くの分野で事業を展開する世界中の企業が影響を受ける可能性がある。これらの影響により、一定の市場、投資先、サービス・プロバイダー、またはカウンターパーティへのアクセスが制限されたり、全くアクセスできなくなったりする可能性があり、その結果、該当する地域と経済的に結び付いている証券および商品へのファンドの投資に悪影響が及ぶ可能性があり、これには価値の下落や流動性の低下が(これらに限らず)含まれる。ボラティリティの増加、為替の変動、流動性の制約、カウンターパーティのデフォルト、評価と決済の困難性、およびそのような紛争に起因する運営リスクも、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。このような事象が発生した場合、これまでは歴史的に「低リスク」とされた戦略が、かつてないボラティリティおよびリスクを伴う形で実行される可能性がある。

さらに、新たな制裁が発動されたり、以前に緩和された制裁が再び発動された場合(移行中の国に関する制裁も含む)、当該制裁は、特に制裁対象国の通貨安や当該国もしくは当該国で設立された企業の信用格付けの格下げ、禁止されている資産に投資している資産、証券、資金の即時凍結、証券価値の下落、証券、財産または持分の流動性の低下、および/または制裁対象国の経済に対する他の悪影響をもたらす可能性がある。当該制限に従うことで、ファンドが一定の投資を追求できなくなったり、当該投資または売却の完了に関して遅延その他の支障が生じたり、不利な条件での投資の売却または凍結が必要になったり、パフォーマンスの低い投資の売却が実行不可能になったり、ファンドの投資目的の達成能力に悪影響となったり、ファンドが本来受け取るべき支払いを受けられなくなったり、ファンドの調査費用その他類似の費用が増加したり、影響下にある投資の評価が困難になったり、またはファンドがそういった制限がない場合よりも不利な条件で投資を完了する必要が生じたりする可能性がある。こうした結果のいずれかが、当該投資に関するファンドのパフォーマンス、ひいてはファンド全体のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ロシア証券への投資に関する特別なリスク

ロシア証券への投資は、ファンドの主たる投資集中を構成するものではなく、むしろ、ファンドがその投資裁量においてその資産の一部をロシアに位置する発行体の証券に投資することができるセクターを構成するものである。前記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク 新興国市場リスク」と題する項に開示されるリスクに加え、ロシア発行体の証券への投資は、特に高度の

リスクおよび先進国市場への投資に付随しない特別な考慮事項を伴う場合があり、その多くがロシアの継続的な政治および経済的な不安定性およびその市場経済の緩慢な発展から生じている。特に、ロシアへの投資は、ロシア以外の国が経済制裁を課する場合があるというリスクにさらされており、これは、エネルギー、金融業および防衛を含む多くのセクターの会社に影響を及ぼす場合があり、ひいては、特に、ファンドのパフォーマンスおよび/またはその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、(ファンドがロシアに結び付く一定の投資対象の取引を禁止された場合等において)一定の投資対象は流動性に欠ける場合があり、その結果、当該ファンドは、投資主の買戻しに応じるため、不利な時期または価格において他の保有ポートフォリオの売却を余儀なくされる可能性がある。かかる制裁は、ファンドにサービスを提供する非ロシア事業者がロシア事業者と取引することを妨げる可能性もある。かかる状況において、ファンドは、ファンドの確定利付証券の保有に関連して支払期日が到来している支払い等、一定の投資対象に関して支払期限が到来している支払いを受領することができない。一般に、ロシア証券への投資は非常に投機的とみなされるべきである。かかるリスクおよび特別な考慮事項は、(a)ロシアの株式登録および保管システムから生じるポートフォリオ取引の決済遅延および損失リスク、(b)ロシアの経済体制における汚職、インサイダー取引および犯罪の蔓延、(c)公開情報量が限られていること等に基づき、多くのロシア証券の正確な市場評価を得ることが困難であること、(d)特に多額の企業内債務を含む場合があるロシア会社の全般的な財務状態、(e)一貫性に欠け、遡及効を有し、かつ/または法外な税制を防止するためにロシア税制が改正されないというリスク、または改正された税制が新たな税法と合致せず、かつ新たな税法の予測不能な施行を生じさせるというリスク、(f)ソビエト連邦の解体以降実施されている経済改革プログラムの支援について、ロシア政府または他の執行機関もしくは立法機関が継続しないことを決定するというリスク、(g)ロシア全体に適用されるコーポレート・ガバナンス規定の欠如、ならびに(h)投資者保護に関する規定および規制の欠如を含む。

ロシア証券は、発行体の登録機関が保有する株主名簿に記録される所有権とあわせて記帳形式で発行される。譲渡は、登録機関の帳簿への記入により実行される。株式の譲受人は、発行体の株主名簿に自己の氏名が記載されるまで株式に関して所有権を有さない。ロシアにおいて、保有株式の登録に関する法律および慣行は十分に発展しておらず、株式の登録遅延または不登録が生じる可能性がある。他の新興国市場と共通して、企業活情報の発表または公開について、ロシアは中央当局を有していない。したがって、保管会社は、企業活動通知の配布に関する完全性または適時性を保証することはできない。

中国証券への投資に関する特別なリスク

中国証券または中国に経済的に関係する証券への投資は、ファンドの主たる重点投資先となるわけではなく、むしろ、ファンドがその投資裁量において投資することができる一セクターを構成するに過ぎないが、ファンドは、その資産の一部を中華人民共和国(以下「中国」といい、本開示の目的上、本書に別途示されない限り、香港、マカオおよび台湾を除く。)に所在する発行体の証券に投資する場合がある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家プログラム(以下「F」プログラムといい、最近の中国における規制法の発展により1つのプログラムに統合された適格外国機関投資家(「QF」)プログラムおよびRMB適格外国機関投資家(「RQF」)プログラムを含む。)を含むがこれらに限定されない、様々な市場アクセスプログラムを通じて行われる。前記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク 新興国市場リスク」と題する項に開示されるリスクに加え、中国発行体の証券への投資は、一般的に先進国市場への投資に付随しない、特に高度なリスクおよび特別な考慮事項を伴う可能性がある。

かかる追加のリスクは、(a)異常な成長に起因する非効率性、(b)一貫して信頼性のある経済データが利用不能であること、(c)潜在的な高インフレ率、(d)輸出および国際貿易への依拠、(e)比較的高いレベルの資産価格のボラティリティ、一時停止リスクおよび証券の決済が困難であ

ること、(f)潜在的な流動性不足および限定的な外国人投資家による利用可能性、(g)小規模な市場資本、(h)地域経済との競争の激化、(i)特に、為替ヘッジ商品の相対的な欠如および現地通貨を米ドルその他通貨に換算する能力の抑制を考慮した、為替レートの変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、(j)多くの中国の会社は比較的小規模であり、運用歴が欠如していること、(k)証券市場、保管の取決めおよび商取引の法的枠組みおよび規制上の枠組みが発展的な性質を有していること、(l)当該投資を行うためのFプログラムおよび他の市場アクセスプログラムのルールおよび規則に関する不確実性および変更可能性、(m)中国政府による当該経済改革を引き続き進める旨の約束、(n)市場の混乱時に、中国の規制当局が中国発行体の取引を停止する(あるいは当該発行体に取引停止を許可する)可能性があり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること、(o)中国発行体の財務諸表の質に関する異なる規制要件および監査要件、(p)中国で行われる監査の質を検査する能力、特に公開会社会計監視委員会(以下「PCAOB」という。)が中国に所在するPCAOB登録の会計事務所を検査するアクセスがないことでこれが制限されること、(q)非米国企業および非米国人に対する米国当局の強制執行能力が制限されること、ならびに(r)法律上の問題として、投資家の権利および救済が制限されることを含む(が、これらに限らない。)

さらに、より発展した国際市場に比べて、中国の証券市場における規制および執行に係る活動の水準は低くなる。これらは潜在的に、関連する規制の解釈および適用における一貫性の欠如ならびに規制機関が、市場参加者に対する事前の相談または通知なく、既存の法律を即座に、もしくは速やかに変更するか、または、新規の法律、規則、規制もしくは方針を導入する(かかる変更または導入によりファンドのその投資目的または投資戦略を追求する能力が厳格に制限される可能性がある。)リスクとなる可能性がある。また、中国への外国投資の抑制および投資済み資本の本国送金に対する制限も存在する。Fプログラムにおいては、特に、投資範囲、投資割当て、資金の本国送金、外国人株式保有制限および勘定の構成を含むが、これらに限らない側面に関して一定の規制上の制限が存在する。関連するF規制が最近改定され、Fによる国内投資および資本管理に係る一定の規制上の制限が緩和(投資割当て制限の撤廃および投資収益の本国送金ルーティーンの簡略化を含むがこれらに限らない。)されたが、これは比較的新しい進展であるため、実施した場合に、特に初期の段階でどのような効果があるのかについては不透明である。一方で、最近改正されたF規則は、なかでも情報開示の点においてFに対する継続的な監督を強化している。特に、Fは、対象となる顧客(Fプログラムを通じて中国の証券に投資するファンドなど)が中国の利害関係開示規則(例:5%の実質株主報告義務ならびに関連当事者およびFプログラムおよびストックコネク(以下に定義する。))を含む様々なアクセスチャネルに基づく保有資産に適用される合算)を遵守することを確保し、かかる対象となる投資者の代わりに要求された開示を行うことを要求される。

中国の規制上の要件により、ファンドの中国に関係する証券もしくは商品に投資する能力が制限される可能性および/または中国に関係する証券もしくは商品におけるその持分を清算することを要求される可能性がある。証券の価格が低水準にあるときなどの一定の場合において、かかる清算によりファンドが損失を被る可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、一般的に、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。中国政府または関連する中国の規制機関は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある政策を実施する可能性もある。かかる停止、制限または政策は、ファンドの投資パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

中国の政治的な環境は近年比較的安定しているが、かかる安定が将来にわたって維持される保証はない。新興市場として、多くの要因(富裕層と貧困層との間の格差の拡大または農業不安および既存の政治構造が不安定であること等)によりかかる安定に影響が及ぶ可能性があり、中国に経済的に関係する証券および商品へ投資するファンドに悪影響が及ぶ可能性がある。政治的不安定、軍事介入および政治汚職は、市場および経済改革、民営化および貿易障壁の撤廃への好ましい傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱が生じる可能性がある。

中国は、共産党に支配されている。中国への投資は、政府による経済統制および経済への関与の強化に付随するリスクにさらされる。中国の通貨は、市場によって決定されるレベルではなく、対米ドルの人為的なレベルで管理されている。この種のシステムにより、通貨が突然かつ大幅に調整される可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響が及ぶ可能性がある。中国は、自国通貨を外国通貨に自由に転換することを制限する場合もある。通貨の本国送金制限により、特に買戻請求に関して、中国に関係する証券および商品の流動性が比較的低下するという影響が及ぶ可能性がある。さらに、中国の政府は、資源配分および金融政策への直接的および重大な関与、外国通貨建て債務の支払統制ならびに特定の産業および/または会社に対する優遇措置の提供により、経済成長を著しく統制している。中国における経済改革プログラムは成長に寄与しているが、かかる改革が継続する保証はない。

中国は歴史的にみて干ばつ、洪水、地震および津波等の自然災害が起こりやすいとされており、地域経済は今後、かかる環境上の事由による影響を受ける可能性がある。したがって、ファンドの中国への投資は、かかる事由のリスクにさらされる。さらに、中国と台湾の間の関係は特に注意を要するものであり、中国と台湾の交戦は、ファンドの中国への投資にリスクをもたらす可能性がある。

税法の適用(例えば、配当または利息支払いに対する源泉徴収税の賦課)または没収課税もまた、ファンドの中国への投資に影響を及ぼす可能性がある。中国に経済的に関係する証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が常に明確ではないため、投資助言会社は、中国に経済的に関係する証券および商品の処分または保有から得られる実現利益および未実現利益を留保することにより、当該証券および商品に投資するファンドに対するキャピタル・ゲイン税への備えを行う場合がある。かかるアプローチは、現在の市場慣行および適用される税務規則に関する投資助言会社の理解に基づくものである。市場慣行または適用される税務規則に関する理解が変わった場合、留保される金額が、実際に負担する税金に対して多すぎるか、または、少なすぎるものとなる可能性がある。投資者は、中国の税金に関する法令の変更によりその投資に悪影響が及ぶ可能性があることを認識すべきである。かかる法令は、遡及効果をもって適用されることがあり、また、常に流動的な状態にあり、長期にわたって常に変更される。

さらに、中国の証券市場(上海証券取引所(以下「SSE」という。)、深圳証券取引所(以下「SZSE」という。))および北京証券取引所を含む。)は、成長期および変革期を経ており、これにより、取引の決済および記録ならびに関連する規制の解釈および適用が困難となる可能性がある。

最後に、他の通貨による投資に伴うリスクに加えて、人民元による投資に伴う追加のリスクが存在する。

中国銀行間債券市場へのアクセス

ファンドは、中国の関連する規制または当局により許容される範囲で、また、関連するファンドの英文目論見書補遺を遵守することを条件として、中国人民銀行(以下「PBOC」といい、上海の本店を含む。)が発行した関連規則(公告2016年第3号およびその施行規則(以下「CIBM規則」という。))を含むが、これらに限らない。)を遵守し、PBOCに申請書を提出することにより、投資割当制限に従うことなく、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)(直接的アクセス制度(以下「CIBMダイレクト・アクセス」という。))および/またはボンドコネクトを含む。)で取引される許容される確定利付商品に直接投資することもできる。

CIBM規則に基づく投資に関して割当限度は存在しないが、ファンドは、その投資規模を増やすことを想定する場合はPBOCに追加の届出を提出する必要がある。PBOCがコメントを行う、または、当該追加届出を受理する保証はない。要求された場合、投資助言会社または副投資助言会社はPBOCの指示に従い、かかる指示に応じて関連する変更を行う必要がある。想定する投資規模の増大についての追加届出がPBOCによって受理されない場合、ファンドのCIBMダイレクト・アクセスを通じた投資能力は限定的となり、その結果、ファンドのパフォーマンスは不利な影響を受ける可能性がある。

市場のボラティリティおよびCIBMにおける特定の債務証券の低取引量に起因する流動性の潜在的な欠如により、当該市場で取引される特定の債務証券の価格が著しく変動する可能性がある。したがって、かかる市場に投資を行うファンドは、流動性リスクおよびボラティリティ・リスクにさらされる。かかる債務証券の価格の買呼値と売呼値の間のスプレッドが大きくなる可能性があるため、ファンドは多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があり、また、当該投資対象の売却時に損失を被る可能性もある。

ファンドがCIBMへ投資を行う範囲で、ファンドは、決済手続きおよび取引相手方の債務不履行に付随するリスクにさらされる可能性もある。ファンドと取引を行った取引相手方が、関連する有価証券の引渡しまたは対価の支払いによる取引決済義務を履行しない可能性がある。

関連する中国の当局がCIBMにおける口座開設または取引を停止する極端な状況では、ファンドのCIBMへ投資を行う能力は制限され、その結果、ファンドは相当な損失を被る可能性がある。

PBOCは、国内の決済代理人およびCIBM規則に基づくファンドの取引を継続的に監督し、CIBM規則の不遵守があった場合は、関連する行政上の措置（ファンドならびに/または投資助言会社および/もしくは副投資助言会社（場合に応じて）に対する取引の停止および強制手仕舞い等）を講じることができる。

ストックコネクトを通じた投資

ファンドは、上海 - 香港相互株式投資制度および深圳 - 香港相互株式投資制度（以下、総称して「ストックコネクト」という。）を通じて、SSEまたはSZSEに上場され取引される適格証券（以下「ストックコネクト証券」という。）に投資することができる。ストックコネクトは、非中国人投資家（例えばファンドなど）が、香港のブローカーを通じて、一定の中国上場株式を購入することが可能な制度で、ストックコネクトを通じた証券の購入は、市場全体の1日あたりの割当限度の対象とされることから、ファンドは、有利な時期でもストックコネクト証券の購入が妨げられる可能性がある。さらに、ストックコネクトを運営するにあたり必要とされる適用ルールや、取引、決済および情報技術（以下「IT」という。）システムは進化を続けており、関連するシステムが適切に機能しない場合、ストックコネクトを通じた取引は混乱する可能性がある。

ストックコネクトは、香港および中国双方の規則に服する。両法域の規則とも、ストックコネクトの取引を停止することを許している。市場の混乱時に、中国の規制当局は、中国発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）可能性もあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性がある。これ以上の規制がストックコネクトにおける証券の入手可能性、運営上の取決めその他の制約に影響しないとの保証はない。

CIBMダイレクト・アクセスを通じて行うCIBMへの投資に関するリスク

CIBM規則は比較的新しいものであり、依然として、継続的な進化の対象となっており、ファンドのCIBMへの投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、取引に先立って、CIBMで取引される商品（CIBMダイレクト・アクセスおよびボンドコネクト制度の両方を通じて取引される商品を含む。）の投資限度に準拠しているかどうかを審査される。したがって、ファンドは、CIBMで取引される商品の取引を申込み、それが翌日まで完了しなかった場合でも、ファンドが当初の準拠審査の時点において、適用ある限度に準拠していた場合は、投資限度の違反にはならない。同様に、ファンドがCIBMで取引される（外貨建て取引と債券といった）2つの補完的な商品の取引を申込み、一方の取引が翌日まで完了しなかった場合でも、ファンドが当初の準拠審査の時点において両方の商品につき適用される割合限度に準拠していた場合は、投資限度の違反にはならない。CIBMダイレクト・アクセスを通じたCIBMへの投資はまた、ファンドのパフォーマンスや流動性に影響を及ぼす可能性のある、資金送金や本国送金に関して中国当局が課す一定の制限の対象となる。資金送金および本国送金の要件に準拠しない、またはこれを満たせない場合、規制当局による制裁を受ける可能性があり、その結

果、ファンドのCIBMダイレクト・アクセスを通じた投資の一部に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、CIBM投資に関連する資金送金および本国送金の要件が、政府の政策や外国為替管理政策の変更により変更されないとの保証はない。ファンドは、CIBM投資に関する資金送金および本国送金の要件にこのような変更が生じた場合、損失を被る可能性がある。

CIBMダイレクト・アクセスに基づき、投資助言会社または副投資助言会社は、ファンドを代理して提出を行い、ファンドのために取引および決済代行サービスを行うため、国内の取引および決済代理人を雇用するものとする。

CIBMダイレクト・アクセスを通じて行うCIBM投資のための関連する提出、PBOCへの登録、および口座開設は、国内の取引および決済代理人、登録代理人、または第三者(場合に応じて)によって行われなければならないため、ファンドは、それら第三者側の不履行または過誤のリスクにさらされる。

ファンドはまた、国内の決済代理人の取引を決済する過程における行為または不作為による損失を被る可能性もある。その結果、ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、投資家は、関連する国内の決済代理人においてファンドの現金口座に預けられた現金は分別管理されないことに留意する必要がある。国内の決済代理人の破産または清算に際し、ファンドは当該現金口座に預けられた現金に対する所有権を一切持たず、ファンドは当該国内決済代理人の無担保債権者となり、他のすべての無担保債権者と同順位の債権者となる。ファンドは当該資産についての回収困難および/または回収遅延に直面する可能性があり、あるいはその全額の回収ができないまたは回収が全くできない可能性があり、その場合、ファンドは損失を被ることになる。

CIBMダイレクト・アクセスに基づき、CIBM規則により、外国の投資家は、CIBMへの投資に関して人民元または外貨建ての投資金額を中国に送金することが可能となる。ファンドによる資金の中国国外への送金に関して、投資元本が中国に送金される通貨と中国から送金される通貨は、原則一致しなければならない。かかる要件は将来変更される可能性があり、かかる変更により、ファンドのCIBMへの投資に悪影響が及ぶ可能性がある。

2020年9月、中国外貨取引センターおよび全国銀行間資金調達センター(以下「CFETS」という。)によって、CIBMダイレクト・RFQ取引サービスが開始された。当該サービスに基づき、CIBMダイレクト・アクセスにおける外国投資家は、見積もり請求(以下「RFQ」という。)を行うことにより、国内のマーケット・メーカーとの現物債券取引の勧誘を行うことができ、CFETSのシステムにおいて取引を確認することができる。CIBMダイレクト・アクセスに基づく新たな取決めであるため、CIBMダイレクト・RFQ取引は、今後の調整および実施の不確実性にさらされる可能性があり、このことは、ファンドがCIBMダイレクト・RFQ取引のメカニズムを用いて取引を行う限りにおいて、ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。

ボンドコネクトを通じて行うCIBMへの投資に関するリスク

ボンドコネクトは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において様々な種類の債券取引を可能にする香港と中国との間の取決めを指す。ボンドコネクトは、CFETS、中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。)、上海清算所(以下「SHCH」という。)、香港証券取引所ならびに香港証券保管決済機関(以下「CMU」という。)によって確立された。

ボンドコネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性がある。さらに、ボンドコネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けている。関連するシステムが適切に機能しない場合、ボンドコネクトを通じた取引は混乱する可能性がある。これ以上の規制が当該プログラムにおける証券の入手可能性、償還の頻度、その他の制約に影響しないとの保証はない。さらに、香港および中国の法律および規制の適用および解釈、ならびにボンドコネクト・プログラムに関して関連規制当局お

よび取引所が公表または適用する規則、方針またはガイドラインは不確実であり、ファンドの投資およびリターンに有害な影響を及ぼす可能性がある。

ボンドコネクットの主な特徴は、中国の債券商品に投資する投資家に適用ある自国市場の法律および規則が適用されることである。したがって、ファンドのボンドコネクットを通じた証券への投資は、一般的に、中国の証券規制や上場規則などの制約を受ける。当該証券はいつでもその投資適格性を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできるが、ボンドコネクットを通じて購入することはできなくなる。ファンドは、ボンドコネクットを通じて投資を行う場合、取引の不履行からファンドを保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスからの恩恵は受けられない。ボンドコネクットは、中国および香港の両方の市場が開いている日にものみ利用可能である。その結果、ボンドコネクットを通じて購入された証券の価格は、ファンドがその保有するポジションの追加や手仕舞いを行えない時間帯に変動する可能性があり、そのため、取引が魅力的であってもこれを行うファンドの能力が限られる可能性がある。ボンドコネクットを通じた投資による収入および利益への課税を定める中国の税制における不確実性は、ファンドに予想外の税負担を生じさせる可能性がある。現在、海外投資家に支払う配当金およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いは確定していない。

ボンドコネクットを通じた取引は、ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受ける。ボンドコネクット・スキームは、国内決済代理人への投資者の関与を義務付けることなく、確立された電子プラットフォームのよく知られた取引インターフェースを利用することによって、国外の投資家にとって運用レベルで効率的かつより利便性の高いものとなるよう設計されている。ボンドコネクットを通じて行われる投資は、中国では比較的実証されていない注文、清算、決済手続に従うものであり、ファンドにリスクをもたらす可能性がある。さらに、ボンドコネクットを通じて購入された証券は、中国に拠点を置く保管会社（CCDCまたはSHCHのいずれか）に維持される香港金融管理局（金管局）-債務工具中央結算系統の名義で振替決算共同勘定を通じて、最終投資家（例えばファンドなど）に代わって保有されることになる。ボンドコネクット証券におけるファンドの所有権は、CCDCまたはSHCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港の副保管会社の帳簿にのみ表示される。この記録維持システムはまた、ファンドが債券保有者として権利を行使する能力が限られるリスクや、香港の副保管会社の決済遅延およびカウンターパーティーの不履行のリスクを含む、様々なリスクにファンドをさらしている。最終投資家はボンドコネクット証券の受益権を保有しているが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られている。このため、ファンドは、時間的制約その他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としてのファンドの権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがある。

ボンドコネクットに参加することを希望する投資家は、オフショアの保管代理人、登録代理人またはCFETSが認めた第三者（場合に応じて）を通じて参加するが、これらは関連当局への届出および関連当局における口座開設について責任を負う。現金は香港において国外で交換される。このインフラストラクチャーは、香港と中国との間の双方向のアクセスを企図しており、適格外国投資家が香港を通じてCIBMへ投資すること（一般に「ノースバウンド取引リンク」と称する。）および適格国内投資家が海外の債券市場に投資すること（一般に「サウスバウンド取引リンク」と称する。）を可能にする。

したがって、ファンドは、当該代理人の不履行または過誤のリスクにさらされる。ボンドコネクットの取引は人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。さらに、ボンドコネクットを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンドコネクットを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできない。

ノースバウンド取引リンクに基づき、ボンドコネクットを利用する適格外国投資者は、PBOCへの登録を申請するため、CFETSまたはPBOCが認めるその他の機関を登録代理人として任命することを義務付けられる。

ボンドコネクトにおけるノースバウンド取引は、複数の階層の保管の取決めを採用しており、かかる取決めにより、CCDC / SHCHが、最終的な中央証券保管機関（中国における債券の保管およびCMUの決済を取り扱う。）としての主要な決済機能を遂行する。CMUは、国外の投資者がノースバウンド取引リンクを通じて取得するCIBM債券のノミニー保有者である。CMUは、かかる国外の投資者の実質的所有のためにCMUに開設された口座の保管および決済を取り扱う。

ボンドコネクトの重層的な保管協定に基づき、

- 1) CMUは、CIBM債券の「ノミニー保有者」として行為する。
- 2) 国外の投資者は、CMU構成員を通じたCIBM債券の「実質的所有者」である。

国外の投資者は、CFETSにおいて取引注文が執行される国外の電子取引プラットフォーム、投資者と国内の参加ディーラーとの間のCIBMの中央電子取引プラットフォームを通じて投資を行う。

ノースバウンド取引リンクに基づき、CIBMの債券発行体および債券取引は、中国の市場規則に服する。中国債券市場の法律、規制および方針の変更またはノースバウンド取引リンクに関する規則の変更は、関連するCIBM債券の価格および流動性に影響を及ぼす場合があり、またファンドによる関連する債券への投資は、悪影響を受ける場合がある。

中国に関する制裁、取引制限および投資制限

近年、様々な政府機関が中国（香港およびマカオを含む。）を対象とした制裁措置、貿易・投資制限、届出義務を検討し、場合によっては課しており、将来的にさらなる制限が課される可能性がある。中国と他の特定の国々との間の関係が複雑かつ発展的であることを考慮すると、当該制限が市場環境に与える影響を予測することは困難である。さらに、当該制限に従うことで、投資助言会社またはファンドが一定の投資を追求できなくなったり、当該投資の完了に関して遅延その他の支障が生じたり、当該投資を行う際に政府当局への届出を義務づけたり、不利な条件での投資の売却または凍結が必要になったり、パフォーマンスの低い投資の売却が実行不可能になったり、ファンドの投資目的の達成能力に悪影響となったり、ファンドが本来受け取るべき支払いを受けられなくなったり、一定の投資家による一定の投資への参加が制限されたり、投資助言会社またはファンドが対象となる投資者に関する情報を取得する必要があるったり、ファンドの調査費用その他類似の費用が増加したり、中国関連投資の評価が困難になったり、またはファンドがそういった制限がない場合よりも不利な条件で投資を完了する必要が生じたりする可能性がある。こうした結果のいずれかが、当該投資に関するファンドのパフォーマンス、ひいてはファンド全体のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。新たなおよび検討中の制裁、貿易、他の投資制限、義務も、様々なかつ予測不能な方法でファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ファンドは、当該制裁その他制限の遵守を促進するために必要または適切な場合、投資家のファンド株式を購入する能力を制限する権利、および適用ある法律で認められている範囲で、既存の株主に償還させる権利を留保する。当該制裁その他制限により生じる混乱は、中国経済のみならず、ファンドが投資している中国その他の証券の発行体にも影響を与える可能性があり、中国が対抗措置を講じる結果となる可能性があり、ファンドおよびその投資にも悪影響が及ぶ可能性がある。

CIBMにおける投資に関する税務リスク

2018年12月29日に発効した中国企業所得税法およびその実施条例に基づき、中国に恒久的施設または事業所を有しない課税上の非中国居住者企業は、一般に、当該企業の中国を源泉とする所得（受動的所得（例えば、配当、利息、資産の譲渡から生じる利益等）を含むが、これらに限られない。）について10%の源泉所得税（以下「WIT」という。）の対象となる。特段の免除が適用されない限り、中国の課税上の非居住者企業は、中国の課税上の居住者企業から発行された債務証券（中国国内に設立された企業により発行された債券を含む。）の利息の支払いについてWITの対象となる。一般的なWIT

の適用レートは10%であるが、中国課税当局による適用ある二重課税条約および協定に基づく減税の対象となる。

特定の債券(すなわち、企業所得税法実施条例および鉄道債から生じた受取利息に対する所得税方針に関する告知に対する2019年4月16日通達および2023年9月25日通達に従い、それぞれ100%の中国企業所得税(以下「CIT」という。)免除および50%のCIT免除を受けることができる国債、地方債および鉄道債)から生じた受取利息を除き、非居住機関投資家がCIBMへのCIBMダイレクト・アクセスおよび/またはボンドコネクトを通じて取引されるその他の債券から得る受取利息は、中国を源泉とする収益であり、税率10%の中国WITおよび税率6%の付加価値税の対象である。

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2021年11月6日まで一時的に免除される。当該期間は、2021年11月22日に出された国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針の更新に関する発表文に基づき、2025年12月31日まで延長された。CIT免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されている。

非居住機関投資家がCIBM債券の取引から得るキャピタル・ゲインは、厳密には中国を源泉としない利益であるとみなされるため、中国のWITの対象ではない。中国の税務当局は、現在かかる非課税の取扱いを実際に行っているが、現行の税制の下では、かかる非課税の取扱いに関して利用可能な明確なガイドラインは存在しない。

財税2016年70号に基づく、金融機関の銀行間取引に対する付加価値税方針に関する補足通達に対する2016年6月30日付のその他の通達に従い、PBOCが認める外国機関がCIBMの現地通貨市場への投資から得るキャピタル・ゲインは、付加価値税が免除されるものとする。

さらに、中国の税金に関する法令は常に変更されており、遡及効果のある変更がなされる可能性もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性は、先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なる可能性がある。その結果、投資助言会社が支払い、CIBMダイレクト・アクセスおよび/またはボンドコネクトを通じて保有される資産に帰属する限りにおいてファンドによって払い戻される中国の租税公課は、常に変更される可能性がある。

中国の対外関係

貿易、為替、知的財産保護などに関する米中関係などの対外関係も、資本フローおよび事業運営に関して影響を及ぼす可能性がある。中国における対外貿易、製造、開発、投資に関する法律や政策の変更を促す米国の社会的、政治的、規制上および経済的状況は、ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、近年、米国の連邦政府は、中国に関して積極的な貿易政策を実施し、これには、中国からの一定の輸入品につき関税を課すこと、中国の貿易政策について中国政府を批判すること、個別の中国企業に対して措置を講じること、香港政府および中国中央政府の一定の高官に対して制裁を課すこと、および中国に拠点を置く一定の企業およびその子会社との間で一定の取引を禁止する行政命令を出すことなどが含まれる。当該関係性に不確実性を追加した最近の出来事の中には、米国政府が米国人による一定の中国会社への投資や中国会社による米国内での活動や取引への関与を限定する制限を課すなどが含まれる。加えて、中国政府は米国政府が開始した新たな通商政策、条約、関税に対応する措置を実施しており、今後も追加で実施する可能性があり、これには例えば、中国政府の転覆や外国団体との共謀を含む一定の罪を犯罪とする、中国全国人民代表大会(全人代)による香港国家安全法(以下「国家安全法」という。)の可決が含まれる。国家安全法はその後、米国における香港自治法の公布および追加制裁を定めた行政命令の発布を誘発した。米国はまた、中国の高官および中国のテック企業の特定の従業員に対して制裁を課し、米商務省のエンティティリストに新たに多数の中国企業を追加した。英国も、香港との犯罪人引渡し条約を停止し、対中武器禁輸措置を香港にも拡大した。追加の制裁、輸出規制および/または投資制限が発表される可能

性もある。これらの出来事に起因する米中間の緊張の激化、および国・州レベルの各政府が講じたまたは講じる可能性のある報復的対抗措置(米国の制裁と中国における反制裁法を含む。)、ならびに将来におけるその他の経済的、社会的または政治的不安は、投資助言会社、当社、その保有する各ファンド、またはファンドの投資先企業の活動に、重大な悪影響を及ぼしたり、これを制限する可能性がある。

コモディティ・リスク

コモディティ・インデックス・リンク・デリバティブ商品におけるファンドの投資対象は、当該ファンドを、従来型証券における投資対象よりも大きな変動にさらす場合がある。コモディティ・インデックス・リンク・デリバティブ商品の価値は、一般的な市場の動きの変化、コモディティ・インデックスのボラティリティ、金利変動または特定の産業もしくはコモディティに影響を及ぼす要因(干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際経済、国際政治および国際規制の発展等)によって影響を受ける場合がある。

投資先ファンド・リスク

ファンドは、(中央銀行の要件に従い)他の集団投資スキームに投資する場合、当該ファンドによるかかる他の集団投資スキームへの投資の評価の方法および時期により評価リスクにさらされる場合がある。他の集団投資スキームは、ファンドの管理者に關係するファンドの管理事務代行者自身により評価される場合があり、その結果、定期的または適時に独立した第三者が検証していない評価が生じる。したがって、()特定の時期においてファンドの評価が他の集団投資スキームの持分の真正な価値を反映しないというリスク(ファンドに対し多額の損失または不正確な価格設定を生じさせる可能性がある。)および/または()関連する評価時点においてファンドが評価を入手することができないというリスク(ファンドの資産の一部または全部が見積ベースで評価される場合がある。)が存在する。

投資助言会社またはその受任者は、ファンドに適用される投資制限を遵守する一方で、他の集団投資スキームの管理者および/またはサービス提供者は、かかる他の集団投資スキームの運用/管理上、かかる投資制限を遵守する義務を負うものではない。他の集団投資スキームが個々の発行体または他のエクスポージャーに関するファンドの投資制限を遵守すること、または他の集団投資スキームによる、個々の発行体もしくはカウンターパーティに対するエクスポージャーの合計がファンドに適用される投資制限を超えないことが保証されるものではない。

かかるファンドに投資する経費は、一般に、個々の株式および債券に直接的に投資する投資信託に投資する経費よりも高額である。かかるファンドへの投資により、投資者は、かかるファンドの直接的な報酬および費用に加え、他の集団投資スキームにより請求される報酬および費用を間接的に負担する。また、ファンド・オブ・ファンズ構造の利用は、投資主への分配の時期、金額および性格に影響を及ぼす可能性がある。

ファンドが他の集団投資スキームに投資する場合、当該ファンドの投資対象に付随するリスクは、かかる他の集団投資スキームが保有する証券およびその他の投資対象に付随するリスクに密接に関連している。当該ファンドの投資目的を達成する能力は、かかる他の集団投資スキームの投資目的を達成する能力に左右される。他の集団投資スキームの投資目的が達成されることを保証することはできない。

各ファンドは、中央銀行の要件に従い、本投資法人のその他のファンドおよび/または投資助言会社もしくは投資助言会社の関連会社により管理される他の集団投資スキーム(以下「関連ファンド」という。)に投資することができる。場合によっては、ファンドは、特定の関連ファンドの主要投資主となることがある。関連ファンドにつき行われる投資決定は、一定の状況において、関連ファンドの費用および投資パフォーマンスに関しファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、関連ファ

ンドからの投資証券の大量の買戻しにより、関連ファンドは、本来は売却することのない証券の売却を余儀なくされる場合がある。かかる取引は、関連ファンドが当該ファンドにもたらすリターンに影響を及ぼす可能性がある。

上場ファンド(以下「ETF」という。)への投資

ETFへの投資には、一定のリスクが伴う。特に、指数ETFへの投資には、ETFのパフォーマンスがETFが追隨することを企図されている指数のパフォーマンスを追隨しないというリスクが伴う。ETFは、指数とは異なり、証券の取引において事務費用および取引コストが発生する。また、ETFの投資証券を購入し、買い戻す投資家からのまたはかかる投資家への資金流入および資金流出の時期および規模は、ETFのパフォーマンスを(常に「全額投資され」続けている)指数から乖離させるキャッシュバランスを生み出す可能性がある。ETFのパフォーマンスとETFが追隨することを企図されている指数のパフォーマンスもまた、当該指数の構成銘柄とETFにより保有される証券が異なる場合があるため乖離する可能性がある。

また、ETFへの投資には、ETFの純資産価額、ETFの保有証券の価値およびETFの投資証券の需給関係の変動に応じてETFの投資証券の市場価格が時折急激に変動するというリスクが伴う。ETFの設立/買戻しは、通常、ETFの投資証券が純資産価額、市場ボラティリティ、ETFの投資証券の積極的な取引市場の欠如および(授權参加者またはマーケット・メーカー等の)市場参加者の混乱に連動して取引される傾向を高めるものの、通常の設定/買戻しプロセスにおける混乱は、ETFの投資証券が純資産価額と比べて著しく高い(「プレミアム」)価格または著しく低い(「ディスカウント」)価格で取引されることを招く可能性がある。かかる状況またはその他の状況においてETFの投資証券を取引する場合は多大な損失がもたらされる可能性がある。投資助言会社および本投資法人のいずれもETFの投資証券が純資産価額より高く、低くまたは同額で取引されるかを予想することはできない。ETFの投資実績は、ETFの日々の純資産価額に基づいている。市場価格が純資産価額と異なりうる流通市場においてETFの投資証券を取引する投資者は、ETFの日々の純資産価額に基づく実績とは異なる投資実績を有する可能性がある。

空売り

通常、本投資法人等のUCITSは、「ロング・ポジションのみ」で投資する。このことは、UCITSが保有する資産の市場価値に基づきその純資産価額が上昇(または減少)することを意味する。「空」売りは、売主が所有していない証券を、後日より低い価格で同一証券(またはこれと交換可能な証券)を購入することを期待して売却することを含む。買主に引き渡すため、売主は、証券を借り受けなければならないが、また同証券(またはこれと交換可能な証券)を貸主に返却する義務を負うが、これらは後日の当該証券の購入により達成される。本投資法人は、UCITS規則に基づき空売りを実行することを認められていないが、ファンドは、空売りと同一の経済的効果を生み出すように設計されている一定のデリバティブ技法(差金決済取引等)(以下「シンセティック・ショート」という。)を利用することにより、個々の株式および市場において「ロング」と「ショート」両方のポジションを確立することができる。その結果として、市場に合わせて上昇または下落する保有資産のほか、ファンドは、市場価格が下落すれば上昇し、市場価値が上昇すれば下落するポジションも保有することができる。シンセティック・ショート・ポジションは証拠金取引を含むため、ロング・ポジションによる投資よりも大きなリスクを伴う可能性がある。

証券金融取引リスク

証券金融取引は、カウンターパーティが債務を履行しないカウンターパーティリスクや、カウンターパーティの債務不履行をカバーするために差し入れられた担保をファンドが現金化できない流動性リスクといった各種リスクがファンドおよび投資者に発生する。

レボ契約：現金の預け先であるカウンターパーティが破綻した場合、ファンドは、預けられた現金の回収が遅れたり、担保の実現が困難であったり、市場変動により担保の売却代金がカウンターパーティに預けられた現金より少なくなるなど、損失を被る可能性がある。

リバース・レボ契約：担保を差し入れたカウンターパーティが破綻した場合、ファンドは、差し入れた担保の回収が遅れが生じたり、市場変動により当初受け取った現金がカウンターパーティに差し入れた担保より少なくなるなど、損失を被る可能性がある。

担保リスク：店頭金融デリバティブ取引または証券金融取引に関して、担保または証拠金は、ファンドによってカウンターパーティまたはブローカーに移転されることがある。担保または証拠金としてブローカーに預託された資産は、当該ブローカーが分別勘定で保有しないことがあり、よって、当該ブローカーが支払不能または破産に陥った場合には、その債権者に当該資産が提供されることがある。権原の移転により担保がカウンターパーティまたはブローカーに差し入れられた場合、当該担保は、当該カウンターパーティまたはブローカーが自らの目的において再利用することがあり、したがって、ファンドが追加リスクにさらされることとなる。カウンターパーティが有する担保の再利用権に関連するリスクには、かかる再利用権が行使された場合に、当該資産の帰属先がファンドではなく、ファンドが同等資産の返還に対する契約上の請求権のみを有することになるリスクが含まれる。カウンターパーティが支払不能に陥った場合、ファンドは、無担保債権者としての地位に置かれることとなり、当該カウンターパーティから自らの資産を回収できないことがある。さらに広範に見れば、カウンターパーティによる再利用権の行使対象となる資産は、管理会社もしくはその代行者が把握できないまたはそれらの支配の及ばない複雑な一連の取引の一部を構成することがある。

トータル・リターン・スワップ：トータル・リターン・スワップに関して、参照資産のボラティリティまたはボラティリティ予測が変化する場合、金融商品の市場価格が悪影響を受ける可能性がある。ファンドは、スワップの取引相手方および参照債券の発行体の信用リスクにさらされる。スワップ契約の取引相手方によるデフォルトが生じた場合、ファンドは、当該取引に関連する合意に従う契約上の救済に限定される。スワップ契約の取引相手方がスワップ契約に従う自らの義務を果たすことができる保証はなく、また、デフォルトが生じた場合にファンドが契約上の救済を達成することに成功する保証もない。したがって、ファンドは、スワップ契約に従ってファンドに対して負担する債務の支払いが遅延するまたは妨げられるリスクを想定している。ファンドがそのエクスポージャーを得るために行ったトータル・リターン・スワップに関連して発生する経費、ファンドにより請求される手数料、通貨価値の差額およびヘッジされたまたはヘッジされていない投資証券クラスに関連する経費等の様々な要因により、トータル・リターン・スワップの裏付けとなる指数/参照資産の価値は、投資証券1口当たりには帰属する価値と異なる可能性がある。

(2) 投資リスクに対する管理体制

リスク管理のための包括的なアプローチを定めたりリスク管理フレームワークが整備されている。当該フレームワークは、マネジメント・コミティによる監督のもと、独立したリスク管理部門の支援を受けて運営されている。また、3つの防衛線モデルおよび体系的なプロセスを通じて運用され、リスクが適切に特定、モニタリングおよび管理されることを確保している。

(3) 重要事象等

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大5%とする。

日本国内における申込手数料

該当事項なし。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

取締役の報酬

定款の規定により、取締役は、本投資法人が随時決定する料率で報酬を受け取る権利を有する。各独立取締役に支払われる報酬の総額は、各年に20,000ユーロを超えてはならない。また、各独立取締役は、合理的な現金支払費用の払戻しを受ける。

管理会社に支払われる報酬

管理会社に支払われる報酬は、以下のとおり、ファンドの純資産価額の年率2.50%を超えない。

クラス	管理報酬 (%)	管理報酬の 放棄(%)	報酬の放棄を含む 報酬合計(%)	報酬の放棄を含まない 報酬合計(%)
インスティテューショナル	0.22	0.035	0.185(注)	0.22

(注)この数値は、2029年1月18日まで適用される管理会社による報酬の放棄を考慮したものである。当該放棄は2029年1月19日に終了し、英文目論見書補遺は、当該放棄の終了後、可能な限り速やかに更新される。ただし、取締役は、その裁量により、2029年1月19日以降も当該放棄を継続または縮小することを決定することがあり、その場合、英文目論見書補遺はこれに応じて更新される。

管理会社は、ファンドについて以下に詳記されるように、投資助言、管理事務、保管その他のサービスを提供または手配し、かかるサービスの見返りとして、ファンドは管理会社に単一の管理報酬を支払う。ファンドの管理報酬は、各取引日に発生し、毎月後払いされる。

管理会社は、投資助言会社により提供された投資助言その他のサービスの対価を支払うためおよび管理会社がファンドのために手配した管理事務、保管その他のサービスの対価を投資助言会社が支払うため、管理報酬の全額または一部を投資助言会社に支払うことができる。

(イ) 投資助言サービス

管理会社は、本投資法人を代理して、投資助言サービスを提供し、および/または提供を手配する。当該サービスには、ファンドの資産の投資および再投資が含まれる。投資助言会社の報酬(およびこれに対する付加価値税、もしあれば)は、管理会社により管理報酬から支払われる。

(ロ) 管理事務および保管サービス

管理会社は、本投資法人を代理して、管理事務および保管サービスを提供し、および/または提供を手配する。当該サービスには、ファンドに関する管理事務、名義書換事務代行、ファンド会計、保管および副保管が含まれる。管理事務代行会社および保管会社の報酬および費用(およびこれに対する付加価値税、もしあれば)は、管理会社により管理報酬から、または投資助言会社から支払われる。

(ハ) その他のサービスおよび費用

管理会社は、本投資法人を代理して、一定のその他のサービスを提供し、および/または提供を手配する。これらには、ファンドの運営に必要な上場ブローカー・サービス、支払代理人その他の地域代理人サービス、会計、監査、法律その他の専門アドバイザー・サービス、会社事務サービス、印刷、公表および翻訳サービスならびに一定の監督、管理事務および投資主サービスの提供および調整が含まれる。

上記サービスに関する手数料および通常費用(およびこれに対する付加価値税、もしあれば)は、管理会社によりまたは管理会社を代理して投資助言会社により管理報酬から支払われる。当該手数料および費用には、各国への登録料、支払代理人および地域代理人の費用、英文目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに投資主に対するその他の通知および文書の作成、翻訳、印刷、公表および配布に関連して生じた費用、純資産価額の公表および配布の費用、投資証券のユーロネクスト・ダブリンとして取引されるアイルランド証券取引所(以下「ユーロネクスト・ダブリン」という。)への上場維持費用、ファンド、クラスまたは投資証券の信用格付の取得および維持の関連費用、投資主総会の費用、保険料(取締役および役員保険ならびに過失および不作為保険等)、通常の専門家報酬および費用、年次監査報酬、会社登録事務所への届出費用およびその他の通常の法律上および規制上の手数料ならびに本投資法人に対する追加的な監督業務の提供において投資助言会社に生じた通常費用が含まれ、かかる追加業務には、年次報告書および半期報告書の作成、英文目論見書の更新、第三者のサービス提供業者の投資証券名義書換業務の監督ならびに投資主総会および取締役会の手配の補助において行われた支援および助言を含むことがある。

本投資法人は、管理会社に支払われる報酬に適用される付加価値税または管理会社の職務遂行について管理会社に支払われるその他の金額に適用される付加価値税の費用を負担する。

ファンドは、その運用に関連するその他の費用で、管理報酬によってカバーされず、変動し、かつ、ファンドの費用の総水準に影響し得る費用を負担するが、かかる費用は、税金および政府手数料、仲介手数料、委託手数料その他の取引費用(投資および潜在的な投資のデュー・ディリジェンスに関する報酬および費用ならびに/またはかかる取引の交渉に関する報酬および費用を含むが、これらに限られない。)、利払費用を含む借入経費、設立費用、特別費用(訴訟および補償費用等)ならびに本投資法人の独立取締役およびその顧問の報酬および費用を含むが、これらに限られない。

管理報酬の固定的性質を考慮して、投資主ではなく管理会社が、管理報酬によりカバーされるサービス経費の値上がりリスクおよび純資産の減少により管理報酬を上回ることになる当該サービスに関する費用水準のリスクを引き受ける。その一方、投資主ではなく、管理会社は、純資産の増加による費用水準の低下を含め、管理報酬によりカバーされるサービス経費の値下がりによって利益を得る。

(ニ) 費用制限(管理報酬の放棄および補償を含む。)

管理会社は、2010年6月22日付の本投資法人と管理会社との管理契約に基づき、ファンドのクラスについて年間ファンド運営費総額を管理するとともに、設立費用および取締役の比例的報酬の支払に起因して当該運営費が、ファンドの管理報酬(該当する管理報酬の放棄の適用前)(適用される場合)および上記の管理報酬によりカバーされないファンドの投資証券クラスが負担するその他の費用(設立費用および取締役の報酬の比例配分額を除く。)のうちの当該クラスの金額に年率0.0049%

(ファンドの純資産価額に基づき日々計算される。)の額を加算した額を超える限度(および期間中)に管理報酬の全部または一部を放棄し、減額または払い戻すことを本投資法人との間で合意した。

管理契約が効力を有する月に、管理会社は、ファンドから、前36か月間に管理契約に基づき放棄され、減額されまたは払い戻された管理報酬の一部(以下「払戻額」という。)の補償を受けることができるが、管理会社に支払われる当該額は、(1)該当するファンドのクラスの平均純資産(日々計算される。)の年率0.0049%を超えないこと、(2)払戻額の総額を超えないこと、(3)管理会社に以前に払い戻された額を含まないこと、または(4)ファンドのクラスに負の利回りを継続させないことを条件とする。

(ホ) 報酬の増額

ファンドまたはクラスに対するサービスの提供に係る報酬率は、少なくとも2週間前に新規料率に関する書面による通知が当該ファンドまたはクラスの投資主に送付されている限り、前記の上限水準の範囲内で増額することができる。

(4) 【その他の手数料等】

前記の通り、ファンドは、その運用に関連するその他の費用で、管理報酬によってカバーされず、変動しかつファンドの費用の総水準に影響し得る費用を負担するが、かかる費用は、税金および政府手数料、仲介手数料、委託手数料その他の取引費用(投資および潜在的な投資のデュー・ディリジェンスに関する報酬および費用ならびに/またはかかる取引の交渉に関する報酬および費用を含むが、これらに限られない。)、利払費用を含む借入経費、設立費用、特別費用(訴訟および補償費用等)ならびに本投資法人の独立取締役およびその顧問の報酬および費用を含むが、これらに限らない。

(5) 【課税上の取扱い】

本書に記載されている情報はすべてを網羅したのではなく、法務上または税務上のアドバイスを構成するものでもない。記載は、(ディーラーによる取得ではなく、)投資対象として投資証券を保有する投資者に関係する。当該情報は、本投資法人もしくはその現在もしくは将来のファンドまたはあらゆる種類の投資家に適用される税効果をすべて網羅することを目的としておらず、投資家によっては特別な規則が適用される場合がある。投資を予定している者は、自己が課税対象となりうる法域の法律上、自己のファンド証券の申込み、購入、保有、乗換えまたは処分を行うことにより生じる影響に関して自己の専門アドバイザーに相談するべきである。

以下は、本書において企図される取引に関連するアイルランドおよび日本の所得税法および慣行の特定の側面の概要である。この概要は現在有効な法律、慣行および公認解釈に基づいており、これらはすべて変更される可能性がある。

本投資法人がその投資対象(アイルランドの発行者の証券を除く。)に関して受領する配当、利息およびキャピタル・ゲイン(もしあれば)は、投資対象の発行者が所在する国々の源泉徴収税を含む課税の対象になる場合がある。本投資法人は、アイルランドとかかる国々の間で締結される二重課税防止条約における源泉徴収税の軽減率から利益を得ることはできないと予想されている。将来においてかかる状況に変更が生じ、より低率が適用された結果として本投資法人に対して返還があった場合、純資産価額が修正表示されることはなく、かかる利益は、返還時に一定の比率に応じて既存の投資主に配分される。

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はユーロネクスト・ダブリンに上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く)から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。
- なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

アイルランドにおける課税

(イ) 公認決済機関において保有される投資証券

投資主に対する支払いまたは公認決済機関において保有される投資証券の現金化、買戻し、消却もしくは譲渡は、本投資法人における課税事由を生じない(ただし、公認決済機関において保有される投資証券に関して本項に概説される規則がみなし処分時に発生する課税事由の場合に適用されるか否かに関する法律は不明確であるため、前述のとおり、投資主はこの点に関して自ら税務アドバイスを求めるべきである。)。よって、本投資法人は、アイルランド居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資主により投資証券が保有されているか否かまたは非居住の投資主が関係申告を行って

いるか否かにかかわらず、当該支払いからアイルランドの税金を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランドの通常居住者であるかまたはアイルランド居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが保有する投資証券がアイルランドにおける支店もしくは代理店に帰属する投資主は、分配または投資証券の現金化、買戻しもしくは譲渡に関してアイルランドの税金を会計処理する責任を負う可能性がある。

投資証券が課税事由の時点において公認決済機関において保有されていない限りにおいて(かつ、みなし処分時に発生する課税事由に関連して前項で述べられた点に従い)、通常、課税事由に関して以下の税効果が発生する。

(ロ) アイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもない投資主

本投資法人は、(a) 投資主がアイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもない場合、(b) 投資主が投資証券の申込みまたは取得を行った頃に投資主が関係申告を行っている場合、ならびに(c) 関係申告に含まれる情報が重要な点において不正確であることを合理的に示唆する情報を本投資法人が保有していない場合、投資主に関して課税事由の発生時に税金を控除する必要はない。(適時に提供される) 関係申告がないかまたは本投資法人が同等措置(下記「(二) 同等措置」と題する項を参照のこと。)に満足せずこれを利用しない場合、投資主がアイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもないという事実にかかわらず、本投資法人における課税事由の発生時に税金が発生する。控除される適切な税金は下記のとおりである。

投資主が、アイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもない者を代理する仲介人として行為している限りにおいて、本投資法人は、課税事由の発生時に税金を控除する必要はない。ただし、() 本投資法人が同等措置に満足しこれを利用していること、または、() 仲介人がかかる者を代理して行為している旨の関係申告を行っており、かつ、関係申告に含まれる情報が重要な点において不正確であることを合理的に示唆する情報を本投資法人が保有していないことを条件とする。

アイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもない投資主は、() 本投資法人が同等措置に満足しこれを利用しているかまたは() 当該投資主が関係申告を行っており、これに関して関係申告に含まれる情報が重要な点において不正確であることを合理的に示唆する情報を本投資法人が保有していない場合、当該投資主が保有する投資証券からの収益および投資証券の処分による利益に関してアイルランドの税金を支払う責任を負わない。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランドにおける取引支店または代理店によりまたはそのために直接または間接的に投資証券を保有する法人投資主は、当該投資主が保有する投資証券からの収益および投資証券の処分による利益に関してアイルランドの税金を支払う責任を負う。

投資主により本投資法人に対して関係申告が行われていないことに基づいて本投資法人が税金を源泉徴収する場合、アイルランド法の規定により、アイルランド法人税が課される会社に対して、一定の無能力者に対して、および、その他の一定の限られた場合にのみ、税金が還付される。

(ハ) その他

複数の受益証券に関して複数のみなし処分事由を回避するため、みなし処分が発生する前の各年の6月30日または12月31日現在で保有されている投資証券を評価するために、租税法第739条D(5B)に基づく取消不能な決定が本投資法人により行われることができる。法律は不明確であるが、意図するところは、ファンドが投資証券を6か月ごとにグループ化することを許可し、これにより、多大な管理上の負担を生じる年内の複数の日において評価を実行する必要を回避することで出国税の計算を簡易化することであると一般的に理解されている。

アイルランド国税庁は、上記の計算/目的がどのように達成されるかの実務面について扱う更新された投資信託ガイドライン通知を提供している。

アイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者である投資主(個人的な税務ポジションに応じて)は、分配または保有する投資証券の現金化、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分に関して発生する利益に関して税金または追加の税金を支払うことを依然として要求される場合がある。あるいは、当該投資主は、課税事由に関して本投資法人により控除された税金の全部または一部の還付を受ける権利を有する場合がある。

(二) 同等措置

上記のとおり、関係申告が行われていることおよび関係申告に含まれる情報が重要な点において不正確であることを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由の時点においてアイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもない投資主に係る課税事由に関しては投資信託に対してアイルランドの税金は生じない。関係申告がない場合、投資主はアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定される。アイルランドの税法は、投資主から関係申告を取得する上記要件の代わりに、「同等措置」の規定も設けている。要約すると、当該規定は、投資信託がアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者のいずれかである投資主に対して積極的に販売されておらず、かつ、当該投資主がアイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれでもないことを確保するために投資信託により適切な同等措置が実施されており、かつ投資信託がこの点に関してアイルランド国税庁から承認を受けている場合には、投資信託が投資主から関係申告を取得する義務はない旨定めている。

(ホ) 個人向けポートフォリオ投資信託

特定の投資に関し、個人向けポートフォリオ投資信託(以下「PPIU」という。)とされる場合、投資信託の投資証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランドの通常居住者の課税に関して、特別なルールが適用される。本質的に、特定の投資者が直接または当該投資者の代理人もしくは関係者を通じて投資信託が保有する財産の一部または全部の選定に影響を及ぼすことができる場合、当該投資信託は、当該投資主に関してPPIUとみなされる。個々の状況に応じて、投資信託は、一部、ゼロまたはすべての個人投資家に関してPPIUとみなされる場合がある。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼす」ことができる個人に関してのみPPIUとなる。個人に関してPPIUである投資信託に関する課税事由につき発生する利益は、60%の税率で課税される。投資される財産が幅広く販売され一般に提供されている場合または投資信託により締結される非財産的な投資対象については特別な免除が適用される。土地への投資または土地から価値を得る非上場投資証券の場合はさらなる制限が要求される場合がある。

(ヘ) 報告

税法第891条Cおよび2013年価格返還(投資事業)規則に従って、本投資法人は、投資家が保有する株式に関する一定の情報を毎年アイルランド国税庁に報告する義務がある。報告すべき内容には、投資主の氏名、住所、生年月日(記録されている場合)、および投資主が保有する株式の価格が含まれる。2014年1月1日以降に取得した株式に関して、報告すべき内容には、投資主の納税者番号(アイルランドの納税者番号または付加価値税登録番号、または個人の場合は個人の社会保障番号)、または納税者番号がない場合はこれが提供されなかったことを示す証書も含まれる。以下の投資主に関する情報の報告は行わないものとする。

- ・免除アイルランド投資家
- ・アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない投資主(該当する宣言が行われている場合)
- ・公認決済機関で株式を保有している投資主

(ト) 資本取得税

投資証券の処分には、アイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)が課される場合がある。ただし、本投資法人が(租税法第739条B(1)の意味における)投資信託の定義に該当することを条件として、投資主による投資証券の処分には資本取得税は課されない。ただし、(a)贈与または相続の日において、受贈者または相続者がアイルランドに住所を有さず、アイルランドに通常居住していないこと、(b)処分の日において、投資証券を処分する投資主(以下「処分者」という。)がアイルランドに住所を有さず、アイルランドに通常居住していないこと、および、(c)かかる贈与または相続の日および評価日において、投資証券が贈与または相続に含まれていることを条件とする。

資本取得税の目的におけるアイルランドの税務上の居住に関して、アイルランドに住所を有しない者に対して特別な規則が適用される。アイルランドに住所を有しない受贈者または処分者は、以下の場合を除き、関係する日においてアイルランドに居住または通常居住しているとはみなされない。

- ()かかる者が当該日が含まれる査定年の直前の連続する5査定年においてアイルランドに居住している場合。
- ()かかる者が当該日においてアイルランドに居住または通常居住している場合。

(チ) 米国の報告および源泉徴収の要件の遵守

2010年追加雇用促進法のFATCAは、米国外に金融資産を有する米国人が正確な金額の米国の税金を支払っていることを確保することを目的として米国により施行された包括的な情報報告制度である。FATCAは、通常、外国金融機関(以下「FFI」という。)に対して支払われる一定の米国源泉所得(配当および利息を含む。)に関して最大30%の源泉徴収税を課す。ただし、FFIが米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)との間で直接契約(以下「FFI契約」という。)を締結する場合はこの限りではない。FFI契約は、米国投資者に関する一定の情報を直接IRSに開示することおよび投資者の違反の場合に税金の源泉徴収を課すことを含む義務をFFIに課す。これらの目的上、本投資法人は、FATCAの意味におけるFFIの定義に該当する。

FATCAの明言された政策目標が(単に源泉徴収税の徴収ではなく)報告を達成することであるという事実およびFFIによるFATCAの遵守に関して一定の法域で発生し得る困難の両方を考慮して、米国は、FACTAの実施に対する代替的な政府間アプローチを策定した。これに関して、アイルランド政府および米国政府は、2012年12月21日に政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)に調印し、アイルランドIGAにより発生する登録および報告要件に関してアイルランド国税庁により規制が行われることを許可する規定がアイルランドIGAの実施に関する2013年財政法に盛り込まれた。

これに関して、アイルランド国税庁は、(財務省と共同で)2014年7月1日から効力を生じる規則(2014年法律292号)を公布した。アイルランド国税庁は、サポーティング・ガイダンス・ノートを公布し、これは必要に応じて更新される。

アイルランドIGAは、遵守プロセスを簡易化し、源泉徴収税のリスクを最小化することにより、FATCAを遵守するアイルランドのFFIの負担を軽減することを目的としている。アイルランドIGAに基づき、関係する米国投資者に関する情報は、(FFIがFATCAの要件を免除される場合を除き)年に一度アイルランドの各FFIからアイルランド国税庁に対して直接提供され、アイルランド国税庁は、FFIがIRSとの間でFFI契約を締結することを要せずに、当該情報を(翌年の9月30日までに)IRSに提供する。それでもなお、FFIは、一般に「GIIN」と呼ばれるグローバル仲介者識別番号を取得するため、IRSに登録する必要がある。

アイルランドIGAに基づき、FFIは、通常、30%の源泉徴収税を適用することを要求されない。

本投資法人がFATCAによりその投資対象に対して米国源泉徴収税を課される限りにおいて、取締役は、必要な情報を提供しないことまたは参加FFIにならないことにより源泉徴収を生じることとなった関係する投資者によって源泉徴収が経済的に負担されることを確保するために、投資者による本投資法人への投資に関連する措置を講じることができる。

各投資予定者は、自己の状況に関するFATCAに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

(リ) 共通報告基準

2014年7月14日、OECDは、共通報告基準が盛り込まれた税務に関する自動的な金融口座情報交換の基準(以下「**自動的情報交換基準**」という。)を公布した。これは、関連する国際的な法的枠組みとアイルランドの税法によってアイルランドで適用されている。さらに、EUは2014年12月9日にEU理事会指令2014/107/EUを採択し、課税分野における自動的な情報交換の義務化に関する指令2011/16/EUの改正を行い(DAC2)、アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されている。

CRSは、参加法域もしくはEU加盟国の関連する税務当局との間の年に1度の自動的な特定金融口座情報交換を定めることをその主な目的としている。

CRSはFATCAの実施に向けた政府間アプローチの延長であるため、報告メカニズムの間には多くの類似点が存在する。しかしながら、FATCAは本質的にIRSに対する特定米国人に関する特定情報の報告のみを要求している一方で、CRSは、当該制度に参加する法域が多数存在するため極めて広範囲にわたっている。

概して、CRSは、アイルランド金融機関に対し、他の参加法域もしくはEU加盟国に居住する口座保有者(特に状況に応じて、当該口座保有者の支配者)を特定すること、およびかかる口座保有者(特に状況に応じて、特定された支配者に関する特定情報)に関する特定情報をアイルランド国税庁に対し年に1度報告すること(アイルランド国税庁は、その後、当該情報を当該口座保有者が居住する法域の関連する税務当局に提供する。)を要求する。これに関して、本投資法人は、CRSの目的上アイルランド金融機関とみなされることに留意されたい。

本投資法人のCRS要件に関する詳細情報については、下記「CRSデータ保護情報の通知」の項を参照されたい。

投資主および投資予定者は、自己の状況に関するCRSに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

CRSデータ保護情報の通知

本投資法人は、CRSの2016年1月1日以降の遵守またはみなし遵守(場合による。)を確保するために、()自動的情報交換基準および関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランド税法が適用され特にこれに盛り込まれるCSRならびに()関連するアイルランド税法でアイルランドに適用されるDAC2により課される義務を履行するために必要となる一切の措置を講じる予定である。

この点に関し、本投資法人は、租税法第891F条および第891G条ならびにこれらの条項に従い策定される規則に基づき、各投資主の税務についての特定情報を回収(および特定の投資主の支配者に関する情報を収集)する義務を負う。

本投資法人は、特定の状況において、本投資法人に対する各投資主の持分に関するかかる情報およびその他の財務情報をアイルランド国税庁との間で共有する法的義務を負う場合がある。その後、かつ、関連する口座が報告対象口座に特定されている限りにおいて、アイルランド国税庁は、当該報告対象口座に関する報告対象者の居住国との間でこれらの情報を交換する。

特に、投資主(および該当する場合、関連する支配人)に関して報告される情報には、氏名、住所、生年月日、出生地、口座番号、口座残高または年度末における時価(または、当該年度中に当該口座が閉鎖された場合には口座閉鎖日現在の口座残高または時価)、暦年中に当該口座に関して行われた支払い(償還および配当/利息の支払を含む)、税務上の居住性、および納税者番号が含まれる。

投資主(および関連支配者)は、アイルランド国税庁のウェブサイト(<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>)または共通報告基準のみの場合は以下のリ

ンクから、本投資法人の納税報告義務に関する詳細情報を入手することができる：

<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>

上記におけるすべての定義語は、上記において別途定義されていない限り、自動的情報交換基準もしくはDAC2において定められる意味と同一の意味を有するものとする。

強制開示規則

2018年6月25日、指令2011/16/EUを改正する理事会指令(EU)2018/822(一般に「DAC6」と呼ばれる。)が発効した。その後、当該指令をアイルランドで実施するため、関連するアイルランド税法が導入されている。

DAC6および英国の義務的開示規則(以下「MDR」という。)における類似の規制は、適用される法令に定められた一または複数のホールマークを満たす一定の報告対象となるクロスボーダー租税回避アレンジメントに関して、仲介者および納税者に強制的な開示要件を課す。DAC6は、EU指令であり、2018年6月25日以降に実施されるアレンジメントに適用される。その目的は、()EUが関与するクロスボーダー・アレンジメントの透明性を高めること、()EU域内における有害な租税競争の範囲を縮小すること、および()特定のスキームを開示しなければならない場合、納税者がそのスキームに参加することを抑止することである。DAC6の範囲は、(EUの文脈上)非常に広範であり、一部のホールマークは、主な便益として税務上の優遇措置を提供するアレンジメントを対象とするが、かかる主な便益の基準に関連しない他のホールマークもある。すなわち、共通の商業アレンジメントにはセーフハーバーが存在しない可能性がある。プレグジット前は、英国は、DAC6を全面的に実施したが、プレグジット後は、英国は、EUで適用されるDAC6のホールマークのうち限られたもののみを対象とする、より狭いDAC6報告制度を採用した。これは2023年3月28日に発効し、英国では、新しい規則によってDAC6は無効となり、MDRに置き換えられた。MDRは、EUの広範な基準ではなく、OECDの透明性基準を満たすように設計されているが、プレグジット後は、実際には、英国が以前適用していた狭義のDAC6制度と実質的に類似した規則およびホールマークを参照して適用される。

EUまたは英国を拠点とする本投資法人の管理会社またはその他の仲介者(これには管理事務代行会社、本投資法人の法律顧問および税務アドバイザー、投資助言会社、管理会社、販売会社等が含まれる可能性がある。)は、本投資法人の投資対象が関わるアレンジメントに関する情報をEUまたは英国の税務当局に届け出る法的義務を負う可能性がある。関連する仲介者が報告要件を遵守している場合に限り、DAC6およびMDRは、本投資法人またはその投資対象に重大な影響を与えないと予想される。ただし、DAC6またはMDRの開示は、その後、EUまたは英国の将来の税務政策に影響を及ぼす可能性がある。これにより、特定の投資主に関する情報が関連する税務当局に報告されることになる可能性があることに留意されたい。

投資主および投資予定者は、自己の状況に関するDAC6に基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

第2の柱ルール

OECDおよびEUの要件に従い、アイルランドは、最近、第2の柱ルールを導入した。第2の柱は、大きな企業グループが業務を行う各法域において、その利益に対して15%の最低実効税率を負担することを求めている。

第2の柱ルールが以下の者にのみ適用されることに留意することが重要である。

- (a) 多国籍企業グループおよび大規模な国内企業グループのメンバーであって、当会計期間の直前4年間のうち少なくとも2年間の連結売上高が7億5,000万ユーロ以上であるもの
- (b) 上記(a)に該当しないが、当会計期間の直前4年間のうち少なくとも2年間における売上高が、単体で、7億5,000万ユーロを超える事業体

さらに、アイルランドの規制を受けるファンドが上記の基準を満たしたとしても、投資ファンドの規則には、幅広い適用除外がある。この点から、アイルランドの規制を受けるファンドの大半は、かかる目的で、投資ファンドとみなされる。

したがって、第2の柱ルールは、本投資法人に重大な影響を及ぼさないものと予想される。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率 (%)
社債	米国	426,301,545.32	36.80
	ドイツ	51,344,417.17	4.43
	アラブ首長国連邦	25,323,545.25	2.19
	カタール	11,275,866.00	0.97
	オランダ	8,355,026.55	0.72
	オーストラリア	7,258,289.83	0.63
	超国家的機関	6,948,278.25	0.60
	バージン諸島(英領)	5,202,526.43	0.45
	スペイン	5,044,360.32	0.44
	シンガポール	3,965,347.75	0.34
	フランス	3,848,354.13	0.33
	カナダ	3,735,197.59	0.32
	日本	2,296,938.95	0.20
	ケイマン諸島	1,027,512.17	0.09
	英国	672,482.00	0.06
	サウジアラビア	201,961.20	0.02
	小計	562,801,648.91	48.58
米国財務省証券	米国	299,846,116.48	25.88
ソブリン債	カナダ	53,869,907.89	4.65
	韓国	24,140,203.73	2.08
	アラブ首長国連邦	23,008,189.78	1.99
	香港	22,474,265.04	1.94
	クウェート	14,449,947.15	1.25
	フランス	13,254,071.73	1.14
	日本	10,340,811.33	0.89
	カタール	4,454,521.98	0.38
	イスラエル	2,142,764.45	0.18
	スウェーデン	2,095,055.63	0.18
	サウジアラビア	2,054,848.86	0.18
	ポーランド	2,040,690.16	0.18
小計	174,325,277.73	15.05	
米国政府機関証券	米国	90,577,479.55	7.82
ポートフォリオ合計		1,127,550,522.67	97.34
現金・その他資産(負債控除後)		30,868,256.16	2.66
資産総額		1,158,418,778.83	100.00

負債総額	14,686,674.07	1.27
合計 (純資産総額)	1,143,732,104.76 (約183,443百万円)	98.73

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

< 債券 >

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	満期(年/月/日)	額面金額(千米ドル)	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額(千単位)	単価	金額(千単位)	
1	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.375	2048/11/15	46,400.00	79.8518	37,051.25	77.5117	35,965.44	3.10
2	Resolution Funding Corp. Principal STRIPS	米国	米国政府機関証券	0.000	2030/4/15	39,000.00	83.4031	32,527.22	84.9052	33,113.02	2.86
3	Fannie Mae	米国	米国政府機関証券	6.625	2030/11/15	27,000.00	109.5006	29,565.16	110.6914	29,886.69	2.58
4	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.750	2043/11/15	30,300.00	105.0058	31,816.75	97.9473	29,678.02	2.56
5	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.750	2045/2/15	28,000.00	96.9566	27,147.86	97.3945	27,270.47	2.35
6	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	ドイツ	社債	4.600	2031/6/16	38,318.00	70.7678	27,116.82	70.0984	26,860.29	2.32
7	Landwirtschaftliche Rentenbank	ドイツ	社債	2.500	2027/11/15	25,000.00	99.9684	24,992.11	97.9365	24,484.13	2.11
8	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	4.375	2030/11/30	24,100.00	101.0451	24,351.88	101.5059	24,462.91	2.11
9	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.125	2044/8/15	26,900.00	93.6320	25,187.02	89.9355	24,192.66	2.09
10	Airport Authority	香港	ソブリン債	4.875	2033/1/12	19,900.00	105.0134	20,897.67	102.7315	20,443.57	1.76
11	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	3.750	2030/6/30	20,500.00	98.4116	20,174.37	99.1094	20,317.42	1.75
12	Province of Quebec	カナダ	ソブリン債	2.750	2027/4/12	20,000.00	99.9848	19,996.96	98.9659	19,793.18	1.71
13	Province of Alberta	カナダ	ソブリン債	3.300	2028/3/15	20,000.00	99.9623	19,992.46	98.8567	19,771.34	1.71
14	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.625	2044/11/15	18,600.00	98.6599	18,350.74	95.9238	17,841.83	1.54
15	Export - Import Bank of Korea	韓国	ソブリン債	5.125	2033/1/11	15,200.00	105.7402	16,072.51	103.8243	15,781.30	1.36
16	Amazon.com, Inc.	米国	社債	4.700	2032/12/1	15,100.00	102.0346	15,407.22	101.0043	15,251.65	1.32
17	Meta Platforms, Inc.	米国	社債	4.750	2034/8/15	14,300.00	99.5349	14,233.49	98.4276	14,075.15	1.22
18	Bank of New York Mellon Corp.	米国	社債	6.474	2034/10/25	12,572.00	109.9442	13,822.18	109.3953	13,753.18	1.19
19	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.875	2045/8/15	12,922.00	103.4839	13,372.19	98.7890	12,765.52	1.10
20	Tennessee Valley Authority	米国	米国政府機関証券	4.875	2035/5/15	12,100.00	99.4088	12,028.46	102.7612	12,434.11	1.07
21	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	4.875	2030/10/31	12,000.00	103.0218	12,362.62	103.5410	12,424.92	1.07
22	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	4.625	2030/9/30	12,000.00	101.9884	12,238.61	102.5058	12,300.70	1.06
23	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.750	2055/8/15	12,600.00	100.7270	12,691.60	96.2187	12,123.56	1.05
24	Roche Holdings, Inc.	米国	社債	5.338	2028/11/13	11,500.00	102.5339	11,791.40	102.7941	11,821.32	1.02
25	Kuwait International Government Bond	クウェート	ソブリン債	4.804	2033/4/20	11,500.00	100.0000	11,500.00	100.1640	11,518.86	0.99
26	Emirate of Abu Dhabi	アラブ首長国連邦	ソブリン債	4.625	2033/4/20	11,500.00	99.3713	11,427.70	100.1417	11,516.29	0.99
27	QatarEnergy	カタール	社債	2.250	2031/7/12	12,600.00	92.6940	11,679.45	89.4910	11,275.87	0.97
28	Southern California Gas Co.	米国	社債	5.450	2035/6/15	10,577.00	102.5008	10,841.51	102.4595	10,837.14	0.94
29	Apple, Inc.	米国	社債	3.350	2032/8/8	11,300.00	89.3948	10,101.61	95.3500	10,774.55	0.93
30	Procter & Gamble Co.	米国	社債	3.000	2030/3/25	11,200.00	94.8973	10,628.50	95.8104	10,730.77	0.93

種類別投資比率(全銘柄)

(2026年4月末日現在)

種類	投資比率(%)
社債	48.58
米国財務省証券	25.88
ソブリン債	15.05
米国政府機関証券	7.82

【投資不動産物件】

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

	資産総額		純資産総額		1口当たり 純資産価格 (米ドル・ インスティテュー ショナル・クラス 投資証券)		1口当たり 純資産価格 (円ヘッジ・ インスティテュー ショナル・クラス 投資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2016年12月末日に 終了する会計年度末	1,436,557	230,409	1,267,711	203,328	10.43	1,673	1,001.00
2017年12月末日に 終了する会計年度末	1,062,158	170,360	1,058,555	169,782	10.76	1,726	1,015.00
2018年12月末日に 終了する会計年度末	1,046,113	167,786	995,463	159,662	10.80	1,732	992.00
2019年12月末日に 終了する会計年度末	1,085,388	174,085	1,045,716	167,722	11.73	1,881	1,046.00
2020年12月末日に 終了する会計年度末	783,583	125,679	744,454	119,403	12.71	2,039	1,120.00
2021年12月末日に 終了する会計年度末	882,663	141,570	755,249	121,134	12.48	2,002	1,094.00
2022年12月末日に 終了する会計年度末	697,470	111,867	674,581	108,196	11.10	1,780	947.00
2023年12月末日に 終了する会計年度末	774,927	124,291	749,707	120,246	11.70	1,877	939.00
2024年12月末日に 終了する会計年度末	905,004	145,154	818,396	131,263	11.89	1,907	900.00
2025年12月末日に 終了する会計年度末	1,137,381	182,425	1,126,603	180,696	12.82	2,056	930.00
2025年5月末日	1,015,812	162,926	1,004,870	161,171	12.30	1,973	915.12
6月末日	1,095,357	175,684	1,031,483	165,440	12.47	2,000	924.00
7月末日	1,062,439	170,405	1,026,618	164,659	12.45	1,997	918.72
8月末日	1,063,611	170,593	1,053,755	169,012	12.61	2,023	927.30
9月末日	1,090,037	174,831	1,074,082	172,272	12.68	2,034	932.13
10月末日	1,114,841	178,809	1,100,109	176,446	12.76	2,047	932.40
11月末日	1,141,161	183,031	1,126,601	180,696	12.85	2,061	936.38
12月末日	1,137,381	182,425	1,126,603	180,696	12.82	2,056	930.00
2026年1月末日	1,142,586	183,259	1,136,860	182,341	12.83	2,058	928.80
2月末日	1,173,139	188,160	1,161,518	186,296	13.03	2,090	941.38
3月末日	1,149,286	184,334	1,140,644	182,948	12.78	2,050	920.27
4月末日	1,158,419	185,799	1,143,732	183,443	12.80	2,053	918.99

- (注1) PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドは2014年1月16日に運用を開始し、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年1月16日に運用が開始され、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年7月14日に運用が開始された。
- (注2) 会計年度末の資産総額は財務諸表を作成する目的で請求または履行が可能な債権債務をネットिंगして調整した数字であるのに対し、各月末の資産総額はかかる調整を行うことなくすべての資産の額を積み上げた数字である。

ファンドの投資証券は、ユーロネクスト・ダブリンに上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

該当事項なし。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

会計年度	自己資本利益率(収益率)(%)	
	(米ドル・インスティテューショナル・クラス)	(円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス)
2016年12月末日に終了する会計年度	1.07	- 0.60
2017年12月末日に終了する会計年度	3.16	1.40
2018年12月末日に終了する会計年度	0.37	- 2.27
2019年12月末日に終了する会計年度	8.61	5.44
2020年12月末日に終了する会計年度	8.35	7.07
2021年12月末日に終了する会計年度	- 1.81	- 2.32
2022年12月末日に終了する会計年度	- 11.06	- 13.44
2023年12月末日に終了する会計年度	5.41	- 0.84
2024年12月末日に終了する会計年度	1.62	- 4.15
2025年12月末日に終了する会計年度	7.82	3.33

(注) 自己資本利益率(収益率)(%) = (a - b) / b × 100

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(10.00米ドルまたは1,000.00円)

6【手続等の概要】

(1) 販売手続等

申込取扱場所 / 払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

(注) 各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって関連する取引日までに管理事務代行会社が指定する口座に各投資証券の表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2026年7月1日(水曜日)から2027年6月30日(水曜日)まで

原則として、取引日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク)

ク、年末年始等)等、払込みが行われるべき取引日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(「約定日」)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする(日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)

発行価格

関連する取引日において決定される投資証券1口当たりの純資産価格。

(注)発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の表示通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

なし

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

(2) 買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、取引日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻し請求をすることができる。買戻し請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻し請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻し価格は、ファンドが買戻し請求を受領した取引日または(取引期限以降に買戻し請求が受領された場合には)翌取引日に決定される1口当たりの純資産価格とする。

買戻し代金の支払い

買戻し代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻し請求が行われた取引日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

(イ) 純資産価額

ファンドおよび/または各クラスの純資産価額は、定款に従い各取引日におけるまたはこれに関する評価時点現在で管理事務代行会社が計算する。ファンドの純資産価額は、関係するファンドの資産(発生済であるが、未回収の利益を含む。)を評価し、当該ファンドの負債(公租公課、未払費用および手数料その他の債務の引当金を含む。)を差し引くことにより、関係する取引日の評価時点に決定される。

あるクラスに帰属する純資産価額は、クラスに帰属する資産および/または負債を考慮するため調整を行った上で、関係するファンドの純資産価額のうち当該クラスに帰属する部分を計算することにより、関係する取引日の評価時点現在で決定される。ファンドの純資産価額は、ファンドの基準通貨または取締役が一般的にまたは特定クラスもしくは特定の場合について決定するその他の通貨で表示される。

投資証券1口当たり純資産価格は、各取引日におけるまたはこれに関する評価時点現在で、関係するファンドの純資産価額またはあるクラスに帰属する純資産価額を、当該評価時点においてファンドまたはクラスの発行済みまたは発行済みと認められる投資証券の総数で除することにより生じた総額を小数点以下第2位または取締役が決定する小数点以下のその他の位に四捨五入することにより算定される。

(ロ) 計算

定款は、ファンドの資産および負債の評価方法を規定している。定款の規定により、規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されている投資対象の価格は、終値を参照して計算される。投資対象が複数の規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されている場合、関係する取引所または市場とは、当該投資対象が上場され、もしくは取引されている主要な証券取引所もしくは市場または投資対象の価格を決定する際の最も公正な基準を提供すると取締役が判断する取引所または市場とする。規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されているものの、当該取引所外もしくは市場外でプレミアム付きもしくはディスカウントにより取得され、または売買される投資対象は、評価時点におけるプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮して評価することができる(ただし、保管会社は、投資対象の実現予想価格を確定する際に当該手順の採用が正当と認められることを確保しなければならないものとする。)

定款の規定により、市場価格が何らかの理由で入手できない場合、または公正な市場価値を示していないと取締役が判断する場合であって、かつ、ある市場に上場されていないまたはかかる市場で取引されていない投資対象について、当該投資対象の価格は、取締役によりもしくは取締役が任命し当該目的のため保管会社が承認する別の適格者により慎重かつ誠実に、または、当該価格が保管会社によって承認されることを条件としてその他の方法により、推定された実現予想価格とする。取締役は、当該価格を確定する際、関係する投資対象を評価するため適格であると取締役が判断し、当該目的のため保管会社が承認するマーケット・メーカーまたはその他の適格者から推定価格を受け取ることができる。確定利付証券について信頼できる市場相場が入手できない場合、当該証券の価格は、格付、利回り、支払期日およびその他の特徴について比較できる他の証券の評価額を参照して当該証券を評価するための取締役により編集されたマトリックス法を用いて決定することができる。

また、定款の規定により、規制ある市場で取引されるデリバティブ契約は、規制ある市場が決定する決済価格で評価される。決済価格が入手できない場合、当該価格は、取締役が任命し当該目的のため保管会社が承認する適格な者、企業または法人(投資助言会社を含む。)により慎重かつ誠実に推

定された実現予想価格とする。規制ある市場で取引されないデリバティブ契約は、関係するカウンターパーティにより提供された評価、または本投資法人もしくはその受任者または独立した価格決定代理人により計算された評価等の代替評価を用いて毎日評価することができる。本投資法人が、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約の関係するカウンターパーティから提供された評価以外を利用する場合、

- 本投資法人は、国際的な最良の慣習に従い、かつ、国際証券委員会機構またはオルタナティブ投資運用協会等の機関が定める店頭商品の評価原則を遵守しなければならない。評価は、取締役により任命され、当該目的のため保管会社が承認する適格者から提供され、ならびに
- 評価は、カウンターパーティから毎月提供される評価に合わせて調整されなければならない。重大な差異が生じた場合、本投資法人は、当該差異の迅速な見直しを手配し、関係する当事者に説明を求める。

本投資法人が、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約の関係するカウンターパーティから提供された評価を利用する場合、

- 評価は、当該目的のため保管会社が承認する者で、カウンターパーティから独立した当事者により承認され、または検証されなければならない。および
- 独立した検証が少なくとも毎週行われなければならない。

また、定款の規定により、為替先渡し予約および金利スワップ契約は、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約と同様の方法で、または自由に利用可能な市場相場を参照して評価される。かかる市場相場が用いられる場合、当該価格を独自に検証し、またはカウンターパーティの評価に合わせて調整する必要はない。

また、定款の規定により、投資信託の受益証券または投資証券またはその他の類似する利益参加証券で、これらが所有者の選択により当該投資信託の資産から買い戻されることを規定している当該証券の評価額は、当該投資信託により公表される入手可能な最新の受益証券もしくは投資証券1口当たり純資産価格で評価される。

さらに、定款の規定により、現金資産は、通常、額面金額(に關係する評価時点において宣言され、または発生したが、未だ受領していない利息を加えた額)で評価されるが、当該資産が受領され、または全額支払われる可能性が低いと取締役が判断する場合はこの限りではなく、かかる場合、取締役は、評価時点におけるその真正な価値を反映するためディスカウントを行うことができる。預金証書および類似する投資対象は、通常、評価時点における同様の満期、金額および信用リスクの預金証書または類似する投資対象について入手可能な最良価格を参照して評価される。また市場で取引される先物契約、株価指数先物契約およびオプションは、通常、評価時点における市場決済価格で評価される。決済価格が提供されない場合、当該契約およびオプションは、保管会社が当該評価の実行を承認する取締役により任命される適格者による実現予想価格により慎重かつ誠実に評価される。

マネー・マーケット・スキームではないファンドは、中央銀行の要件に従い、満期までの残余期間が3か月を超えず、市場パラメーター(信用リスクを含む。)に明確に敏感に反応しない高格付商品について償却原価法により評価することができる。

取締役は、投資対象の通貨、市場性、取引コストまたはその他の関係する検討事項を考慮して、当該投資対象の公正価値を反映するため調整が必要であると判断した場合、当該投資対象の価格を調整することができる。

関係するファンドの基準通貨以外の通貨で表示された価格は、取締役が適切であると判断する実勢為替レート(公式か否かを問わない。)で当該ファンドの基準通貨に換算される。

取引日に、()本投資法人が受領した買戻請求の総額が、当該取引日について受領された投資証券の申込総額を超える場合、取締役は、投資対象を買値で評価することができ、または()本投資法人が受領した投資証券の申込総額が、当該取引日について受領された買戻請求の総額を超える場

合、取締役は、投資対象を売値で評価することができるが、取締役が選択する評価方針は、本投資法人の存続期間を通じて一貫して適用される。

特別な状況のため上記の規則に従い特定の投資対象を評価することが不可能である場合、取締役またはその受任者は、必要とみなす場合には、本投資法人の総資産の適正な評価を得るため保管会社が承認する別の一般に公正妥当であると認められる評価法を利用しなければならない。

(八) 流動性管理ツール

本投資法人は、以下のLMTを使用する場合がある。該当するLMTの以下の説明には、取締役による当該LMTの発動方法も含まれる。

(a) スイング・プライシング(本書提出日現在、本項の規定(すなわちスイング・プライシングのメカニズム)はまだ適用されていない。)

関連するファンドの英文目論見書補遺に規定された場合、規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のспредが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる(すなわち、ファンドの投資証券の価値は、買値と売値のспредおよびファンドの投資対象の取引で生じた手数料の結果、減少することがある。)。適切な状況において、また、「希薄化」と呼ばれるこの影響および既存のまたは残存する投資主に対する潜在的な悪影響を防ぐため、取締役会は、スイング・プライシングを行うことができる。

定款に基づき、スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュ・フローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュ・フローが取締役により予め定められた限度額(取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。)を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。スイング・プライシングは、ファンドの英文目論見書補遺に記載される場合に適用されるものとする。

(b) 計算の停止

取締役は、以下の期間、いつでも純資産価額の計算およびファンドの投資証券の発行、買戻しまたは交換の一時的停止を宣言することができる。

- () 関係するファンドの投資対象の大部分が値付けされ、もしくはこれらが取引される主要市場もしくは証券取引所が通常の休日以外に閉鎖されている期間、またはかかる市場もしくは証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- () 政治的、経済的、軍事的もしくは金銭的事由によりまたは取締役の支配、責任および権限を超える状況により、関係するファンドの投資対象の売却または評価が、関係するクラスの投資主の利益を重大に毀損することなく合理的に実行することができない期間、または買戻価格を公正に計算することができないと取締役が判断する期間
- () ファンドの投資対象もしくはその他の資産の価格の決定に通常用いられる通信手段が故障している期間、またはその他の理由から、関係するファンドの資産の市場もしくは取引所における時価を迅速かつ正確に確認することができない期間

- () 本投資法人が投資主からのファンドの投資証券の買戻しに基づく支払いを行うための必要資金の本国送金を行うことができない期間、または投資対象の換金もしくは取得に伴う送金または投資証券の買戻しによる支払いが通常価格もしくは通常の為替レートで実行することができないと取締役が判断する期間
- () その他の理由により、本投資法人またはファンドの資産の相当部分の価値を決定することが不可能または実行不可能である期間
- () 投資証券の買戻しが、取締役および/または管理会社の意見において、適用法の違反を生じさせることとなる期間
- () 取締役および/または管理会社が、ファンドに影響を及ぼし得る() 重大なサイバーインシデント、() 重大な不正行為または() 自然災害を認識している期間
- () 本投資法人が、本投資法人またはファンドの合併を検討している期間。ただし、当該合併に関して投資主に通知が行われている場合に限る。
- () 取締役および/または管理会社が、投資主、本投資法人またはファンドの最善の利益のために当該停止が必要であると判断する期間の全部または一部。

また、中央銀行は、投資家保護または金融の安定性に対するリスクが存在し、合理的かつ均衡のとれた観点から当該停止を必要とすると認める場合には、本投資法人による申込み、買戻しおよび償還の停止を要求することができる。同様に、中央銀行は、投資家保護または金融の安定性に対するリスクが存在し、合理的かつ均衡のとれた観点から当該停止の解除を必要とすると認める場合には、申込み、買戻しおよび償還の停止を解除するよう要求することができる。

本投資法人は、状況により必要とされ、かつ、投資主の利益に照らして正当化される例外的な場合に限り、申込み、買戻しおよび償還を停止するものとする。

取締役は、申込み、買戻しおよび償還の停止(または当該停止の解除)について、遅滞なく中央銀行に通知するものとする。

ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しまたはあるファンドの投資証券の他のファンドの投資証券との交換を請求した投資主は、取締役が指示する方法により同じく指示する停止について通知され、その請求は、撤回されない限り、(ただし上記の制限に従い、)停止の解除後の最初の取引日に処理される。当該停止は、遅滞なく速やかに、いかなる場合にも当該停止が発生した営業日中に中央銀行およびユーロネクスト・ダブリンに通知されなければならない。可能な場合、停止期間を可能な限り速やかに終了させるため、一切の合理的な措置が実施される。

(c) 買戻ゲート

本投資法人は、「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し手続等 - 買戻しに関するその他の情報」の項に記載されるとおり、LMTとして買戻ゲートを適用することがある。

(d) 現物による買戻し

本投資法人は、LMTとして使用する目的で、かつ、「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し手続等 - 買戻しに関するその他の情報」の項に定めるところにより、投資主の買戻請求に応じるため、または当該投資主の保有投資証券を強制的に買い戻すために、現金の代わりにファンドが保有する資産を投資主に譲渡する方法により、投資主に対して現物で買戻しを行うことができる。

現物による買戻しは、関連する英文目論見書補遺においてさらに記載されるとおり、LMTとしての目的以外でも利用することができる。当該現物による買戻しの利用は、ファンドおよび/または本投資法人の終了の場合など、必ずしもプロ投資家のみ限定されないことがある。

(e) 通知期間の延長

本投資法人は、ファンドの各英文目論見書補遺における「取引期限」の定義に従い、LMTとして、取引請求の提出に必要な通知期間を延長する場合がある。

保管

日本の投資者に販売される投資証券については、外国証券取引口座約款の定めるところによって、本投資法人の投資主名簿に、日本における販売会社の名義で登録される。

存続期間

無制限。

計算期間

ファンドの計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

その他

(イ) 増減資に関する制限

本投資法人の当初授権株式資本は、無額面の償還可能非参加投資証券2口および無額面の参加投資証券500,000,000口とする。

(ロ) 解散

() 本投資法人またはファンド(該当する場合)は、以下のいずれかに該当する場合、清算することができる。

(a) 本投資法人の設立から1年後の応当日を経過した後いずれかの時点で、本投資法人またはファンドの純資産価額が連続する6週間の各取引日において取締役が決定する額を下回り、かつ、本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が通常決議により本投資法人または当該ファンドの清算を決議した場合。

(b) (a) 保管会社が保管契約の条項に従って退任することを希望する旨本投資法人に通知し、かつ、退任する意思の通知を撤回しなかった日、または(b) 保管会社の任命が保管契約の条項に従って本投資法人によって終了された日、または(c) 保管会社が中央銀行によって承認された会社である資格を喪失した日から3か月以内に、新任の保管会社が任命されなかった場合、事由が発生し、かつ、本投資法人の投資主が通常決議により本投資法人の清算を決議した場合。

(c) 本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、通常決議により、本投資法人またはファンドがその負債により事業の継続が不可能であること、および本投資法人または当該ファンドを清算することを決議した場合。

(d) 本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、特別決議により、本投資法人またはファンドの清算を決議した場合。

() 清算が行われる場合、清算人は、ファンドの資産を、最初に、当該清算人が適当と考える方法および順序により債権者の請求の支払いに充当するものとする。

() 清算人は、ファンドの資産を、当該ファンドのために発生したかまたは当該ファンドに帰属する債務の支払いに充当するものとし、いずれのファンドの資産も、他のファンドのために発生したかまたは他のファンドに帰属する債務の支払いに充当してはならないものとする。

() 投資主間で分配可能な資産は、以下の優先順序により充当されるものとする。

(a) 第一に、各クラスまたはファンドの投資主に対し、清算の開始日時点で当該投資主がそれぞれ保有する該当するクラスまたはファンドの投資証券の純資産価額に可能な限り等

- しい基準通貨による(または選択されたその他の通貨による清算人が決定する為替レートでの)金額の支払い。
- (b) 第二に、本投資法人の清算の場合は、非参加投資証券の保有者に対し、いずれのファンドにも含まれていない本投資法人の資産から、非参加投資証券に関して支払われた対価を上限とする金額の支払い。ただし、かかる支払いを全額行うには資産が不十分である場合、いずれのファンドに含まれる資産に対しても償還請求は行われぬものとする。
- (c) 第三に、各クラスまたはファンドの投資主に対し、該当するファンドに当該時点で残存する一切の残額の、該当するクラスまたはファンドに保有する投資証券口数に比例した支払い。
- (d) 第四に、本投資法人の清算の場合は、当該時点で残存し、いずれのファンドまたはクラスにも帰属しない残額は、投資主に対する分配直前におけるファンドの純資産価額または各クラスに帰属する純資産価額に比例按分してすべてのファンドおよびクラス間で分配されるものとし、かかる分配された金額は、投資主が保有する当該ファンドまたはクラスの投資証券口数に比例按分して投資主に支払われるものとする。
- () 清算人は、本投資法人またはファンド(該当する場合)の通常決議の承認により、資産が単一の種類の財産から構成されるか否かにかかわらず、本投資法人またはファンド(該当する場合)の資産の全部または一部を、正貨により(本投資法人またはファンド(該当する場合)における自らの保有投資証券の価額に比例按分して)投資主間で分配することができる。ただし、本投資法人は、いずれかの投資主がそのように請求した場合、かかる分配が提案された資産を売却し、当該投資主が負担するかかる売却の経費を差し引いたかかる売却の現金手取金を当該投資主に対して分配するものとする。清算人は、同様の承認により、清算人が適当と考える投資主のための信託に基づいて資産のいずれか一部を受託者に付与ことができ、本投資法人またはファンドの清算は終了し、本投資法人またはファンドは解散する。ただし、いかなる投資主も、何らかの債務を有する資産を受領することを強制されないものとする。さらに、清算人は、同様の承認により、本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、ある投資法人または集団投資スキーム(以下「譲受投資法人」という。)から、本投資法人またはファンドにおける当該投資主の保有投資証券と同等の価額の譲受投資法人の投資証券または受益証券を受領することを条件として、本投資法人またはファンドの資産の全部または一部を、譲受投資法人に譲渡することができる。
- () 本書に記載されるその他の規定にかかわらず、取締役がいずれかの時点において、取締役の絶対的な裁量により、本投資法人またはファンド(該当する場合)を清算することが投資主の最善の利益になると決議した場合、秘書役は、取締役の請求により直ちに本投資法人またはファンドの臨時総会を招集するものとし、同総会において本投資法人またはファンドの清算を行う清算人を任命する提案が提出されるものとし、かかる任命が行われた場合、清算人は、本「(ロ)解散」の規定に従って本投資法人またはファンドの資産を分配するものとする。
- () ある1取引日において本投資法人、ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資口の過半数(50%超)が買戻しに申し込まれた場合、かつ、取締役が、投資助言会社と共同して(本投資法人、ファンドまたはクラスの規模およびその投資目的を達成する能力を考慮した上で)、その絶対的な裁量により、本投資法人、ファンドまたはクラスの運営を中止することが残りのメンバーの利益になると判断した場合、取締役は、残存する発行済投資口を強制的に買い戻す権限を有する。上記の状況が生じた場合、本投資法人、ファンドまたは投資証券クラス(いずれか該当する方)の投資口の発行または買戻しの請求はすべて停止される。投資法人、ファンドまたは投資証券クラス(いずれか該当する方)の全メンバー間の平等を確保するため、取締役は、清算手続に従い、本投資法人もしくはファンドのすべての資産、またはファンドの資産のうちクラスに帰属する部分の清算手続を開始し、その手取金から、経費および本投資法人もし

くはファンドの負債またはファンドの負債のうちクラスに帰属する部分の引当金を差し引いた額を、メンバーに対し、該当する取引日におけるメンバーの投資口保有高に応じて支払うことができる。かかる手取金は、本投資法人もしくはファンドの資産またはファンドの資産のうちクラスに帰属する部分の清算および全負債残高の算定に必要な時間を考慮した上で、該当する取引日後可及的速やかに、メンバーの投資口保有高に比例按分して、一括または分割して支払われる。

() 定款に定める他の規定にかかわらず、ファンドは、以下のいずれかの場合において、保管会社に対する書面の通知を行うことにより、取締役の絶対的な裁量により取締役が終了することができる。

(a) 該当するファンドの純資産価額が、当該ファンドについて取締役が決定する金額に満たない場合。

(b) いずれかのファンドが認可されなくなるか、別途公式に承認されなくなった場合。

(c) 該当するファンドを継続することについて、違法であると決定するかまたは実行不可能もしくは賢明でないとして取締役が考える何らかの法律が可決された場合。

定款に明記する事由における取締役の決定は、最終的であり、かつ、関係するすべての当事者に対して拘束力を有するものとする。ただし、取締役は、本条その他に従い該当するファンドを終了しなかった場合であっても、それを理由に責任を負うものではない。

取締役は、該当するファンドの投資証券の保有者に対して当該ファンドの終了通知を行い、当該通知によりかかる終了が効力を生じる日付を確定するものとし、当該日は、取締役会がその絶対的な裁量により決定する、当該通知の送達後の期間とするものとする。

(八) 償還条件等

償還は、本書および定款に基づいて行われる。その他、上記「(ロ) 解散」を参照されたい。

(二) 定款の変更

定款は、投資主総会の特別決議により変更される。

(2) 利害関係人との取引制限

本項の規定に従って、関連当事者は、相互に、または、本投資法人と金融取引、銀行取引もしくはその他の取引(本会社による投資主の証券への投資またはいずれかの関連当事者による会社もしくは組織への投資(いずれの投資対象も、ファンドに含まれる資産の一部を形成するか、または、一切のかかる契約もしくは取引に利害関係を有する。))を含むが、これらに限らない。)を契約または実行することができる。

関連当事者は、その他の金融、投資および専門的活動に従事することができ、かかる活動により、本投資法人の経営および/または本投資法人に関する関連当事者のそれぞれの役割につき利益相反が生じることがある。かかる活動は、その他のファンドの運用またはこれに対する助言、証券の売買、銀行業務およびその他の投資運用業務、仲介業務、未上場証券の評価(かかる証券を評価する機関に支払う手数料が、資産価値の増加に伴い増加することがある場合)ならびにその他のファンドまたは会社(本投資法人が投資することができるファンドまたは会社を含む。)の取締役、役員、顧問または代理人を務めることを含む。関連当事者の側に、発生した利益につき投資主に対して説明する義務はなく、かかる利益は該当する当事者によって留保されることができる。ただし、かかる取引は、対等に交渉された通常の商業上の条件で実行されたものとして行われること、投資主の最善の利益に適合すること、および以下を条件とする。

(a) 保管会社(または保管会社に関わる取引の場合は、管理会社)が承認した、独立し、かつ、能力を有する者によるかかる取引の評価証明書が取得されていること

- (b) かかる取引が、その規則に基づき、投資証券取引所で利用可能な最善の条件で実行されていること、または
- (c) (a) または (b) が実務上不可能である場合、かかる取引は、かかる取引が対等に交渉された通常の商業上の条件で実行されたものとして行われる旨の原則に適合し、保管会社が満足する条件に基づき実行されること

関連当事者は、自らの各個別勘定またはその他の者の勘定で、ファンドに関連する投資証券または投資法人の財産に含まれる種類の財産に投資し、かつ、これを取引することができる。

本投資法人の現金は、関連当事者に預託することができる。ただし、上記「2 投資方針 (4) 投資制限」に記載される投資制限が遵守されていることを条件とする。

各関連当事者は、また、その業務の過程において、上記に言及された場合以外の場合において本投資法人と潜在的な利益相反を有することがある。ただし、関連当事者は、かかる場合において、本投資法人に対する自らの契約上の義務(特に、実務上可能な限り、本投資法人および投資主の最善の利益において行為する義務)を考慮し、利益相反が生じることがある投資を実施する場合にその他の顧客に対する自らの義務を考慮する。利益相反が生じる場合、関連当事者は、かかる利益相反が公正に解消されることを確保するよう努める。

管理会社は、その完全な裁量において、本投資法人への投資によって負担した管理報酬を相殺するために、銀行、金融仲介機関または大口法人投資主と随時取決めを締結することができる。かかる取決めから生じた一切の債務は、管理会社の自己資金から支払われる。

(3) 投資主・外国投資法人債権者の権利

投資主・外国投資法人債権者の権利

- (a) 買戻請求権
- (b) 投資主総会における権利
- (c) 報告書を受領する権利

為替管理上の取扱い

投資証券の買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する紛争、見解の相違に関する裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. 原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=160.39円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
資産・負債計算書

	ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
譲渡性のある有価証券	1,067,090	171,151	873,243	140,059
投資ファンド	0	0	0	0
レボ契約	36,700	5,886	0	0
信用機関への預託金	0	0	0	0
金融デリバティブ商品	7,950	1,275	5,165	828
その他の金融資産	0	0	0	0
現金	3,065	492	2,074	333
取引相手方への預託金	8,903	1,428	10,418	1,671
未収収益	9,849	1,580	7,933	1,272
未収投資有価証券売却金	0	0	0	0
未収TBA投資有価証券売却金	0	0	0	0
未収ファンド投資証券売却金	862	138	155	25
未収金融デリバティブ証拠金	2,962	475	6,016	965
流動資産合計	1,137,381	182,425	905,004	145,154
流動負債				
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
金融デリバティブ商品	(2,251)	(361)	(6,214)	(997)
未払投資有価証券購入金	0	0	0	0
未払TBA投資有価証券購入金	0	0	0	0
未払ファンド投資証券買戻金	(1,274)	(204)	(217)	(35)
関連会社への未払金	0	0	0	0
未払管理報酬	(210)	(34)	(154)	(25)
売却/買戻特約付資金取引にかかる未払金	0	0	(75,205)	(12,062)
未払費用	0	0	0	0
当座借越	0	0	0	0
未払分配金	0	0	0	0
未払金融デリバティブ証拠金	(7,043)	(1,130)	(4,818)	(773)
取引相手方からの預託金	0	0	0	0
流動負債合計	(10,778)	(1,729)	(86,608)	(13,891)
(買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産を除く)				
買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産	1,126,603	180,696	818,396	131,263

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

資産・負債計算書

本投資法人合計*

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
譲渡性のある有価証券	4,458,962	715,173	3,899,557	625,450
投資ファンド	50,179	8,048	58,704	9,416
レボ契約	8,514,987	1,365,719	11,699,290	1,876,449
信用機関への預託金	78,007	12,512	0	0
金融デリバティブ商品	12,982	2,082	13,971	2,241
その他の金融資産	3,768	604	1,500	241
現金	20,089	3,222	11,468	1,839
取引相手方への預託金	18,062	2,897	27,212	4,365
未収収益	38,866	6,234	34,786	5,579
未収投資有価証券売却金	983	158	568	91
未収TBA投資有価証券売却金	21,950	3,521	158,464	25,416
未収ファンド投資証券売却金	1,429,962	229,352	398	64
未収金融デリバティブ証拠金	12,259	1,966	17,205	2,760
流動資産合計	14,661,056	2,351,487	15,923,123	2,553,910
流動負債				
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
金融デリバティブ商品	(6,826)	(1,095)	(15,974)	(2,562)
未払投資有価証券購入金	(3,008,562)	(482,543)	(4,129,600)	(662,347)
未払TBA投資有価証券購入金	(55,755)	(8,943)	(260,729)	(41,818)
未払ファンド投資証券買戻金	(1,415)	(227)	(1,404)	(225)
関連会社への未払金	(3,515)	(564)	(1,488)	(239)
未払管理報酬	(453)	(73)	(375)	(60)
売却/買戻特約付資金取引にかかる未払金	0	0	(75,205)	(12,062)
未払費用	(2)	(0)	0	0
当座借越	(264)	(42)	(220)	(35)
未払分配金	(62)	(10)	(448)	(72)
未払金融デリバティブ証拠金	(17,443)	(2,798)	(14,441)	(2,316)
取引相手方からの預託金	(1,122)	(180)	(478)	(77)
流動負債合計	(3,095,419)	(496,474)	(4,500,362)	(721,813)
(買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産を除く)				
買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産	11,565,637	1,855,013	11,422,761	1,832,097

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

*

2025年12月31日および2024年12月31日現在、本投資法人合計は、本投資法人名義の残高を計上するために調整されている。

取締役会を代表して

取締役：クレイグ・A・ドーソン

取締役：デイビッド・M・ケネディ

日付：2026年4月23日

2【損益計算書】

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

運用計算書

	ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
収益				
利息および配当収益	44,299	7,105	34,248	5,493
その他の収益	0	0	0	0
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レボ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる実現純利益 / (損失)	(4,398)	(705)	(2,340)	(375)
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益 / (損失)	(2,017)	(324)	(6,741)	(1,081)
外国通貨にかかる実現純利益 / (損失)	5	1	(161)	(26)
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レボ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	32,755	5,254	(18,374)	(2,947)
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	6,748	1,082	4,725	758
外国通貨にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	81	13	(21)	(3)
投資利益 / (損失) 合計	<u>77,473</u>	<u>12,426</u>	<u>11,336</u>	<u>1,818</u>
運用費用				
管理報酬	(2,225)	(357)	(1,740)	(279)
その他の費用	(5)	(1)	(4)	(1)
費用合計	(2,230)	(358)	(1,744)	(280)
投資助言会社による返還金	0	0	0	0
運用費用、純額	(2,230)	(358)	(1,744)	(280)
純投資利益 / (損失)	<u>75,243</u>	<u>12,068</u>	<u>9,592</u>	<u>1,538</u>
財務費用				
支払利息	(2,006)	(322)	(889)	(143)
買戻可能参加型投資証券の投資主への分配金	(969)	(155)	(871)	(140)
平準化にかかる支払額および(繰越利益)、純額	54	9	(19)	(3)
財務費用合計	<u>(2,921)</u>	<u>(468)</u>	<u>(1,779)</u>	<u>(285)</u>
税引前当期利益 / (損失)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>
配当金およびその他の投資収益にかかる源泉徴収税	0	0	0	0
税引後当期利益 / (損失)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>
運用による買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産の増加 / (減少)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。すべての金額は継続事業からのみ発生している。

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

運用計算書

本投資法人合計

	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
収益				
利息および配当収益	571,892	91,726	637,031	102,173
その他の収益	0	0	37	6
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる実現純利益/(損失)	(10,939)	(1,755)	(28,682)	(4,600)
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)	4,969	797	29,623	4,751
外国通貨にかかる実現純利益/(損失)	7,354	1,180	(3,284)	(527)
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる未実現利益/(損失)純変動額	35,084	5,627	30,169	4,839
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益/(損失)純変動額	8,191	1,314	676	108
外国通貨にかかる未実現利益/(損失)純変動額	2,493	400	(6,631)	(1,064)
投資利益/(損失)合計	619,044	99,288	658,939	105,687
運用費用				
管理報酬	(5,000)	(802)	(6,007)	(963)
その他の費用	(69)	(11)	(61)	(10)
費用合計	(5,069)	(813)	(6,068)	(973)
投資助言会社による返還金	18	3	162	26
運用費用、純額	(5,051)	(810)	(5,906)	(947)
純投資利益/(損失)	613,993	98,478	653,033	104,740
財務費用				
支払利息	(2,060)	(330)	(1,412)	(226)
買戻可能参加型投資証券の投資主への分配金	(515,586)	(82,695)	(576,917)	(92,532)
平準化にかかる支払額および(繰越利益)、純額	76	12	105	17
財務費用合計	(517,570)	(83,013)	(578,224)	(92,741)
税引前当期利益/(損失)	96,423	15,465	74,809	11,999
配当金およびその他の投資収益にかかる源泉徴収税	(42)	(7)	(8)	(1)
税引後当期利益/(損失)	96,381	15,459	74,801	11,997
運用による買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産の増加/(減少)	96,381	15,459	74,801	11,997

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。すべての金額は継続事業からのみ発生している。

財務書類に対する注記

2025年12月31日

重要な会計方針

以下は、本投資法人によって採用され本財務書類の作成にあたり適用された重要な会計方針および見積り手法の要約である。

(a) 作成の基礎

本財務書類は、財務報告評議会により発行された、財務報告基準(以下「FRS」という。)第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」、会社法2014およびUCIT規制に従い作成されている。本財務書類は、すべてのファンドについて、引き続き継続企業の前提に基づいて作成されている。

総認識利得損失計算書および株主資金変動表に含めるべき情報は、取締役の判断により、運用計算書および純資産変動計算書に含まれている。

本投資法人は、FRS第102号の第7条に基づき、その保有の大部分が流動性が高く、公正価値測定される投資有価証券であり、かつ、キャッシュ・フロー計算書を表示しないというオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

本財務書類は損益を通じて公正価値で保有する金融資産および負債の再評価による修正された取得原価主義に基づいて作成されている。

本投資法人は、ファンドごとに個別口座を保有している。本投資法人が発行する投資証券は、投資主によって選定されたいずれかのファンドに割当てられる。発行手取額および発行によって生じる収入は、各ファンドの各クラスに、クラスごとの評価総額に対する比例割合で計上される。買戻しの際は、投資主は、各自が発行された投資証券に関連するファンドが保有する純資産に対する比例割合分に対してのみ権利が与えられる。

本投資法人は、表示通貨として米ドルを採用している。各ファンドの財務書類は、各ファンドの機能通貨で作成されている。本投資法人の総額は、アイルランドの会社法に基づき、本投資法人の主要な経済環境である米ドルで表示されることが求められている。別途記載のない限り、すべての金額は米ドル建てである。個々のファンドの財務書類は、本投資法人の財務書類作成のために米ドルに換算され、累積される。

本投資法人の資産・負債計算書は、会計年度末の為替レートをを用いて換算され、本投資法人の運用計算書および純資産変動計算書は、本投資法人の財務書類に含めるために、会計年度の(実際のレートに近似した)平均為替レートで換算される。

本投資法人の期首の純資産の換算による為替差損益、ならびに本投資法人の運用計算書および純資産変動計算書の換算により生じる平均レートの差異は、本投資法人の純資産変動計算書に含まれる。この換算調整は、個々のファンドに配分される純資産に影響を与えない。

別段の記載のない限りは、すべての数字は千単位に四捨五入されている。一定のファンドは、無額面で公正価値のない譲渡性のある有価証券を保有することができるが、千単位に四捨五入される場合、これらの譲渡性のある有価証券は、当該ファンドの投資有価証券明細表には含まれていない。ゼロ残高は、四捨五入して切り捨てられた千単位未満の実際値を表していることがある。

前会計年度の一定の損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当会計年度の表示に合わせて再分類されている。この再分類は、本財務書類に表示される前会計年度の損益を通じて公正価値で測定される金融資産の合計金額および前会計年度において認識されている同金額に影響を与えない。

(b) 純資産価額の決定

各ファンドおよび/または各クラスの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、本投資法人の直近の英文目論見書または該当する英文目論見書補遺に開示されているとおり、各取引日の通常売買終了時点で計算される。

本投資法人は、国際会計基準(以下「IAS」という。)第39号「金融商品：認識および測定」の認識および測定の規定ならびに金融商品を計上するためのFRS第102号の開示および表示要件を採用することを選択している。買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産(以下「純資産」という。)を決定するために、IAS第39号に従って、ファンド証券およびその他の資産は2025年12月31日現在の仲値または直近の取引価格で評価される。

(c) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日以降、証券の基準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、当該受取利息が実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上され、実行利率法を用いて計算される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。モーゲージ関連およびアセット・バック証券にかかる返済による損益は、もしあれば、運用計算書において受取利息の構成要素で計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

収益は、還付請求不可能な/控除対象外の源泉徴収税の総額と、税額控除後の金額で計上される。源泉徴収税は、運用計算書に別途表示されている。ファンドは、投資の売却にかかるキャピタル・ゲインに対して特定の諸国から課される税金の対象になる場合がある。キャピタル・ゲイン税は、発生主義に基づいて計上され、運用計算書に個別に表示される。

(d) 複数クラスおよびヘッジ投資証券クラスによる運営

本投資法人により募集されるファンドの各クラスは、別段の記載のない限りは、ファンドの資産および議決権の特典に関して、等しい権利を有する(ただし、クラスの投資主がクラス固有の事象について排他的議決権を有する場合を除く。)。各ファンドの各クラスにおいて、本投資法人は、インカム投資証券(収益分配を行う投資証券)、累積投資証券(収益の累積を追求する投資証券)およびインカム投資証券(高い利回りを提供する投資証券)のいずれかまたはすべてを発行することができる。複数クラスの構造は、投資主が、所与の購入金額、投資証券の保有予定期間およびその他の状況に基づいて、当該投資主にとって最も利益がある投資証券を購入する方法を選択することができる。異なるクラスまたは種類の投資証券が発行されている場合、収益累積タイプか分配タイプか、または手数料および費用が異なるという事実を反映して、クラス毎に投資証券1口当たり純資産価格が異なることがある。各ファンドの実現および未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、各クラスの投資証券に日々割当てられる。

ヘッジされた投資証券クラス(以下「ヘッジクラス」という。)に関して、本投資法人は、中央銀行によって適宜公表される規制および解釈指針に従って、ヘッジクラスの通貨に対するその他の通貨の変動をヘッジすることを目指している。当該取引の結果、ヘッジクラスがレバレッジをかけられることはない。本投資法人は、通貨リスクのヘッジを試みるが、これが成功する保証はない。ヘッジ取引は、特定クラスに明確に帰属する。当該ヘッジ取引にかかるすべての費用および損益は、クラス通貨が機能通貨および/または

一部またはすべての該当ファンドの通貨建の資産およびその他の通貨にヘッジした資産に対して下落した場合には、投資主が該当するヘッジクラスから利益を得ることを実質的に制限する。

(e) 外国通貨取引

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を使用して表示されている。本投資法人におけるファンドは、同一の機能通貨および表示通貨を有している。

本投資法人は、アイルランド会社法の要件に準拠して、本投資法人の主要な経済環境である米ドルでファンドの合計を表示する。

保有する外国証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、各営業日の実勢為替レートに基づいて、各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、外国通貨にかかる未実現利益または損失として計上される。

外貨建有価証券の換算から生じる未実現損益は、運用計算書において譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる未実現利益/(損失)純変動額に含まれ、外貨建金融デリバティブ商品の換算から生じる未実現損益は、金融デリバティブ商品にかかる未実現利益/(損失)純変動額に含まれる。

外貨建有価証券の売却から生じる為替差損益は、運用計算書において譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる実現純利益/(損失)に含まれ、外貨建金融デリバティブ商品の売却から生じる為替差損益は、金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)に含まれる。

外貨建有価証券および金融デリバティブ商品の売買にかかる取引日と決済日の間に生じた実現損益は、運用計算書において外国通貨にかかる実現純利益/(損失)として計上される。

ヘッジクラスを有する一定のファンドは、ヘッジクラスの機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有する機能通貨を残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結する。

(f) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる実現純利益/(損失)および未実現利益/(損失)純変動額ならびに金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)および未実現利益/(損失)純変動額に含まれる。確定利付証券およびデリバティブにかかる取引費用は、当該証券の購入価格から個々に識別できず、したがって個別に開示することはできない。

(g) 平準化

本投資法人は、収益平準化として知られる会計実務を行う。収益平準化による調整は、インカムおよびインカム 投資証券に投資する投資主が、分配期間中に当該投資証券を所有していた期間に応じて収益分配を行うことを確実にするものである。投資証券1口当たり発行価格のうち、繰延純利益(もしあれば。)が反映されているが、当該投資証券発行日までに未配分であった部分の総額は、平準化支払額とみなされ、該当する投資主に対し、()最初の分配金の支払いより前の当該投資証券買戻し時点、または()当該投資証券が発行された会計期間と同じ会計期間内に投資主が分配を受ける権利を得た最初の分配金の支払い時点、のいずれかの時点で払戻される。最初の分配金の支払いより後の分配金の支払いまたは最初の分配金の支払いより後の投資証券の買戻しは、繰延純利益(もしあれば。)に含まれるが、当該買戻日または分配宣言日までに未払いとみなされる。

(h) 重要な会計上の見積りおよび判断

FRS第102号に準拠した財務書類を作成する上で、取締役は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りに対する改訂は、見積りが改訂された期間および影響を及ぼす将来の期間において認識される。これらの財務書類の作成に適用される主な判断および見積りは、公正価値で保有される投資の評価に関するものである(注記3)。

() スイング・プライシング

スイング・プライシングは、大量の純流入または純流出に伴う取引関連コストの上昇の結果として発生し得る希薄化の影響から投資主を保護するための有効なメカニズムとして採用されることがある。定款に基づき、規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のスプレッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる。

スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。スイング・ファクターは、関連ファンドの資産の効果的な取得または処分の際に支払われるディーリング、取引関連コスト(会計およびその他の費用や報酬など)を考慮するために、取締役が決定した投資証券1口当たり純資産価格を上方または下方へ調整する金額である。通常の市場環境では、スイング・ファクターは、どのファンドも当初の投資証券1口当たり純資産価格の2%を超えないものとする。ただし、例外的な市場環境では、投資主の利益を保護するためにこの制限を5%まで引き上げることができる。この調整された投資証券1口当たり純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額(取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。)を超えた場合に本投資法人により行われる。

スイング・プライシングが行われる場合、取引関連コストはファンドレベルで発生するため、クラスレベル投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。2025年12月31日および2024年12月31日現在、スイング・プライシングはいずれのファンドにも適用されていない。

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

本投資法人の記名式投資証券の名義書換事務は、以下の管理事務代行会社が行う。

管理事務代行会社 ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、D02 HD32、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー
78

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 投資主総会

- () 取締役は、いつでも本投資法人の臨時総会を招集することができる。取締役は、各暦年に年次総会を招集するものとし、本投資法人のある年次総会と次の年次総会の日の間が15か月以上経過してはならない。
- () 各年次総会および特別決議の可決のために招集されるすべての総会の通知は、投資主に対し、正味21日以上前までに行われなければならない。その他のすべての総会の場合には、正味14日以上前までに通知が行われなければならない。
- () 総会の定足数は、本人または代理人が出席するメンバー2名とする。ただし、クラスの投資証券の権利の変更を検討するために招集される総会については、関係するファンドまたはクラスの発行済投資証券の3分の1以上を保有する投資主または代理人により代理される投資主2名を定足数とする。投資主の請求に応じてまたは投資主により招集された場合、総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかったときに、当該総会は解散するものとする。その他の場合は、当該総会は、翌週の同じ時刻、曜日および場所または取締役が決定するその他の日時および場所に延期され、延期された総会において当該総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかった場合は、出席しているメンバーをもって定足数とし、ファンドまたはクラスの投資主の権利の変更を検討するために招集されるファンドまたはクラスの総会については、当該ファンドもしくはクラスの投資証券を保有する投資主1名またはその代理人を定足数とする。すべての総会は、アイルランドにおいて開催される。
- () 総会の招集および運営に関する上記の規定は、ファンドまたはクラスの総会に関して別途明記されていない限り、2014年アイルランド会社法に従い、ファンドまたはクラスの投資主の権利を変更する決議が提案される当該ファンドまたはクラスの個別の総会に関して効力を有するものとする。

(3) 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典

なし。

(4) 投資証券の譲渡制限等

投資証券は、1933年米国証券取引法(1933年法)に基づき登録され、もしくは今後登録されることなく、または、1933年法もしくは米国において適用されるすべての法律を含みこれに限られない一切の米国の証券法に違反する取引を除き、本投資証券は直接もしくは間接に米国内、もしくは米国の領土、領地もしくはその法域に属する地域において、もしくは米国人に対してもしくは米国人のために、募集もしくは販売されない。投資法人及びファンドのいずれも1940年米国投資法人法に基づく登録を行わない。上記の米国における、または米国人に対してもしくは米国人のための募集および販売

の禁止にかかわらず、本投資法人はその投資証券につき、限られた数量または米国人の区分に応じて
私募がなされることがある。

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

- 第1 外国投資法人の追加情報
 - 1 外国投資法人の沿革
 - 2 役員 の 状況
 - 3 外国投資法人に係る法制度の概要
 - 4 監督官庁の概要
 - 5 その他
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 買戻し手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 利害関係人との取引制限
 - 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等
- 第4 関係法人の状況
 - 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員 の 状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
 - 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
- 第5 外国投資法人の経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 金銭の分配に係る計算書
 - (4) キャッシュ・フロー計算書
 - (5) 投資有価証券明細表等

- 2 外国投資法人の現況
 - 純資産額計算書
- 第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2010年1月22日	本投資法人の設立
2010年4月14日	定款の修正
2010年4月16日	名称の変更
2010年6月22日	定款の修正
2011年5月26日	定款の修正
2012年6月7日	定款の修正
2013年9月6日	定款の修正
2014年9月22日	定款の修正
2015年9月30日	定款の修正
2016年9月7日	定款の修正
2018年9月19日	定款の修正
2022年9月14日	定款の修正
2024年9月11日	定款の修正

2【役員の状況】

(2026年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資口数
V・マンガラ・アナンタナラヤナン (V. Mangala Ananthanarayanan)	取締役	投資助言会社のヨーロッパ・中東およびアフリカ(EMEA)ならびにアジア・太平洋地域(APAC)担当マネージング・ディレクターおよびビジネス・マネジメント責任者 管理会社取締役 PIMCOファンズ: グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOスペシャリティーズ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役 ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド取締役 PIMCOファウンデーション・ヨーロッパ取締役 PIMCOオーストラリア・マネジメント・リミテッド取締役 ピムコ・台湾・リミテッド取締役 PIMCOインベストメント・マネジメント(上海)リミテッド取締役 NOMIネットワーク取締役 PIMCOヨーロッパ信託財団取締役	該当なし

<p>ライアン・P・ブルート (Ryan P. Blute)</p>	<p>取締役</p>	<p>投資助言会社のヨーロッパ・中東およびアフリカ(EMEA)担当マネージング・ディレクターおよびグローバル・ウェルス・マネジメント責任者 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ:グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役 PIMCOスペシャリティー・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 管理会社取締役 ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド取締役 PIMCOファウンデーション・ヨーロッパ取締役</p>	<p>該当なし</p>
<p>クレイグ・A・ドーソン (Craig A. Dawson)</p>	<p>取締役</p>	<p>投資助言会社のマネージング・ディレクター、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーおよび戦略担当グローバル責任者 管理会社取締役 PIMCOファンズ:グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOスペシャリティー・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役 ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド取締役 PIMCOファウンデーション・ヨーロッパ取締役 投資助言会社取締役</p>	<p>該当なし</p>
<p>デイビッド・M・ケネディ (David M. Kennedy)</p>	<p>取締役</p>	<p>AGFインターナショナル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド取締役 PIMCOファンズ:グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 PIMCOスペシャリティー・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 管理会社取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役</p>	<p>該当なし</p>

<p>フランシス・ルアン (Frances Ruane)</p>	<p>取締役</p>	<p>PIMCOスペシャルティ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 管理会社取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 アイルランド国家競争力および生産性委員会議長 北アイルランド行政委員会非常勤委員</p>	<p>該当なし</p>
<p>マイルス・リー (Myles Lee)</p>	<p>取締役</p>	<p>PIMCOスペシャルティ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシー取締役 管理会社取締役 PIMCOイーティーエフ・ピーエルシー取締役 PIMCOファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー取締役 トレイン・テクノロジーズ・ピーエルシー取締役</p>	<p>該当なし</p>

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース アイルランド (PricewaterhouseCoopers, Ireland) である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

(1) 準拠法の名称

2014年アイルランド会社法

UCITSに関する欧州委員会指令(2009/65/EC)(以下「UCITS指令」という。)

2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(2011年法律352号)(その後の改正または差替を含む。)(以下「アイルランドUCITS規則」という。)

2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法(第48条第1項)(譲渡可能証券への集団投資事業)2019年規則(以下「アイルランド中央銀行UCITS規則」という。)

(2) 準拠法の内容

2014年アイルランド会社法

公開会社としてアイルランドにおいて登録されている投資法人(固定または可変資本会社)は、2014年アイルランド会社法(随時変更される。)に従う必要がある。2014年アイルランド会社法は、本投資法人の取締役、適切な記載・記録を続けること、すなわち利益相反および詐欺的または無謀な取引を行っていないことを開示する義務(これを含むがこれに限定されない)を課す。

UCITS指令

UCITS指令は、UCITSの設立および認可を律する法令である。UCITS指令は、UCITSがとり得る法的形態を提示し、加えて認められる投資および借入れのルール、償還要件、プロスペクトス(現地の目論見書)の開示ルールならびに年次報告書および半期報告書に関するルールを提示する。同様に、UCITSの管理会社および保管銀行の役割および義務に関するルールも提示する。

アイルランドUCITS規則

アイルランドUCITS規則はUCITS指令をアイルランド法に国内法化したものであり、アイルランドにおける主要なUCITSに関する法令である。

アイルランド中央銀行UCITS規則

アイルランド中央銀行UCITS規則は、アイルランド中央銀行がUCITS、UCITSの管理会社およびUCITSの預託会社に対して課すすべての要求を一つにまとめたものである。特に、アイルランドのUCITS規則につき、現存する法令上の要求を補遺している。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、アイルランド中央銀行により認可され監督される。

集団投資スキームの管理およびアイルランドでの設立の引受行為はすべて、アイルランド中央銀行の認証および管理に服する。

アイルランドの法令監督官については、アイルランド中央銀行の義務は投資運用会社の認可ならびにUCITSを含むアイルランドの投資ファンドおよびこれらのサービスを行うアイルランドの投資ビジネス会社の許可および監督の継続を含む。アイルランド中央銀行の発行したUCITS規則およびウェブサイト上のガイダンスは、ファンドの規制の多様な側面を取り扱い、アイルランドUCITS規則の運用および解釈を明らかにする。

したがって、UCITSおよびそれらのサービス・プロバイダーはUCITS規則の設定する要件に従って、アイルランド中央銀行の認可および規制を受ける。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、投資主総会の特別決議により変更される。

(2) 事業譲渡または事業譲受

唯一の目的を達成するために、本投資法人は、本投資法人の事業またはその一部を本投資法人が適切とみなす対価（他のいずれかの会社の株式、社債または証券を含むがこれらに限らない。）と引き換えに売却、処分または譲渡する（合併、吸収合併またはその他のいずれの目的のためであるかは問わない。）権限を有するものとする。

(3) 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

最小投資額

投資証券の最小当初申込額は、5,000,000米ドルとする。取締役は、最小当初申込額（投資家が受益者となる前に適用される。）および最小保有価額（受益者に適用される。）を放棄する権限をPIMCOに委任している。

購入注文のタイミングおよび投資証券の価格の計算

取引期限の前に管理事務代行会社（または管理事務代行会社へ取り次ぐために販売会社から指名された者）により受領される購入注文は、下記のいずれかの方法により行われる支払いと併せて、当該取引日に決定される投資証券1口当たり純資産価格で実行される。取引期限の後に受領される注文は、次の取引日に決定される投資証券1口当たり純資産価格で実行される。

一定の金融仲介機関から管理事務代行会社が受領する申込みに関して、関係する取引日の取引期限の後に受領される申込みは、かかる遅れた申込みが評価時点の前に受領されることを条件として、例外的な状況において本投資法人および管理事務代行会社が別途合意する場合を除き、次の取引日まで保留されるものとする。

追加投資

投資者は、関係する取引日の取引期限の前に管理事務代行会社に到達するように郵送により申込指示を提出することにより、ファンドの追加の投資証券を購入することができる。追加の投資は、ファックス注文または承認された電子的送信を含む取締役が許可するその他の手段（かかる手段が中央銀行の要件に従う場合）によっても行うことができ、かかる申込みには、取締役またはその受任者により随時指定される情報を記載しなければならない。本書の日付現在の既存の投資主で、ファックスまたはその他の手段による申込みを希望する者は、さらなる詳細について管理事務代行会社に連絡しなければならない。

マネーロンダリング防止および金融犯罪に関する規定

本投資法人のマネーロンダリング防止および/または金融制裁義務を遵守するため、投資家または（株式引受けが仲介機関を通じて行われる場合の）仲介機関は、本投資法人またはその委託先から要求された場合に、投資家および/または仲介機関の身元情報に関する（実質的所有者および対象とな

る投資者に関する情報を含む)本投資法人が適切とみなす情報および書類を提供する義務を負う。投資家または仲介機関から満足のいく証明を得られない場合、またはその他の何らかの理由により、取締役は、申込みの全部または一部を拒否することができる。取締役は、この権利および裁量権の行使を、委任の権限を有する管理事務代行会社に委任することができる。申込みが拒否された場合、管理事務代行会社は、申込者の危険負担および費用負担により、申込金またはその残額を拒否から28営業日以内に銀行送金により返還する。

本投資法人および/または管理事務代行会社がマネーロンダリング防止に関する法律および/または金融制裁に関する法律に基づく義務を遵守するために請求および/または要求する書類を受領しない限り、投資者に対する支払いは行われぬ。本投資法人および/または管理事務代行会社がマネーロンダリング防止に関する法律および/または金融制裁に関する法律に基づく義務を遵守することを可能とするために要求される必要書類を投資者が提供しなかった場合、本投資法人は、当該投資者により保有される一切の投資証券を強制的に買戻し、消却することができる。

6か月以上の間口座の活動がない場合、本投資法人および/または管理事務代行会社は、追加の書類を要求することができる。

マネーロンダリング防止、金融制裁および/またはテロ資金供与防止のために本投資法人から要請される書類の本投資法人への提供がなされなかった場合、買戻代金または配当金の清算が遅延する可能性がある。本投資法人は、買戻請求が受領された場合、投資主からの買戻請求の手続きを進めるものの、買戻代金は、アンブレラレベルでの口座で保有されるため、関連するファンドの資産であり続ける。買戻しを行う投資主は、本投資法人がマネーロンダリング防止、金融制裁および/またはテロ資金供与防止に関する義務を遵守することを可能とするために要請した書類を受領したことにつき本投資法人が満足する時まで、関連するファンドの一般債権者となり、かかる満足が得られた後に買戻代金が支払われる。買戻しを行う投資主が仲介共同勘定である場合、当該投資主から投資証券を購入したすべての投資家は、本投資法人がマネーロンダリング防止、金融制裁および/またはテロ資金供与防止に関する義務を遵守するために要請した必要な書類を投資主が提供しない結果として、買戻代金または配当金の清算の遅延の影響を受ける可能性がある。

ファンドまたは本投資法人が破産した場合、ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に対し全額を支払うための十分な資金を有するとの保証はない。アンブレラレベルでの口座で保有されている買戻代金/配当金を受領する予定の投資者/投資主は、関連するファンドの他のすべての無担保債権者と同等となり、破産管財人からすべての無担保債権者に対し提供される金銭の比例按分額を受領する権利を有する。したがって、このような場合、投資者/投資主は、当該投資者/投資主への送金専用のアンブレラレベルでの口座に当初払い込んだ金額を全額回収することはできなくなる可能性がある。

したがって、投資主は、マネーロンダリング防止、金融制裁および/またはテロ資金供与防止を遵守するために本投資法人から要請されるすべての関連書類を本投資法人の投資証券の申込み後速やかに本投資法人に提出することを確保されたい。

申込みに関するアンブレラレベルでの口座の管理

投資証券の申込みが受領されたか、または受領される予定である取引日より前に投資者から受領された申込代金は、アンブレラレベルでの口座で保有され、かかる受領と同時に関連するファンドの資産とみなされ、投資家金銭保護規則の適用の恩恵は受けない(すなわち、この場合の申込代金は、投資者のために投資者の金銭として信託で保有されるのではない。)。この場合、投資者は、投資証券が関連する取引日付で発行される時まで、本投資法人により保有される申込代金につき関連するファンドの無担保債権者となる。

ファンドまたは本投資法人が破産した場合、ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に対し全額を支払うための十分な資金を有するとの保証はない。上記のとおり申込代金を取引日より前に送金し、かかる申込代金がアンブレラレベルでの口座で保有されている投資者は、関連するファンドの他

のすべての無担保債権者と同等となり、破産管財人からすべての無担保債権者に対し提供される金銭の比例按分額を受領する権利を有する。したがって、このような場合、投資者は、投資証券の申込みにつきアンブレラレベルでの口座に当初払い込んだ金額を全額回収することはできなくなる可能性がある。

その他の購入情報

投資証券0.001口以上の端数の投資証券を発行することができる。これを下回る端数の投資証券に相当する申込金は、申込者に返還されず、関係するファンドの資産の一部として保有される。投資証券は記名式で発行され、投資証券の券面は発行されない。投資証券の所有権に関して、管理事務代行会社により、所有権の確認書が発行されるものとする。

本投資法人は、既存の投資主に重大な損害が生じないことについて保管会社が満足していることを条件として、かつ、中央銀行の要件に従い、関係するファンドの資産の一部を構成することとなる投資対象の本投資法人の保管会社への預託に対して、いずれかのクラスの投資証券の申込みを受領することができる。このような方法で発行される投資証券の口数は、投資対象が保管会社に預託された日に投資対象の価値に等しい金額の現金での支払いに対して発行される口数とする。投資対象の価値は、上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 資産の評価 (ロ) 計算」における評価方法を用いて管理事務代行会社により計算されるものとする。関係するファンドに譲渡される資産の性質は、その投資目的、投資方針および投資制限に従って関係するファンドの投資対象として適格であるものでなければならない。

投資証券は、1933年法に基づき登録されておらず、登録される予定はなく、かつ、適用される州法に基づき適格とされておらず、適格とされる予定はなく、また、投資証券は、アメリカ合衆国(その領土および属領を含む。)において、または、直接的にも間接的にも、米国人(1933年法に基づくレギュレーションSにおいて使用される用語であり、SECにより解釈される。)に対してもしくはそのために、譲渡、募集または販売することはできない。ただし、登録または免除に基づく場合はこの限りではない。

投資証券は、ファンドの純資産価額の計算が上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 資産の評価 (ハ) 流動性管理ツール (b) 計算の停止」に記載される方法で停止されている期間中は発行または販売することはできない。

ファンドのすべての投資証券は、別途記載される場合を除き、同順位(すなわち平等)である。

申込みの拒否

本投資法人、管理会社、管理事務代行会社、販売会社または本投資法人の受任者は、拒否の理由を述べることなく、申込みの全部または一部を拒否することができる。この場合、申込金またはその残額は、申込者の危険負担および費用負担により、利息、費用または補償なしに、申込者の指定口座に対する送金により申込者に返還される。

不正な取引慣行

本投資法人は、通常、投資主に対し、長期的な投資戦略の一環としてファンドに投資することを推奨する。本投資法人は、過剰取引、短期取引およびその他の不正な取引慣行に反対する。かかる活動は、ときに「マーケット・タイミング」と呼ばれ、ファンドおよびその投資主に有害な影響を及ぼす可能性がある。例えば、様々な要因(ファンドの規模および現金で維持されるその資産の金額など)により、ファンドの投資主による短期取引または過剰取引は、ファンドのポートフォリオの効率的な運用を妨げることがある。これは、取引費用および税金の増額につながる可能性があり、ファンドのパフォーマンスおよび投資主に損害を与える可能性がある。

本投資法人は、複数の方法を用いて、不正な取引慣行を阻止および防止し、これらのリスクを軽減することを目指す。第一に、ファンドのポートフォリオ持分の価値の変動と当該変動がファンドの投資証券の純資産価格に反映される時点の間に遅れがある限りにおいて、ファンドはリスクにさらされ

る。このリスクとは、投資者が適切な公正価格を反映しない純資産価格で投資証券を購入しまたは買い戻すことにより、この遅れを利用しようとすることである。本投資法人は、ファンドのポートフォリオ証券の「公正価値」による価格設定を適切に用いることにより、ときに「古い価格の裁定取引」と呼ばれるこの活動を阻止および防止することを目指す。

第二に、本投資法人は、過剰および妨害的な取引慣行を発見および防止するために投資主の口座活動を監視することを目指す。本投資法人および投資助言会社はそれぞれ、取引がファンドまたはその投資主の利益に悪影響を及ぼすと本投資法人または投資助言会社が判断した場合には、購入取引または交換取引を制限または拒否する権利を留保する。申込みが拒否された場合、管理事務代行会社は、申込者の危険負担により、拒否から5営業日以内に、申込者の費用負担および危険負担により、無利息で、申込金の支払元の口座への銀行送金により、申込金またはその残額を返還する。とりわけ、本投資法人は、投資証券の価格の短期的な変動に応じて行われたと思われる頻繁な購入および売却パターンを監視する。取引の制限または拒否の通知は、特定の状況に応じて変更されることがある。

本投資法人およびそのサービス提供者は、不正な取引活動を発見および防止するためにこれらの方法を用いるよう努めるが、かかる活動が軽減または排除されるという保証はない。複数の投資者によるファンドの投資証券の購入および売却がファンドに対して正味ベースで表示されるために合算される共同勘定は、その性質により、個人投資家の身元をファンドから見えなくする。これにより、ファンドがファンドにおける短期取引を特定することがより困難となる。

仕組み商品

投資主は、本投資法人および/またはファンドの投資と何らかの形で関連付けられている金融商品を構築しないものとし、また、本投資法人および/またはファンドの組成に関与しないものとする。ただし、関連する場合、投資主が、管理会社もしくは元引受会社から事前に書面による同意を得ており、投資主(および当該金融商品の条件)が、投資主および管理会社もしくは元引受会社が合意した条件および投資主が当該合意に基づき投資主に通知されるその他の条件もしくは要件を遵守している場合には、その限りではない。本投資法人の投資主が上記の要件を遵守しない場合、本投資法人は、自己の単独の裁量で、投資主が保有する株式を強制的に買い戻し、取り消す権利を留保し、本投資法人は、投資主が被ったいかなる損失、負債、費用についても、一切責任を負わないものとする。

ヘッジクラス

ヘッジクラスについて、本投資法人は、為替変動の影響を軽減することにより、為替リスクを限定することができる。

本投資法人は、関連する英文目論見書補遺に別段の記載がない限り、ヘッジ対象通貨とファンドの基準通貨との間の為替変動の影響を軽減するため、ヘッジ対象通貨について為替ヘッジを行う。

投資証券クラスのヘッジに関する追加情報

ファンドは、為替リスクをヘッジするために一定の通貨関連取引を行う為替ヘッジクラスを提供できる。為替ヘッジされたクラスの存在、および特定の特徴の詳細は、該当するファンドの英文目論見書補遺に明確に開示されるものとする。

ベンチマークの構成がファンドのポートフォリオに近く、そのリターンの相関が高い場合、ベンチマークを最も効率的にヘッジ活動を行うための代用として使用することができる。ベンチマークの構成はファンドのポートフォリオと密接に整合することが予想されているが、ベンチマークに含まれる通貨エクスポージャーは、個別の通貨そのものも含めて、ファンドと随時異なる場合がある。この結果、特定の個別通貨がオーバー・ヘッジもしくはアンダー・ヘッジされる可能性がある。

特定のクラスについてヘッジが成功した場合、当該クラスに適用される為替ヘッジ手法の影響による場合を除き、当該クラスのパフォーマンスは、原資産のパフォーマンスと連動して変動する可能性が高い。

1つまたは複数のクラスに関して為替ヘッジ戦略を実行するために使用されるいかなる金融商品も、ファンドの資産もしくは負債であるが、関連するクラスおよび損益(実現および未実現)に帰属す

るものとし、為替ヘッジ取引の費用(追加的なリスク管理から生じる管理コストを含む)は、該当するクラスにのみ帰属するものとする。しかしながら、投資家は、投資証券クラス間に債務の分離が存在しないことに留意すべきである。為替ヘッジ取引の費用および損益は当該クラスにのみ計上されるが、それにもかかわらず、投資主は、あるクラスで行われるヘッジ取引が別のクラスの純資産価格にマイナスの影響を与えるリスクにさらされている。詳細は、「投資証券クラスレベルのリスクにおける為替ヘッジ」と題する項を参照されたい。

特定の投資証券クラスに対する為替ヘッジの使用を通じてファンドに導入される追加的なリスクは、軽減され、適切に監視されるべきである。従って、中央銀行規則に従い、為替ヘッジ取引には以下の業務規定が適用される。

- 取引相手方のエクスポージャーは、UCITS規則及び中央銀行規則の制限に従って管理すること。
- オーバー・ヘッジ・ポジションは、当該投資証券クラスの純資産の105%を超えてはならない。
- アンダー・ヘッジ・ポジションは、当該クラスの純資産のうち通貨リスクをヘッジする部分の95%を下回ってはならない。
- オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジ・ポジションが上記の許容レベルを超えたり下回ったりしないことを保証するために、少なくともファンドと同じ評価頻度で、継続的に検討が行われる。
- 上記における検討には、実質的に100%を超えるポジションが毎月繰り越されないことを保証する手続きが組み込まれる。
- 異なる通貨クラスの通貨エクスポージャーを組み合わせること、また相殺することはできない。また、ファンド資産の通貨エクスポージャーを個別の投資証券クラスに配分することはできない。

上記にかかわらず、ヘッジ手法が成功する保証はなく、意図したものではないものの、本投資法人が管理できない外部要因により、取引がオーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションを招く可能性がある。従って、当該クラス・ヘッジ手法の使用は、当該クラスの通貨が関連するファンドの基準通貨および/または関連するファンドの資産が表示される通貨に比して下落した場合に、当該クラスの投資証券の保有者が利益を得ることを実質的に制限する可能性がある。詳細は、「為替ヘッジ」と題する項を参照されたい。

(2) 日本における販売手続等

原則として、取引日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、払込みが行われるべき取引日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(「約定日」)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする(ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、管理事務代行会社(または管理事務代行会社へ取り次ぐために販売会社から指名された者)に対し申請書を提出することにより投資証券の買戻しを行う(投資証券を売却する)ことができる。投資証券の買戻しの注文は、買戻申請書に基づき、関係する取引日の取引期限までに管理事務代行会社に郵送、もしくはファックスによる送信、または取締役が認めるその他の方法(承認された電送を含む。)(当該方法は、中央銀行の要件に従うものとする。)により実行されなければならない。買戻申請書は、管理事務代行会社に連絡して入手することができる。管理事務代行会社が(管理会社または管理事務代行会社が承認した様式による)申込書およびすべての関係書類を受領しておらず、すべての必要なマネーロンダリング防止および/または金融制裁手続が実行されていない取引について、買戻しは認められない。

ファックスまたはその他の方法(電送を含む。)により提出された申込みは、確定した注文として取り扱われ、管理事務代行会社が受け付けた後に申込みを撤回することはできない。ファックスまたは承認された電送により送信された買戻申請は、登録済の勘定への支払いが申請されている場合のみ処理される。買戻代金の支払いは、登録投資主に対し、または、共同登録投資主(適宜)のために実行される。

買戻申請は、管理事務代行会社が受け付けた後に撤回することはできない。

買戻申請の時期および投資口価格の計算

取引期限までに管理事務代行会社(または管理事務代行会社へ取り次ぐために販売会社から指名された者)が受領した買戻申請は、当該取引日に決定される(もしあれば、公租公課を控除した)投資証券1口当たり純資産価格で実行される。当該時点以後に受領された買戻申請は、次の取引日に効力を生じる。申請書は、口座番号、(通貨または投資証券による)買戻額、ファンド名およびクラス等のすべての関係情報を適正に特定していなければならない、適切な署名者により署名されていなければならない。

管理事務代行会社が受領した買戻申請に関して、関係する取引日の取引期限より後に受領された買戻申請は、本投資法人および管理事務代行会社が例外的な状況において別段に同意しない限り(ただし、当該遅延した申込みが評価時点までに受領されている場合に限る。)、次の取引日まで留保される。

買戻しに関するその他の情報

買戻代金は、以下のとおり、申込書に記載されている銀行口座宛に銀行振込により送金される。

インスティテューショナル・クラス:

通常、関係する取引日から3営業日目に銀行振込により送金される。

投資証券の買戻しが販売会社の副代理人またはその他の仲介機関を通じて行われた場合、当該副代理人または仲介機関は、これより早いまたは遅い代金の支払い期限を設けることができる。いかなる場合にも取引期限から代金の支払いまでの期間は14暦日を超えてはならない。ただし、すべての関係する文書が受領されていることを条件とする。

買戻代金は、通常、関係する投資証券クラスの純資産価額の表示通貨(または管理事務代行会社との間で随時合意されるその他の通貨)で支払われる。買戻代金は、申込書に指定された名称の銀行宛にのみ、銀行振込により送金される。

投資主の保護のため、銀行の指定を変更する申請(または申込書に記載されたその他の情報を変更する申請)は、適正な数の、適正に指名された署名者の署名を付した書面により、管理事務代行会社が受領していなければならない。

関係するファンドの純資産価額の計算が上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 資産の評価 (八) 流動性管理ツール (b) 計

算の停止」に記載されるとおり停止されている期間中、投資証券の買戻しを受けることはできない。投資証券の買戻しの申込者は、当該停止について通知を受ける。また、その買戻し申込みは、撤回されない限り、当該停止の終了後の取引日に検討される。

本投資法人は、個々の投資主の同意を得て、買戻代金が買戻手数料およびその他の譲渡費用を差し引いて現金で支払われる場合と同様に、買い戻される投資証券の買戻価格と等価値の関係するファンドの資産の交換を通じて投資証券の買戻申請に対して履行することができる。現物で買戻しを行う旨の決定は、買戻しを行う投資主が該当するファンドの純資産価額の5%以上を表章する投資証券の数の買戻しを申請する場合に本投資法人の単独の裁量で行われることができる。ただし、買戻しを申請する投資主は、現物での分配を提案される資産の売却および当該投資主に対する(当該投資主が負担する当該売却の経費を控除した)当該売却代金の分配を申請する権利を有する。各投資主に現物で譲渡される予定の資産の性質および種類は、取締役が自らの裁量により、公平であり、関連するファンドまたはクラスの残存する投資主の利益を毀損しないと判断する基準に基づき、(資産の配分に関する保管会社の承認に従って)取締役によって決定されるものとする。投資対象の価額は、上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 資産の評価 (ロ) 計算」に記載される評価方法を適用して管理事務代行会社が計算を行うものとする。

現物による買戻しがLMTとして使用される場合、当該現物による買戻しは、MIFID規則において定義されるプロ投資家である投資主から請求された買戻しに対応するため、かつ、当該現物による買戻しが関連するファンドの保有資産の持分割合に応じて行われる場合に限り発動されるものとする。ファンドがプロ投資家のみに向けて販売されている場合、またはファンドの投資方針の目標が一定の株式もしくは債券指数の構成を再現することであり、かつ、当該ファンドがMIFID 指令第4条(1)第46項に定義される上場投資信託となる場合には、現物による買戻しは関連ファンドの保有資産の持分割合に応じて行われる必要はない。投資主に対する現物による買戻しは、直接的に、または仲介者を通じた間接的な方法により行う場合がある。

定款は、投資主から受領した買戻申請が、ある取引日に本投資法人により買い戻されるファンドの投資証券の純資産価額の5%超となる場合の特別条項を規定している。かかる場合、本投資法人は、関係する投資主の同意を得て、買戻代金が買戻手数料およびその他の譲渡費用を差し引いて現金で支払われる場合と同様に、買い戻される投資証券の買戻価格と等価値の関係するファンドの資産の交換(現物)を通じて買戻申請を履行することができる。ただし、当該分配は、当該ファンドの残存する投資主の利益を毀損しないことを条件とする。当該買戻しを申請する投資主が、かかる資産の分配による買戻申請の履行を選択する本投資法人の意思について通知を受けた場合、当該投資主は、本投資法人に対し、当該資産の譲渡の代わりに、当該資産の売却および売却代金の当該投資主に対する支払い(その経費は当該投資主が負担する。)の手配を要求することができる。

すべてのファンドについて、本投資法人は、取引日に買い戻されるいずれかのファンドの投資証券数を、当該ファンドの発行済投資口の総口数の10%に限定する権利を有する。かかる場合、本投資法人は、当該取引日の買戻請求を比例按分して減らし、当初の買戻請求の対象となった投資証券のすべてが買い戻されるまで、当該買戻請求がその後の各取引日に受理されたかのように扱うものとする。

本投資法人は、直接もしくは間接に米国人が所有し、もしくは所有することになった投資証券を買い戻す権利、またはある者が投資証券を保有している結果として本投資法人もしくは投資主全体が規制上の手続、法律上、課税上もしくは重大な不利益を被ることになる可能性がある場合に投資証券を買い戻す権利を留保する。本投資法人、ファンドまたはクラスの純資産価額が、取締役により決定された金額を下回る場合、取締役は、投資助言会社とともに、これらの完全な裁量により、本投資法人または当該ファンドもしくはクラスの発行済のすべての投資証券を強制的に買い戻すことが関係する投資主の利益になると判断することができる。本投資法人は、投資主に対し、取引日に満了となる通知を12週間から4週間以上前に送付することにより、当該取引日の買戻価格にて、いずれかのファン

ドもしくはクラスまたは以前に買い戻されていないすべてのファンドもしくはクラスの投資証券のすべてを強制的に買い戻すことができる。

管理事務代行会社は、ファンドについて保有する投資証券の額が当該ファンドの最小保有価額を下回る結果を生じることになるとされる買戻申請の実行を拒否することができる。本投資法人は、かかる結果をもたらす買戻申請を当該投資主の持分全体の買戻しの申請として取り扱うことができる。

本投資法人は、買戻代金に対し適用される税率の 아일랜드税を源泉徴収することを求められるが、本投資法人が、投資主が税金の天引きを必要とする 아일랜드居住者でないこと、または 아일랜드の通常居住者である投資者ではないことを確認する所定の書式の適正な申告書を当該投資主から受け取っている場合はこの限りではない。

申請された場合、取締役は、その完全な裁量により、かつ、保管会社から事前に承認を得ることを条件に、すべての投資主の利益のため、ファンドの投資証券の買戻しについて、追加の取引日および対応する評価時点を指定することに同意することができる。追加の取引日は、事前に投資主に通知される。

本書のその他の規定(疑義を避けるために付言すると、取締役またはその受任者による最小当初申込額または最小保有価額の放棄を含む)にかかわらず、取締役は、自らの単独の裁量により、投資証券を保有する勘定が最小保有価額を下回る場合(買戻申請により、投資証券の額面金額が勘定において保有される場合を含む)、保有する投資証券のすべてを買い戻すことができる。

買戻しに関するアンブレラレベルでの口座の管理

投資者の投資証券が買い戻されたファンドの取引日(したがって当該投資者は当該取引日付でファンドの投資主ではなくなる。)の後に当該投資者に対し支払われる買戻代金は、アンブレラレベルでの口座で保有され、当該投資者に対し支払われる時までファンドの資産とみなされ、投資家金銭保護規則の適用の恩恵は受けない(すなわち、この場合の買戻代金は、当該投資者のために信託で保有されるのではない。)。この場合、投資者は、当該投資者に対し支払われる時まで、本投資法人により保有される買戻代金につき関連するファンドの無担保債権者となる。

ファンドまたは本投資法人が破産した場合、ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に対し全額を支払うための十分な資金を有するとの保証はない。アンブレラレベルでの口座で保有されている買戻代金を受領する予定の投資者は、関連するファンドの他のすべての無担保債権者と同等となり、破産管財人からすべての無担保債権者に対し提供される金銭の比例按分額を受領する権利を有する。したがって、このような場合、投資者は、当該投資者への送金専用のアンブレラレベルでの口座に当初払い込んだ金額を全額回収することはできなくなる可能性がある。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、取引日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した取引日または(取引期限以降に買戻請求が受領された場合には)翌取引日に決定される1口当たりの純資産価格とする。

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われた取引日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額

ファンドおよび/または各クラスの純資産価額は、定款に従い各取引日におけるまたはこれに関する評価時点現在で管理事務代行会社が計算する。ファンドの純資産価額は、関係するファンドの資産(発生済であるが、未回収の利益を含む。)を評価し、当該ファンドの負債(公租公課、未払費用および手数料その他の債務の引当金を含む。)を差し引くことにより、関係する取引日の評価時点に決定される。

あるクラスに帰属する純資産価額は、クラスに帰属する資産および/または負債を考慮するため調整を行った上で、関係するファンドの純資産価額のうち当該クラスに帰属する部分を計算することにより、関係する取引日の評価時点現在で決定される。ファンドの純資産価額は、ファンドの基準通貨または取締役が一般的にまたは特定クラスもしくは特定の場合について決定するその他の通貨で表示される。

投資証券1口当たり純資産価格は、各取引日におけるまたはこれに関する評価時点現在で、関係するファンドの純資産価額またはあるクラスに帰属する純資産価額を、当該評価時点においてファンドまたはクラスの発行済みまたは発行済みと認められる投資証券の総数で除することにより生じた総額を小数点以下第2位または取締役が決定する小数点以下のその他の位に四捨五入することにより算定される。

申込代金にかかわらず、買戻代金および配当金は、アンブレラレベルでの口座で保有され、ファンドの資産とみなされ、ファンドに帰属する。

- (a) 投資証券の申込みが受領されたか、または受領される予定であるファンドの取引日より前に投資者から受領された申込代金は、当該投資者に対する当該ファンドの投資証券の発行につき合意される取引日の評価時点後まで、当該ファンドの純資産価額の算定において当該ファンドの資産として考慮されない。
- (b) 投資者の投資証券が買い戻されたファンドの取引日後に当該投資者に対し支払われる買戻代金は、当該ファンドの純資産価額の算定において当該ファンドの資産として考慮されない。
- (c) 投資主に対し支払われる配当金は、当該ファンドの純資産価額の算定において当該ファンドの資産として考慮されない。

計算

定款は、ファンドの資産および負債の評価方法を規定している。定款の規定により、規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されている投資対象の価格は、終値を参照して計算される。投資対象が複数の規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されている場合、関係する取引所または市場とは、当該投資対象が上場され、もしくは取引されている主要な証券取引所もしくは市場または投資対象の価格を決定する際の最も公正な基準を提供すると取締役が判断する取引所または市場とする。規制ある市場に上場され、またはかかる市場で取引されているものの、当該取引所外もしくは市場外でプレミアム付きもしくはディスカウントにより取得され、または売買される投資対象は、評価時点におけるプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮して評価することができる(ただし、保管会社は、投資対象の実現予想価格を確定する際に当該手順の採用が正当と認められることを確保しなければならないものとする。)

定款の規定により、市場価格が何らかの理由で入手できない場合、または公正な市場価値を示していないと取締役が判断する場合であって、かつ、ある市場に上場されていないまたはかかる市場で取引されていない投資対象について、当該投資対象の価格は、取締役によりもしくは取締役が任命し当

該目的のため保管会社が承認する別の適格者により慎重かつ誠実に、または、当該価格が保管会社によって承認されることを条件としてその他の方法により、推定された実現予想価格とする。取締役は、当該価格を確定する際、関係する投資対象を評価するため適格であると取締役が判断し、当該目的のため保管会社が承認するマーケット・メーカーまたはその他の適格者から推定価格を受け取ることができる。確定利付証券について信頼できる市場相場が入手できない場合、当該証券の価格は、格付、利回り、支払期日およびその他の特徴について比較できる他の証券の評価額を参照して当該証券を評価するための取締役により編集されたマトリックス法を用いて決定することができる。

また、定款の規定により、規制ある市場で取引されるデリバティブ契約は、規制ある市場が決定する決済価格で評価される。決済価格が入手できない場合、当該価格は、取締役が任命し当該目的のため保管会社が承認する適格な者、企業または法人(投資助言会社を含む。)により慎重かつ誠実に推定された実現予想価格とする。規制ある市場で取引されないデリバティブ契約は、関係するカウンターパーティにより提供された評価、または本投資法人もしくはその受任者または独立した価格決定代理人により計算された評価等の代替評価を用いて毎日評価することができる。本投資法人が、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約の関係するカウンターパーティから提供された評価以外を利用する場合、

- 本投資法人は、国際的なベスト・プラクティスに従い、かつ、国際証券委員会機構またはオルタナティブ投資運用協会等の機関が定める店頭商品の評価原則を遵守しなければならない。評価は、取締役により任命され、当該目的のため保管会社が承認する適格者から提供され、ならびに
- 評価は、カウンターパーティから毎月提供される評価に合わせて調整されなければならない、重大な差異が生じた場合、本投資法人は、当該差異の迅速な見直しを手配し、関係する当事者に説明を求める。

本投資法人が、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約の関係するカウンターパーティから提供された評価を利用する場合、

- 評価は、当該目的のため保管会社が承認する者で、カウンターパーティから独立した当事者により承認され、または検証されなければならない、および
- 独立した検証が少なくとも毎週行われなければならない。

また、定款の規定により、為替先渡し予約および金利スワップ契約は、規制ある市場で取引されないデリバティブ契約と同様の方法で、または自由に利用可能な市場相場を参照して評価される。かかる市場相場が用いられる場合、当該価格を独自に検証し、またはカウンターパーティの評価に合わせて調整する必要はない。

また、定款の規定により、投資信託の受益証券または投資証券またはその他の類似する利益参加証券で、これらが所有者の選択により当該投資信託の資産から買い戻されることを規定している当該証券の評価額は、当該投資信託により公表される入手可能な最新の受益証券もしくは投資証券1口当たり純資産価格で評価される。

さらに、定款の規定により、現金資産は、通常、額面金額(に關係する評価時点において宣言され、または発生したが、未だ受領していない利息を加えた額)で評価されるが、当該資産が受領され、または全額支払われる可能性が低いと取締役が判断する場合はこの限りではなく、かかる場合、取締役は、評価時点におけるその真正な価値を反映するためディスカウントを行うことができる。預金証書および類似する投資対象は、通常、評価時点における同様の満期、金額および信用リスクの預金証書または類似する投資対象について入手可能な最良価格を参照して評価される。また市場で取引される先物契約、株価指数先物契約およびオプションは、通常、評価時点における市場決済価格で評価される。決済価格が提供されない場合、当該契約およびオプションは、保管会社が当該評価の実行を承認する取締役により任命される適格者による実現予想価格により慎重かつ誠実に評価される。

マネー・マーケット・スキームではないファンドは、中央銀行の要件に従い、満期までの残余期間が3か月を超えず、市場パラメーター（信用リスクを含む。）に明確に敏感に反応しない高格付商品について償却原価法により評価することができる。

取締役は、投資対象の通貨、市場性、取引コストまたはその他の関係する検討事項を考慮して、当該投資対象の公正価値を反映するため調整が必要であると判断した場合、当該投資対象の価格を調整することができる。

関係するファンドの基準通貨以外の通貨で表示された価格は、取締役が適切であると判断する実勢為替レート（公式が否かを問わない。）で当該ファンドの基準通貨に換算される。

取引日に、（ ）本投資法人が受領した買戻請求の総額が、当該取引日について受領された投資証券の申込総額を超える場合、取締役は、投資対象を買値で評価することができ、または（ ）本投資法人が受領した投資証券の申込総額が、当該取引日について受領された買戻請求の総額を超える場合、取締役は、投資対象を売値で評価することができるが、取締役が選択する評価方針は、本投資法人の存続期間を通じて一貫して適用される。

特別な状況のため上記の規則に従い特定の投資対象を評価することが不可能である場合、取締役またはその受任者は、必要とみなす場合には、本投資法人の総資産の適正な評価を得るため保管会社が承認する別の一般に公正妥当であると認められる評価法を利用しなければならない。

流動性管理ツール

本投資法人は、以下のLMTを使用する場合がある。該当するLMTの以下の説明には、取締役による当該LMTの発動方法も含まれる。

- (a) スイング・プライシング（本書提出日現在、本項の規定（すなわちスイング・プライシングのメカニズム）はまだ適用されていない。）

関連するファンドの英文目論見書補遺に規定された場合、規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のспредが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる（すなわち、ファンドの投資証券の価値は、買値と売値のспредおよびファンドの投資対象の取引で生じた手数料の結果、減少することがある。）。適切な状況において、また、「希薄化」と呼ばれるこの影響および既存のまたは残存する投資主に対する潜在的な悪影響を防ぐため、取締役会は、スイング・プライシングを行うことができる。

定款に基づき、スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュ・フローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュ・フローが取締役により予め定められた限度額（取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。）を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。スイング・プライシングは、ファンドの英文目論見書補遺に記載される場合に適用されるものとする。

(b) 計算の停止

取締役は、以下の期間、いつでも純資産価額の計算およびファンドの投資証券の発行、買戻しまたは交換の一時的停止を宣言することができる。

- () 関係するファンドの投資対象の大部分が値付けされ、もしくはこれらが取引される主要市場もしくは証券取引所が通常の休日以外に閉鎖されている期間、またはかかる市場もしくは証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- () 政治的、経済的、軍事的もしくは金銭的事由によりまたは取締役の支配、責任および権限を超える状況により、関係するファンドの投資対象の売却または評価が、関係するクラスの投資主の利益を重大に毀損することなく合理的に実行することができない期間、または買戻価格を公正に計算することができないと取締役が判断する期間
- () ファンドの投資対象もしくはその他の資産の価格の決定に通常用いられる通信手段が故障している期間、またはその他の理由から、関係するファンドの資産の市場もしくは取引所における時価を迅速かつ正確に確認することができない期間
- () 本投資法人が投資主からのファンドの投資証券の買戻しに基づく支払いを行うための必要資金の本国送金を行うことができない期間、または投資対象の換金もしくは取得に伴う送金または投資証券の買戻しによる支払いが通常価格もしくは通常の為替レートで実行することができないと取締役が判断する期間
- () その他の理由により、本投資法人またはファンドの資産の相当部分の価値を決定することが不可能または実行不可能である期間
- () 投資証券の買戻しが、取締役および/または管理会社の意見において、適用法の違反を生じさせることとなる期間
- () 取締役および/または管理会社が、ファンドに影響を及ぼし得る() 重大なサイバーインシデント、() 重大な不正行為または() 自然災害を認識している期間
- () 本投資法人が、本投資法人またはファンドの合併を検討している期間。ただし、当該合併に関して投資主に通知が行われている場合に限る。
- () 取締役および/または管理会社が、投資主、本投資法人またはファンドの最善の利益のために当該停止が必要であると判断する期間の全部または一部。

また、中央銀行は、投資家保護または金融の安定性に対するリスクが存在し、合理的かつ均衡のとれた観点から当該停止を必要とすると認める場合には、本投資法人による申込み、買戻しおよび償還の停止を要求することができる。同様に、中央銀行は、投資家保護または金融の安定性に対するリスクが存在し、合理的かつ均衡のとれた観点から当該停止の解除を必要とすると認める場合には、申込み、買戻しおよび償還の停止を解除するよう要求することができる。

本投資法人は、状況により必要とされ、かつ、投資主の利益に照らして正当化される例外的な場合限り、申込み、買戻しおよび償還を停止するものとする。

取締役は、申込み、買戻しおよび償還の停止(または当該停止の解除)について、遅滞なく中央銀行に通知するものとする。

ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しまたはあるファンドの投資証券の他のファンドの投資証券との交換を請求した投資主は、取締役が指示する方法により同じく指示する停止について通知され、その請求は、撤回されない限り、(ただし上記の制限に従い、)停止の解除後の最初の取引日に処理される。当該停止は、遅滞なく速やかに、いかなる場合にも当該停止が発生した営業日中に中央銀行およびユーロネクスト・ダブリンに通知されなければならない。可能な場合、停止期間を可能な限り速やかに終了させるため、一切の合理的な措置が実施される。

(c) 買戻ゲート

本投資法人は、上記「買戻しに関するその他の情報」の項に記載されるとおり、LMTとして買戻ゲートを適用することがある。

(d) 現物による買戻し

本投資法人は、LMTとして使用する目的で、かつ、上記「買戻しに関するその他の情報」の項に定めるところにより、投資主の買戻請求に応じるため、または当該投資主の保有投資証券を強制的に買い戻すために、現金の代わりにファンドが保有する資産を投資主に譲渡する方法により、投資主に対して現物で買戻しを行うことができる。

現物による買戻しは、関連する英文目論見書補遺においてさらに記載されるとおり、LMTとしての目的以外でも利用することができる。当該現物による買戻しの利用は、ファンドおよび/または本投資法人の終了の場合など、必ずしもプロ投資家のみに限定されないことがある。

(e) 通知期間の延長

本投資法人は、ファンドの各英文目論見書補遺における「取引期限」の定義に従い、LMTとして、取引請求の提出に必要な通知期間を延長する場合がある。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される投資証券については、外国証券取引口座約款の定めるところによって、本投資法人の投資主名簿に、日本における販売会社の名義で登録される。

(3) 【存続期間】

無制限。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(5) 【その他】

増減資に関する制限

本投資法人の当初授権株式資本は、無額面の償還可能非参加投資証券2口および無額面の参加投資証券500,000,000,000口とする。資本は、制限または優先的、劣後的もしくは特別な権利もしくは特権が付された異なる投資証券クラスに分割することができ、また、随時、かかる制限または権利または特権を有効なものにするために必要な変更を行うことができるものとする。

解散

() 本投資法人またはファンド(該当する場合)は、以下のいずれかに該当する場合、清算することができる。

(a) 本投資法人またはファンドの設立から1年後の応当日を経過した後いずれかの時点で、本投資法人またはファンドの純資産価額が連続する6週間の各取引日において2,500万英ポンドを下回り、かつ、本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が通常決議により本投資法人または当該ファンドの清算を決議した場合。

(b) (a) 保管会社が保管契約の条項に従って退任することを希望する旨本投資法人に通知し、かつ、退任する意思の通知を撤回しなかった日、または(c) 保管会社の任命が保管契約の条項に従って本投資法人によって終了された日、または(c) 保管会社が中央銀行によって承認された会社である資格を喪失した日から3か月以内に、新任の保管会社が任命されなかった場合、事由が発生し、かつ、本投資法人の投資主が通常決議により本投資法人の清算を決議した場合。

- (c) 本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、通常決議により、本投資法人またはファンドがその負債により事業の継続が不可能であること、および本投資法人または当該ファンドを清算することを決議した場合。
- (d) 本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、特別決議により、本投資法人またはファンドの清算を決議した場合。
- () 清算が行われる場合、清算人は、ファンドの資産を、最初に、当該清算人が適当と考える方法および順序により債権者の請求の支払いに充当するものとする。
- () 清算人は、ファンドの資産を、当該ファンドのために発生したかまたは当該ファンドに帰属する債務の支払いに充当するものとし、いずれのファンドの資産も、他のファンドのために発生したかまたは他のファンドに帰属する債務の支払いに充当してはならないものとする。
- () 投資主間で分配可能な資産は、以下の優先順序により充当されるものとする。
 - (a) 第一に、各クラスまたはファンドの投資主に対し、清算の開始日時点で当該投資主がそれぞれ保有する該当するクラスまたはファンドの投資証券の純資産価額に可能な限り等しい基準通貨による(または選択されたその他の通貨による清算人が決定する為替レートでの)金額の支払い。
 - (b) 第二に、本投資法人の清算の場合は、非参加投資証券の保有者に対し、非参加投資証券に関して支払われた対価を上限とする金額の支払い。ただし、かかる支払いを全額行うには資産が不十分である場合、いずれのファンドに含まれる資産に対しても償還請求は行われぬものとする。
 - (c) 第三に、各クラスまたはファンドの投資主に対し、該当するファンドに当該時点で残存する一切の残額の、該当するクラスまたはファンドに保有する投資証券口数に比例した支払い。
 - (d) 第四に、本投資法人の清算の場合は、当該時点で残存し、いずれのファンドまたはクラスにも帰属しない残額は、投資主に対する分配直前におけるファンドの純資産価額または各クラスに帰属する純資産価額に比例按分してすべてのファンドおよびクラス間で分配されるものとし、かかる分配された金額は、投資主が保有する当該ファンドまたはクラスの投資証券口数に比例按分して投資主に支払われるものとする。
- () 清算人は、本投資法人またはファンド(該当する場合)の通常決議の承認により、資産が単一の種類の財産から構成されるか否かにかかわらず、本投資法人またはファンド(該当する場合)の資産の全部または一部を、正貨により(本投資法人またはファンド(該当する場合)における自らの保有投資証券の価額に比例按分して)投資主間で分配することができる。ただし、本投資法人は、いずれかの投資主がそのように請求した場合、かかる分配が提案された資産を売却し、当該投資主が負担するかかる売却の経費を差し引いたかかる売却の現金手取金を当該投資主に対して分配するものとする。清算人は、同様の承認により、清算人が適当と考える投資主のための信託に基づいて資産のいずれか一部を受託者に付与することができ、本投資法人またはファンドの清算は終了し、本投資法人またはファンドは解散する。ただし、いかなる投資主も、何らかの債務を有する資産を受理することを強制されないものとする。さらに、清算人は、同様の承認により、本投資法人またはファンド(該当する場合)の投資主が、ある投資法人または集団投資スキーム(以下「譲受投資法人」という。)から、本投資法人またはファンドにおける当該投資主の保有投資証券と同等の価額の譲受投資法人の投資証券または受益証券を受領することを条件として、本投資法人またはファンドの資産の全部または一部を、譲受投資法人に譲渡することができる。
- () 定款に記載されるその他の規定にかかわらず、取締役がいずれかの時点において、取締役の絶対的な裁量により、本投資法人またはファンド(該当する場合)を清算することが投資主の最善の利益になると決議した場合、秘書役は、取締役の請求により直ちに本投資法人またはファンドの臨時総会を招集するものとし、同総会において本投資法人またはファンドの清算を行う清算人を任命する

提案が提出されるものとし、かかる任命が行われた場合、清算人は、当該「解散」の規定に従って本投資法人またはファンドの資産を分配するものとする。

- () ある1取引日において本投資法人、ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資口の過半数(50%超)が買戻しに申し込まれた場合、かつ、取締役が、投資助言会社と共同して(本投資法人、ファンドまたはクラスの規模およびその投資目的を達成する能力を考慮した上で)、その絶対的な裁量により、本投資法人、ファンドまたはクラスの運営を中止することが残りのメンバーの利益になると判断した場合、取締役は、残存する発行済投資口を強制的に買い戻す権限を有する。上記の状況が生じた場合、本投資法人、ファンドまたは投資証券クラス(いずれか該当する方)の投資口の発行または買戻しの請求はすべて停止される。投資法人、ファンドまたは投資証券クラス(いずれか該当する方)の全メンバー間の平等を確保するため、取締役は、清算手続に従い、本投資法人もしくはファンドのすべての資産、またはファンドの資産のうちクラスに帰属する部分の清算手続を開始し、その手取金から、経費および本投資法人もしくはファンドの負債またはファンドの負債のうちクラスに帰属する部分の引当金を差し引いた額を、メンバーに対し、該当する取引日におけるメンバーの投資口保有高に応じて支払うことができる。かかる手取金は、本投資法人もしくはファンドの資産またはファンドの資産のうちクラスに帰属する部分の清算および全負債残高の算定に必要な時間を考慮した上で、該当する取引日後可及的速やかに、メンバーの投資口保有高に比例按分して、一括または分割して支払われる。
- () 定款に定める他の規定にかかわらず、ファンドは、以下のいずれかの場合において、保管会社に対する書面の通知を行うことにより、取締役の絶対的な裁量により取締役が終了することができる。
- (a) 該当するファンドの純資産価額が、当該ファンドについて取締役が決定する金額に満たない場合。
- (b) いずれかのファンドが認可されなくなるか、別途公式に承認されなくなった場合。
- (c) 該当するファンドを継続することについて、違法であると決定するかまたは実行不可能もしくは賢明でないとして取締役が考える何らかの法律が可決された場合。

定款に明記する事由における取締役の決定は、最終的であり、かつ、関係するすべての当事者に対して拘束力を有するものとする。ただし、取締役は、本条その他に従い該当するファンドを終了しなかった場合であっても、それを理由に責任を負うものではない。

取締役は、該当するファンドの投資証券の保有者に対して当該ファンドの終了通知を行い、当該通知によりかかる終了が効力を生じる日付を確定するものとし、当該日は、取締役会がその絶対的な裁量により決定する、当該通知の送達後の期間とするものとする。

償還条件等

償還は、本書および定款に基づき行われる。その他、上記「解散」を参照されたい。

定款の変更

定款は、投資主総会の特別決議により変更される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理契約

同契約に基づき、管理会社は、取締役の全般的な監督に従い、本投資法人の管理会社に任命された。管理契約は、いずれかの当事者により、90日以上前の書面通知(もしくは当事者間で合意されるこれより短い期間の通知)により、または、いずれかの当事者の支払不能もしくは通知後も是正されない違反などの一定の状況においては書面通知により直ちに終了されることができる。管理会社は、中央銀行の事前の承認を得た上で、自己の職務を委任する権限を有する。

同契約には、本投資法人が、管理会社による義務の履行において管理会社に対し提起されるか、または管理会社により被られ、もしくは負担される一切の訴訟、手続、損害、請求、経費、要求および費用(弁護士費用および専門家費用を含む。)(管理会社による義務の履行における管理会社の過失、詐欺、不誠実または故意の不履行に起因するものを除く。)につき、管理会社ならびにその代行者、代理人および従業員を補償し、これらに何ら損害を被らせないようにしなければならない旨が規定されている。

投資助言契約

同契約に基づき、投資助言会社は、管理会社の全般的な監督に従い、本投資法人の資産の投資助言会社に任命された。投資助言契約は、いずれかの当事者により、90日以上前の書面通知(もしくは当事者間で合意されるこれより短い期間の通知)により、または、いずれかの当事者の支払不能もしくは通知後も是正されない違反などの一定の状況においては書面通知により直ちに終了されることができる。

管理事務代行契約

同契約に基づき、管理事務代行会社は、管理事務代行契約の条項および条件に従い、かつ、管理会社の全般的な監督に従い、管理会社を代理して本投資法人の業務を管理および運営するための管理事務代行会社に任命された。管理事務代行契約は、当初の契約期間である2017年7月1日から3年間は完全な効力を有するものとし、その後は、いずれかの当事者により、90日以上前の書面通知により、または、いずれかの当事者の清算(被不履行当事者が書面により事前に承認した条件による再建もしくは合併の目的による任意清算を除く。)の場合もしくは適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の裁量によるかその他によるかを問わず、いずれかの当事者に対して財産保全管理人もしくは審査官が任命された場合もしくは類似の事由が発生した場合などの一定の状況においては書面通知により直ちに終了することができる。

中央銀行の要件および管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社は、自己の職務を委任する権限を有する(ただし、中央銀行の要件に従い最低限の活動がアイルランドにおいて実施されることを条件とする。)。同契約には、管理会社が、管理事務代行会社による管理事務代行契約上の義務の履行における作為もしくは不作為に関連する請求、要求、コモンロー上の訴訟、法的手続もしくはエクイティ上の訴訟に起因して、または管理事務代行会社が管理会社により適式に授權されたと合理的に考える指示に基づいて行為した結果としてもしくは(管理事務代行契約に従って)何らかの指示もしくは助言に基づいて行為した結果として管理事務代行会社に負担される一切の直接的な損失、経費、損害および費用(合理的な弁護士報酬および専門家報酬ならびに支払費用を含む。)につき、かかる請求、要求、コモンロー上の訴訟、法的手続もしくはエクイティ上の訴訟、または損失、経費、損害もしくは費用が管理事務代行会社による管理事務代行契約上の義務の履行における違反、または管理事務代行会社、もしくはその取締役、役員、従業員、代理人もしくは代表者の詐欺、故意の不履行、不注意、悪意もしくは過失の結果として生じる場合を除き、管理事務代行会社ならびにその取締役、役員、従業員および代理人を補償し、これらに何ら損害を被らせないようにしなければならない旨が規定されている。

保管契約

同契約に基づき、保管会社は、本投資法人の全般的な監督に従い、本投資法人の資産の保管会社に任命された。保管契約は、当初の契約期間である2017年7月1日から3年間は継続するものとし、その後は、いずれかの当事者により、90日以上前の書面通知により、または、保管会社が支払期限が到来したときにその債務を弁済することができない場合などの一定の状況においては書面通知により直ちに終了することができる(ただし、中央銀行により承認される後任の保管会社が本投資法人により任命されるまでまたは中央銀行による本投資法人の認可が取り消されるまで保管会社が引き続き保管会社として行為することを条件とする。)。

保管会社は、自己の職務を委任する権限を有しているものの、保管会社の責任は、保管会社が自己に保管されている資産の一部または全部を第三者に信託したことによる影響を受けない。

保管契約には、保管会社が、保管契約の条件に基づき保管会社の義務を履行したことを理由として保管会社に対して提起されるかまたは保管会社が被るもしくは負担する一切の訴訟、法的手続および請求(資産の一部の実質的所有者であると主張する者の請求を含む。)ならびにこれらから発生する一切の損失、損害、請求、経費、コモンロー上の訴訟、債務、エクイティ上の訴訟、法的手続または費用(合理的な弁護士費用および専門家費用を含む。)につき、かかる訴訟、法的手続、請求、経費、要求または費用が、保管会社による保管契約上の義務の適切な履行に関する過失もしくは故意の不履行の結果として生じる場合、または保管契約に従い保管される金融商品の損失その他保管会社の詐欺、故意の不履行、悪意もしくは過失の結果として生じる場合を除き、本投資法人により関連するファンドの資産から補償され、かつ、何ら損害を被らない旨が規定されている。

かかる保証は、偽造されたまたは権限のない文書または署名に基づく保管会社の行為にも及ぶものとする(ただし、かかる文書が承認されておりまたはかかる署名が真正であると保管会社が合理的に考えていたことを条件とする。)。

元引受契約

同契約に基づき、元引受会社は、管理会社の全般的な監督に従い、本投資法人の資産の元引受会社に任命された。

同契約は、いずれかの当事者により、90日以上前の書面通知(もしくは当事者間で合意されるこれより短い期間の通知)により、または、いずれかの当事者の支払不能もしくは通知後も是正されない違反などの一定の状況においては書面通知により直ちに終了することができる。

同契約には、管理会社が、元引受会社による義務の履行において元引受会社に対し提起されるか、または元引受会社により被られ、もしくは負担される一切の訴訟、手続、請求、経費、要求および費用(弁護士費用および専門家費用を含む。)(元引受会社による義務の履行における元引受会社の過失、不誠実、詐欺または故意の不履行に起因するものを除く。)につき、元引受会社を補償し、元引受会社に何ら損害を被らせないようにしなければならない旨が規定されている。

投資証券販売・買戻契約

同契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

同契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

2【利害関係人との取引制限】

本項の規定に従って、関連当事者は、相互に、または、本投資法人与金融取引、銀行取引もしくはその他の取引(本会社による投資主の証券への投資またはいずれかの関連当事者による会社もしくは組織への投資(いずれの投資対象も、ファンドに含まれる資産の一部を形成するか、または、一切のかかる契約もしくは取引に利害関係を有する。))を含むが、これらに限らない。)を契約または実行することができる。

関連当事者は、その他の金融、投資および専門的活動に従事することができ、かかる活動により、本投資法人の経営および/または本投資法人に関する関連当事者のそれぞれの役割につき利益相反が生じることがある。かかる活動は、その他のファンドの運用またはこれに対する助言、証券の売買、銀行業務およびその他の投資運用業務、仲介業務、未上場証券の評価(かかる証券を評価する機関に支払う手数料が、資産価値の増加に伴い増加することがある場合)ならびにその他のファンドまたは会社(本投資法人が投資することができるファンドまたは会社を含む。)の取締役、役員、顧問または代理人を務めることを含む。関連当事者の側に、発生した利益につき投資主に対して説明する義務はなく、かかる利益は該当する当事者によって留保されることができる。ただし、かかる取引は、対等に交渉された通常の商業上の条件で実行されたものとして行われること、投資主の最善の利益に適うこと、および以下を条件とする。

- (a) 独立し、かつ、能力を有する者として保管会社が承認した者(保管会社が関わる取引の場合は、独立し、かつ、能力を有する者として管理会社により承認された者)によりかかる取引の評価が証明されていること
- (b) かかる取引が、投資証券取引所の規則に基づき、投資証券取引所で最善の条件で実行されていること、または
- (c) 上記(a)および(b)に定める条件が実務上不可能である場合、取引が対等に行われ、投資主の最善の利益となることにつき保管会社が満足すること(保管会社が関わる取引の場合は、取引が対等に行われ、投資主の最善の利益となることにつき管理会社が満足すること)

保管会社(保管会社が関わる取引の場合は管理会社)は、上記(a)、(b)または(c)の規定の遵守を文書で証明しなければならない。上記(c)に基づき取引が行われる場合、保管会社(保管会社が関わる取引の場合は管理会社)は、かかる取引が上記に概要する原則に従っていることにつき自らが満足した根拠を文書で証明しなければならない。

関連当事者は、自らの各個別勘定またはその他の者の勘定で、ファンドに関連する投資証券または投資法人の財産に含まれる種類の財産に投資し、かつ、これを取引することができる。

本投資法人の現金は、関連当事者に預託することができる。ただし、上記「第二部 ファンド情報第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 投資制限」に記載される投資制限が遵守されていることを条件とする。

各関連当事者は、また、その業務の過程において、上記に言及された場合以外の場合において本投資法人与潜在的な利益相反を有することがある。ただし、関連当事者は、かかる場合において、本投資法人に対する自らの契約上の義務(特に、実務上可能な限り、本投資法人および投資主の最善の利益において行為する義務)を考慮し、利益相反が生じることがある投資を実施する場合にその他の顧客に対する自らの義務を考慮する。利益相反が生じる場合、関連当事者は、かかる利益相反が公正に解消されることを確保するよう努める。

管理会社は、その完全な裁量において、本投資法人への投資によって負担した管理報酬を相殺するために、銀行、金融仲介機関または大口法人投資主と随時取決めを締結することができる。かかる取決めから生じた一切の債務は、管理会社の自己資金から支払われる。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(b) 投資主総会における権利

- () 取締役は、いつでも本投資法人の臨時総会を招集することができる。取締役は、各暦年に年次総会を招集するものとし、本投資法人のある年次総会と次の年次総会の日の間は15か月以上経過してはならない。
- () 各年次総会および特別決議の可決のために招集される総会の通知は、投資主に対し、正味21日以上前までに行われなければならない。その他の総会の場合には、正味14日以上前までに通知が行われなければならない。
- () 総会の定足数は、本人または代理人により出席するメンバー2名とする。ただし、クラスの投資証券の権利の変更を検討するために招集される総会については、関係するファンドまたはクラスの発行済投資証券の3分の1以上を保有または代理人により代理される投資主2名を定足数とする。総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかった場合、当該総会は、投資主の請求に応じてまたは投資主により招集された場合は解散するものとする。その他の場合は、当該総会は、翌週の同じ時刻、曜日および場所または取締役が決定するその他の日時および場所に延期され、延期された総会において当該総会の指定開始時刻から30分以内に定足数の出席がなかった場合は、出席しているメンバーをもって定足数とし、ファンドまたはクラスの投資主の権利の変更を検討するために招集されるファンドまたはクラスの総会については、当該ファンドもしくはクラスの投資証券を保有する投資主1名またはその代理人を定足数とする。すべての総会は、アイルランドにおいて開催される。
- () 総会の招集および運営に関する上記の規定は、ファンドまたはクラスの総会に関して別途明記されていない限り、かつ、2014年アイルランド会社法に従い、ファンドまたはクラスの投資主の権利を変更する決議が提案される当該ファンドまたはクラスの個別の総会に関して効力を有するものとする。

(c) 報告書を受領する権利

情報提供のみを目的とし、本書の一部を構成しない以下の文書の写しは、営業日の通常の営業時間中、アイルランドにおける本投資法人の登記上の事務所において閲覧することができる。

- () 本投資法人の基本定款および通常定款(これらの写しは管理事務代行会社から入手可能である。)
- () 2014年アイルランド会社法およびUCITS規則
- () 公表後の本投資法人の最新の年次報告書および半期報告書(これらの写しは販売会社または管理事務代行会社から無料で入手可能である。)

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する紛争、見解の相違に関する裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得した投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド(「管理会社」)

a. 資本金(発行済株式資本)の額

2025年12月末日現在の普通株式資本は13,295,255.94米ドル(約21億円)および利益剰余金は18,311,039米ドル(約29億円)

b. 事業の内容

管理会社は、1997年11月14日に設立された非公開有限責任会社であり、アリアンツ・エスイーにより最終的に過半数が所有される。

管理会社は、取締役の全般的監督および支配に従って、本投資法人の業務および投資証券の販売の管理および運営について責任を負う。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資助言会社」)

a. 資本金(発行済株式資本)の額

2026年3月末日現在の株式資本は、1,393,168,603.67米ドル(約2,235億円)

b. 事業の内容

投資助言会社は、アメリカ合衆国、92660、カリフォルニア州、ニューポート・ビーチ、ニューポート・センター・ドライブ650に所在するデラウェア州の有限会社である。投資助言会社は、2026年3月末日現在、約2.27兆米ドルの運用顧客資産を有している。投資助言会社は、アリアンツ・エスイーにより最終的に過半数が所有される。アリアンツ・エスイーは、ヨーロッパに拠点を置く多国籍の保険・金融サービス持株会社であり、ドイツの公開会社である。

投資助言会社は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含む。)、1940年米国投資会社法(その後の改正を含む。)および1940年米国投資顧問法(その後の改正を含む。)などの連邦証券法を管理および執行する責任を負う独立した無党派の準司法的な規制機関である米国証券取引委員会(「SEC」)により規制されている。投資助言会社は、1940年米国投資顧問法(その後の改正を含む。)に基づき投資助言会社としてSECに登録されている。

(2)【運用体制】

管理会社

管理会社は、ファンドに関する一任投資運用職務の遂行を投資助言会社に委任しており、投資証券の販売を元引受会社に委任しており、管理職務を管理事務代行会社に委任している。

投資助言会社

運用プロセス

- * 長期的な視点に基づいた投資戦略
- * トップダウンとボトムアップ分析の融合
- * 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

投資助言会社(以下、本項において「PIMCO」という。)の投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益であ

る。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズおよび信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、PIMCOグループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視点から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的(2ないし4四半期間)の経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネージャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

PIMCOの運用体制

- * ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- * トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を追求

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーとスポークとしてのセクター別のスペシャリスト・グループを備えている。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視することがジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられているが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建て以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別のスペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別のチームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別のスペシャリストのポートフォリオ・マネージャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別のスペシャリストは、それぞれのセクター内で相対的価値を確定することを任せ、証券選定上の中心的役

割を果たす。セクター別のスペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOのアカウント・マネージャーは、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則の遵守状況をモニターしている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針等、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー/ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、(該当する場合)手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー/ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー/ディーラーのサービスの質等を含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

(3) 【大株主の状況】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド

(2026年3月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に 対する所有 株式数の比率 (%)
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー (PIMCO Global Advisors LLC)	アメリカ合衆国、カリフォルニア92660、ニューポート・ビーチ、ニューポート・センター・ドライブ650	7,875,641	100

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

(2026年3月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に 対する所有 株式数の比率 (%)
アリアンツ・アセット・マネジ メント・オブ・アメリカ・エル エルシー (Allianz Asset Management of America LLC)	アメリカ合衆国、カリフォル ニア92660、ニューポ ート・ビーチ、ニューポ ート・センター・ドライブ650	975,377.27	88.2

(4) 【役員の状況】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド

(2026年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
V・マンガラ・アナンタナラヤナ ン (V. Mangala Ananthanarayanan)	取締役	上記「第1 外国投資法人 の追加情報 2 役員の状 況」と同じ。	該当なし
ライアン・P・ブルート (Ryan P. Blute)	取締役		該当なし
クレイグ・A・ドーソン (Craig A. Dawson)	取締役		該当なし
デイビッド・M・ケネディ (David M. Kennedy)	取締役		該当なし
フランシス・ルアン (Frances Ruane)	取締役		該当なし
マイルス・リー (Myles Lee)	取締役		該当なし

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

(2026年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
エマニュエル・ロマン (Emmanuel Roman)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のCEOおよびマ ネージング・ディレクター	該当なし
ダニエル・J・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のグループ・ チーフ・インベストメン ト・オフィサーおよびマ ネージング・ディレクター	該当なし
キンバリー・スタフォード (Kimberley Stafford)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社の商品戦略担 当グローバル責任者、マ ネージング・ディレクター およびオーバーサイトなら びにサステナビリティ担当 エグゼクティブ・コミッ ティー・メンバー	該当なし
クリスチャン・ストラック (Christian Stracke)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のマネージン グ・ディレクター兼社長	該当なし
キャンディス・スタック (Candice Stack)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のクライアント ・マネージメント(アメリ カス)担当責任者およびマ ネージング・ディレクター	該当なし
グレゴリー・ホール (Gregory Hall)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社の米国グロー ス・ウェルス・マネジメン ト担当責任者およびマネ ージング・ディレクター	該当なし
マンガラ・アナンタナラヤナン (Mangala Ananthanarayanan)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のヨーロッ パ・中東およびアフリカ (EMEA)ならびにアジア・ 太平洋地域(APAC)担当ビ ジネス・マネージメント責 任者およびマネージング・ ディレクター	該当なし
ジェイソン・スタイナー (Jason Steiner)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のプライベート ・レンディングおよびオ ポチュニスティック戦略担 当ポートフォリオ・マネ ージャーおよびマネージ ング・ディレクター	該当なし
アルフレッド・T・ムラタ (Alfred T. Murata)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のモーゲー ジ・クレジット担当ポート フォリオ・マネージャーお よびマネージング・ディ レクター	該当なし
スティーブン・チャン (Stephen Chang)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のアジア担当 ポートフォリオ・マネ ージャーおよびマネージ ング・ディレクター	該当なし
ジェイソン・マンディナック (Jason Mandinach)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のオルタナ ティブ・クレジットおよび プライベート戦略部門担 当責任者およびマネージ ング・ディレクター	該当なし

モヒット・ミッタル (Mohit Mittal)	マネージング・ ディレクター	投資助言会社のコア戦略担 当チーフ・インベストメン ト・オフィサーおよびマ ネージング・ディレクター	該当なし
-----------------------------	-------------------	---	------

(注) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは取締役会を設置しておらず、したがってエグゼクティブ・コミッティーのメンバーを記載している。

(5)【事業の内容及び営業の概況】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド

管理会社は、アイルランド中央銀行より、UCITSオープン・エンド型アンブレラ型投資法人としてアイルランドで承認されている、本投資法人、ピムコのファンド(PIMCOファンズ:グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシーおよびPIMCOイーティーエフ・ピーエルシー)の管理会社として行為することにつき承認を受けている。また、管理会社は、欧州共同体(オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令2011/61/EU)規則に基づき、PIMCOファンズ・アイルランド・ピーエルシーおよびPIMCOSペシャルティイー・ファンズ・アイルランド・ピーエルシーのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為することについても承認を受けている。アンブレラ型投資法人のサブ・ファンド間において、投資戦略、資産および投資配分(確定利付商品(社債、政府債、モーゲージ証券、アセット・バック証券等)、資本性証券、インデックス・リンク証券、不動産および不動産関連資産およびデリバティブ(複雑なデリバティブを用いるものを含む。))を含む。)に関する広い幅が存在する。また、レバレッジの範囲も変動しうる。グローバル、ヨーロッパ、アジアおよび新興国市場にフォーカスしたファンドにおいては、ファンドによって地域フォーカスが変動しうる。

(2026年4月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計
アイルランド	オープン・エンド型投資法人	5	292,896,410,636.86米ドル

(注)上記ファンドにつき、ポートフォリオを構成する各通貨の純資産額の合計を米ドルに換算して記載している。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資助言会社」)は、アイルランドのアンブレラ型のいくつかのサブ・ファンドに関する投資助言業務を行っている。

投資助言会社は、アメリカ合衆国、92660、カリフォルニア州、ニューポート・ビーチ、ニューポート・センター・ドライブ650に所在するデラウェア州の有限会社である。投資助言会社は、アリアンツ・エスイーにより最終的に過半数が所有される。アリアンツ・エスイーは、ヨーロッパに拠点を置く多国籍の保険・金融サービス持株会社であり、ドイツの公開会社である。

投資助言会社は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含む。)、1940年米国投資会社法(その後の改正を含む。))および1940年米国投資顧問法(その後の改正を含む。))などの連邦証券法を管理および執行する責任を負う独立した無党派の準司法的な規制機関であるSECにより規制されている。投資助言会社は、1940年米国投資顧問法(その後の改正を含む。))に基づき投資助言会社としてSECに登録されている。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services(Ireland)Limited)(「保管会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2026年3月末日現在、200,000英ポンド(約4,327万円)

(注)英ポンドの円貨換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=216.35円)による。以下同じ。

b. 事業の内容

保管会社は、1991年5月23日にアイルランドで設立された有限責任会社である。保管会社は、管理事務代行会社と同じく最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの所有会社である。保

管会社の授権株式資本は5,000,000英ポンドであり、発行済みで全額払込済みの株式資本は200,000英ポンドである。保管会社の主な活動は、集団投資スキームおよびその他のポートフォリオの資産の保管者として行為することである。

ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services(Ireland)Limited)(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2026年3月末日現在、351,000英ポンド(約7,594万円)

b. 事業の内容

管理事務代行会社は、1992年3月23日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社である。最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの所有会社である。管理事務代行会社の授権株式資本は5,000,000英ポンドであり、発行済みで全額払込済みの株式資本は351,000英ポンドである。ステート・ストリート・コーポレーションは、世界中の洗練された投資家に対し投資業務および投資運用業務を提供する世界有数の専門会社である。ステート・ストリート・コーポレーションは、米国マサチューセッツ州ボストンに本社を置いており、ニューヨーク証券取引所において「STT」のシンボルで取引されている。

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2026年4月末日現在、4,350万英ポンド^(注)(約94億円)

(注)資本金および資本剰余金からなる。

b. 事業の内容

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、イングランドおよびウェールズの法律に基づき設立された有限責任会社であり、その投資事業の過程において2000年英国金融サービス市場法に基づき規制され、アリアンツ・エスイーにより最終的に過半数が所有される。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」兼「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2026年3月末日現在、5,165百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2)【関係業務の概要】

ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド

保管会社は、とりわけ、本投資法人の投資証券の発行および買戻しが関係法および本投資法人の定款に従って実行されることを確保する義務を負う。保管会社は、管理会社の指図がUCITS規則または本投資法人の定款と相反しない限り、当該指図を実行する。

ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド

管理事務代行会社の責務には、投資証券の登録および名義書換事務代行サービス、本投資法人の資産の評価ならびに投資証券一口当たり純資産価格の計算ならびに本投資法人の半期報告書および年次報告書の作成が含まれる。

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド

元引受会社は、中央銀行の要件に従い、元引受会社としての自己の職務の一部または全部を副元引受会社に委任する権限を有する。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに日本における販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドはPIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである。原文の財務書類は、PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシーおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたってはファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本語も全文を翻訳している。
- c . 原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 160.39円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

資産・負債計算書

	ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
譲渡性のある有価証券	1,067,090	171,151	873,243	140,059
投資ファンド	0	0	0	0
レボ契約	36,700	5,886	0	0
信用機関への預託金	0	0	0	0
金融デリバティブ商品	7,950	1,275	5,165	828
その他の金融資産	0	0	0	0
現金	3,065	492	2,074	333
取引相手方への預託金	8,903	1,428	10,418	1,671
未収収益	9,849	1,580	7,933	1,272
未収投資有価証券売却金	0	0	0	0
未収TBA投資有価証券売却金	0	0	0	0
未収ファンド投資証券売却金	862	138	155	25
未収金融デリバティブ証拠金	2,962	475	6,016	965
流動資産合計	1,137,381	182,425	905,004	145,154
流動負債				
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
金融デリバティブ商品	(2,251)	(361)	(6,214)	(997)
未払投資有価証券購入金	0	0	0	0
未払TBA投資有価証券購入金	0	0	0	0
未払ファンド投資証券買戻金	(1,274)	(204)	(217)	(35)
関連会社への未払金	0	0	0	0
未払管理報酬	(210)	(34)	(154)	(25)
売却/買戻特約付資金取引にかかる未払金	0	0	(75,205)	(12,062)
未払費用	0	0	0	0
当座借越	0	0	0	0
未払分配金	0	0	0	0
未払金融デリバティブ証拠金	(7,043)	(1,130)	(4,818)	(773)
取引相手方からの預託金	0	0	0	0
流動負債合計				
(買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産を除く)	(10,778)	(1,729)	(86,608)	(13,891)
買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産	1,126,603	180,696	818,396	131,263

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

資産・負債計算書

本投資法人合計*

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
譲渡性のある有価証券	4,458,962	715,173	3,899,557	625,450
投資ファンド	50,179	8,048	58,704	9,416
レボ契約	8,514,987	1,365,719	11,699,290	1,876,449
信用機関への預託金	78,007	12,512	0	0
金融デリバティブ商品	12,982	2,082	13,971	2,241
その他の金融資産	3,768	604	1,500	241
現金	20,089	3,222	11,468	1,839
取引相手方への預託金	18,062	2,897	27,212	4,365
未収収益	38,866	6,234	34,786	5,579
未収投資有価証券売却金	983	158	568	91
未収TBA投資有価証券売却金	21,950	3,521	158,464	25,416
未収ファンド投資証券売却金	1,429,962	229,352	398	64
未収金融デリバティブ証拠金	12,259	1,966	17,205	2,760
流動資産合計	14,661,056	2,351,487	15,923,123	2,553,910
流動負債				
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
金融デリバティブ商品	(6,826)	(1,095)	(15,974)	(2,562)
未払投資有価証券購入金	(3,008,562)	(482,543)	(4,129,600)	(662,347)
未払TBA投資有価証券購入金	(55,755)	(8,943)	(260,729)	(41,818)
未払ファンド投資証券買戻金	(1,415)	(227)	(1,404)	(225)
関連会社への未払金	(3,515)	(564)	(1,488)	(239)
未払管理報酬	(453)	(73)	(375)	(60)
売却/買戻特約付資金取引にかかる未払金	0	0	(75,205)	(12,062)
未払費用	(2)	(0)	0	0
当座借越	(264)	(42)	(220)	(35)
未払分配金	(62)	(10)	(448)	(72)
未払金融デリバティブ証拠金	(17,443)	(2,798)	(14,441)	(2,316)
取引相手方からの預託金	(1,122)	(180)	(478)	(77)
流動負債合計	(3,095,419)	(496,474)	(4,500,362)	(721,813)
(買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産を除く)				
買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産	11,565,637	1,855,013	11,422,761	1,832,097

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

*

2025年12月31日および2024年12月31日現在、本投資法人合計は、本投資法人名義の残高を計上するために調整されている。

取締役会を代表して

取締役：クレイグ・A・ドーソン

取締役：デイビッド・M・ケネディ

日付：2026年4月23日

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

運用計算書

	ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
収益				
利息および配当収益	44,299	7,105	34,248	5,493
その他の収益	0	0	0	0
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レボ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる実現純利益 / (損失)	(4,398)	(705)	(2,340)	(375)
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益 / (損失)	(2,017)	(324)	(6,741)	(1,081)
外国通貨にかかる実現純利益 / (損失)	5	1	(161)	(26)
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レボ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	32,755	5,254	(18,374)	(2,947)
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	6,748	1,082	4,725	758
外国通貨にかかる未実現利益 / (損失) 純変動額	81	13	(21)	(3)
投資利益 / (損失) 合計	<u>77,473</u>	<u>12,426</u>	<u>11,336</u>	<u>1,818</u>
運用費用				
管理報酬	(2,225)	(357)	(1,740)	(279)
その他の費用	(5)	(1)	(4)	(1)
費用合計	(2,230)	(358)	(1,744)	(280)
投資助言会社による返還金	0	0	0	0
運用費用、純額	(2,230)	(358)	(1,744)	(280)
純投資利益 / (損失)	<u>75,243</u>	<u>12,068</u>	<u>9,592</u>	<u>1,538</u>
財務費用				
支払利息	(2,006)	(322)	(889)	(143)
買戻可能参加型投資証券の投資主への分配金	(969)	(155)	(871)	(140)
平準化にかかる支払額および(繰越利益)、純額	54	9	(19)	(3)
財務費用合計	<u>(2,921)</u>	<u>(468)</u>	<u>(1,779)</u>	<u>(285)</u>
税引前当期利益 / (損失)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>
配当金およびその他の投資収益にかかる源泉徴収税	0	0	0	0
税引後当期利益 / (損失)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>
運用による買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産の増加 / (減少)	<u>72,322</u>	<u>11,600</u>	<u>7,813</u>	<u>1,253</u>

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。すべての金額は継続事業からのみ発生している。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

運用計算書

本投資法人合計

	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
収益				
利息および配当収益	571,892	91,726	637,031	102,173
その他の収益	0	0	37	6
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる実現純利益/(損失)	(10,939)	(1,755)	(28,682)	(4,600)
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)	4,969	797	29,623	4,751
外国通貨にかかる実現純利益/(損失)	7,354	1,180	(3,284)	(527)
譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約、信用機関への預託金およびその他の金融資産にかかる未実現利益/(損失)純変動額	35,084	5,627	30,169	4,839
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益/(損失)純変動額	8,191	1,314	676	108
外国通貨にかかる未実現利益/(損失)純変動額	2,493	400	(6,631)	(1,064)
投資利益/(損失)合計	619,044	99,288	658,939	105,687
運用費用				
管理報酬	(5,000)	(802)	(6,007)	(963)
その他の費用	(69)	(11)	(61)	(10)
費用合計	(5,069)	(813)	(6,068)	(973)
投資助言会社による返還金	18	3	162	26
運用費用、純額	(5,051)	(810)	(5,906)	(947)
純投資利益/(損失)	613,993	98,478	653,033	104,740
財務費用				
支払利息	(2,060)	(330)	(1,412)	(226)
買戻可能参加型投資証券の投資主への分配金	(515,586)	(82,695)	(576,917)	(92,532)
平準化にかかる支払額および(繰越利益)、純額	76	12	105	17
財務費用合計	(517,570)	(83,013)	(578,224)	(92,741)
税引前当期利益/(損失)	96,423	15,465	74,809	11,999
配当金およびその他の投資収益にかかる源泉徴収税	(42)	(7)	(8)	(1)
税引後当期利益/(損失)	96,381	15,459	74,801	11,997
運用による買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産の増加/(減少)	96,381	15,459	74,801	11,997

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。すべての金額は継続事業からのみ発生している。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

純資産変動計算書

	ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
期首純資産残高	818,396	131,263	749,707	120,246
投資証券発行受取額	380,765	61,071	169,216	27,141
分配再投資受取額	0	0	0	0
投資証券買戻支払額	(144,880)	(23,237)	(108,340)	(17,377)
名目為替レートの調整	0	0	0	0
運用による買戻可能参加型投資証券の 投資主に帰属する純資産の増加 / (減少)	72,322	11,600	7,813	1,253
期末純資産残高	1,126,603	180,696	818,396	131,263

	本投資法人合計			
	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
期首純資産残高	11,422,761	1,832,097	10,783,432	1,729,555
投資証券発行受取額	127,273,066	20,413,327	115,584,538	18,538,604
分配再投資受取額	507,981	81,475	568,691	91,212
投資証券買戻支払額	(127,811,846)	(20,499,742)	(115,530,153)	(18,529,881)
名目為替レートの調整	77,294	12,397	(58,548)	(9,391)
運用による買戻可能参加型投資証券の 投資主に帰属する純資産の増加 / (減少)	96,381	15,459	74,801	11,997
期末純資産残高	11,565,637	1,855,013	11,422,761	1,832,097

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

財務書類に対する注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2025年12月31日

1. 概要

本報告書において、各ファンド(以下、個別にまたは総称して「ファンド」という。)は、PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー(以下「本投資法人」という。)のサブ・ファンドを指している。本投資法人は、2014年アイルランド会社法に準拠して、登録番号480045で登録された有限責任の法人として設立され、2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(2011年S.I.番号352)(随時改訂される。)(以下「UCITS規則」という。)に基づいて、アイルランドの中央銀行(以下「中央銀行」という。)により承認された、変動資本およびファンド間で分別された債務を有するアンブレラ型のオープン・エンド型投資法人である。本投資法人は、それぞれ一または複数の投資証券クラスから成る、異なるファンドにより構成されるアンブレラ型の法人として組織化されている。取締役会(以下「取締役会」または「取締役」という。)の裁量により、ひとつのファンドに複数の投資証券クラス(以下「クラス」という。)を発行することができる。各ファンドには、独立したポートフォリオ資産が保有され、各ファンドに採用された投資目的および投資方針に従って投資が行われている。取締役会は、事前に中央銀行から書面による承認を得ることにより、適宜、ファンドを追加設定することができる。取締役会は、中央銀行の要件に従い、適宜、クラスを追加設定することができる。本投資法人は、2010年1月22日付で設立された。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、本投資法人の管理会社である。

本投資法人の英文目論見書に記載されているとおり、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドおよびピムコ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(以下、それぞれ「投資助言会社」という。)は、本投資法人の様々なファンドの投資助言会社に任命されている。

本投資法人の英文目論見書に従い、各投資助言会社は、適用されるすべての法律上および規制上の要件に従い、ファンドの投資一任運用を、一または複数の副投資助言会社に委託することができる。投資助言会社が特定のファンドに任命されている場合、投資助言会社は、それぞれその他の投資助言会社およびピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッドを特定のファンドに関する副投資助言会社として任命する。

そのように任命された各副投資助言会社の報酬は、管理会社により、または管理会社に代わって投資助言会社により支払われるものとする。

本投資法人の登録事務所は、アイルランド、D02 HD32、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78である。

2. 重要な会計方針

以下は、本投資法人によって採用され本財務書類の作成にあたり適用された重要な会計方針および見積り手法の要約である。

(a) 作成の基礎

本財務書類は、財務報告評議会により発行された、財務報告基準(以下「FRS」という。)第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」、会社法2014およびUCIT規制に従い作成されている。本財務書類は、すべてのファンドについて、引き続き継続企業に基づいて作成されている。

総認識利得損失計算書および株主資金変動表に含めるべき情報は、取締役の判断により、運用計算書および純資産変動計算書に含まれている。

本投資法人は、FRS第102号の第7条に基づき、その保有の大部分が流動性が高く、公正価値測定される投資有価証券であり、かつ、キャッシュ・フロー計算書を表示しないというオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

本財務書類は損益を通じて公正価値で保有する金融資産および負債の再評価による修正された取得原価主義に基づいて作成されている。

本投資法人は、ファンドごとに個別口座を保有している。本投資法人が発行する投資証券は、投資主によって選定されたいずれかのファンドに割当てられる。発行手取額および発行によって生じる収入は、各ファンドの各クラスに、クラスごとの評価総額に対する比例割合で計上される。買戻しの際は、投資主は、各自が発行された投資証券に関連するファンドが保有する純資産に対する比例割合分に対してのみ権利が与えられる。

本投資法人は、表示通貨として米ドルを採用している。各ファンドの財務書類は、各ファンドの機能通貨で作成されている。本投資法人の総額は、アイルランドの会社法に基づき、本投資法人の主要な経済環境である米ドルで表示されることが求められている。別途記載のない限り、すべての金額は米ドル建てである。個々のファンドの財務書類は、本投資法人の財務書類作成のために米ドルに換算され、累積される。

本投資法人の資産・負債計算書は、会計年度末の為替レートをを用いて換算され、本投資法人の運用計算書および純資産変動計算書は、本投資法人の財務書類に含めるために、会計年度の(実際のレートに近似した)平均為替レートで換算される。

本投資法人の期首の純資産の換算による為替差損益、ならびに本投資法人の運用計算書および純資産変動計算書の換算により生じる平均レートの差異は、本投資法人の純資産変動計算書に含まれる。この換算調整は、個々のファンドに配分される純資産に影響を与えない。

別段の記載のない限りは、すべての数字は千単位に四捨五入されている。一定のファンドは、無額面で公正価値のない譲渡性のある有価証券を保有することができるが、千単位に四捨五入される場合、これらの譲渡性のある有価証券は、当該ファンドの投資有価証券明細表には含まれていない。ゼロ残高は、四捨五入して切り捨てられた千単位未満の実際値を表していることがある。

前会計年度の一定の損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当会計年度の表示に合わせて再分類されている。この再分類は、本財務書類に表示される前会計年度の損益を通じて公正価値で測定される金融資産の合計金額および前会計年度において認識されている同金額に影響を与えない。

(b) 純資産価額の決定

各ファンドおよび/または各クラスの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、本投資法人の直近の英文目論見書または該当する英文目論見書補遺に開示されているとおり、各取引日の通常売買終了時点で計算される。

本投資法人は、国際会計基準(以下「IAS」という。)第39号「金融商品：認識および測定」の認識および測定の規定ならびに金融商品を計上するためのFRS第102号の開示および表示要件を採用することを選択している。買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産(以下「純資産」という。)を決定するために、IAS第39号に従って、ファンド証券およびその他の資産は2025年12月31日現在の仲値または直近の取引価格で評価される。

(c) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日以降、証券の基準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、当該受取利息が実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上され、実行利率法を用いて計算される。転換証券

について、転換に起因するプレミアムは償却されない。モーゲージ関連およびアセット・バック証券にかかる返済による損益は、もしあれば、運用計算書において受取利息の構成要素で計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

収益は、還付請求不可能な/控除対象外の源泉徴収税の総額と、税額控除後の金額で計上される。源泉徴収税は、運用計算書に別途表示されている。ファンドは、投資の売却にかかるキャピタル・ゲインに対して特定の諸国から課される税金の対象になる場合がある。キャピタル・ゲイン税は、発生主義に基づいて計上され、運用計算書に個別に表示される。

(d) 複数クラスおよびヘッジ投資証券クラスによる運営

本投資法人により募集されるファンドの各クラスは、別段の記載のない限りは、ファンドの資産および議決権の特典に関して、等しい権利を有する(ただし、クラスの投資主がクラス固有の事象について排他的議決権を有する場合を除く。)。各ファンドの各クラスにおいて、本投資法人は、インカム投資証券(収益分配を行う投資証券)、累積投資証券(収益の累積を追求する投資証券)およびインカム投資証券(高い利回りを提供する投資証券)のいずれかまたはすべてを発行することができる。複数クラスの構造は、投資主が、所与の購入金額、投資証券の保有予定期間およびその他の状況に基づいて、当該投資主にとって最も利益がある投資証券を購入する方法を選択することができる。異なるクラスまたは種類の投資証券が発行されている場合、収益累積タイプか分配タイプか、または手数料および費用が異なるという事実を反映して、クラス毎に投資証券1口当たり純資産価格が異なることがある。各ファンドの実現および未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、各クラスの投資証券に日々割当てられる。

ヘッジされた投資証券クラス(以下「ヘッジクラス」という。)に関して、本投資法人は、中央銀行によって適宜公表される規制および解釈指針に従って、ヘッジクラスの通貨に対するその他の通貨の変動をヘッジすることを目指している。当該取引の結果、ヘッジクラスがレバレッジをかけられることはない。本投資法人は、通貨リスクのヘッジを試みるが、これが成功する保証はない。ヘッジ取引は、特定クラスに明確に帰属する。当該ヘッジ取引にかかるすべての費用および損益は、クラス通貨が機能通貨および/または一部またはすべての該当ファンドの通貨建の資産およびその他の通貨にヘッジした資産に対して下落した場合には、投資主が該当するヘッジクラスから利益を得ることを実質的に制限する。

(e) 外国通貨取引

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を使用して表示されている。本投資法人におけるファンドは、同一の機能通貨および表示通貨を有している。

本投資法人は、アイルランド会社法の要件に準拠して、本投資法人の主要な経済環境である米ドルでファンドの合計を表示する。

保有する外国証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、各営業日の実勢為替レートに基づいて、各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、外国通貨にかかる未実現利益または損失として計上される。

外貨建有価証券の換算から生じる未実現損益は、運用計算書において譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる未実現利益/(損失)純変動額に含まれ、外貨建金融デリバティブ商品の換算から生じる未実現損益は、金融デリバティブ商品にかかる未実現利益/(損失)純変動額に含まれる。

外貨建有価証券の売却から生じる為替差損益は、運用計算書において譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる実現純利益/(損失)に含まれ、外貨建金融デリバティブ商品の売却から生じる為替差損益は、金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)に含まれる。

外貨建有価証券および金融デリバティブ商品の売買にかかる取引日と決済日の間に生じた実現損益は、運用計算書において外国通貨にかかる実現純利益/(損失)として計上される。

ヘッジクラスを有する一定のファンドは、ヘッジクラスの機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有する機能通貨を残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結する。

(f) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、譲渡性のある有価証券、投資ファンド、レポ契約および信用機関への預託金にかかる実現純利益/(損失)および未実現利益/(損失)純変動額ならびに金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)および未実現利益/(損失)純変動額に含まれる。確定利付証券およびデリバティブにかかる取引費用は、当該証券の購入価格から個々に識別できず、したがって個別に開示することはできない。

(g) 平準化

本投資法人は、収益平準化として知られる会計実務を行う。収益平準化による調整は、インカムおよびインカム 投資証券に投資する投資主が、分配期間中に当該投資証券を所有していた期間に応じて収益分配を行うことを確実にするものである。投資証券1口当たり発行価格のうち、繰延純利益(もしあれば。)が反映されているが、当該投資証券発行日までに未配分であった部分の総額は、平準化支払額とみなされ、該当する投資主に対し、()最初の分配金の支払いより前の当該投資証券買戻し時点、または()当該投資証券が発行された会計期間と同じ会計期間内に投資主が分配を受ける権利を得た最初の分配金の支払い時点、のいずれかの時点で払戻される。最初の分配金の支払いより後の分配金の支払いまたは最初の分配金の支払いより後の投資証券の買戻しは、繰延純利益(もしあれば。)に含まれるが、当該買戻日または分配宣言日までに未払いとみなされる。

(h) 重要な会計上の見積りおよび判断

FRS第102号に準拠した財務書類を作成する上で、取締役は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りに対する改訂は、見積りが改訂された期間および影響を及ぼす将来の期間において認識される。これらの財務書類の作成に適用される主な判断および見積りは、公正価値で保有される投資の評価に関するものである(注記3)。

() スイング・プライシング

スイング・プライシングは、大量の純流入または純流出に伴う取引関連コストの上昇の結果として発生し得る希薄化の影響から投資主を保護するための有効なメカニズムとして採用されることがある。定款に基づき、規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のスプレッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる。

スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。スイング・ファクターは、関連ファンドの資産の効果的な取得または処分の際に支払われるディーリング、取引関連コスト(会計およびその他の費用や報酬など)を考慮するために、取締役が決定した投資証券1口当たり純資産価格を上方または下方へ調整する金額である。通常の市場環境では、スイング・ファクターは、どのファンドも当初の投資証券1口当たり純資産価格の2%を超えないものとする。ただし、例外的な市場環境では、投資主の利益を保護するためにこの制限を5%まで引き上げることができる。この調整された投資証券1口当たり純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額(取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。)を超えた場合に本投資法人により行われる。

スイング・プライシングが行われる場合、取引関連コストはファンドレベルで発生するため、クラスレベ投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。2025年12月31日および2024年12月31日現在、スイング・プライシングはいずれのファンドにも適用されていない。

3. 公正価値で測定される投資有価証券および公正価値ヒエラルキー

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、開始時に損益を通じて公正価値で測定される経営陣が指定する金融資産および負債ならびに売買目的で保有する金融資産および負債である。開始時に、損益を通じて公正価値で測定されるものに指定された金融資産および負債は、売買目的の保有には分類されないが、管理されている金融商品であり、そのパフォーマンスは、ファンドの書面化された投資戦略に基づいて、公正価値ベースで評価されている。売買目的で保有する金融資産または負債は、主に短期間で売却または買戻す目的で取得または発生したものである。デリバティブは、売買目的保有に分類される。

(a) 投資評価方針

ファンドの方針として、投資助言会社(または、以下「PIMCO」という。)および取締役会が、金融資産および負債に関する公正価値に基づく情報をその他の財務情報とともに評価することを要求する。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の公正価値の変動から生じる損益は、損益が発生する会計年度の運用計算書に計上される。

市場相場が容易に入手できるファンドの証券およびその他の資産は、公正価値により評価される。公正価値は通常、公式の終値または直前に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、定評のあるマーケット・メーカーにより入手された相場またはファンドにより承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者の情報源(以下、総称して「価格設定サービス」という。)により提供された価格(評価額を含む。)に基づき決定される。

ファンドの機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、ファンドの投資証券の純資産価額は、ファンドの機能通貨に関する通貨の価値の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されている有価証券、またはファンドの機能通貨以外の通貨建の有価証券の評価額は、該当する証券取引所が休業日である場合に著しく影響を受ける可能性があり、したがって投資主が投資証券を購入、買戻しまたは交換できない日に純資産価額が変わる可能性がある。

外国取引所のみで取引されている有価証券の評価額が、有価証券の主要な取引所または主たる市場は終了しているが取引日は終了していない時点で著しく変動した場合、当該有価証券は、取締役会によって設定され承認された手続きに基づいて公正価値で評価される。ファンドが取引されている時点に取引されない有価証券も同様に公正価値で評価される。ファンドは、価格設定サービス業者およびその他の第三者ベンダーによって提供される情報(その他の有価証券、指数または資産を参照した公正価値または調整を推奨されるこ

とがある。)に基づいて投資有価証券の公正価値を決定することができる。公正価値設定の検討が要求され、公正価値を決定するにあたって、ファンドは、特に、該当市場は終了しているが取引日は終了していない時点に発生した重要事象(有価証券または有価証券指数の評価額変動を含むことがある。)を検討する。ファンドは、重要事象によって影響を受けた有価証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーによって提供されたモデル手法を利用することができる。本投資法人の休業日に外国取引所で外国証券を売買することが可能であるため、ファンドの投資有価証券ポートフォリオは、ファンドが投資証券を売買できない時点に影響を受けることがある。ファンドは、外国証券の公正価値決定にあたり、価格設定サービスに助言を依頼する。当該サービスは、見積り公正価値を行うにあたって必要な過去の市場におけるパフォーマンスおよびその他の経済指標に基づく統計およびプログラムを使用する。ファンドが外国証券に使用した見積り公正価値は、当該有価証券が実際に売却されて実現される価値とは異なることがあり、これが財務書類において重大な差異になり得る。公正価値決定は、有価証券またはその他の資産の評価額を主観的に行うことが要求され、ファンドの純資産価値を決定するために使用される公正価値は、同じ投資有価証券の相場または公表価格、もしくはその他の者によって使用される価格とは異なることがある。さらに、公正価値決定の利用は、必ずしもファンドが保有する有価証券またはその他の資産の価格を調整するとは限らない。

(b) 公正価値ヒエラルキー

本投資法人は、資産および負債に分類される公正価値測定の公正価値ヒエラルキーを開示することを要求される。当該開示は、公正価値測定のための評価技法に用いられるインプットに対する3つのレベルから成る公正価値ヒエラルキーに基づく。

公正価値は、独立第三者間取引において知識がある自発的な当事者間で資産が交換され得る、負債が決済され得るまたは付与された持分商品が交換され得る価値額であるとして定義される。資産および負債のそれぞれの主要なカテゴリー別に公正価値の測定をレベル別(レベル1, 2および3)に分離する公正価値のヒエラルキーの開示が要求される。有価証券の評価に使用されるインプットまたは技法は、必ずしも当該有価証券への投資に関連するリスクの表示ではない。公正価値ヒエラルキーのレベル1, 2および3については以下のとおり定義される。

- ・レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格
- ・レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット(金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率)またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。
- ・レベル3 - 取締役会またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

(c) 評価技法および公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベル1およびレベル2に分類される金融デリバティブ商品の公正価値の決定に用いられる評価方法(または「技法」)および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券、米国以外の国債を含む確定利付債券および(コマーシャル・ペーパー、定期預金および預金証書等の)短期債務商品は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは価格設定サービス提供者に基づいて評価される。サービス提供者の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク/スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なイン

プットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

繰延受渡基準でまたは売却/買戻特約付取引の買戻約定またはリバース・レポ取引として購入した確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービス提供者により、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場投資証券および米国の証券取引所で取引される先物契約、権利およびワラント、または先物にかかるオプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される。

外国の証券取引所でのみ取引されている特定の有価証券は、外国市場の終値とニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)の終値間の市場変動を考慮するために、評価額調整が適用される。これらの有価証券は、価格設定サービスにより、外国証券の売買パターンと、投資有価証券の米国市場における日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる有価証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

特定の上場先物およびオプションは、外国市場の終値とニューヨーク証券取引所の終値間の市場変動を考慮するために、評価額調整が適用される。これらの有価証券は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格設定サービスにより入手された相場を使用して評価される。金融デリバティブは、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

(ETF以外の)オープン・エンド型投資会社として登録されている投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値ヒエラルキーのレベル1であると考えられる。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス(通常はNYSE終了時点で決定される。)により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、相場価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティ、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に相場変動する市場から観測されるインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭スワップの価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーからの見積りの仲値、または価格設定サービス(通常はNYSE終了時点で決定される。)により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格

設定モデルには、オーバーナイト・インデックス・スワップの利率、金利、イールド・カーブおよび信用スプレッド等、活発に相場変動する市場から観測されるインプットが用いられる。これらの証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

重要であり観測不可能なインプットを使用するPIMCOが公正価値評価法を適用した場合、投資は、取締役会またはその指示に従って行動する者が公正価値を反映していると考えている方法で値付けされ、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるファンドの資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券(通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債)の公正価値の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラー見積り、取引価格または市況データの分析により派生する内部価値である可能性がある。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされる。委任による価格設定手順(基準価格)の観測不可能なインプットにおける重要な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、投資助言会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介して入手する方法を選択することができる。公正価値の根拠がブローカー見積りによる単一の根拠による場合、これらの有価証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、投資助言会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重要な変更は、有価証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

予想回収評価は、負債を差し引いて、回収可能な既存資産の公正価値を推定する。観測不可能なインプットにおける重要な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

参照金融商品の評価は、価格情報が容易に入手できる一つ以上の広範な証券、市場指数、および/またはその他の金融商品に対する当該証券の相関関係を利用して公正価値を推定する。観測不可能なインプットには、参照商品の変化率および/または各参照商品のウェイトに基づくアルゴリズムで用いられるインプットが含まれる場合がある。観測不可能なインプットにおける重要な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、参照商品の情報源またはインプットにより、公正価値ヒエラルキーのレベル2またはレベル3に分類される。

残存期間が60日以内の(コマーシャル・ペーパー、定期預金および預金証書等の)短期債務商品は、当該短期債務商品の償却原価の評価額が、償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価されることがある。これらの証券は、基準価格のソースにより、公正価値ヒエラルキーのレベル2またはレベル3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 現金

現金は、適用ある場合、額面価額に経過利息を付して評価される。すべての現金および銀行預金残高は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストか、または直接副保管会社によって保管される。

(b) 中央ファンドへの投資

一定のファンドは、キャッシュ・マネジメント活動に関連して、本投資法人のファンドであるピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドに投資することもできる。ピムコ・米ドル・ショー

ト・ターム・フローティングNAVファンドの主な投資対象は、短期金融商品および満期までの期間が短い確定利付債券である。ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドは、その投資活動に関連し費用が発生することがあるが、PIMCOファンドはクラスZにのみ投資を行っているため、管理報酬(以下「管理報酬」という。)は発生しない。

(c) 投資有価証券

ファンドは、ファンドの投資方針によって許容される範囲内で、以下に述べる投資および戦略を利用することができる。

繰延受渡取引

一定のファンドは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

上場投資信託

一定のファンドは、上場投資信託(以下「ETF」という。)に投資することができる。ETFは、一般的には、実質的にすべての資産を特定の指数で表わされる有価証券で保有するインデックス投資会社であるが、積極投資を行うこともできる。ETFの投資証券は、取引所において終日売買され、投資有価証券および資産を表す。ファンドは、自身の運用に関連して直接負担する費用に加えて、他の投資会社の投資主として、その他の投資会社のアドバイザー手数料を含む費用の比例配分割合を負担する。

インフレ連動債券

一定のファンドは、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整されるインフレ連動債券に投資することができる。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。一部のインフレ連動債券の場合、満期時の原債券元本の返済(インフレ率に応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡

一定のファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することがある。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の債権譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(以下「貸主」という。)により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、よ

り恒久的な資金調達(例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの所有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の供給をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮にローンの元本額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払いを受領した場合にのみ、ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払いを受領する権利を有する。ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主による変動金利ローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。受領された、または支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ファンドは、未履行ローン契約の残高を保有していなかった。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンドは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、病院に対する売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、コンピューター・リース、シンジケート銀行ローン個人間ローンならびに訴訟資金提供ローン等を含むが、これらに限定されない様々な種類の資産により組成される。

債務担保証券

債務担保証券(以下「CDO」という。)は、債権担保証券(以下「CBO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類であ

る。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含め得るローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。CBO、CLOおよびその他のCDOは、()担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()証券化資産のサービス提供者の能力に関連するリスク()ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性、および()複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性、および()CDOの運営会社の業績が悪化する可能性等を含むがそれらに限定されない追加的なリスクを伴う。

モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMBS」という。)は、マルチ・クラスのモーゲージ・デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス(金利限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで毎月当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

現物払い証券

一定のファンドは、現物払い証券(以下「PIK」という。)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および/または追加の債券により利息の支払いを行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み、(以下「利込価格」という。)資産・負債計算書において、譲渡性のある有価証券にかかる損益を通じて公正価値で測定される金融資産の構成要素として計上される。

米国政府機関証券または政府支援企業証券により発行された証券

一定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。)等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書(以下「PC」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券の募集に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券の発行を開始した(以下「単一証券イニシアティブ」という。)。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAおよびFHLMC証券の特性を整合させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBAおよびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

不動産投資信託

一定のファンドは、収益を生む不動産を所有する(通常は運用する)合同投資ビークルである不動産投資信託(以下「REIT」という。)に投資することができる。REITが、実質的にすべての課税所得(純キャピタル・ゲインを除く)を投資主に分配することを含め、一定の要件を満たす場合、投資主に分配される所得に対しては課税されない。REITから受領した分配金は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインまたは元本の払戻しとして特徴づけられることがある。ファンドは、REITへの投資の取得原価ベースの減少として元本の払戻しを計上する。REITには管理報酬およびその他の費用が課せられるため、REITに投資するファンドの範囲内では、ファンドがREITの運用にかかる費用を持分に比例して負担する。

譲渡制限証券

一定のファンドは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2025年12月31日現在、ファンドが保有する譲渡制限投資証券は、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

永久債

一定のファンドは、満期日はないが永久にクーポンを支払う確定利付証券である(特定の期末日または満期日を有していない)永久債に投資することができる。典型的な確定利付証券とは異なり、永久債には元本を返済する義務はない。しかし、クーポンの支払いは必須である。永久債には満期日はないが、永久債を消滅させ、発行体が指定したコール日に受け取った元本を返済するような繰上償還日を有することがある。さらに、永久債は、定期日付で金利が増加する、または将来の所定の時点で金利が増加するといった追加的な特徴を有することがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

ファンドは、ファンドの投資方針によって許容される範囲内で、以下に述べる借入れおよびその他の資金調達取引を締結することができる。

以下の開示は、ファンドの投資目的および方針によって許容される範囲内で、かつ中央銀行が随時定める制限および英文目論見書の規定を条件として、ファンドによる借入または資金調達取引とみなされる、関連する中央銀行の規則および英文目論見書に基づくファンドの現金または証券の貸付もしくは借入れの能力に関する情報を含んでいる。ファンドの財務書類におけるこれらの金融商品の位置付けは、以下に記載されている。

(a) レポ契約

一定のファンドは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務(以下「担保」という。)の持高を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約の原証券は、ファンドの保管会社または指定された副保管会社が保有し、(三者間レポ契約の場合は)取引相手方との間で保管されたままになる。担保の公正価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。経過利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

(b) リバース・レポ契約

一定のファンドは、リバース・レポ契約を締結することができる。リバース・レポ契約は、ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのないリバース・レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に取引相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから取引相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから取引相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による証券の使用に対する手数料を受領することができる。ファンドは、リバース・レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、投資助言会社による現金化が決定している資産を分別保有する。

(c) 空売り

一定のファンドは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが証券の公正価値の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、該当する場合、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入による損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

(d) 売却/買戻特約付取引

一定のファンドは、「売却/買戻特約付取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却/買戻特約付取引は、ファンドが取引相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に取引相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡され

た証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、()該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および()ファンドと取引相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却/買戻特約付取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、投資助言会社により現金化が決定している資産を分別保有する。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。投資有価証券明細表で開示されている会計年度末日現在未決済の金融デリバティブ商品ならびに運用計算書で開示されている当会計年度中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益および未実現損益の変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

一定のファンドは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の公正価値は、為替レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは取引相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券は、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

クラス・レベルのヘッジの実現および未実現損益は該当投資証券クラスにのみ配分される。未実現損益は、資産・負債計算書の金融デリバティブ商品の構成要素として反映される。これらの契約に関連して、有価証券は、各契約の条項に従って、担保として特定されることがある。

(b) 先物契約

一定のファンドは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の公正価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金は、ファンドにより計上または回収されることがある(以下「金融デリバティブ証拠金」という。)。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書に含まれる金融デリバティブ証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

一定のファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。ファンドは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるオプションを売却(以下「コール」という。)および購入(以下「プット」という。)することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または手仕舞いされた売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象のコールまたはプットが行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが反対売買を行えないリスクがある。

ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または手仕舞いされた購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

商品先物契約にかかるオプション

一定のファンドは、商品先物契約にかかるオプション(以下「商品オプション」という。)を売買することができる。商品オプションの原投資対象は、商品そのものではなく、商品のための先物契約である。商品オプションの行使は、現物受渡しによってではなく、裏付けとなる先物契約の実勢公正価値と行使価格の差額がファンドの保管口座に直接支払われることによって決済される。オプションがイン・ザ・マネーの場合、ファンドは通常、オプションを行使せず、そのポジションを相殺することによって残りの時間価値を保持する。

バリアー・オプション

一定のファンドは、標準的でない支払い構造またはその他の特性を有する様々なオプション(以下「バリアー・オプション」という。)を売買することができる。バリアー・オプションは、通常、OTCで取引される。ファンドは、ダウン・アンド・インおよびアップ・アンド・イン・オプションを含む様々な種類のバリアー・オプションに投資することができる。ダウン・アンド・インおよびアップ・アンド・イン・オプションは、当該オプションの権利失効日前に原商品の価格が一定のバリアー価格水準に到達するか否かで、当該オプションの権利が消滅し当該オプションの購入者にとって無価値となってしまう点を除いて、標準的なオプションに類似している。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンドは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

金利スワップション

一定のファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンドは、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。外国通貨にかかるオプションの売却または購入は、特定日までに行使される為替レートにおける特定の貨幣額で、ファンドに売買する権利を与えるものである(義務はない。)。

これらのオプションは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる。

有価証券オプション

一定のファンドは、収益を拡充する目的または既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジする目的で、有価証券オプションを売買することができる。有価証券オプション契約は、あらかじめ特定された有価証券を原投資対象に使用する。

ストラドル・オプション

一定のファンドは、異なる形態のストラドル・オプション(以下「ストラドル」という。)を締結することができる。ストラドルとは、その値動きの方向に関わらず、原証券の将来の価格変動に基づきファンドが利益を得ることを可能にするオプションの組み合わせを用いた投資戦略のことである。ストラドルの売り取引は、行使価格と満期日が同一の証券にかかるコール・オプションとプット・オプションを同時に売却する。満期日前の原証券価格に対するボラティリティがほとんどない場合において、ストラドルの売り取引は利益を得る。ストラドルの買い取引は、行使価格と満期日が同一の証券にかかるコール・オプションとプット・オプションを同時に購入する。その値動きの方向に関わらず、満期日前の原証券価格に対するボラティリティが高い場合において、ストラドルの買い取引は利益を得る。

(d) スワップ契約

一定のファンドは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外国通貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され(以下「OTCスワップ」という。)、もしくはセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済される(以下「集中清算の対象となるスワップ」という。)ことがある。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。公正価値の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益/(損失)純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動(以下「スワップ変動証拠金」という。)は、該当する場合、資産・負債計算書において、評価額の変動分が未収金または未払金として適宜計上される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた集中清算の対象となるスワップおよびOTCスワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、スワップ契約条項中の記載と現行の市況間との差異(クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因)を補うため、スワップ契約締結時に支払ったまたは受領したプレミアムを表す。受領された(支払われた)前払プレミアムは、当初は負債(資産)として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

特定のファンドの投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約はその他のデリバティブ商品と同様、ファンドにより公正価値、想定元本またはエクスポージャー全体で評価される。クレジット・デフォルト・スワップについては、特定のファンドの投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額(例:該当する契約の

想定元本の和に公正価値を加えたもの)で評価するが、特定のファンドのその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを公正価値で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針(もしあれば)の目的上、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーを反映しているとの理由による。これに関連して、想定元本および公正価値の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがプロテクションを売却しているか購入しているかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的のための、ファンドによる特定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、その他のタイプの投資者による当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性、金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと取引相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

特定のファンドは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供(即ち、参照債務に対してファンドが保有するもしくは晒されるリスクの軽減)、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、特定の信用事由の対象となる参照銘柄、債務もしくは指数に関する事象が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者(以下「プロテクションの買い手」という。)による他方の当事者(以下「プロテクションの売り手」という。)に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるとい理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは()スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原証券を受領するか、または()想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは()スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原証券を交付するか、または()想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティーの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された最小人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となる可能性がある。

社債またはソブリン債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、債務不履行時またはその他の信用事由発生が生じた場合、一方の当事者が他方の当事者に対し、特定のリターンを受領する権利と引換えに一連の支払いを行うものである。信用事由が発生し、現金決済が選択されない場合、特定の参照債務の代わりに他の様々な引渡可能な債務を受け渡すことができる。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、ハイールド債、アセット・バック証券、新興市場および/あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の公正価値の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、もしあれば、投資有価証券明細表において開示される。これらは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での公正価値の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手/買い手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金(割引前)の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手/買い手とする2025年12月31日現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表において開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

一定のファンドは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、長期間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。開始日の通貨換算は、想定元本を受取勘定および支払勘定として、固定または変動部分に応じて、資産・負債計算書において総額ベースで別個に反映される。

クラス・レベルのヘッジの実現および未実現損益は該当投資証券クラスにのみ配分される。未実現損益は、資産・負債計算書の金融デリバティブ商品に反映される。これらの契約に関連して、有価証券は、各契約の条項に従って、担保として特定されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンドは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。ファンドが保有する確定利付債の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払いまたは受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には、() プレミアムの支払いを対価として、一方当事者が取引相手方に対し、金利が特定の利率、すなわち「キャップ」を上回った場合に支払いを行うことに同意する金利キャップ、() プレミアムの支払いを対価として、一方当事者が取引相手方に対し、金利が特定の利率、すなわち「フロア」を下回った場合に支払いを行うことを同意する金利フロア、() 一定の上限および下限を超えて金利が変動した場合に備えて、ある当事者がキャップを売却してフロアを購入するか、またはその逆を行う金利カラー、() 買い手が、すべてのスワップ取引を満了日より前の所定の日時にゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、() 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または() 異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップが含まれる。

トータル・リターン・スワップ契約

一定のファンドは、トータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、固定利率または変動利率のどちらかの対価として、原資産の価格に基づく単一または複数のキャッシュ・フローが交換される約定を伴う。一方の当事者が、商品の公正価値に基づいた支払金を受領し、固定額を支払う。トータル・リターン・スワップ契約は、市場に連動したリターンを対価として利息を支払う約定を伴う可能性がある。取引相手方の一方が、単一の証券、証券バスケットまたは指数を含む特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、それと引換えに通常の一連の支払いを受領する。取引の対象証券または対象指数のトータル・リターンが相殺される金利債務に対して超過または不足する範囲において、ファンドは、取引相手方からの支払金を受領するか、もしくは取引相手方に対して支払いを行う。

一定のファンドは、トータル・リターン・エクイティ・スワップ(以下「エクイティ・スワップ」という。)に投資することができる。エクイティ・スワップは、株式もしくは金融商品の評価額の変動または株式もしくは金融商品の指数の変動を参照することにより利益確保または損失回避に利用することができる。エクイティ・スワップは、伝統的な株式投資の経済的な実績およびキャッシュ・フローを再現するよう設定されたデリバティブ商品である。

エクイティ・スワップに内在するリスクは、取引においてファンドが取るポジションに依存する。ファンドはエクイティ・スワップを利用し、裏付けとなる株式評価額のロング・ポジションを取ることができ、この場合、ファンドは裏付けとなる株式の評価額の増加により利益を得ることができ、また減少により損失を被る。ロング・ポジションに内在するリスクは、裏付けとなる株式の購入に内在するリスクと同一である。反対に、ファンドは、裏付けとなる株式の評価額にかかるショート・ポジションを取ることができ、この場合、ファンドは裏付けとなる株式の減少により利益を得ることができ、また増加により損失を被る。ショート・ポジションに内在するリスクは、ロング・ポジションに内在するリスクよりも大きい。裏付けとなる株式の評価額がゼロになった場合、ロング・ポジションの最大損失には上限があるが、ショート・ポジションの最大損失は、裏付けとなる株式の増加分にあたり、この増加分は、理論上、無制限である。

ロングまたはショート・エクイティ・スワップ・ポジションは、投資助言会社による原証券の将来の方向性に関する意見に基づくことに留意されたい。当該ポジションは、ファンドの成績に負の影響を与えることがある。

バリエーション・スワップ契約

一定のファンドは、原参照証券に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにバリエーション・スワップ契約に投資することができる。バリエーション・スワップ契約は、特定の原資産の測定されたバリエーション(またはボラティリティの2乗)に基づくキャッシュ・フローを交換することに合意する二当事者による取引を伴う。一方の当事者が、「固定利率価格」もしくは「変動利率価格」での行使価格の支払い、または想定元本額に関連した原資産のバリエーション実現価格を交換することに同意する。当初の行使価格は通常、スワップの公正価値がゼロになるように選択される。満期日において、ペイオフ金額が原資産の実現価格バリエーションと想定元本を乗じた行使価格間の差異に相当する場合、ネット・キャッシュ・フローが交換される。実現価格バリエーションの受取人として、ファンドは、原資産の実現価格バリエーションが行使価格より大きい場合にはペイオフ金額を受領し、当該差異が行使価格より小さい場合にはペイオフ金額を支払う義務を負う。実現価格バリエーションの支払人として、ファンドは、原資産の実現価格バリエーションが行使価格より大きい場合にはペイオフ金額を支払う義務を負い、当該差異が行使価格より小さい場合にはペイオフ金額を受領する。この種類の契約は、実質的に原資産の先物実現価格バリエーションにかかる先渡契約である。

7. 効率的なポートフォリオ運用

ファンドの投資目的および投資方針により認められている範囲において、ならびに中央銀行によって適宜設定された制限および英文目論見書の規定の遵守を条件として、すべてのファンドは金融デリバティブ商品および投資手法を効率的なポートフォリオ運用のために利用する。ファンドは、金利変動、非機能通貨の為替レート変動もしくは証券価格変動をヘッジするため、または全体的な投資戦略の一環としてこれらの金融デリバティブ商品および投資手法を利用する。

2025年12月31日に終了した会計年度中にレポ契約から生じた受取利息/(支払利息)の合計額は、366,830,619米ドル/(0)米ドル(2024年12月31日:404,205,655米ドル/(0)米ドル)であった。

2025年12月31日に終了した会計年度中にリバース・レポ契約から生じた受取利息/(支払利息)の合計額は、8,635米ドル/(907,085)米ドル(2024年12月31日:0米ドル/(96,103)米ドル)であった。

2025年12月31日に終了した会計年度中に売却/買戻特約付取引から生じた受取利息/(支払利息)の合計額は、0米ドル/(1,094,136)米ドル(2024年12月31日:0米ドル/(832,923)米ドル)であった。

8. 税金

現行の法令および実務に基づき、本投資法人は、アイルランドに居住する限りにおいて、1997年統合租税法(改正済み)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、投資主への分配金支払い、投資証券の換

金、買戻し、消却、譲渡またはみなし処分(該当期間の満了時に処分が行われたものとみなされる)もしくは譲渡にかかる利得に対して支払うべき税額を満たす目的における、本投資法人による投資主の投資証券の処分または消却が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- a) 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない投資主。
ただし、1997年統合租税法(改正済み)の規定に基づきファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、および、そこに含まれる情報がもはや実質的に正確ではなくなることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していないこと、または、適切な宣言書がない場合、総額の支払いを行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- b) 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税投資主。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていないと認められない。
- c) 歳入庁の命令によって指定された、認識された清算システムで保有されている投資証券に関連するあらゆる取引。
- d) あるサブ・ファンドを代表する投資証券と当該ファンドの他のサブ・ファンドとの交換。
- e) 当該ファンドの他のファンドとの適格な合併または再建に関して生じる投資証券の交換。
- f) 配偶者と前配偶者との間の一定の投資証券交換。

適切な宣言がない場合、当該ファンドは課税対象事象の発生に対してアイルランドの税金を負担する。

投資信託体制に従って、歳入庁は、アイルランド国外で販売されているファンドに対し、関係申告がなく、「同等措置」の要件を満たすことを条件に、非居住投資主への支払いをアイルランド税が控除されることなく行えるよう承認を与えることができる。当該承認の受領を希望するファンドは、該当する条件を満たすことを確認する書面を歳入庁に申請する必要がある。

本投資法人がその投資(アイルランドの発行者の証券を除く)に関連して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン(もしあれば)は、投資対象の発行者が所在する国において源泉税を含む税金が課せられることがある。アイルランドと当該国との間の二重課税協定における源泉税の軽減税率から本投資法人が恩恵を受けることができない場合があると予想される。かかるポジションが将来変更され、より低い金利が適用され本投資法人に返済されることになった場合、純資産価額は再表示されず、利益は返済時に均等に既存の投資主に配分される。

英国歳入関税庁によって導入されたファンド報告体制に従って、各投資証券クラスは、英国税務目的上、個別の「オフショア・ファンド」とみなされる。当該報告体制は、オフショア・ファンドが、歳入関税庁から報告ファンドとしての取扱いを受けるために、事前に認可の申請を行うことを認めている。オフショア・ファンドが「報告ファンド」に一度認可されると、報告ファンドとしての条件を満たしている限りは、歳入関税庁に追加申請をする必要はない。本投資法人における各投資証券クラスは、「報告ファンド」として取扱われている。これは、歳入関税庁によって承認されている。

最低税率指令は、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み(以下「BEPS」という。)の第2の柱ルールが欧州連合全体で実施されるよう規定している。第2の柱に関する法律は、アイルランドで制定され、2024年1月1日から始まる会計年度から適用される。本投資法人は、BEPS第2の柱ルールにおける投資事業体の定義および投資ファンドの課税中立性を保護するための条項に合致している。これにより、本投資法人は、BEPS第2の柱要件および適格国内最低トップアップ税(以下「QDMTT」という。)要件における定量的開示から除外される。

9. 分配方針

分配は、該当するファンドの補遺の記載に基づいて、以下の中から宣言される。() 利息および分配で構成される純投資利益、() 実現および未実現損失(手数料および費用を含む。) 控除後の投資有価証券売却実現利益。実現および未実現損失控除後の投資有価証券売却実現利益がマイナスとなる場合においても、ファンドは純投資利益および/または資本から分配を支払うことがある。() 該当するファンドまた

は該当するファンドの投資証券クラスから法律に基づいて分配することができるその他のファンド(資本を含む。)

管理報酬およびその他の報酬またはそれらの一部は、資本に賦課され、その結果、資本が減少し、収益は将来の資本増加の潜在性により達成される可能性があり、すべての資本がなくなるまでこのサイクルが続く可能性がある。資本に賦課される理論的根拠は、投資主への分配可能金額を最大限にすることである。

インカム クラスについては、取締役の裁量により、報酬が資本から支払われると同時に、該当するヘッジ投資証券クラスと(資本からの分配を構成する)基準投資証券クラスとの間の利回り格差が考慮されることがある。当該利回り格差は、ヘッジクラスから生じる投資証券クラスのヘッジの寄与分を考慮して計算され、プラスにもマイナスにもなり得る。

UKインカム・ボンド・ファンドおよびピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドの場合、毎月分配宣言され、投資主の選択に応じて現金で支払われるか、宣言後に毎月追加投資証券に再投資される。

ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンドおよびユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドの場合、毎年分配宣言され、投資主の選択に応じて現金で支払われるか、宣言後に追加投資証券に再投資される。

インカム投資証券であるその他のすべてのファンドの場合、四半期毎に分配宣言され、投資主の選択に応じて現金で支払われるか、追加投資証券に再投資される。

買戻可能投資証券の投資主に対する分配は、運用計算書において財務費用に分類される。累積投資証券に割当てられる収益または利益は、分配宣言されることも分配されないこともないが、累積投資証券の投資証券1口当たり純資産価格は、当該収益または利益を考慮に入れ、増加する。投資証券に再投資されない分配は、銀行振込によって投資主に支払われる。配当宣言日から6年間に亘り請求されなかった分配金は、失効し、該当ファンド勘定に繰戻される。投資主は、追加投資証券について、分配金の再投資か、または分配金を現金で支払われることを選択することができる。

運用計算書毎の分配金の一部は、以下のファンドの資本から支払われた(金額は千単位で表示。)

ファンド	2025年12月31日	2024年12月31日
	終了年度	終了年度
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	€ 14	€ 0
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	\$ 148	\$ 0
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	€ 838	€ 1,013
UKインカム・ボンド・ファンド	121	0

10. ソフト・コミッション協定

本投資法人またはその投資助言会社は、ファンドのために執行ブローカー機関を通じて取引を成立させることができる。執行ブローカー機関は、定期的な注文の執行に加え、随時、本投資法人もしくはその業務代行者に対して、商品、サービス、または調査およびアドバイザリー業務等のその他の便益を提供するか、またはその手配を行うことができる。本投資法人またはその投資助言会社は、これらのブローカーに対し、認可された商品またはサービスの規定に適用されるフルサービスの仲介手数料を支払うことがある。金融商品市場指令(以下「MiFID」という。)の投資会社であるか、同等の規制条項の対象となるこれらの投資助言会社は、各ファンドの資産管理に関して購入する第三者の調査に対して、自らの資金から直接支払うものとする。

11. 債務の分別

本投資法人は、変動資本を有するオープン・エンド型アンブレラ型投資法人であり、サブ・ファンド間に債務の分別を有する。したがって、本投資法人のファンドに帰属する債務は、当該ファンドの資産でのみ返済され、当該債務がいつ発生したかに関わらず、本投資法人、取締役、財産管理人、調査官、清算人、暫定

清算人またはその他のいかなる者の資産も本投資法人のその他のファンドで発生した債務の返済に充てることはなく、また充てる義務もない。

12. 英文目論見書および補遺の変更ならびに協会の定款の変更

2025年5月19日付で、ピムコ・オブリゲージョナリオ・ブルーデント・ファンドの補遺が更新され、インスティテューショナル投資証券クラスの管理報酬の免除が2年間延長され、2027年5月19日までとなった。

2025年6月9日付で、本投資法人の英文目論見書が以下のとおり更新された。

- ・ 「グローバル投資リスク」セクションが更新された。
- ・ 一般的なリスク要因から「LIBOR段階的廃止リスク」が削除された。
- ・ 税務開示が更新された。
- ・ 「配分リスク」セクションが更新された。
- ・ V・マンガラ・アナンタナラヤナン、フランシス・ルアンおよびマイルス・リーに関する経歴が更新された。
- ・ 付属書類1(規制市場)および付属書類5(保管受託銀行の保管業務の委任)に関する修正が行われた。

さらに、以下のとおり複数のファンドの補遺が更新された。

- ・ ファンドの休日カレンダーとの整合性のため、各ファンド補遺における「取引日」の定義が更新された。
- ・ マルチ・アセット・アロケーション・ファンド、マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドおよびピムコ・オブリゲージョナリオ・ブルーデント・ファンドのロシア関連エクスポージャーの開示が改訂された。
- ・ 終了および廃止に伴い、U.S.ハイ・イールド・BB-B・ボンド・ファンドに関する補遺(および同ファンドの参照箇所)が英文目論見書から削除された。
- ・ マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドおよびピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドに関する補遺に固有のリスク要因が更新された。

2025年11月27日付で、本投資法人の英文目論見書が更新された。主な更新内容は以下のとおりである。

2020年1月31日の英国のEU離脱に伴い、EEAのUCITSサブ・ファンドは、暫定マーケティング許可制度(以下「TMPR」という。)の下で英国における販売登録が行われている。現在、TMPRは海外ファンド制度(以下「OFR」という。)に置き換えられており、英国で登録されている本投資法人のサブ・ファンドは、2026年初頭にOFRの下での登録申請を行う必要がある。FCAハンドブックには、英国で販売されるサブ・ファンドが満たすべき英文目論見書の開示要件が定められている。このため、2025年11月27日付で、本投資法人の英文目論見書はこれらの要件に従って更新された。主な更新内容は以下のとおりである。

- ・ 株主はサブ・ファンドのいかなる債務についても責任を負わず、株主の損失はその保有株式の価値に限定される旨を明示的に記載した。
- ・ 「指数」セクションにおいて、「制約型」「目標型」および「比較」ベンチマークの定義を追加した。
- ・ 投資方針の一環としてトータル・リターンまたは実質リターンの達成を目指すサブ・ファンドに適用されるリスク要因を追加した。
- ・ 「英国税務上の考慮事項」セクションを削除し、当該開示を英国カントリー補遺へ移行した。
- ・ ピムコ・オブリゲージョナリオ・ブルーデント・ファンドの補遺において、サブ・ファンドのベンチマークとの比較におけるパフォーマンス情報が本投資法人の財務書類に記載される旨の更新を行った。

当会計年度中、本投資法人の覚書および定款は変更されなかった。

13. 報酬および費用

(a) 管理会社に支払われる報酬

管理会社に支払われる報酬は、各ファンドの純資産価額の年率2.50%を超えない。

(b) 管理報酬

英文目論見書に記載されるとおり、各ファンドについて、管理会社は、投資助言、管理事務、保管その他のサービスを提供または手配し、かかるサービスの見返りとして、ファンドは管理会社に単一の管理報酬を支払う。(英文目論見書に定義されるとおり)各ファンドの管理報酬は、(関連ファンドの補遺に定義されるとおり)各取引日に発生し、毎月後払いされる。管理会社は、投資助言会社により提供された投資助言およびその他のサービスの対価を支払うためおよび管理会社がファンドのために手配した管理事務、保管その他のサービスの対価を投資助言会社が支払うため、管理報酬の全額または一部を投資助言会社に支払うことができる。

各ファンドの各クラスの管理報酬(純資産価額に対する年率の割合で表示されている。)は以下のとおりである。

ファンド	インスティテューショナル・ クラス(%)	リテイル・クラス (%)
ダイナミック・ボンド・ファンド	0.90	1.80
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	0.22	該当なし
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	0.22	該当なし
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	0.95	該当なし
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	該当なし	1.16
ピムコ・オブリゲーション・プルーデント・ファンド ⁽¹⁾	0.30	該当なし
UKインカム・ボンド・ファンド	0.49	該当なし

(1) 当該インスティテューショナル・クラスは、年率0.16%の報酬の免除が考慮される。かかる報酬の免除は、2027年5月19日に終了する。

すべてのファンドの管理報酬は、上記の報酬の免除の修正を除き、2025年12月31日に終了した会計年度中に変更されていなかった。

ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドは、クラスZ投資証券は、主に、本投資法人のその他のファンドに募集されるかまたは、投資助言会社もしくはPIMCO関係当事者との間で投資運用契約もしくはその他の契約を締結した機関投資家によって直接投資される。クラスZの募集の性質により、また、報酬の重複を避けるために、クラスZの管理報酬は年率0.00%に設定される。

各ファンドの各投資証券クラスに対する管理報酬(その純資産価額の年率の割合で表示される)は、各ファンドの関連補遺に記載される。また、投資主は、ファンドの関連補遺に明確に規定される場合、ファンドまたは投資証券クラスレベルで元本に対して管理報酬が課せられる可能性があることに留意しなければならない。

リテイル・クラス投資証券に帰属する管理報酬は、通常、その他の投資証券クラスに帰属する管理報酬よりも高い。管理会社は、かかる高い報酬部分の差額より、販売会社またはブローカー・ディーラー、銀行、金融仲介業者もしくはその他の仲介業者により直接的または間接的にファンドの当該投資証券クラスにおける投資主に対して提供される販売、仲介およびその他のサービスにかかる費用を支払うことができる。管理報酬の固定的な性質により、管理報酬によりカバーされるサービス経費の値上がりリスクおよび純資産の減少により管理報酬を上回って増加する当該サービスに関する費用水準のリスクを引き受けるのは投資主ではなく管理会社である。反対に、純資産の増加による費用水準の低下を含め、管理報酬によりカバーされるサービス経費の値下がりによって利益を得るのは投資主ではなく管理会社である。

(c) 投資助言サービス

管理会社は、本投資法人を代理して、投資助言サービスを提供し、および/または提供を手配する。当該サービスには、各ファンドの資産の投資および再投資が含まれる。投資助言会社および販売会社の報酬は、(もしあれば、付加価値税と併せて)管理会社により管理報酬から支払われる。

(d) 管理事務、保管サービスおよびその他のサービス

管理会社は、本投資法人を代理して、管理事務、保管サービスおよびその他のサービスを提供し、および/または提供を手配する。当該サービスには、各ファンドに関する管理事務、名義書換事務代行、ファンド会計、保管および副保管が含まれる。管理事務代行会社および保管会社の報酬および費用は、(もしあれば、付加価値税と併せて)管理会社により管理報酬から、または投資助言会社から支払われる。

管理会社は、本投資法人を代理して、一定のその他のサービスを提供し、および/または提供を手配する。これらには、ファンドの運営に必要な上場ブローカー・サービス、支払代理人およびその他の地域代理人サービス、会計、監査、法律ならびにその他の専門アドバイザー・サービス、会社事務サービス、印刷、公表および翻訳サービスならびに一定の監督、管理事務および投資主サービスの提供および調整が含まれる。上記サービスに関する手数料および通常費用は、(もしあれば、付加価値税と併せて)管理会社によりまたは管理会社を代理して投資助言会社により管理報酬から支払われる。

ファンドは、管理報酬によってカバーされない、運用に関するその他の費用を負担する。公租公課、ブローカー費用、手数料および(投資および潜在的な投資にかかるデュー・デリジェンスに関連する手数料および費用、ならびに/または当該取引の交渉に関連する手数料および費用を含むがそれらに限定されない)その他の取引費用、支払利息を含む借入費用、設立費、(訴訟および補償費等の)臨時費用ならびに本投資法人の独立取締役およびそのカウンセルに対する報酬および費用を含むがそれらに限定されない当該運用に関するその他の費用は、変動し、かつファンド内の費用合計水準に影響を及ぼす可能性のある費用である。

本投資法人は、2025年12月31日に終了した会計年度に60,000ユーロ(2024年12月31日:55,000ユーロ)の独立取締役報酬を支払った。さらに、各独立取締役は、合理的な小口費用の払戻しを受ける。ファンドにおける取締役に対する別個の報酬を受領した独立取締役はいなかった。取締役報酬は、運用報告書の「その他の費用」に計上される。

下表は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度中に本投資法人が法定監査人により請求された報酬について表示している。下表の報酬は、付加価値税および自己負担費用を含まない。

監査報酬	2025年12月31日	2024年12月31日
	ユーロ	ユーロ
事業体の財務書類の監査	79,389	79,389
その他の保証業務	0	0
税務顧問業務	0	0
その他の非監査業務	0	0

サービス報酬

(関連ファンドの補遺に定義されるとおり)インベスター・クラスのみ適用されるサービス報酬は、管理会社に支払われ、投資証券の販売およびマーケティングならびに/もしくは投資主への一定のサービスの提供、またはファンド投資証券を資金媒体として使用する計画またはプログラムの管理に関連するサービスを提供するブローカー・ディーラー、金融仲介業者またはその他の仲介業者に払戻しを行い、(関連ファンドの補遺に定義されるとおり)その他の関連費用の払戻しを行うために使用することができる。サービスは、管理会社が直接または間接的に、ブローカー・ディーラー、金融仲介業者またはその他の仲介業者を通じて、インベスター・クラスのすべての投資主に対して提供される。課される手数料について、インベスター・クラスのすべての投資主に同一のサービスが適用される。これらのサービスには、ファンドおよびそれらのパフォーマンスについての投資主からの問い合わせへの対応、投資証券の購入、買戻しおよび交換に関する投資主の支援、個別の口座情報の維持、投資主への決算報告書の提供ならびにファンドにおける投資主の投資に関連するその他の記録の維持が含まれることがある。

ファンド投資証券を資金媒体として使用する計画またはプログラムには、事業主が維持するユニット・リンク型保険商品および年金、退職金または貯蓄計画が含まれる。インベスター・クラスのすべての投資主

は、当該投資主とサービス関係を有する金融仲介業者との間で締結された契約に従い、サービスを受ける。サービス報酬は、インベスター・クラスに帰属する各ファンドの純資産価額の年率0.25%に基づいて計算される。サービス報酬は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度中に変更されていない。

プレイスメント報酬

(関連ファンドの補償に定義されるとおり)各リテイル・クラスの当初募集期間終了後の最初の評価時点(以下「支払日」という。)のマルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの純資産価額の2%のプレイスメント報酬は、ファンドに関する販売サービスに対する報酬として課せられ、管理会社に留保されない(以下「プレイスメント報酬」という。)。プレイスメント報酬は、支払日に各リテイル・クラスに課せられ、前払費用としてファンドの資産に追加される。

プレイスメント報酬は、取引純資産価額を計算する目的で、7年間にわたって償却される。しかしながら、FRS第102号は、そのような費用は発生時に費用処理することを要求している。したがって、財務書類の目的上、未償却プレイスメント報酬は、運用計算書および純資産変動計算書で全額認識される。

解約手数料

マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの投資証券の償還時には、償却期間中に解約手数料(以下「解約手数料」という。)が課され、各リテイル・クラスに関して支払期日現在の純資産価額に基づき、以下のとおり支払われる。

第一および第二会計年度	2.00%
第三および第四会計年度	1.50%
第五および第六会計年度	1.00%
第七会計年度	0.50%

解約手数料は、ファンドに留保され、当該投資証券が償還される取引日付の投資証券1口当たり純資産価格の3%を超えない。

(e)費用制限(管理報酬の放棄および補償を含む。)

管理会社は、2010年6月22日付の本投資法人と管理会社との間の管理契約に基づき、ファンドのクラスについて年間ファンド運営費総額を管理するために、設立費用および取締役の比例割合報酬の支払いに起因して、当該運営費が、当該ファンドのクラスの管理報酬総額(該当する管理報酬の放棄の適用前)および上記の管理報酬によりカバーされない当該ファンドの投資証券クラスが負担するその他の費用(設立費用および取締役の比例割合報酬を除く。)に年率0.0049%(ファンドの純資産価額に基づき日々計算される。)の額を加算した額を上回る範囲(および期間)の管理報酬の全部または一部を放棄し、減額または払戻すことを本投資法人との間で合意した。

管理会社は、管理契約が効力を有する月に、過去36か月間に管理契約に基づき放棄され、減額されまたは払戻された管理報酬の一部(以下「払戻額」という。)の補償をファンドから受けることができるが、管理会社に支払われる当該金額は、(1)該当するファンドのクラスの平均純資産(日々計算される。)の年率0.0049%を超えないこと、(2)払戻額の総額を超えないこと、(3)管理会社に以前に払戻された額を含まないこと、または(4)ファンドのクラスに負の利回りを継続させる原因とならないことを条件とする。

運用計算書に開示されている管理報酬は、適用ある場合、当該管理報酬の放棄の総額で認識される。管理報酬の放棄は、運用計算書において、投資助言会社による返還金で認識される。管理報酬は、放棄を控除した金額で管理会社に支払われる。

14. 関連当事者取引

管理会社、投資助言会社、販売会社および取締役は、本投資法人の関連当事者である。当該当事者に支払われるべき報酬は、適用ある場合、注記13に開示される。

各ファンドは、本投資法人のその他のファンドおよび/または管理会社もしくは管理会社の関連事業体(以下「関連ファンド」という。)が管理するその他の集団投資スキームに投資することができる。

2025年12月31日現在、マルチ・アセット・アロケーション・ファンドの純資産価額の100.00%(2024年12月31日:100.00%)、ピムコ・オブリゲーションリオ・ブルーデント・ファンドの純資産価額の100.00%(2024年12月31日:100.00%)が、ファンドの関連先とみなされる事業体により保有され、ピムコ・ミドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドの純資産価額の99.97%(2024年12月31日:100.00%)が、ファンドの関連先とみなされる事業体により保有されている。

アリアンツ・グループ、本投資法人のファンド、本投資法人に関連するファンドおよび投資助言会社の従業員を除く投資主が当該ファンドの純資産の20%以上を別途所有しているファンドは、注記16において別途開示されている。

マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド(本投資法人の関連会社と考えられるグローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシーのPIMCOファンドのファンドである。)のZクラスに投資している。Zクラスの募集の性質上、また報酬の重複を避けるために、Zクラスの管理報酬は年率0.00%に設定されている。

UKインカム・ボンド・ファンドは、PIMCOイーティーエフ・ピーエルシーのファンドであるピムコ・ユーロ・ショート・マチュリティー・UCITS・ETFおよびピムコ・スターリング・ショート・マチュリティー・UCITS・ETFに投資し、これは関連ファンドとみなされる。投資ファンドは報酬がない投資証券クラスを募集していないため、管理報酬はファンド投資および投資先関連ファンドの両方により支払われる。したがって、投資助言会社の報酬の放棄は、投資ファンドによる管理会社への支払いの前に相殺される。かかる相殺は、運用計算書の投資助言会社による払戻しに計上される。

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度において、以下のファンドは、関連ファンドの有価証券の購入および売却、クロス投資に関連する購入および売却ならびに関連ファンドへの投資の購入および売却に従事した(金額は千単位で表示。)

ファンド	2025年12月31日	
	購入 米ドル	売却 米ドル
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	0	3,101
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	0	10,201
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	104	10,058
UKインカム・ボンド・ファンド	0	2,743
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	1,060,134	101,313

ファンド	2024年12月31日	
	購入 米ドル	売却 米ドル
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	0	6,191
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	46,417	73,236
ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンド	35,619	92,846
UKインカム・ボンド・ファンド	5,198	12,870
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	1,331,706	0

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンドは、クレディ・スイスAT1債(以下「AT1債」という。)を保有していた。このAT1債は、銀行および金融業界セクターの社債ポジションの保有に関連している。

2024年5月15日に発生したピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンドからの特定償還およびピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであるピムコ・ヨーロッパ・ショートターム・オポチュニティーズ・ファンドへの特定出資に関連して、AT1債はピムコ・ヨーロッパ・ショートターム・オポチュニティーズ・ファンドに移転することはできないと判断された。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ピムコ・ヨーロッパ・ショートターム・オポチュニティーズ・ファンドへの支払額のうち、AT1債の比例配分された部分に帰属する金額は、ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンドの資産・負債計算書において、関連会社への未払金として計上されている。ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンドは、AT1債に関して将来受領する可能性のある純利益(もしあれば)の99.26%相当の金額をピムコ・ヨーロッパ・ショートターム・オポチュニティーズ・ファンドに支払う。

投資証券、社債および契約における取締役および秘書役の利益

取締役は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了する会計年度中、本投資法人の投資証券および社債に利害関係を有しなかった。本投資法人とサービス契約を締結している取締役は一人もいない。

秘書役は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了する会計年度中、本投資法人の投資証券および社債に利害関係を有しなかった。

本投資法人は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了する会計年度中、従業員を有しなかった。

15. 為替レート

(アイルランドの会社法に基づき要求される)ファンドの財務書類を結合し、本投資法人の数字を算出する目的で、資産・負債計算書の金額は2025年12月31日現在の為替レートで英ポンドから米ドル(米ドル/0.74347英ポンド)(2024年12月31日:米ドル/0.79847英ポンド)およびユーロから米ドル(米ドル/0.85146ユーロ)(2024年12月31日:米ドル/0.96572ユーロ)へ換算されている。運用計算書および純資産変動計算書の金額は、2025年12月31日に終了した会計年度の平均為替レートで英ポンドから米ドル(米ドル/0.75901英ポンド)(2024年12月31日:米ドル/0.78267英ポンド)およびユーロから米ドル(米ドル/0.88629ユーロ)(2024年12月31日:米ドル/0.92453ユーロ)へ換算されている。

下表は、本投資法人のファンドの機能通貨であるユーロ、英ポンドおよび米ドル残高を換算するために使用される為替レート、ならびに各ファンドの機能通貨以外の通貨建の投資対象ならびにその他の資産および負債の換算に使用される為替レートを示している。

外国通貨	2025年12月31日		
	ユーロ	表示通貨 英ポンド	米ドル
オーストラリア・ドル	1.76119	2.01702	1.49959
ブラジル・レアル	6.43570	7.37054	5.47975
カナダ・ドル	1.60988	1.84373	1.37075
スイス・フラン	0.93046	該当なし	該当なし
人民元(オフショア)	8.19761	該当なし	6.97995
人民元(中国本土)	8.20724	該当なし	該当なし
デンマーク・クローネ	7.46904	8.55398	6.35960
ユーロ(または€)	1.00000	1.14526	0.85146
英ポンド(または£)	0.87317	1.00000	0.74347
香港ドル	9.14134	10.46919	該当なし
ハンガリー・フォリント	383.94021	439.71084	該当なし
イスラエル・シェケル	3.74309	該当なし	156.74500
インド・ルピー	105.55891	該当なし	該当なし
日本円(または¥)	184.08925	210.82980	該当なし
韓国ウォン	1,691.85472	該当なし	該当なし
クウェート・ディナール	該当なし	0.41360	該当なし
メキシコ・ペソ	21.11603	24.18332	該当なし
ナイジェリア・ナイラ	該当なし	1,945.95053	該当なし
ノルウェー・クローネ	11.84651	13.56731	該当なし
ニュージーランド・ドル	2.04234	2.33901	1.73898
ペルー・ソル	該当なし	4.52286	該当なし
ポーランド・ズロチ	4.22238	4.83572	該当なし
スウェーデン・クローナ	10.82702	12.39974	該当なし
シンガポール・ドル	1.51034	1.72973	1.28600
タイ・バーツ	37.00106	該当なし	該当なし
トルコ・リラ	50.45909	57.78871	該当なし
台湾ドル	36.90182	該当なし	該当なし
米ドル(または\$)	1.17445	1.34505	1.00000
南アフリカ・ランド	19.46065	22.28747	該当なし

外国通貨	2024年12月31日		
	ユーロ	表示通貨 英ポンド	米ドル
オーストラリア・ドル	1.67245	2.02277	1.61512
ブラジル・レアル	6.39716	7.73714	6.17785
カナダ・ドル	1.48926	1.80120	1.43820
スイス・フラン	0.93842	該当なし	該当なし
人民元(オフショア)	7.60212	該当なし	7.34150
人民元(中国本土)	7.55837	該当なし	該当なし
デンマーク・クローネ	7.45726	9.01928	7.20160
ユーロ(または€)	1.00000	1.20946	0.96572
英ポンド(または£)	0.82681	1.00000	0.79847
香港ドル	8.04371	9.72858	該当なし
ハンガリー・フォリント	411.36503	497.53114	該当なし
イスラエル・シェケル	3.77300	該当なし	3.64365
インド・ルピー	88.65304	107.22265	該当なし
日本円(または¥)	162.73919	196.82717	157.16000
韓国ウォン	1,524.41140	該当なし	該当なし
クウェート・ディナール	該当なし	0.38611	該当なし
メキシコ・ペソ	21.53089	26.04084	該当なし
ノルウェー・クローネ	11.76054	14.22394	該当なし

ニュージーランド・ドル	1.84828	2.23543	1.78492
ペルー・ソル	該当なし	4.70514	該当なし
ポーランド・ズロチ	4.27724	5.17316	該当なし
スウェーデン・クローナ	11.44150	13.83808	該当なし
シンガポール・ドル	1.41263	1.70852	1.36420
タイ・バーツ	35.30537	該当なし	該当なし
トルコ・リラ	36.61580	44.28549	該当なし
台湾ドル	33.94835	該当なし	該当なし
米ドル(または\$)	1.03550	1.25240	1.00000
南アフリカ・ランド	19.53989	23.63279	該当なし

16. 金融リスク

本投資法人の金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、為替リスク、金利リスク、流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクである。

(a) 市場価格リスク

市場リスクは、主に保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。不利な価格変動に直面した際に、各ファンドがその保有ポジションを通じて被るであろう含み損を表す。投資助言会社は、ファンドの投資目的を継続する一方で、特定の国または産業セクターに関連するリスクを最小限に抑えるためにポートフォリオの資産配分を考慮する。

投資助言会社は、信用事由、金利の変動、信用スプレッドおよび回復額を含む市場リスクがファンドの投資有価証券に及ぼす影響を評価する様々な定量的技法を使用する。

投資助言会社は、市場リスクを定量化、評価および報告するために金融機関により広く使用される手法であるバリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)を使用する。VaRは、定義された保有期間において規定された信頼区間でポートフォリオにおける市場リスクの定量化を支える統計的枠組みである。一定のファンドは、相対VaRモデルまたは絶対VaRモデルを使用することがある。相対VaRモデルが使用される場合、ファンドの投資有価証券のVaRは、ファンドの定められた投資スタイルを反映する比較可能なベンチマークのポートフォリオまたは参照ポートフォリオ(すなわち、デリバティブを組込まない類似のポートフォリオ)のVaRの2倍を超えてはならない。絶対VaRモデルが使用される場合、ファンドの投資有価証券のVaRは、ファンドの純資産価額の20%を超えてはならず、保有期間は20日とし、履歴データの期間は1年未満とする。VaRは、すべての重要な市場価格、スプレッド、ボラティリティ、利率ならびに為替リスク、金利リスク、新興市場リスクおよびコンベクシティ・リスクを含むその他のリスクの相互作用から生じることがある、予測される最小、最大および平均損失額をこれまで観測された当該市場間の関係性に基づき定量化することを目指す。

デリバティブの使用は、追加のレバレッジ・エクスポージャーを生じさせることがあるが、かかる追加エクスポージャーは、中央銀行の要求に従って、VaR方式を使用することによりカバーされ、リスク管理される。投資助言会社は、日々、市場要素のエクスポージャーを使用することでポートフォリオのリスクを監視している。潜在的市場リスクは、パラメトリック・デルタ・ノーマル・アプローチまたはファクター・モデル・アプローチを使用して計算される。VaRは、直近の営業日の終値および市場情報を使用して毎日自動的に計算され、報告される。リスク統計の適用に応じて、様々な信頼水準(99%等)および期間の範囲(週または月)が選択される。

また、ストレス・テストが毎月ファンド毎にVaRモデルに関して実施される。PIMCOリスク・グループは、ストレス・テストの構成を監視し、市況またはファンド構成に妥当な場合に適切な調整を行う。ストレス・テストは、名目ソブリン金利、名目スワップ・レート、実質金利、信用スプレッド、株式評価、商品価値、通貨為替レートおよびインプライド・ボラティリティを含む財務上の変数に対する衝撃から生じる潜在的な損益を見積もる。月次のストレス・テストに加え、追加の3種類のストレス・テストも実施され、当該テストのいくつかは毎日使用され、分析のために相互に使用される。1つ目は、市場で予測不能な利回りの変動

が生じた場合に、ポートフォリオの価値に何が起こるかを測定するシナリオ・デュレーション・テストである。これらのデュレーションは、各営業日に計算される。2つ目のテストは、過去の危機シナリオのデータベースを含み、当該危機への反応をテストするために実施される。過去の危機シナリオは、市況の多数の予測不能な変動および相関マトリックスを含む。3つ目のテストは、将来起こり得るが現時点では起きていない状況を反映させるために手動で操作される相関マトリックスを含む。

計算は、通常、自動シミュレーションを使用して行われる。しかし、相関マトリックスにおけるどのような変動がポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすかを手動で確認する方法も存在する。これらの相関性の変動がその後分析され、当該変動を生じさせることがあり得る現実の事象が割り当てられる。

当然ながら、実際の経済的成果が手動および自動化されたシナリオと大きく異なることを排除できない。

日々のVaRの測定は、VaRモデルの仮定と関連する時間の99%を超えない次の1か月間のポートフォリオの損失の見積もりである。

ポートフォリオが晒される可能性があるすべてのリスクがVaRにより把握されることを意図しておらず、とりわけ、本枠組みは流動性リスク、カウンターパーティ信用リスクまたは発行体による債務不履行などの極度の信用事由の把握に努めていない。実務上、実際の取引損益は、VaRと異なり、苦しい市況下では損益の有意義な指標を提供できないことがある。VaRモデルの信頼性を決定する目的で、VaRの計算に使用される想定およびパラメーターの有効性をテストするために実際の結果が監視される。市場リスクポジションに対しても、各ファンドが極度の市場事由に耐え得ることを保証するために定期的なストレス・テストが実施される。

下表は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の各ファンドの最小、最大、平均および期末のVaRを表示している。

ファンド	方式	ベンチマーク	2025年12月31日			
			最小	最大	平均	期末
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	絶対	該当なし	4.02%	5.34%	4.61%	4.15%
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	絶対	該当なし	3.29%	4.36%	3.78%	3.29%
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	相対	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(ユーロ・ヘッジ)	135.77%	157.48%	144.84%	144.85%
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	相対	75%ブルームバーグ米国総合債券インデックス/MSCI ACWIハイディビデンド・ワールド・インデックス	106.19%	130.88%	116.33%	115.80%
ピムコ・オブリゲーション・ブルーデント・ファンド	絶対	該当なし	0.09%	0.23%	0.15%	0.21%
UKインカム・ボンド・ファンド	絶対	該当なし	4.67%	6.71%	5.33%	4.74%
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	相対	FTSE 3か月物財務省短期証券・インデックス	15.09%	34.35%	20.84%	34.35%

ファンド	方式	ベンチマーク	2024年12月31日			
			最小	最大	平均	期末
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	絶対	該当なし	4.54%	5.81%	5.01%	4.73%
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	絶対	該当なし	3.81%	4.65%	4.10%	4.12%
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	相対	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(ユーロ・ヘッジ)	89.16%	142.76%	117.75%	137.78%
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド ⁽¹⁾	絶対	該当なし	4.81%	7.42%	5.65%	6.14%

	相対	75%ブルームバーグ米国総合債券 インデックス(ユーロ・ヘッ ジ) / MSCI ACWIハイディビデン ド・ イールド・インデックス (ユーロ・ヘッジ)	90.99%	133.79%	102.62%	104.31%
ピムコ・オブリゲーションナリオ・ ブルーデント・ファンド	絶対	該当なし	0.09%	6.06%	0.89%	0.12%
UKインカム・ボンド・ファンド	絶対	該当なし	4.05%	6.72%	5.50%	5.07%
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・ フローティングNAVファンド	相対	FTSE 3か月物 財務省短期証券・インデックス	18.45%	81.70%	42.66%	21.40%

(1) 当該ファンドは、2024年11月8日に絶対VaRモデルから相対VaRモデルに移行した。

中央銀行は、すべてのファンドに名目のエクスポージャー総額ベースで計算されるレバレッジの測定を開示することを要求する。名目のエクスポージャー総額の数値は、中央銀行により要求されるところに従い、かつ、ファンドがいずれかの時点において有する相殺およびヘッジの取決めを考慮せずに、(特定の先渡決済取引を含むとみなされる)デリバティブの想定金額の絶対値の総額を使用して計算される。(ヘッジ目的であれ投資目的であれ)デリバティブの使用は名目のエクスポージャー総額を増加させることがある。ファンドの名目のエクスポージャー総額は、例えば、投資助言会社がファンドの金利、通貨または信用エクスポージャーを変更するためにデリバティブ商品を利用することが最も適切であるとみなす場合に、高水準へ増加することが予測される。

下表は、2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度のファンドの名目のエクスポージャー総額の平均レベルを表示している。

ファンド	2025年12月31日*	2024年12月31日*
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	87%	67%
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	96%	92%
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	506%	397%
ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンド	0%	113%
UKインカム・ボンド・ファンド	520%	433%

* マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドおよびピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドにはOTC金融デリバティブ商品が含まれないため、これらのファンドの数値は含まれていないことに留意すること。

(b) 外国通貨リスク

ファンドが外国通貨に直接投資する場合、または外国通貨取引を行い外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは外国通貨エクスポージャーを有する金融デリバティブに投資する場合、これらの通貨はファンドの機能通貨に対して価値減少リスクに晒され、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの機能通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクに晒される。国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入(または市場への介入の失敗)、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的展開を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建有価証券への投資によってファンドのリターンが減少することがある。

ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド、ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド、マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドおよびピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンドは、2025年12月31日および2024年12月31日現在重大な外国通貨エクスポージャーを有していなかった。下表は、外国通貨エクスポージャーが重大である(すなわち、他のすべての変動要素が等しいと仮定して、

為替レートにおいて合理的に起こり得る変動の影響が純資産の著しい変動を生じさせることがある。)とみなされる通貨の為替リスクに対するエクスポージャー合計を表示している(金額は千単位で表示。)

マルチ・アセット・アロケーション・ファンド						
2025年12月31日現在			2024年12月31日現在			
	合計	ヘッジ	純額	合計	ヘッジ	純額
英ポンド	€ 80	€ (5,179)	€ (5,099)	€ 312	€ (4,729)	€ (4,417)
ハンガリー・フォリント	0	4,266	4,266	0	3,175	3,175
台湾ドル	0	(3,259)	(3,259)	0	(2,845)	(2,845)
米ドル	2,810	44,918	47,728	65,675	37,599	103,274
	€ 2,890	€ 40,746	€ 43,636	€ 65,987	€ 33,200	€ 99,187
ピムコ・オブリゲーション・ブルーデント・ファンド						
2025年12月31日現在			2024年12月31日現在			
	合計	ヘッジ	純額	合計	ヘッジ	純額
米ドル	€ 3,019	€ 0	€ 3,019	€ 10	0	€ 10
UKインカム・ボンド・ファンド						
2025年12月31日現在			2024年12月31日現在			
	合計	ヘッジ	純額	合計	ヘッジ	純額
米ドル	£ 30,950	£ (5,654)	£ 25,296	£ 37,204	£ (8,818)	£ 28,386

(c) 金利リスク

金利リスクは、金利変動により確定利付証券の価値が減少するリスクである。名目金利が上昇した場合、ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は減少する可能性が高い。名目金利は、実質金利と予想インフレ率の合計と表されることがある。長期デュレーションを有する確定利付証券は、短期デュレーションを有する証券と比べて金利変動に敏感で、金利変動によって不安定になる傾向がある。デュレーションは、主に、金利(すなわち利回り)の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度測定において有用である。

すべてのファンドは主に確定利付債券に投資を行い、したがって、これらの金融ポジションおよびキャッシュ・フローにかかる市場金利の実勢レベルの変動による影響に伴うリスクに晒される。これらの投資は、投資有価証券明細表に開示されている。一切の余剰現金および現金等価物は、短期市場金利で投資される。

本投資法人の金利リスクに対するエクスポージャーの感応度は、注記16(a)に開示される全体的なVaRの計算に含まれている。

(d) 流動性リスク

ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に、投資証券の買戻しの影響を受ける。参加型投資証券の投資主は、その投資証券の一部またはすべてを英文目論見書に従い買戻すことができる。買戻可能投資証券は、投資主の要求に応じて買戻され、資産・負債計算書に含められる。ファンドの資産は、主に、直ちに現金化できる有価証券で構成されており、英文目論見書に従った投資主の買戻請求に対応するために直ちに売却することができる。流動性リスクは、特定の投資対象を売買することが困難な場合に存在する。また、流動性の低い有価証券は、とりわけ市場の変動時に評価を行うことが一層困難になる可能性がある。流動性の低い有価証券に対するファンドの投資は、当該有価証券を有利な時期または価格で売却することができず、ファンドの収益を減少させることがある。ファンドは、外国証券、デリバティブまたは重大な市場リスクおよび/または信用リスクを有する有価証券を伴う主要な投資戦略を有するため、流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

また、一部の投資対象の市場は、一部の発行体の状況における特定の不利な変更とは別に、不利な市場または経済情勢において流動性が低くなる場合がある。このような場合において、ファンドは、流動性のない証券への投資制限およびかかる証券もしくは商品の売買が困難であることにより、特定のセクターへの適度なエクスポージャーを達成できない可能性がある。ファンドの主な投資戦略に時価総額が少ない企業の証券、外国証券、流動性が低いセクターの確定利付証券または多大な市場リスクおよび/もしくは信用リスク

を伴う証券が含まれている限りにおいて、ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーは最大となる可能性が高い。さらに、満期までのデュレーションがより長い確定利付証券は、満期までのデュレーションがより短い確定利付証券と比べ、より高度な流動性リスクにさらされる。

最後に、流動性リスクは、過度の買戻請求またはその他の異常な市況のリスクにも起因するため、ファンドは、許可された期間内にすべての買戻請求に応じることが困難となる場合がある。かかる買戻請求に応じることにより、ファンドは低価格または不利な条件での証券の売却を余儀なくされ、ファンドの価格は下落する可能性がある。また、他の市場参加者がファンドと同時に保有債券の売却を試み、市場の供給過多を招き、流動性リスクおよび値下げ圧力を高める場合もある。

すべてのファンドについて、本投資法人は、いかなる取引日に買戻されるいかなるファンドの投資証券口数も、発行された当該ファンドの投資証券の総数の10%に制限する権利を有する。この場合、本投資法人は、当該取引日に買戻請求があった場合、比例配分でこれを減額し、買戻請求がその後の各取引日に受領されたものとして取り扱うものとし、当初の請求に関連するすべての投資証券が買戻されるまで、買戻請求を処理するものとする。

本投資法人の定款には、投資主から受領した買戻請求より、いずれかの取引日に、本投資法人により買戻される、いずれかのファンドの投資証券の純資産価額の5%を超えることとなる特別な規定が含まれている。この場合、本投資法人は、その独自の裁量により(関連するファンド補遺に別段の記載がない限り)、買戻収益が一切の買戻手数料および譲渡にかかるその他の費用を控除した現金で支払われたものとして買戻された投資証券の買戻価格に等しい価値を有する関連するファンドの資産の投資主に対する物品(現物)による譲渡により買戻請求を履行することができる。但し、当該分配が当該ファンドの残りの投資主の利益を損なわないことを条件とする。当該買戻しを請求する投資主が、資産の当該分配による買戻請求を満たすことを選択する本投資法人の意思通知書を受領した場合、当該投資主は、当該資産を譲渡する代わりに、当該投資主に対する売却および売却代金の支払いの手配を本投資法人に要求することができ、その費用は当該投資主が負担するものとする。

希薄化の影響を軽減するために、取締役はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対してスイング・プライシング調整を行うことができる。

ファンドについて現在認識されている負債は、資産・負債計算書に掲載されており、これらの負債の大半は、金融デリバティブ商品債務および空売り証券を除いて、3か月以内に支払われる。金融デリバティブ商品債務の最も早い契約上の満期日は、投資有価証券明細表に開示されている。

金融デリバティブ商品は、為替予約契約、先物契約、オプション契約およびスワップ契約の会計年度末時点の公正価値で構成される。金融デリバティブ商品は、売買目的で保有される金融資産および負債であり、主に短期売却目的で取得される。商品は、満期または償還まで保有する目的ではないため、実勢公正価値は、ポジションを売却するために必要な見積りキャッシュ・フローで表されることがある。ファンドの将来キャッシュ・フローおよび実現負債は、市況の変動に基づく流動負債と異なることがある。

投資助言会社は、ポートフォリオを監視し、投資有価証券が非流動的または迅速かつ容易に売却できない傾向にないかを検討することによって流動性リスクを管理し、ファンドの負債残高を賄うに足りる流動資産を確保する。

一定のファンドは、大口機関投資家タイプの投資主がファンドの純資産のかなりの部分を保有しているような、集中的な投資主基盤を有している場合がある。これにより、ファンドのその他の投資主は特定のリスクにさらされることになる。これらのリスクには、ファンドの資産の大部分が任意の日に買戻される可能性があり、ファンドの全体的な実行可能性に影響を与え得るリスク、または、(例えば解約ゲートを課す必要がある場合にファンドから買戻す等の)当日に買戻請求を提出していない他の投資主の能力に影響を与え得るリスクが含まれる。以下のファンドは、ファンドの純資産の20%超を保有する投資主を有するため、重大なリスクの集中に晒される。当該投資主が多額の資金解約の要求をした場合に、投資主の利益の集中は、ファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。アリアンツ・グループ、本投資法人のファンド、本投資法人

の関連ファンドおよび投資助言会社の従業員により保有される持分割合のパーセンテージは、適用ある場合、注記14において別途開示されているため、下記においては開示されていない。

ファンド	2025年12月31日		2024年12月31日	
	投資主	持分割合%	投資主	持分割合%
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	投資主B	99.59	投資主B	99.49
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	投資主B	99.56	投資主B	99.54
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド	投資主A	100.00	投資主A	100.00
UKインカム・ボンド・ファンド	投資主G	26.20	投資主G	28.62
UKインカム・ボンド・ファンド	投資主I	50.61	投資主I	49.63

(e) 信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、現在BBB / Baa2の最低格付けを有する取引相手方と取引を行っている。適用ある場合、ファンドは、公認の、信頼に値する取引所において、多数の顧客および取引相手方と取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。OTCデリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くがOTCデリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所または清算機関で取引されている金融デリバティブ商品について、主な信用リスクは、ファンドの清算ブローカーまたは取引所もしくは清算機関自体の信用力である。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約もしくは組入証券の貸付けの取引相手方が適時に元本および / または利息の支払い、またはその他の義務を履行できないもしくは履行する意志がない場合、ファンドは損害を被る可能性がある。有価証券および金融デリバティブ商品は、様々な程度の信用リスクに晒されており、これは、多くの場合信用格付に反映される。

信用リスクと同様に、ファンドは、取引相手方リスクまたはファンドの取引相手方がファンドに対する債務の実行または履行を怠るリスクに晒されることがある。投資助言会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな取引相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該取引相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該取引相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは証券の形で差出すものとする。ファンドは、該当する担保を有価証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保にかかる利息を取引相手方に支払う。以後、各ファンドに対する未払金額が減少した場合には、ファンドは、取引相手方から差出されていた担保のすべてまたは一部を、取引相手方に返還しなければならない。

すべての上場有価証券取引は、承認された取引相手方に、受渡時に決済 / 支払いがなされる。ファンドが売却した有価証券は、代金受領後に引渡されるため、債務不履行に陥るリスクは少ないと考えられる。支払いは、購入した証券が取引相手方により引渡された時点でなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は債務不履行となる。

基本相殺契約

一定のファンドは、選定された取引相手方との間で様々な相殺契約(以下「マスター契約」という。)の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護の仕組みを特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させる。各種マスター契約は、特定の種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の取引相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類に特有のものであるが、ファンドは、取引相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に取引相手方との

エクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。大半のマスター契約に基づき、所定の口座における取引相手方との関連マスター契約により規律される、(すでに実施されている既存の担保を除いた)特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額(取引相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドル(またはその他の適用される通貨)の範囲に及ぶ)を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。現時点では、米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、マスター契約またはその担保附属書により、高い格付を有する他の形態の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において、損益を通じて公正価値で測定される金融資産(譲渡性のある有価証券)または取引相手方への預託金(現金)のいずれかの構成要素として、資産に計上される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において取引相手方からの預託金として計上される。担保として受領した一切の有価証券の公正価値は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約(以下、それぞれ個別に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。)は、ファンドと選定された取引相手方との間で締結されるレポ契約、リバース・レポ契約および売却/買戻特約付取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。会計年度末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の公正価値、差出された担保または受領された担保および取引相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター有価証券先渡取引契約(以下「マスター先渡契約」という。)は、ファンドと選定された取引相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却/買戻特約付取引等の、特定の先渡決済取引を管理する。マスター先渡契約は、とりわけ取引開始ならびに確認、支払いならびに譲渡、債務不履行、償還および担保の維持に対する規定を保持する。会計年度末現在の先渡取引の公正価値、差出された担保または受領された担保および取引相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス(以下「ISDAマスター契約」という。)は、ファンドと選定された取引相手方間で締結された二者間のOTCデリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または償還に対する規定を保持する。償還は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期償還を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を取引相手方に付与する条件を含む。早期償還の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、取引相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた取引相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば(または法律で義務づけられている場合)、第三者の保管会社に分別保有することができる(またはすることができる)。会計年度末現在のOTC金融デリバティブ商品の公正価値、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。投資助言会社は、詳細な調査および分析を実施し、ファンドの信用リスクを判定および定量化する。投資を行うまたは行わないことで利益を得るために、投資助言会社は、ファンドのクレジット・エクスポージャーを頻繁に査定する。有価証券は、信用リスクの程度(多くの場合信用格付に反映される。)の変更による影響を受ける。下表は、各ファンド純資産価額の信用格付を分類した概要である。

ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド		
投資適格	100%	100%
非投資適格	0%	0%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド		
投資適格	100%	100%
非投資適格	0%	0%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド		
投資適格	100%	99%
非投資適格	0%	1%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド		
投資適格	100%	100%
非投資適格	0%	0%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンド		
投資適格	100%	100%
非投資適格	0%	0%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
UKインカム・ボンド・ファンド		
投資適格	94%	93%
非投資適格	6%	7%
格付なし	0%	0%
	100%	100%
ピムコ・ミドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド		
投資適格	100%	100%
非投資適格	0%	0%
格付なし	0%	0%
	100%	100%

2025年12月31日および2024年12月31日現在の本投資法人の実質的にすべての譲渡性のある有価証券は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管会社」という。)によって保管されている。これらの資産は、(中央銀行のUCITS規則に従って)各ファンドの分別口座で保管され、資産の保護預かりの信用リスクを減少させている。ただし、本投資法人は、預託先信用機関の信用リスクに晒されている。

保管会社の最終的な親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの2025年12月31日現在の長期信用格付は、フィッチ・レーティングス・エージェンシーにより発行されたAA-(2024年12月31日:AA-)である。

17. 投資証券資本

(a) 授権済投資証券

本投資法人の授権済投資証券資本は、無額面の買戻可能非参加型投資証券2口および無額面の参加型投資証券5,000億口で表章される。

(b) 非参加型投資証券

発行済非参加型投資証券2株は、本投資法人に対する引受人が取得し、管理会社および管理会社の受取人が保有している。非参加型投資証券は本投資法人の純資産価額の一部を構成しないため、この注記としてのみ財務諸表に開示される。取締役会の意見では、この開示は投資ファンドとしての本投資法人の事業の性質を反映している。

(c) 買戻可能参加型投資証券

発行済参加型投資証券資本は、常にファンドの純資産価額に等しい。買戻可能参加型投資証券は、投資主の選択により買戻可能であり、金融負債に分類される。2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度の参加型投資証券の口数の変動は、以下のとおりである(千単位で表示。)

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド		
インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	8,005	8,897
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(7,395)	(5,681)
	610	3,216
インカム投資証券		
発行	187	78
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(158)	(46)
	29	32
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド		
インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	28,518	12,943
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(10,301)	(8,160)
	18,217	4,783
インカム投資証券		
発行	1,163	932
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(665)	(726)
	498	206
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	1,269	1,181
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(1,549)	(562)
	(280)	619
シンガポール・ドルヘッジ・ インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	1,278	153
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(196)	(223)
	1,082	(70)
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド		
インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	7,027	1,234
分配金の再投資による発行	0	0

期中買戻し	(6,926)	(13,771)
	101	(12,537)
マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド		
リテイル・クラス： 累積投資証券		
発行	0	0
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(61)	(196)
	(61)	(196)
インカム投資証券		
発行	0	0
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(242)	(705)
	(242)	(705)
リテイル・クラス： 累積投資証券		
発行	0	0
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(121)	(600)
	(121)	(600)
インカム投資証券		
発行	0	0
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(478)	(1,500)
	(478)	(1,500)
ピムコ・オブリゲーションナリオ・ブルーデント・ファンド		
インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	1,010	3,505
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(659)	(92,216)
	351	(88,711)
UKインカム・ボンド・ファンド		
インスティテューショナル・クラス： 累積投資証券		
発行	13	33
分配金の再投資による発行	0	0
期中買戻し	(30)	(100)
	(17)	(67)
インカム投資証券		
発行	381	403
分配金の再投資による発行	1	1
期中買戻し	(1,121)	(1,456)
	(739)	(1,052)
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド		
クラスZ： インカム投資証券		
発行	12,706,741	11,562,591
分配金の再投資による発行	50,939	57,050
期中買戻し	(12,783,552)	(11,452,818)
	(25,872)	166,823

18. 純資産価額

直近3会計年度の各ファンドの買戻可能参加型投資証券の投資主に帰属する純資産、発行済投資証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである(投資証券1口当たりの金額を除き、千単位で表示されてい

る。)。本財務書類で開示されている投資証券1口当たり純資産価格には、FRS第102号により要求される調整が含まれていることがあり、その結果、投資主の純資産価額またはトータル・リターンが本財務書類で開示されているものと異なる可能性がある。端数処理により、純資産を発行済投資証券口数で除した金額は、投資証券1口当たり純資産価格と同額でないことがある。

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド			
純資産	€ 399,443	€ 384,835	€ 341,794
インスティテューショナル・クラス：			
累積投資証券	€ 394,907	€ 380,565	€ 337,832
発行済投資証券	35,417	34,807	31,591
投資証券1口当たり純資産価格	€ 11.15	€ 10.93	€ 10.69
インカム投資証券	€ 4,536	€ 4,270	€ 3,962
発行済投資証券	458	429	397
投資証券1口当たり純資産価格	€ 9.90	€ 9.95	€ 9.97
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド			
純資産	\$ 1,126,603	\$ 818,396	\$ 749,707
インスティテューショナル・クラス：			
累積投資証券	\$ 1,061,613	\$ 768,547	\$ 699,977
発行済投資証券	82,829	64,612	59,829
投資証券1口当たり純資産価格	\$ 12.82	\$ 11.89	\$ 11.7
インカム投資証券	\$ 22,171	\$ 17,073	\$ 15,776
発行済投資証券	2,432	1,934	1,728
投資証券1口当たり純資産価格	\$ 9.12	\$ 8.83	\$ 9.13
円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス：			
累積投資証券	/ 4,207,096	/ 4,319,677	/ 3,928,093
発行済投資証券	4,522	4,802	4,183
投資証券1口当たり純資産価格	/ 930.00	/ 900.00	/ 939.00
シンガポール・ドルヘッジ・			
インスティテューショナル・クラス：			
累積投資証券	SGD 20,550	SGD 7,217	SGD 8,035
発行済投資証券	1,717	635	705
投資証券1口当たり純資産価格	SGD 11.97	SGD 11.36	SGD 11.4

		マルチ・アセット・アロケーション・ファンド				
純資産	€	92,851	€	89,144	€	157,594
インスティテューショナル・クラス:						
累積投資証券	€	92,851	€	89,144	€	157,594
発行済投資証券		10,672		10,571		23,108
投資証券1口当たり純資産価格	€	8.70	€	8.43	€	6.82
		マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド				
純資産	€	38,098	€	42,253	€	65,284
リテイル・クラス:						
累積投資証券	€	3,007	€	3,326	€	5,148
発行済投資証券		260		321		517
投資証券1口当たり純資産価格	€	11.55	€	10.37	€	9.96
インカム投資証券	€	13,890	€	14,985	€	21,063
発行済投資証券		1,428		1,670		2,375
投資証券1口当たり純資産価格	€	9.72	€	8.97	€	8.87
リテイル・クラス:						
累積投資証券	€	5,562	€	5,983	€	10,455
発行済投資証券		608		729		1,329
投資証券1口当たり純資産価格	€	9.15	€	8.21	€	7.87
インカム投資証券	€	15,639	€	17,959	€	28,618
発行済投資証券		1,981		2,459		3,959
投資証券1口当たり純資産価格	€	7.90	€	7.30	€	7.23
		ピムコ・オブリゲーションリオ・ブルーデント・ファンド				
純資産	€	8,406	€	4,503	€	904,103
インスティテューショナル・クラス:						
累積投資証券	€	8,406	€	4,503	€	904,103
発行済投資証券		774		423		89,134
投資証券1口当たり純資産価格	€	10.86	€	10.64	€	10.14
		UKインカム・ボンド・ファンド				
純資産	£	41,263	£	46,131	£	57,764
インスティテューショナル・クラス:						
累積投資証券	£	3,076	£	3,056	£	3,998
発行済投資証券		173		190		257
投資証券1口当たり純資産価格	£	17.78	£	16.08	£	15.53
インカム投資証券	£	38,187	£	43,075	£	53,766
発行済投資証券		4,033		4,772		5,824
投資証券1口当たり純資産価格	£	9.47	£	9.03	£	9.23
		ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド				
純資産	\$	9,750,742	\$	10,007,369	\$	8,337,605
クラスZ:						
インカム投資証券	\$	9,750,742	\$	10,007,369	\$	8,337,605
発行済投資証券		977,670		1,003,542		836,719
投資証券1口当たり純資産価格	\$	9.97	\$	9.97	\$	9.96

19. 規制および訴訟事項

本投資法人は、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンドに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、2025年12月31日現在においてのみ言及するものである。

20. 証券金融取引規制

証券金融取引規制(以下「SFTR」という。)は、証券金融取引(以下「SFT」という。)およびトータル・リターン・スワップに対する報告ならびに開示義務を導入している。SFTIは、SFTR第3条(11)に基づき、具体的に以下のとおり定義される。

レポ契約 / リバース・レポ契約

有価証券または商品の貸付 / 借入

購入 / 売戻特約付取引または売却 / 買戻特約付取引

証拠金貸借取引

(a) グローバル・データおよびSFT取引相手方の集中

2025年12月31日現在、ファンドは以下の種類のトータル・リターン・スワップおよびSFTを保有していた。

レポ契約

2025年12月31日現在、すべてのSFTの資産 / (負債) の公正価値は、以下のとおり、SFTの種類および最大10社の取引相手方によりグループ分けされる。取引相手方が10社未満の場合、すべての取引相手方が詳述される。

ファンド	2025年12月31日	
	公正価値 (千単位)	純資産比率 (%)
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド		
レポ契約	€	
BPS	7,200	1.80
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド		
レポ契約		
FICC	\$ 36,700	3.26
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド		
レポ契約		
BPS	€ 8,200	8.83
トータル・リターン・スワップ		
BRC	(67)	(0.07)
CBK	(46)	(0.05)
MBC	(44)	(0.05)
合計	(157)	(0.17)
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド		
レポ契約		
AZD	\$ 2,500,000	25.64
BBV	500,000	5.12
BOS	1,491,100	15.30
BPS	300	0.00
BRC	500,000	5.13
FAR	3,000,000	30.76
FICC	468,700	4.81
TDM	100	0.00
合計	8,460,200	86.76

2024年12月31日現在、ファンドは以下の種類のSFTを保有していた。

レポ契約

売却 / 買戻特約付取引

2024年12月31日現在、すべてのSFTの資産 / (負債) の公正価値は、以下のとおり、SFTの種類および最大10社の取引相手方によりグループ分けされる。取引相手方が10社未満の場合、すべての取引相手方が詳述される。

2024年12月31日

ファンド	公正価値 (千単位)	純資産比率 (%)
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド レポ契約 BPS	€ 36,600	9.51
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド 売却/買戻特約付取引 BRC	\$ (75,205)	(9.19)
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド レポ契約 BPS	€ 8,800	9.87
UKインカム・ボンド・ファンド レポ契約 BPS	£ 1,500	3.25
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド レポ契約 BOS	\$ 1,747,700	17.47
BPS	2,541,200	25.40
DEU	3,866,600	38.64
FICC	555,500	5.55
GSC	135,800	1.36
JPS	171,500	1.71
MBC	407,700	4.07
SAL	2,224,400	22.22
合計	11,650,400	116.42

(b) 担保

() 受領担保の保管:

2025年12月31日および2024年12月31日現在の受領担保は、保管会社の代理人として、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストの保管ネットワーク内で保管される。

() 集中データ:

2025年12月31日現在、すべてのSFTで受領された担保証券の最大10社の発行体は、以下のとおりである。発行体が10社未満の場合、すべての発行体が詳述される。

2025年12月31日現在

ファンド	担保発行体	公正価値 (千単位)
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	オランダ自治体金融公庫	€ 7,338
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	米国政府	\$ 37,434
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	イル・ド・フランス・ モビリティ	€ 8,403
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・ フローティングNAVファンド	連邦政府抵当金庫 (ジニー・メイ)	\$ 104
	米国政府	8,631,391

2024年12月31日現在、すべてのSFTで受領された担保証券の最大10社の発行体は、以下のとおりである。発行体が10社未満の場合、すべての発行体が詳述される。

2024年12月31日現在

ファンド	公正価値 (千単位)	
	担保発行体	
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	ベルギー政府	€ 36,841
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	欧州投資銀行	8,982
UKインカム・ボンド・ファンド	英国政府	£ 1,543
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・ フローティングNAVファンド	連邦政府抵当金庫 (ジニー・メイ)	\$ 462,822
	米国政府	11,457,280

[次へ](#)

（ ）集計取引データ：

2025年12月31日現在、すべてのSFTで受領された担保ポジションの集計取引データは、以下のとおりである。

ファンド	証券の種類	担保の詳細	担保の種類	公正価値 (千単位)	格付け	担保の満期		取引相手方の		決済および清算
						までの期間	担保の通貨	の 設定国		
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	レボ契約	オランダ自治体 金融公庫	財務省証券	€ 7,338	AAA	1年超	ユーロ	フランス	ユーロクリア、 バイラテラル	
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	レボ契約	米国財務省中期証券	財務省証券	\$ 37,434	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	レボ契約	イル・ド・フランス・モビリティ	財務省証券	€ 8,403	A+	1年超	ユーロ	フランス	ユーロクリア、 バイラテラル	
	スワップ契約	現金担保	現金	260	該当なし	該当なし	ユーロ	英国	連邦準備制度、 バイラテラル	
		現金担保	現金	260	該当なし	該当なし	ユーロ	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	レボ契約	連邦政府抵当金庫 (ジニー・メイ)	モーゲージ・パススルー	\$ 104	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省短期証券	財務省証券	66,930	AA+	3か月-1年	米ドル	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省長期証券	財務省証券	506,326	AA+	1年超	米ドル	オーストラリア	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省長期証券	財務省証券	102	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省長期証券	財務省証券	102	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省物価連動債	財務省証券	102	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省物価連動債	財務省証券	510,259	AA+	1年超	米ドル	英国	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省物価連動債	財務省証券	3,061,491	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省中期証券	財務省証券	2,043,232	AA+	1年超	米ドル	オーストラリア	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省中期証券	財務省証券	509,969	AA+	1年超	米ドル	スペイン	連邦準備制度、 バイラテラル	
		米国財務省中期証券	財務省証券	1,932,878	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制度、 バイラテラル	
リバース・レボ契約	現金担保	現金	511	該当なし	該当なし	米ドル	英国	連邦準備制度、 バイラテラル		

2024年12月31日現在、すべてのSFTで受領された担保ポジションの集計取引データは、以下のとおりである。

ファンド	証券の種類	担保の詳細	担保の種類	公正価値 (千単位)	格付け	担保の満 期 までの期 間	担保の通 貨	取引相手方 の 設定国	決済および清 算
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	レポ契約	ベルギー政府 国際長期証券	財務省証券	€ 36,841	AA-	1年超	ユーロ	フランス	ユーロクリア、 バイラテラル
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	レポ契約	欧州投資銀行	財務省証券	8,982	AAA	1年超	ユーロ	フランス	ユーロクリア、 バイラテラル
UKインカム・ボンド・ファンド	レポ契約	英国インフレ 連動国債	財務省証券	£ 1,543	AA-	1年超	英ポンド	フランス	ユーロクリア、 バイラテラル
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	レポ契約	連邦政府抵当 金庫 (ジニー・メイ)	モーゲージ・ パススルー	\$ 323,730	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制 度、 バイラテラル
		連邦政府抵当 金庫 (ジニー・メイ)	モーゲージ・ パススルー	139,092	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省短期証券	財務省証券	103,476	AA+	3か月-1 年	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省長期証券	財務省証券	3,368,306	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省物 価連動債	財務省証券	911,998	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省物 価連動債	財務省証券	268,911	AA+	1年超	米ドル	英国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省物 価連動債	財務省証券	79,326	AA+	3か月-1 年	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省物 価連動債	財務省証券	612,215	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省中期証券	財務省証券	1,377,770	AA+	1年超	米ドル	フランス	連邦準備制 度、 バイラテラル
		米国財務省中期証券	財務省証券	151,462	AA+	1年超	米ドル	英国	連邦準備制 度、 バイラテラル
米国財務省中期証券	財務省証券	225,158	AA+	3か月-1 年	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル		
米国財務省中期証券	財務省証券	4,358,658	AA+	1年超	米ドル	米国	連邦準備制 度、 バイラテラル		

レポ契約にかかる担保の公正価値には、未払利息が含まれる。

マスター先渡契約は、購入/売戻特約付取引、売却/買戻特約付資金取引および上記に含まれないその他の資金調達取引の組み合わせをカバーする。2025年12月31日および2024年12月31日現在、これらの契約に基づき締結されたすべての取引の受領担保の合計金額は上記に含まれる。特定の各SFTに対する担保を個別に分析することは出来ない。

ISDA契約はスワップ契約の組み合わせをカバーし、これらの契約に対する担保の合計金額は上記に含まれる。

開示された担保の一部は、SFTRの範囲外のデリバティブに関連する。

[次へ](#)

() 担保の再利用に関するデータ：

2025年12月31日および2024年12月31日現在、担保として受領した有価証券は再利用されない。

2025年12月31日および2024年12月31日現在の受領担保は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストの保管ネットワーク内で保管された。

() 付与された担保の保管：

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ファンドが差入れている担保は、分離口座またはプール・アカウント以外の口座で取引相手方が保有している。

(c) リターン/コスト

以下の表は、2025年12月31日または2024年12月31日に終了した会計年度におけるSFTの各種のリターンとコストにかかるデータを詳細に示したものである。金額は、ファンドの基準通貨で表示される。

ファンド	2025年12月31日現在							
	レボ契約		リバース・レボ契約		購入/売戻特約付取引		売却/買戻特約付資金取引	
	リターン (千単位)	コスト (千単位)	リターン (千単位)	コスト (千単位)	リターン (千単位)	コスト (千単位)	リターン (千単位)	コスト (千単位)
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	€ 382	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	\$ 244	\$ 0	\$ 0	\$ (907)	\$ 0	\$ (35)	\$ 0	\$ (1,094)
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	€ 170	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
UKインカム・ボンド・ファンド	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	\$ 365,936	\$ 0	\$ 9	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

ファンド	2024年12月31日現在					
	レボ契約		リバース・レボ契約		売却/買戻特約付資金取引	
	リターン (千単位)	コスト (千単位)	リターン (千単位)	コスト (千単位)	リターン (千単位)	コスト (千単位)
ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンド	€ 880	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド	\$ 5,047	\$ 0	\$ 0	\$ (41)	\$ 0	\$ (833)
マルチ・アセット・アロケーション・ファンド	€ 486	€ 0	€ 0	€ (2)	€ 0	€ 0
ピムコ・オブリゲーション・ブルーデント・ファンド	270	0	0	(53)	0	0
UKインカム・ボンド・ファンド	£ 155	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0
ピムコ・米ドル・ショート・ターム・フローティングNAVファンド	\$ 397,368	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

SFTデリバティブ取引のリターンはすべてファンドに帰属するものとし、本投資法人の管理会社またはその他の第三者とのリターン・シェアリング契約を前提としない。

トータル・リターン・スワップ取引については、取引コストを個別に識別することはできない。これらの投資については、取引費用は購入および売却価格に含まれ、各ファンドの総投資パフォーマンスの一部となる。リターンは、報告期間中のスワップ契約にかかる実現利益および未実現利益の変動として識別され、運用計算書内の金融デリバティブ商品にかかる実現純利益/(損失)および金融デリバティブ商品にかかる未実現利益/(損失)純変動額に含まれる。

21. 重要な事象

2022年2月にロシアはウクライナへの侵攻を開始した。これを受けて、ロシアおよびウクライナに対するロシアの侵略行為に物質的支援を提供した他の国々、個人および団体は、米国を含む世界各国が課した経済制裁および輸入・輸出規制の対象となっている。このような措置には、米国がロシアの各種団体や個人に対して制裁措置や類似の措置を実施したこと、およびロシア政府の対応が含まれ、ロシア、ベラルーシおよびその他の証券、金融商品ならびに経済に悪影響を及ぼし、また、及ぼし続ける可能性があり、その結果、ファンドにも悪影響を及ぼす可能性がある。ロシアのウクライナにおける軍事行動、関連する制裁措置および報復措置の規模、期間、影響は予測困難であるが、重大な影響を及ぼす可能性があり、欧州、世界経済および特定の証券や商品(石油や天然ガスなど)の市場を含む地域や他のセクターに深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ファンドは、当該地域と経済的に関連する証券や金融商品に投資する可能性があり、ロシアの制裁や報復措置により、価値の低下や流動性の減少を含む悪影響を受ける可能性がある。制裁措置により、ファンドはポートフォリオの保有資産を不利な時期や価格で売却する必要が生じたり、保有する意図のない投資を継続せざるを得ない状況に陥る可能性がある。

2023年10月以来、イスラエルとガザで武力紛争が続いており、また、2024年4月からはイランとイスラエルが互いに軍事攻勢をかけており、事態は急速に進展している。ファンズは、これらの紛争地帯と経済的に結びついている証券および商品に投資する可能性がある。このような投資は、当該制裁および(もしあれば)反制裁により、価値の下落や流動性の低下などの悪影響を受ける可能性がある。投資の流動性の低下により、ファンズが保有するポートフォリオを不利な時期または価格で売却することになる可能性がある。PIMCOは、ファンズおよびその投資主の最善の利益のために、これらのポジションを引き続き積極的に管理する。

米国が、特定の発行体に対する米国投資の制限や特定の国からの輸入品に対する関税措置を講じていることは、国際的な貿易摩擦の要因となっており、今後も引き続きこれに寄与する可能性があり、また、組入証券に影響を及ぼす可能性がある。2025年4月に、米国政府は国際貿易政策へのアプローチを変更する意向を示し、場合によっては、外国との二国間または多国間の貿易協定の再交渉、変更または終了を含む措置を講じる可能性があり、広範な関税の賦課またはその可能性の表明を含む関連措置を講じることを提案した、あるいは講じた。関税の課徴、貿易制限、為替制限または類似の措置(またはこれらに対する報復措置)は、例えば価格の変動、市場心理の悪化、インフレ期待の変化などにつながる可能性がある。これらの他、地政学的な事象は、米国および世界経済・市場における不安定性の増加に寄与し、ファンドのパフォーマンスおよびその投資に悪影響を及ぼす可能性がある。

2025年5月19日付で、ピムコ・オプティゲーションナリオ・プルudent・ファンドの管理報酬の免除が2年間延長され、2027年5月18日までとなった。

2025年6月9日付および2025年11月27日付で、上記「英文目論見書および補遺の変更ならびに協会の定款の変更」の項に記載のとおり、本投資法人の英文目論見書が更新された。

上記以外に、当会計期間中のその他の重要な事象はなかった。

22. 後発事象

2026年1月19日付で、ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドのインスティテューショナル投資証券クラスについて、管理報酬のうち3.5bpsの免除が2029年1月18日まで導入された。

2026年2月9日付で、本投資法人がFCAによって海外ファンド制度に基づき承認された。

2026年3月16日付で、ピムコ・ユーロ・ショート・ターム・フローティングNAVファンドが中央銀行により承認された。

2026年4月1日付で、40%ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲートAA-以上1 - 5年インデックス / 60%ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲートAA-以上5 - 10年インデックスから、20%ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲートAA-以上1 - 5年インデックス / 80%ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲートAA-以上5 - 10年イ

ンデックスに変更されたベンチマークを組み込むため、ユーロ・アグリゲート・ハイ・クオリティ・ファンドの補遺が更新された。

2026年4月8日付で、ピムコ・ユーロ・ショート・ターム・フローティングNAVファンドが設定された。

2026年4月15日付で、指令(EU)2024/927(以下「オムニバス指令」という。)により導入された流動性管理ツール(以下「LMT」という。)の使用に関する要件に準拠するため、本投資法人の英文目論見書が更新された。

上記以外に、当会計年度末日以降のその他の重要な事象はなかった。

23. 財務書類の承認

本財務書類は、2026年4月23日付で、取締役会により承認された。

(3) 【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

(4) 【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

(5)【投資有価証券明細表等】

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表
2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
譲渡性のある有価証券			
社債			
銀行業およびファイナンス			
Abu Dhabi Developmental Holding Co. PJSC 4.500% due 06/05/2030	\$ 7,200	\$ 7,263	0.65
American Express Co. 3.433% due 20/05/2032	€ 800	945	0.08
5.667% due 25/04/2036	\$ 400	422	0.04
Athene Global Funding 3.054% due 23/02/2027	€ 2,900	3,423	0.30
Banco Santander S.A. 6.033% due 17/01/2035	\$ 2,000	2,143	0.19
Bank of America Corp. 5.511% due 24/01/2036	2,400	2,504	0.22
Bank of New York Mellon Corp. 4.543% due 01/02/2029	3,700	3,748	0.33
5.834% due 25/10/2033	8,000	8,639	0.77
6.474% due 25/10/2034	8,200	9,187	0.82
Berkshire Hathaway Finance Corp. 1.450% due 15/10/2030	5,000	4,461	0.40
BlackRock Funding, Inc. 5.000% due 14/03/2034	3,600	3,717	0.33
BlackRock, Inc. 2.400% due 30/04/2030	4,700	4,402	0.39
4.750% due 25/05/2033	5,000	5,123	0.46
Brookfield Asset Management Ltd. 6.077% due 15/09/2055	300	307	0.03
Brookfield Capital Finance LLC 6.087% due 14/06/2033	1,600	1,714	0.15
Brookfield Finance, Inc. 5.675% due 15/01/2035	1,400	1,451	0.13
5.813% due 03/03/2055	700	692	0.06
CME Group, Inc. 4.400% due 15/03/2030	4,000	4,059	0.36
European Investment Bank 1.625% due 09/10/2029	7,500	6,972	0.62
Fab Sukuk Co. Ltd. 5.153% due 16/01/2030	3,000	3,108	0.28

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
First Abu Dhabi Bank PJSC 5.000% due 28/02/2029	\$ 2,500	\$ 2,570	0.23
Gaci First Investment Co. 5.625% due 29/07/2034	1,000	1,055	0.09
Goldman Sachs Group, Inc. 5.536% due 28/01/2036	2,400	2,492	0.22
Guardian Life Global Funding 1.250% due 13/05/2026	5,290	5,240	0.47
HSBC Holdings PLC 5.290% due 16/09/2032	£ 500	688	0.06
JPMorgan Chase & Co. 5.502% due 24/01/2036	\$ 5,400	5,647	0.50
Landwirtschaftliche Rentenbank 2.500% due 15/11/2027	25,000	24,537	2.18
Lloyds Banking Group PLC 5.871% due 06/03/2029	800	830	0.07
MassMutual Global Funding 2.150% due 09/03/2031	3,900	3,500	0.31
MDGH GMTN RSC Ltd. 2.875% due 21/05/2030	5,500	5,199	0.46
4.375% due 22/11/2033	5,300	5,229	0.46
5.500% due 28/04/2033	1,900	2,011	0.18
5.875% due 01/05/2034	1,300	1,415	0.13
MetLife, Inc. 5.300% due 15/12/2034	2,100	2,189	0.19
Metropolitan Life Global Funding 2.950% due 09/04/2030	5,000	4,748	0.42
3.450% due 18/12/2026	3,200	3,189	0.28
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. 5.242% due 19/04/2029	2,300	2,363	0.21
Morgan Stanley 4.654% due 18/10/2030	900	911	0.08
5.320% due 19/07/2035	700	721	0.06
National Securities Clearing Corp. 4.700% due 20/05/2030	3,000	3,069	0.27
4.900% due 26/06/2029	800	823	0.07
5.000% due 30/05/2028	500	512	0.05
New York Life Global Funding 1.200% due 07/08/2030	7,500	6,563	0.58

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Northwestern Mutual Global Funding			
5.160% due 28/05/2031	\$ 3,700	\$ 3,847	0.34
Pacific Life Global Funding			
1.375% due 14/04/2026	3,700	3,674	0.33
Royal Bank of Canada			
4.650% due 18/10/2030	2,000	2,029	0.18
State Street Corp.			
4.834% due 24/04/2030	7,900	8,137	0.72
5.159% due 18/05/2034	6,000	6,205	0.55
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.			
3.040% due 16/07/2029	5,700	5,479	0.49
Temasek Financial Ltd.			
1.000% due 06/10/2030	4,550	3,978	0.35
Toronto-Dominion Bank			
5.298% due 30/01/2032	1,200	1,255	0.11
U.S. Bancorp			
5.424% due 12/02/2036	800	832	0.07
Visa, Inc.			
2.050% due 15/04/2030	7,000	6,492	0.58
Wells Fargo & Co.			
6.303% due 23/10/2029	1,700	1,797	0.16
		<u>203,506</u>	<u>18.06</u>
産業			
AbbVie, Inc.			
5.200% due 15/03/2035	1,200	1,243	0.11
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC			
3.650% due 02/11/2029	2,600	2,548	0.23
Abu Dhabi National Energy Co. PJSC			
4.375% due 09/10/2031	3,500	3,499	0.31
Accenture Capital, Inc.			
4.050% due 04/10/2029	4,000	4,017	0.36
4.500% due 04/10/2034	6,100	6,018	0.53
Alphabet, Inc.			
4.000% due 06/11/2044	€ 1,100	1,258	0.11
4.500% due 15/05/2035	\$ 4,100	4,080	0.36
Amazon.com, Inc.			
2.100% due 12/05/2031	3,000	2,712	0.24
3.600% due 13/04/2032	5,200	5,045	0.45
4.700% due 01/12/2032	15,100	15,527	1.38

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
 - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Apple, Inc.			
3.350% due 08/08/2032	\$ 11,300	\$ 10,823	0.96
4.300% due 10/05/2033	10,100	10,251	0.91
Automatic Data Processing, Inc.			
4.450% due 09/09/2034	4,100	4,089	0.36
Beignet Investor LLC			
6.581% due 30/05/2049	10,350	10,944	0.97
Chevron USA, Inc.			
4.687% due 15/04/2030	7,700	7,880	0.70
Diageo Investment Corp.			
5.625% due 15/04/2035	200	212	0.02
Exxon Mobil Corp.			
3.482% due 19/03/2030	4,000	3,914	0.35
Home Depot, Inc.			
5.300% due 25/06/2054	1,500	1,436	0.13
Johnson & Johnson			
4.850% due 01/03/2032	8,500	8,822	0.78
5.000% due 01/03/2035	11,000	11,458	1.02
JT International Financial Services BV			
3.875% due 28/09/2028	400	398	0.04
Kraton Corp.			
5.000% due 15/07/2027	5,100	5,180	0.46
L' Oreal S.A.			
5.000% due 20/05/2035	3,800	3,886	0.34
Meta Platforms, Inc.			
3.850% due 15/08/2032	5,000	4,852	0.43
4.300% due 15/08/2029	1,000	1,012	0.09
4.750% due 15/08/2034	14,300	14,424	1.28
5.400% due 15/08/2054	1,600	1,490	0.13
Microsoft Corp.			
3.450% due 08/08/2036	6,800	6,216	0.55
Nestle Capital Corp.			
4.875% due 12/03/2034	4,000	4,117	0.37
Nestle Holdings, Inc.			
4.300% due 01/10/2032	7,000	6,998	0.62
4.850% due 14/03/2033	1,000	1,028	0.09
Novartis Capital Corp.			
2.200% due 14/08/2030	3,000	2,776	0.25
4.000% due 18/09/2031	4,100	4,080	0.36

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
 - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
NVIDIA Corp. 2.850% due 01/04/2030	\$ 8,200	\$ 7,838	0.70
Philip Morris International, Inc. 5.125% due 15/02/2030	200	207	0.02
5.250% due 13/02/2034	1,100	1,137	0.10
5.375% due 15/02/2033	100	105	0.01
Procter & Gamble Co. 3.000% due 25/03/2030	11,200	10,806	0.96
4.550% due 24/10/2034	4,800	4,868	0.43
Providence St. Joseph Health Obligated Group 5.403% due 01/10/2033	2,500	2,583	0.23
PSA Treasury Pte. Ltd. 2.500% due 12/04/2026	2,200	2,191	0.19
QatarEnergy 2.250% due 12/07/2031	12,600	11,357	1.01
Roche Holdings, Inc. 2.375% due 28/01/2027	8,200	8,083	0.72
4.985% due 08/03/2034	4,000	4,121	0.37
5.338% due 13/11/2028	11,500	11,963	1.06
Saudi Arabian Oil Co. 5.250% due 17/07/2034	200	206	0.02
Siemens Financieringsmaatschappij NV 2.150% due 11/03/2031	4,500	4,088	0.36
Sutter Health 5.537% due 15/08/2035	1,000	1,044	0.09
TotalEnergies Capital S.A. 4.724% due 10/09/2034	1,200	1,211	0.11
5.275% due 10/09/2054	3,000	2,821	0.25
TSMC Arizona Corp. 1.750% due 25/10/2026	3,900	3,835	0.34
4.250% due 22/04/2032	5,200	5,214	0.46
TSMC Global Ltd. 1.375% due 28/09/2030	5,900	5,204	0.46
United Airlines Pass-Through Trust 3.100% due 07/01/2030	578	564	0.05
UnitedHealth Group, Inc. 4.500% due 15/04/2033	2,000	1,989	0.18
5.375% due 15/04/2054	2,200	2,078	0.18

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Walmart, Inc.			
4.150% due 09/09/2032	\$ 9,700	\$ 9,766	0.87
4.350% due 28/04/2030	4,000	4,065	0.36
		<u>279,577</u>	<u>24.82</u>
公益事業			
DTE Electric Co.			
5.200% due 01/04/2033	700	728	0.06
Duke Energy Ohio, Inc.			
5.250% due 01/04/2033	600	623	0.06
Florida Power & Light Co.			
2.450% due 03/02/2032	6,300	5,687	0.51
5.300% due 15/06/2034	4,100	4,297	0.38
National Rural Utilities Cooperative Finance Corp.			
4.150% due 15/12/2032	3,800	3,723	0.33
NBN Co. Ltd.			
4.000% due 01/10/2027	1,800	1,797	0.16
4.250% due 01/10/2029	1,600	1,603	0.14
Shell Finance U.S., Inc.			
4.125% due 11/05/2035	3,300	3,169	0.28
Southern California Edison Co.			
5.250% due 15/03/2030	1,100	1,129	0.10
5.450% due 01/06/2031	1,300	1,346	0.12
5.950% due 01/11/2032	700	741	0.07
Southern California Gas Co.			
2.550% due 01/02/2030	3,300	3,113	0.28
5.450% due 15/06/2035	6,800	7,100	0.63
Southwestern Public Service Co.			
6.000% due 01/06/2054	800	821	0.07
Spire Missouri, Inc.			
5.150% due 15/08/2034	600	616	0.05
		<u>36,493</u>	<u>3.24</u>
社債合計		<u>297,519,576</u>	<u>46.12</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
米国政府機関証券			
Fannie Mae			
6.625% due 15/11/2030	\$ 27,000	\$ 30,456	2.71
Resolution Funding Corp. Principal STRIPS			
0.000% due 15/04/2030 (a)	39,000	33,036	2.93
Tennessee Valley Authority			
1.500% due 15/09/2031	6,300	5,537	0.49
4.375% due 01/08/2034	9,600	9,698	0.86
4.875% due 15/05/2035	12,100	12,533	1.11
		<u>91,260</u>	<u>8.10</u>
米国財務省証券			
U.S. Treasury Bonds			
2.375% due 15/02/2042	7,000	5,155	0.46
2.750% due 15/08/2047	1,150	822	0.07
3.000% due 15/02/2048	1,150	856	0.08
3.000% due 15/08/2048	4,600	3,407	0.30
3.250% due 15/05/2042	2,700	2,253	0.20
3.375% due 15/08/2042	3,400	2,875	0.26
3.375% due 15/11/2048	46,400	36,725	3.26
4.000% due 15/11/2042	1,000	917	0.08
4.125% due 15/08/2044	26,900	24,697	2.19
4.250% due 15/02/2054	1,900	1,718	0.15
4.375% due 15/08/2043	8,800	8,409	0.75
4.500% due 15/02/2044	7,900	7,645	0.68
4.625% due 15/11/2044	18,600	18,232	1.62
4.625% due 15/11/2045	2,700	2,639	0.23
4.750% due 15/11/2043	30,300	30,313	2.69
4.750% due 15/02/2045	28,000	27,867	2.47
4.750% due 15/08/2055	12,600	12,391	1.10
4.875% due 15/08/2045	12,922	13,051	1.16
U.S. Treasury Notes			
3.500% due 30/09/2029	39,200	39,042	3.46
3.625% due 31/03/2030	8,400	8,385	0.74
3.750% due 31/05/2030	8,400	8,422	0.75
3.750% due 30/06/2030	20,500	20,553	1.82
4.125% due 31/08/2030	23,900	24,325	2.16
4.250% due 15/08/2035	4,200	4,231	0.38
4.375% due 30/11/2030	24,100	24,796	2.20
4.625% due 30/09/2030	12,000	12,472	1.11
4.875% due 31/10/2030	12,000	12,608	1.12
		<u>354,806</u>	<u>31.49</u>
ソブリン債			
Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale			
1.000% due 21/10/2030	6,000	5,222	0.46
1.375% due 20/01/2031	4,400	3,873	0.34
2.125% due 26/01/2032	4,700	4,190	0.37

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Emirate of Abu Dhabi Government International Bond				
3.125% due 30/09/2049	\$	3,400	\$ 2,431	0.22
Hong Kong Government International Bond				
4.625% due 11/01/2033		2,000	2,056	0.18
Israel Government International Bond				
5.375% due 12/03/2029		1,100	1,134	0.10
5.375% due 19/02/2030		1,300	1,346	0.12
Japan Government International Bond				
2.000% due 20/12/2044	¥	720,000	3,997	0.36
2.300% due 20/12/2054		550,000	2,818	0.25
2.400% due 20/03/2045		195,000	1,152	0.10
2.400% due 20/03/2055		122,000	639	0.06
Korea Expressway Corp.				
1.125% due 17/05/2026	\$	3,700	3,661	0.33
Korea Hydro & Nuclear Power Co. Ltd.				
4.250% due 27/07/2027		2,600	2,615	0.23
Korea National Oil Corp.				
2.625% due 18/04/2032		2,300	2,073	0.19
Province of Alberta				
3.300% due 15/03/2028		20,000	19,841	1.76
Province of British Columbia				
4.200% due 06/07/2033		5,000	4,974	0.44
Province of Ontario				
2.500% due 27/04/2026		10,000	9,956	0.88
Province of Quebec				
2.750% due 12/04/2027		20,000	19,767	1.76
3.625% due 13/04/2028		5,000	4,999	0.44
Svensk Exportkredit AB				
3.750% due 13/09/2027		2,100	2,106	0.19
United Kingdom Gilt				
4.375% due 31/07/2054	£	2,200	2,598	0.23
			<u>101,448</u>	<u>9.01</u>
譲渡性のある有価証券合計			<u>1,067,090</u>	<u>94.72</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

レボ契約

取引 相手方	貸出 金利	決済日 (日/月/年)	満期日 (日/月/年)	額面 価格	担保	担保 (受領)	レボ契約、 時価	レボ契約にか かる受領額 ⁽¹⁾	純資産 比率%
					U.S. Treasury Notes 4.375%				
FICC	3.820%	31/12/2025	02/01/2026	\$ 36,700	due 31/12/2029	\$ (37,434)	\$ 36,700	\$ 36,708	3.26
レボ契約合計						\$ (37,434)	\$ 36,700	\$ 36,708	3.26

(1) 経過利息を含む。

規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品(金額:千単位^{*}、契約数を除く)

^{*} 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

先物

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	純資産 比率%
Australia Government 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	275	\$ 35	0.01
Canada Government 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	32	(34)	0.00
Euro-Bund 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	47	(98)	(0.01)
Japan Government 10-Year Bond March Futures	Short	03/2026	16	92	0.01
U.S. Treasury 2-Year Note March Futures	Short	03/2026	1,310	(210)	(0.02)
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Long	03/2026	1,348	(316)	(0.03)
U.S. Treasury 10-Year Note March Futures	Short	03/2026	173	131	0.01
U.S. Treasury 10-Year Ultra March Futures	Long	03/2026	308	(194)	(0.02)
U.S. Treasury 30-Year Bond March Futures	Short	03/2026	109	87	0.01
U.S. Treasury Ultra Long-Term Bond March Futures	Short	03/2026	579	1,028	0.09
United Kingdom Long Gilt March Futures	Long	03/2026	17	14	0.00
				\$ 535	0.05
規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品合計				\$ 535	0.05

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品(金額:千単位)*

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

金利スワップ

支払/受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (日/月/年)	想定元本	未実現利益/ (損失)	純資産 比率%
Pay	1-Day GBP-SONIO Compounded-OIS	3.750%	17/09/2030	£ 33,400	\$ 280	0.02
Receive ⁽¹⁾	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	0.250	17/03/2031	¥ 6,188,000	839	0.07
Receive ⁽¹⁾	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	1.000	18/03/2028	4,440,000	47	0.00
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.000	19/03/2027	\$ 62,600	390	0.03
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.000	19/03/2030	7,100	118	0.01
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250	18/06/2027	63,200	114	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	20/06/2054	12,900	1,199	0.11
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	18/12/2054	13,000	2,033	0.18
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2029	72,100	(792)	(0.07)
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	17/09/2030	14,200	187	0.02
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	20/06/2034	30,300	(26)	0.00
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2034	200	2	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.814	15/02/2055	8,200	525	0.05
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.956	15/11/2054	5,200	187	0.02
Pay ⁽¹⁾	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.750	20/12/2033	AUD 6,700	(91)	(0.01)
Pay ⁽¹⁾	6-Month EUR-EURIBOR	2.750	18/03/2036	€ 9,000	(155)	(0.01)
Receive ⁽¹⁾	6-Month EUR-EURIBOR	3.000	18/03/2056	6,380	482	0.04
					\$ 5,339	0.47
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品合計					\$ 5,339	0.47

(1) かかる商品は、先スタート条件付の実効日を有している。追加情報については、財務書類に対する注記の注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位^{*}、契約数を除く)

^{*} 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

為替予約契約

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
AZD	01/2026	/ 7,600	\$ 49	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
BPS	01/2026	AUD 344	227	0	(3)	(3)	0.00
CBK	01/2026	1,019	668	0	(12)	(12)	0.00
FAR	01/2026	£ 2,675	3,513	0	(84)	(84)	(0.01)
MBC	01/2026	CAD 959	681	0	(19)	(19)	0.00
	01/2026	/ 188,599	1,211	7	0	7	0.00
MYI	01/2026	42	0	0	0	0	0.00
SCX	01/2026	387,567	2,490	15	0	15	0.01
SOG	01/2026	€ 3,615	4,185	0	(62)	(62)	(0.01)
	01/2026	/ 924,385	5,910	9	0	9	0.00
SSB	01/2026	\$ 1,021	/ 158,800	0	(7)	(7)	0.00
				\$ 31	\$ (187)	\$ (156)	(0.02)

ヘッジ為替予約契約

2025年12月31日現在、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラスの累積投資証券は、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
AZD	01/2026	\$ 5,012	¥ 779,109	\$ 0	\$ (38)	\$ (38)	0.00
BOA	01/2026	210	32,397	0	(3)	(3)	0.00
BPS	01/2026	¥ 932	\$ 6	0	0	0	0.00
CBK	01/2026	2,507	16	0	0	0	0.00
MBC	01/2026	11,492	74	0	0	0	0.00
	01/2026	\$ 8,353	¥ 1,300,595	0	(51)	(51)	(0.01)
MYI	01/2026	37	5,795	0	0	0	0.00
SCX	01/2026	¥ 1,582	\$ 10	0	0	0	0.00
	01/2026	\$ 8,030	¥ 1,250,272	0	(47)	(47)	0.00
SOG	01/2026	5,601	876,060	0	(8)	(8)	0.00
SSB	01/2026	26	4,001	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ (147)	\$ (147)	(0.01)

2025年12月31日現在、シンガポール・ドル(ヘッジ)インスティテューショナル・クラスの累積投資証券は、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
BRC	01/2026	\$ 537	SGD 693	\$ 3	\$ 0	\$ 3	0.00
CBK	01/2026	344	443	1	0	1	0.00
FAR	01/2026	72	92	0	0	0	0.00
GLM	01/2026	SGD 161	\$ 125	0	(1)	(1)	0.00
	01/2026	\$ 49	SGD 63	0	0	0	0.00
MBC	01/2026	5,192	6,736	50	0	50	0.01
MYI	01/2026	4,872	6,304	33	0	33	0.00
SOG	01/2026	5,188	6,721	42	0	42	0.00
				\$ 129	\$ (1)	\$ 128	0.01

OTC金融デリバティブ商品合計

投資有価証券合計

その他の流動資産および負債

純資産

\$ (175)	(0.02)
\$ 1,109,489	98.48
\$ 17,114	1.52
\$ 1,126,603	100.00

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

投資有価証券に対する注記(金額:千単位*):

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

(a) ゼロ・クーポン証券

マスター有価証券先渡取引契約により規律されるとおり、2025年12月31日現在、公正価値総額0米ドル(2024年12月31日:74,020米ドル)の組入証券が、繰延受渡および/または買戻条件付き資金取引の差入れ担保もしくは受渡し担保となっている。

2025年12月31日現在、8,903米ドル(2024年12月31日:9,518米ドル)の現金が、上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

国際スワップデリバティブ協会(ISDA)マスター契約により規律されるとおり、2025年12月31日現在、0米ドル(2024年12月31日:900米ドル)の現金が、金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

公正価値測定⁽¹⁾

以下は、2025年12月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリー ⁽²⁾	同一投資証券にとっての 活発な市場における見積価格 (レベル1)	その他の重要であり 観測可能なインプット (レベル2)	重要であり 観測不可能なインプット (レベル3)	公正価値
譲渡性のある有価証券	\$ 0	\$ 1,067,090	\$ 0	\$ 1,067,090
レボ契約	0	36,700	0	36,700
金融デリバティブ商品 ⁽³⁾	10	5,689	0	5,699
合計	\$ 10	\$ 1,109,479	\$ 0	\$ 1,109,489

以下は、2024年12月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリー ⁽²⁾	同一投資証券にとっての 活発な市場における見積価格 (レベル1)	その他の重要であり 観測可能なインプット (レベル2)	重要であり 観測不可能なインプット (レベル3)	公正価値
譲渡性のある有価証券	\$ 0	\$ 873,243	\$ 0	\$ 873,243
金融デリバティブ商品 ⁽³⁾	31	(1,080)	0	(1,049)
合計	\$ 31	\$ 872,163	\$ 0	\$ 872,194

(1) 追加情報については、財務書類に対する注記の注3を参照のこと。

(2) 追加情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

(3) 金融デリバティブ商品は、未決済の先物契約、スワップ契約、売却オプション、購入オプションおよび為替予約契約を含むことがある。

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の、取引相手方とのOTC金融デリバティブ商品の公正価値および(受領)/差入された担保の概要である。

取引相手方	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	OTCデリバティブの 公正価値総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾	OTCデリバティブの 公正価値総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾
AZD	(38)	0	(38)	\$ (15)	\$ 0	\$ (15)
BOA	(3)	0	(3)	(70)	0	(70)
BPS	(3)	0	(3)	(37)	0	(37)
BRC	3	0	3	(495)	540	45
CBK	(11)	0	(11)	該当なし	該当なし	該当なし
FAR	(84)	0	(84)	5	0	5
GLM	(1)	0	(1)	(2)	0	(2)
JPM	該当なし	該当なし	該当なし	(223)	0	(223)
MBC	(13)	0	(13)	(2)	0	(2)
MYI	33	0	33	5	0	5
RYL	該当なし	該当なし	該当なし	15	0	15
SCX	(32)	0	(32)	(343)	360	17
SOG	(19)	0	(19)	該当なし	該当なし	該当なし
SSB	(7)	0	(7)	該当なし	該当なし	該当なし
TOR	該当なし	該当なし	該当なし	(188)	0	(188)

(1) エクスポージャー純額は、債務不履行時の取引相手方からの未収金/(取引相手方への未払金)の純額を表す。信用リスクおよび取引相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注16「金融リスク」を参照のこと。

比較情報

以下は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の投資有価証券における比較情報の概要である。

資産合計の分析	2025年12月31日 (%)	2024年12月31日 (%)
公認の証券取引所で取引されている譲渡性のある有価証券	84.64	91.09
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 [*]	12.33	5.46
その他の譲渡性のある有価証券	0.44	該当なし
レボ契約	3.35	該当なし
規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品	0.13	0.20
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	0.58	0.37
OTC金融デリバティブ商品	0.01	0.01
その他の資産	(1.48)	2.87
資産合計	100.00	100.00

* 英文目論見書の付属書類1に記載されている、UCITS規則による規制ある市場の基準を満たす市場のリストによる。

財務書類に対する注記を参照のこと。

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年12月31日

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ファンドの投資ポートフォリオは、以下のセグメントの集中に晒されている。

投資有価証券、公正価値	2025年12月31日(%)	2024年12月31日(%)
社債	46.12	32.23
米国政府機関債	8.10	9.16
米国財務省証券	31.49	53.41
ソブリン債	9.01	11.89
レボ契約	3.26	該当なし
規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品		
先物	0.05	0.20
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		
社債、ソブリン債および米国地方債に係る		
クレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション	該当なし	0.00
金利スワップ	0.47	(0.16)
OTC金融デリバティブ商品		
為替予約契約	(0.02)	0.01
ヘッジ為替予約契約	0.00	(0.17)
その他の流動資産および負債	1.52	(6.57)
純資産	100.00	100.00

財務書類に対する注記を参照のこと。

<用語集>

通貨略称					
AUD	オーストラリア・ドル	HUF	ハンガリー・フォリント	PEN	ペルー・ソル
BRL	ブラジル・レアル	ILS	イスラエル・シケル	PLN	ポーランド・ズロチ
CAD	カナダ・ドル	INR	インド・ルピー	SEK	スウェーデン・クローナ
CHF	スイス・フラン	JPY(/)	日本円	SGD	シンガポール・ドル
CNH	人民元(オフショア)	KRW	韓国ウォン	THB	タイ・バーツ
CNY	人民元(中国本土)	KWD	クウェート・ディナール	TRY	トルコ・リラ
DKK	デンマーク・クローネ	MXN	メキシコ・ペソ	TWD	ニュー台湾ドル
EUR(€)	ユーロ	NGN	ナイジェリア・ナイラ	USD(\$)	米ドル
GBP(£)	英ポンド	NOK	ノルウェー・クローネ	ZAR	南アフリカ・ランド
HKD	香港ドル	NZD	ニュージーランド・ドル		

[次へ](#)

Statement of Assets and Liabilities

(Amounts in thousands)	Euro Aggregate High Quality Fund		Eurodollar High Quality Fund	
	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024
Current Assets:				
Financial Assets at fair value through profit or loss:				
Transferable securities	€ 387,212	€ 342,315	\$ 1,067,090	\$ 873,243
Investment funds	0	0	0	0
Repurchase agreements	7,200	36,600	36,700	0
Deposits with credit institutions	0	0	0	0
Financial derivative instruments	392	1,354	7,950	5,165
Other financial assets	0	0	0	0
Cash	7,586	618	3,065	2,074
Deposits with counterparty	1,044	1,399	8,903	10,418
Income receivable	3,628	3,183	9,849	7,933
Receivables for investments sold	80	267	0	0
Receivables for TBA investments sold	0	0	0	0
Receivables for Fund shares sold	246	607	862	155
Receivables for financial derivatives margin	776	548	2,962	6,016
Total Current Assets	408,164	386,891	1,137,381	905,004
Current Liabilities:				
Financial Liabilities at fair value through profit or loss:				
Financial derivative instruments	(1,340)	(1,831)	(2,251)	(6,214)
Payable for investments purchased	(7,200)	0	0	0
Payable for TBA investments purchased	0	0	0	0
Payable for Fund shares redeemed	(107)	(153)	(1,274)	(217)
Payable to Affiliate Fund	0	0	0	0
Payable for management fee	(74)	(72)	(210)	(154)
Payable for sale-buyback financing transactions	0	0	0	(75,205)
Expenses payable	0	0	0	0
Bank overdraft	0	0	0	0
Dividend payable	0	0	0	0
Payable for financial derivatives margin	0	0	(7,043)	(4,818)
Deposits from counterparty	0	0	0	0
Total Current Liabilities excluding Net Assets				
Attributable to Redeemable Participating Shareholders	(8,721)	(2,056)	(10,778)	(86,608)
Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders	€ 399,443	€ 384,835	\$ 1,126,603	\$ 818,396

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

Multi-Asset Allocation Fund		Multi-Asset Strategy Fund		PIMCO Obbligazionario Prudente Fund		UK Income Bond Fund	
As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024
€ 80,359	€ 121,874	€ 0	€ 0	€ 8,084	€ 4,123	£ 58,681	£ 65,317
0	9,021	38,100	42,250	0	0	4,039	4,482
8,200	8,800	0	0	0	0	0	1,500
0	0	0	0	0	0	0	0
2,194	3,875	0	0	0	0	1,483	2,708
0	0	0	0	3,014	1,449	170	0
438	1,783	0	0	298	369	972	710
4,399	11,927	0	0	0	0	2,057	2,391
276	65	0	0	4	0	282	313
484	0	273	282	0	0	0	0
0	94,249	0	0	0	0	16,319	48,602
0	0	0	0	0	1	3	1
5,190	6,993	0	0	0	0	1,703	2,699
101,540	258,587	38,373	42,532	11,400	5,942	85,709	128,723
(1,506)	(4,501)	0	0	0	0	(916)	(2,558)
0	0	0	0	0	0	(79)	(81)
0	(158,440)	0	0	0	0	(41,452)	(77,183)
0	0	(10)	(24)	0	0	(3)	(1)
0	0	0	0	(2,992)	(1,438)	0	0
(75)	(74)	(38)	(43)	(2)	(1)	(16)	(19)
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	(2)	0	0	0	0	0
0	0	(225)	(212)	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
(6,588)	(6,038)	0	0	0	0	(1,980)	(2,691)
(520)	(390)	0	0	0	0	0	(59)
(8,689)	(169,443)	(275)	(279)	(2,994)	(1,439)	(44,446)	(82,592)
€ 92,851	€ 89,144	€ 38,098	€ 42,253	€ 8,406	€ 4,503	£ 41,263	£ 46,131

Statement of Assets and Liabilities (Cont.)

(Amounts in thousands)	PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund		Company Total*	
	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024
Current Assets:				
Financial Assets at fair value through profit or loss:				
Transferable securities	\$ 2,754,310	\$ 2,459,574	\$ 4,458,962	\$ 3,899,557
Investment funds	0	0	50,179	58,704
Repurchase agreements	8,460,200	11,650,400	8,514,987	11,699,290
Deposits with credit institutions	78,007	0	78,007	0
Financial derivative instruments	0	0	12,982	13,971
Other financial assets	0	0	3,768	1,500
Cash	5,938	5,043	20,089	11,468
Deposits with counterparty	0	0	18,062	27,212
Income receivable	24,051	23,097	38,866	34,786
Receivables for investments sold	0	0	983	568
Receivables for TBA investments sold	0	0	21,950	158,464
Receivables for Fund shares sold	1,428,800	0	1,429,962	398
Receivables for financial derivatives margin	0	0	12,259	17,205
Total Current Assets	12,751,306	14,138,114	14,661,056	15,923,123
Current Liabilities:				
Financial Liabilities at fair value through profit or loss:				
Financial derivative instruments	0	0	(6,826)	(15,974)
Payable for investments purchased	(3,000,000)	(4,129,500)	(3,008,562)	(4,129,600)
Payable for TBA investments purchased	0	0	(55,755)	(260,729)
Payable for Fund shares redeemed	0	(1,000)	(1,415)	(1,404)
Payable to Affiliate Fund	0	0	(3,515)	(1,488)
Payable for management fee	0	0	(453)	(375)
Payable for sale-buyback financing transactions	0	0	0	(75,205)
Expenses payable	0	0	(2)	0
Bank overdraft	0	0	(264)	(220)
Dividend payable	(53)	(245)	(62)	(448)
Payable for financial derivatives margin	0	0	(17,443)	(14,441)
Deposits from counterparty	(511)	0	(1,122)	(478)
Total Current Liabilities excluding Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders	(3,000,564)	(4,130,745)	(3,095,419)	(4,500,362)
Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders	\$ 9,750,742	\$ 10,007,369	\$ 11,565,637	\$ 11,422,761

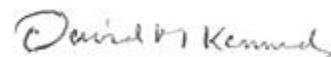
A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* The Company Total as of 31 December 2025 and 31 December 2024 has been adjusted to account for balances in the name of the Company.

On Behalf of the Board of Directors:



Director: Craig A. Dawson



Director: David M. Kennedy

Date: 23 April 2026

Statement of Operations

(Amounts in thousands)	Euro Aggregate High Quality Fund		Eurodollar High Quality Fund	
	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
Income				
Interest and dividend income	€ 9,681	€ 8,931	\$ 44,299	\$ 34,248
Other income	0	0	0	0
Net realised gain/(loss) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements, deposits with credit institutions and other financial assets	(413)	(4,775)	(4,398)	(2,340)
Net realised gain/(loss) on financial derivative instruments	1,103	1,210	(2,017)	(6,741)
Net realised gain/(loss) on foreign currency	(46)	(6)	5	(161)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements, deposits with credit institutions and other financial assets	(1,370)	5,389	32,755	(18,374)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial derivative instruments	(477)	(1,443)	6,748	4,725
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign currency	(36)	12	81	(21)
Total Investment Income/(Loss)	8,442	9,318	77,473	11,336
Operating Expenses				
Management fee	(851)	(798)	(2,225)	(1,740)
Other expenses	(2)	(2)	(5)	(4)
Total Expenses	(853)	(800)	(2,230)	(1,744)
Reimbursement by Investment Advisors	0	0	0	0
Net Operating Expenses	(853)	(800)	(2,230)	(1,744)
Net Investment Income/(Loss)	7,589	8,518	75,243	9,592
Finance Costs				
Interest expense	0	(1)	(2,006)	(889)
Distributions to Redeemable Participating Shareholders	(115)	(102)	(969)	(871)
Net Equalisation Credits and (Charges)	5	3	54	(19)
Total Finance Costs	(110)	(100)	(2,921)	(1,779)
Profit/(Loss) for the Year before Tax	7,479	8,418	72,322	7,813
Withholding taxes on dividends and other investment income	(37)	(20)	0	0
Profit/(Loss) for the Year after Tax	7,442	8,398	72,322	7,813
Increase/(Decrease) in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders from Operations	€ 7,442	€ 8,398	\$ 72,322	\$ 7,813

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand. All amounts arise solely from continuing operations.

Multi-Asset Allocation Fund		Multi-Asset Strategy Fund		PIMCO Obbligazionario Prudente Fund		UK Income Bond Fund	
Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
€ 2,233	€ 4,208	€ 1	€ 2	€ 181	€ 12,920	£ 2,348	£ 2,776
0	0	0	0	0	0	0	0
(6,575)	(1,591)	293	(9,417)	2	(13,019)	(2,104)	(472)
4,029	29,290	0	0	0	2,507	898	511
5,254	(1,180)	0	0	0	(2,106)	1,108	332
(337)	4,281	4,380	12,166	10	19,020	1,016	852
1,314	(3,729)	0	0	0	2,784	377	(1,147)
1,229	(3,355)	0	0	0	(1,738)	806	(853)
7,147	27,924	4,674	2,751	193	20,368	4,449	1,999
(877)	(1,124)	(458)	(742)	(25)	(987)	(209)	(248)
0	(1)	0	0	0	(2)	(2)	(2)
(877)	(1,125)	(458)	(742)	(25)	(989)	(211)	(250)
7	37	0	0	0	95	8	15
(870)	(1,088)	(458)	(742)	(25)	(894)	(203)	(235)
6,277	26,836	4,216	2,009	168	19,474	4,246	1,764
(12)	(31)	0	0	0	(426)	(1)	(11)
0	0	(879)	(1,180)	0	0	(2,078)	(2,692)
0	0	41	167	0	0	(23)	(47)
(12)	(31)	(838)	(1,013)	0	(426)	(2,102)	(2,750)
6,265	26,805	3,378	996	168	19,048	2,144	(986)
0	0	0	0	0	13	0	0
6,265	26,805	3,378	996	168	19,061	2,144	(986)
€ 6,265	€ 26,805	€ 3,378	€ 996	€ 168	€ 19,061	£ 2,144	£ (986)

Statement of Operations (Cont.)

(Amounts in thousands)	PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund		Company Total	
	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
Income				
Interest and dividend income	\$ 510,822	\$ 571,040	\$ 571,892	\$ 637,031
Other income	0	37	0	37
Net realised gain/(loss) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements, deposits with credit institutions and other financial assets	3,800	5,422	(10,939)	(28,682)
Net realised gain/(loss) on financial derivative instruments	0	0	4,969	29,623
Net realised gain/(loss) on foreign currency	0	15	7,354	(3,284)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements, deposits with credit institutions and other financial assets	(2,044)	3,251	35,084	30,169
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial derivative instruments	0	0	8,191	676
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign currency	0	(23)	2,493	(6,631)
Total Investment Income/(Loss)	512,578	579,742	619,044	658,939
Operating Expenses				
Management fee	0	0	(5,000)	(6,007)
Other expenses	(59)	(50)	(69)	(61)
Total Expenses	(59)	(50)	(5,069)	(6,068)
Reimbursement by Investment Advisors	0	0	18	162
Net Operating Expenses	(59)	(50)	(5,051)	(5,906)
Net Investment Income/(Loss)	512,519	579,692	613,993	653,033
Finance Costs				
Interest expense	(39)	(13)	(2,060)	(1,412)
Distributions to Redeemable Participating Shareholders	(510,753)	(571,219)	(515,586)	(576,917)
Net Equalisation Credits and (Charges)	0	0	76	105
Total Finance Costs	(510,792)	(571,232)	(517,570)	(578,224)
Profit/(Loss) for the Year before Tax	1,727	8,460	96,423	74,809
Withholding taxes on dividends and other investment income	0	0	(42)	(8)
Profit/(Loss) for the Year after Tax	1,727	8,460	96,381	74,801
Increase/(Decrease) in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders from Operations	\$ 1,727	\$ 8,460	\$ 96,381	\$ 74,801

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand. All amounts arise solely from continuing operations.

Statement of Changes in Net Assets

(Amounts in thousands)	Euro Aggregate High Quality Fund		Eurodollar High Quality Fund	
	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
Net Assets at the Beginning of the Year	€ 384,835	€ 341,794	\$ 818,396	\$ 749,707
Proceeds from shares issued	90,404	96,021	380,765	169,216
Proceeds from reinvestment of distributions	0	0	0	0
Payments on shares redeemed	(83,238)	(61,378)	(144,880)	(108,340)
Notional exchange rate adjustment	0	0	0	0
Increase/(Decrease) in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders from Operations	7,442	8,398	72,322	7,813
Net Assets at the End of the Year	€ 399,443	€ 384,835	\$ 1,126,603	\$ 818,396

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

Multi-Asset Allocation Fund		Multi-Asset Strategy Fund		PIMCO Obbligazionario Prudente Fund		UK Income Bond Fund	
Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
€ 89,144	€ 157,594	€ 42,253	€ 65,284	€ 4,503	€ 904,103	£ 46,131	£ 57,764
55,447	9,339	0	0	10,830	36,027	3,750	4,202
0	0	0	0	0	0	6	5
(58,005)	(104,594)	(7,533)	(24,027)	(7,095)	(954,688)	(10,768)	(14,854)
0	0	0	0	0	0	0	0
6,265	26,805	3,378	996	168	19,061	2,144	(986)
€ 92,851	€ 89,144	€ 38,098	€ 42,253	€ 8,406	€ 4,503	£ 41,263	£ 46,131

Statement of Changes in Net Assets (Cont.)

(Amounts in thousands)	PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund		Company Total	
	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024	Year Ended 31-Dec-2025	Year Ended 31-Dec-2024
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 10,007,369	\$ 8,337,605	\$ 11,422,761	\$ 10,783,432
Proceeds from shares issued	126,710,226	115,256,982	127,273,066	115,584,538
Proceeds from reinvestment of distributions	507,973	568,685	507,981	568,691
Payments on shares redeemed	(127,476,553)	(114,164,363)	(127,811,846)	(115,530,153)
Notional exchange rate adjustment	0	0	77,294	(58,548)
Increase/(Decrease) in Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders from Operations	1,727	8,460	96,381	74,801
Net Assets at the End of the Year	\$ 9,750,742	\$ 10,007,369	\$ 11,565,637	\$ 11,422,761

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

Notes to Financial Statements

31 December 2025

1. GENERAL INFORMATION

Each of the funds (hereinafter referred to individually as a "Fund" and collectively as the "Funds") discussed in this report is a sub-fund of PIMCO Select Funds plc (the "Company"), an umbrella type open-ended investment company with variable capital and with segregated liability between Funds incorporated with limited liability in Ireland under the Companies Act 2014 with registration number 480045 and authorised by the Central Bank of Ireland (the "Central Bank") pursuant to the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (S.I. No 352 of 2011), as amended (the "UCITS Regulations"). The Company is structured as an umbrella type company consisting of different Funds each comprising one or more classes of shares. More than one class of shares ("Class") may, at the discretion of the Board of Directors (the "Board" or "Directors"), be issued in relation to a Fund. A separate portfolio of assets is maintained for each Fund and is invested in accordance with the investment objectives and policies applicable to such Fund. Additional Funds may be created from time to time by the Board with the prior written approval of the Central Bank. Additional Classes may be created from time to time by the Board in accordance with the requirements of the Central Bank. The Company was incorporated on 22 January 2010.

PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited (the "Manager") is the manager to the Company.

As provided for in the Prospectus of the Company, Pacific Investment Management Company LLC, PIMCO Europe Ltd. and PIMCO Europe GmbH (each an "Investment Advisor") have been appointed as investment advisor to various Funds of the Company.

In accordance with the Prospectus of the Company, each Investment Advisor may delegate the discretionary investment management of the Funds to one or more sub-investment advisors, subject to all applicable legal and regulatory requirements. Where an Investment Advisor is appointed to a specific Fund, the Investment Advisor has appointed each of the other Investment Advisors and PIMCO Asia Pte Ltd. as sub-investment advisors in respect of the particular Fund or Funds.

The fees of each sub-investment advisor so appointed shall be paid by the Manager or by the Investment Advisors on behalf of the Manager, from the Management fee.

The registered office of the Company is 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, D02 HD32, Ireland.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of the significant accounting policies and estimation techniques adopted by the Company and applied in the preparation of these financial statements:

(a) Basis of Preparation

The financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 ("FRS 102"), "The Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and Republic of Ireland" issued by the Financial Reporting Council, the Companies Act 2014 and the UCITS Regulations. The financial statements are prepared on a going concern basis for all Funds.

The information required to be included in the Statement of Total Recognised Gains and Losses and a Reconciliation of Movements in Shareholders Funds, is, in the opinion of the Directors, contained in the Statement of Operations and the Statement of Changes in Net Assets.

The Company has availed of the exemption available to open-ended investment funds that hold a substantial proportion of highly liquid and fair valued investments under Section 7 of FRS 102 and is not presenting a cash flow statement.

The financial statements are prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss.

The Company maintains separate accounts for each Fund. Shares are issued by the Company and allocated to whichever Fund is selected by the

shareholder. The proceeds of issue and the income arising thereon are credited to each Class of each Fund in proportion to the total valuation of each Class. Upon redemption, shareholders are only entitled to their portion of the net assets held in the Fund in respect of which shares have been issued to them.

The Company has adopted U.S. Dollar as the presentation currency. The financial statements of each Fund are prepared in the functional currency of the respective Fund. The Company totals of the Funds, required under Irish Company law, are presented in U.S. Dollar, which is the primary economic environment of the Company. All amounts are in U.S. Dollar unless otherwise indicated. The financial statements of the individual Funds are translated into U.S. Dollar and accumulated for preparation of the Company's financial statements.

The Company's Statement of Assets and Liabilities is translated using exchange rates at the financial year end and the Company's Statement of Operations and Statement of Changes in Net Assets are translated at an average rate (as an approximate of actual rates) over the financial year for inclusion in the Company's financial statements.

The currency gain or loss on the conversion of the Company's opening net assets, and the average rate difference arising on the translation of the Company's Statement of Operations and Statement of Changes in Net Assets, is included in the Company's Statement of Changes in Net Assets. This translation adjustment does not impact the net assets allocated to the individual Funds.

All amounts have been rounded to the nearest thousand, unless otherwise indicated. A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand. The Schedule of Investments of certain Funds may hold transferable securities displaying both a nil par value and nil fair value when the actual par value and fair value amounts are rounded to the nearest thousand.

Certain prior year financial assets at fair value through profit or loss have been reclassified to conform with current year presentation. This did not affect the total value of prior financial assets at fair value through profit or loss as presented in these financial statements and as recognised in the prior year financial statements.

(b) Determination of Net Asset Value

The Net Asset Value (the "NAV") of each Fund and/or each Class will be calculated as of the close of regular trading on each Dealing Day as disclosed in the Company's most recent Prospectus or the relevant Supplement.

The Company has chosen to apply the recognition and measurement provisions of International Accounting Standard ("IAS") 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement, and the disclosure and presentation requirements of FRS 102 to account for its financial instruments. In accordance with IAS 39, Fund securities and other assets are valued at the mid or last traded price on the 31 December 2025 to determine the Net Assets Attributable to Redeemable Participating Shareholders ("Net Assets").

(c) Securities Transactions and Investment Income

Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled beyond a standard settlement period for the security after the trade date. Realised gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortisation of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date and calculated using an effective interest methodology, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortised. Paydown gains (losses) on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations.

Notes to Financial Statements (Cont.)

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on the consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

Income is accounted for gross of any non-reclaimable/irrecoverable withholding taxes and net of any tax credits. The withholding tax is shown separately in the Statement of Operations. The Funds may be subject to taxes imposed by certain countries on capital gains on the sale of investments. Capital gains taxes are accounted for on an accruals basis and are shown separately in the Statement of Operations.

(d) Multi-Class Allocations and Hedge Share Classes

Each Class of a Fund offered by the Company has equal rights, unless otherwise specified, to assets and voting privileges (except that shareholders of a Class have exclusive voting rights regarding any matter relating solely to that Class). Within each Class of each Fund, the Company may issue either or all Income Shares (shares which distribute income), Accumulation Shares (shares which accumulate income) and Income II Shares (shares which seek to distribute an enhanced yield). The multiple Class structure permits an investor to choose the method of purchasing shares that is most beneficial to the shareholder, given the amount of the purchase, the length of time the shareholder expects to hold the shares, and other circumstances. Where there are shares of a different Class or type in issue, the NAV per share amongst Classes may differ to reflect the fact that income has been accumulated or distributed, or may have differing fees and expenses. Realised and unrealised capital gains and losses of each Fund are allocated daily to each Class of shares based on the relative net assets of each Class of the respective Fund.

With respect to the hedged share classes (the "Hedged Classes"), the Company intends to hedge against movements of the currency denominations of the Hedged Classes versus other currencies subject to the regulations and interpretations promulgated by the Central Bank from time to time. The Hedged Classes shall not be leveraged as a result of these transactions. While the Company will attempt to hedge currency risk, there can be no guarantee that it will be successful in doing so. Hedging transactions will be clearly attributable to a specific Class. All costs and gains/(losses) of such hedging transactions shall substantially limit shareholders in the relevant Hedged Class from benefiting if the Class currency falls against the functional currency and/or the currency in which some or all of the assets of the relevant Fund are denominated in and hedged to other currencies.

(e) Foreign Currency Transactions

The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The Funds in the Company have the same functional and presentation currency.

The Company totals of the Funds, required under Irish Company law, are presented in U.S. Dollars, which is the primary economic environment of the Company.

The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the functional currency of each Fund based on the current exchange rates for each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealised gains or losses on foreign currencies.

The unrealised gains or losses arising from the translation of securities denominated in a foreign currency are included in Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements and deposits with credit institutions and unrealised gains or losses arising from the translation of financial derivative instruments denominated in a foreign currency are included in Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial derivative instruments in the Statement of Operations.

Currency gains and losses arising from sale of securities denominated in a foreign currency are included in Net realised gain/(loss) on transferable

securities, investment funds, repurchase agreements and deposits with credit institutions and currency gains or losses arising from the sale of financial derivative instruments denominated in a foreign currency are included in Net realised gain/(loss) on financial derivative instruments in the Statement of Operations.

Realised gains and losses arising between the transaction and settlement dates on purchases and sales of foreign currency denominated securities and financial derivative instruments are included in Net realised gain/(loss) on foreign currency in the Statement of Operations.

Certain Funds having a Hedged Class enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the functional currency with an exposure to currencies other than the functional currency.

(f) Transaction Costs

Transaction costs are costs incurred to acquire financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. They include fees and commissions paid to agents, advisors, brokers and dealers. Transaction costs are included on the Statement of Operations within Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on transferable securities, investment funds, repurchase agreements and deposits with credit institutions and Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial derivative instruments. For fixed income securities and certain derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

(g) Equalisation

The Company follows the accounting practice known as income equalisation. The income equalisation adjustment ensures income distributed to the shareholders investing in the Income and Income II Share Classes is in proportion to the time of ownership in the distribution period. A sum equal to that part of the issued price per share which reflects net income (if any) accrued but undistributed up to the date of issue of the shares will be deemed to be an equalisation payment and treated as repaid to the relevant shareholder on (i) the redemption of such shares prior to the payment of the first dividend thereon or (ii) the payment of the first dividend to which the shareholder was entitled in the same accounting period as that in which the shares are issued. The payment of any dividends subsequent to the payment of the first dividend thereon or the redemption of such shares subsequent to the payment of the first dividend will be deemed to include net income (if any) accrued but unpaid up to the date of the relevant redemption or declaration of dividend.

(h) Critical Accounting Estimates and Judgments

The preparation of the financial statements in conformity with FRS 102 requires the Directors to make judgments, estimates and assumptions that effect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected. The principal judgments and estimates applied in preparing these financial statements relate to the valuation of investments held at fair value (Note 3).

(i) Swing Pricing

Swing pricing can be employed as an effective mechanism to protect shareholders against the effects of dilution which may occur as a result of higher transaction related costs associated with significant net inflows or outflows. In accordance with the Articles of Association, the underlying securities of a Fund that are listed or dealt in on a regulated market are typically valued and priced at the mid or last traded price at the close, but these securities are traded using bid and offer prices. The wider the spreads between these bid and offer prices, the higher the impact on the valuation of a Fund.

Swing pricing is implemented by moving the NAV per share up or down by a Swing Factor depending on the direction of net cash flows for a particular Fund. Swing Factor is the amount, as determined by the Directors, by which the NAV per share may be adjusted upwards or downwards in order to take account of dealing, transaction related costs (such as fiscal and other costs

and charges) which would be payable on the effective acquisition or disposal of assets in the relevant Fund. Under normal market conditions, the Swing Factor will not exceed 2% of the original NAV per share in any Fund. In exceptional market circumstances, however, this maximum level may be increased up to 5% to protect the interests of the shareholders. This adjusted NAV will then be applied to any subscriptions or redemptions which are received on the relevant Dealing Day. Significant net inflows will cause an upward swing in the NAV per share, significant net outflows a downward swing. Swing pricing is implemented by the Company when net cash flows exceed a pre-determined threshold set by the Directors, beyond which the Directors believe the amount of dilution caused by transaction related costs could be material to a Fund.

Swing pricing when implemented will be at a Fund level rather than Class level as transaction related costs are incurred at Fund level. As of 31 December 2025 and 31 December 2024, swing pricing was not applied to any of the Funds.

3. INVESTMENTS AT FAIR VALUE AND FAIR VALUE HIERARCHY

This category has two sub-categories: financial assets and liabilities designated by management at fair value through profit or loss at inception, and those held for trading. Financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss at inception are financial instruments that are not classified as held for trading but are managed, and their performance is evaluated on a fair value basis in accordance with the Fund's documented investment strategy. Financial assets or liabilities held for trading are acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term. Derivatives are categorised as held for trading.

(a) Investment Valuation Policies

The Funds' policy requires the Investment Advisors (or "PIMCO") and the Directors to evaluate the information about these financial assets and liabilities on a fair value basis together with other related financial information.

Gains and losses arising from changes in the fair value of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included on the Statement of Operations in the financial year in which they arise.

Fund securities and other assets for which market quotes are readily available are valued at fair value. Fair value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from established market makers or prices (including evaluated prices) supplied by the Fund's approved pricing services, quotation reporting systems and other third-party sources (together, "Pricing Services").

Investments initially valued in currencies other than the functional currency of the Fund are converted using exchange rates obtained from Pricing Services. As a result, the NAV of the Fund's shares may be affected by changes in the value of currencies in relation to the Fund's functional currency. The value of securities traded in foreign markets or denominated in currencies other than the Fund's functional currency may be affected significantly on a day that the relevant stock exchange is closed and the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, redeem or exchange shares.

If the value of a security that is solely traded on a foreign exchange has materially changed after the close of the security's primary exchange or principal market but before the close of the dealing day, the security will be valued at fair value based on procedures established and approved by the Board. Securities that do not trade when a Fund is open are also valued at fair value. A Fund may determine the fair value of investments based on information provided by Pricing Services and other third party vendors, which may recommend fair value prices or adjustments with reference to other securities, indices or assets. In considering whether fair value pricing is required and in determining fair values, a Fund may, among other things, consider significant events (which may be considered to include changes in the value of securities or securities indices) that occur after the close of the relevant market and before the close of the dealing day. A Fund may utilise modelling tools provided by third party vendors to determine fair values of

securities impacted by significant events. Foreign exchanges may permit trading in foreign securities on days when the Company is not open for business, which may result in a Fund's portfolio of investments being affected when the Fund is unable to buy or sell shares. The Funds have retained Pricing Services to assist in determining the fair value of foreign securities. This service utilises statistics and programmes based on historical performance of markets and other economic data to assist in making fair value estimates. Fair value estimates used by a Fund for foreign securities may differ from the value realised from the sale of those securities and the difference could be material to the financial statements. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security or other asset, and fair values used to determine a Fund's NAV may differ from quoted or published prices, or from prices that are used by others, for the same investments. In addition, the use of fair value pricing may not always result in adjustments to the prices of securities or other assets held by a Fund.

(b) Fair Value Hierarchy

The Company is required to disclose the fair value hierarchy in which fair value measurements are categorised for assets and liabilities. The disclosures are based on a three-level fair value hierarchy for the inputs used in valuation techniques to measure fair value.

Fair value is defined as the amount for which an asset could be exchanged, a liability settled, or an equity instrument granted could be exchanged, between knowledgeable, willing parties in an arm's length transaction. Disclosure of a fair value hierarchy is required separately for each major category of assets and liabilities that segregates fair value measurements into levels (Levels 1, 2, and 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1 — Quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2 — Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- Level 3 — Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Board or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair values of financial instruments classified as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities, non-U.S. bonds, and short-term debt instruments (such as commercial paper, time deposits and certificates of deposit) are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or by Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The Pricing Services' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction or in a reverse repurchase transactions are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also

Notes to Financial Statements (Cont.)

normally valued by Pricing Services that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, ETFs, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts, rights and warrants, or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorised as Level 1 of the fair value hierarchy.

Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the New York Stock Exchange ("NYSE") close. These securities are valued using Pricing Services that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Valuation adjustments may be applied to certain exchange traded futures and options to account for market movement between the exchange settlement and the NYSE close. These securities are valued using quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Services. Financial derivatives using these valuation adjustments are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies (other than ETFs) will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorised as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-end investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted.

Equity exchange-traded options and over-the-counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts and options contracts derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued on the basis of quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers or Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps and over-the-counter swaps derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. They are valued using a broker-dealer bid quotation or on market-based prices provided by Pricing Services (normally determined as of the NYSE Close). Centrally cleared swaps and over-the-counter swaps can be valued by Pricing Services using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models may use inputs that are observed from actively quoted markets such as the overnight index swap rate, interest rates, yield curves and credit spreads. These securities are categorised as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value When a fair valuation method is applied by PIMCO that uses significant unobservable inputs, investments will be priced by a method that the Board or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorised as Level 3 of the fair value hierarchy. The valuation techniques and significant

inputs used in determining the fair values of Fund assets and financial instruments classified as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Proxy pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to fair value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Oversight Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the proxy pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorised as Level 3 of the fair value hierarchy.

If third-party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Investment Adviser may elect to obtain Broker Quotes directly from the broker-dealer or passed through from a third-party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced Broker Quote, these securities are categorised as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker Quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Investment Adviser does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the Broker Quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Expected recovery valuation estimates that the fair value of an existing asset can be recovered, net of any liability. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorised as Level 3 of the fair value hierarchy.

Reference instrument valuation estimates fair value by utilising the correlation of the security to one or more broad-based securities, market indices, and/or other financial instruments, whose pricing information is readily available. Unobservable inputs may include those used in algorithms based on percentage change in the reference instruments and/or weights of each reference instrument. Significant changes in the unobservable inputs would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorised as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source or input of the reference instrument.

Short-term debt instruments (such as commercial paper, time deposits and certificates of deposit) having a remaining maturity of 60 days or less may be valued at amortised cost, so long as the amortised cost value of such short-term debt instruments is approximately the same as the fair value of the instrument as determined without the use of amortised cost valuation. These securities are categorised as Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy depending on the source of the base price.

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Cash

Cash is valued at face value with interest accrued, where applicable. All cash at bank balances are held either by State Street Bank and Trust Co. or directly with a sub-depository.

(b) Investments in Central Funds

Certain Funds may also invest in the PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund, a Fund of the Company, in connection with their cash management activities. The main investments of the PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund are money market instruments and short maturity fixed income instruments. The PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund may incur expenses related to its investment activities, but the Funds only invest in the Z Class and thus no Management Fees are incurred.

(c) Investments in Securities

The Funds may utilise the investments and strategies described below to the extent permitted by the Funds' investment policies.

Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a

commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAVs. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realised gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

Exchange-Traded Funds Certain Funds may invest in exchange-traded funds ("ETFs"), which typically are index-based investment companies that hold substantially all of their assets in securities representing their specific index, but may also be actively-managed investment companies. Shares of ETFs trade throughout the day on an exchange and represent an investment in a portfolio of securities and assets. As a shareholder of another investment company, a Fund would bear its pro-rata portion of the other investment company's expenses, including advisory fees, in addition to the expenses a Fund bears directly in connection with its own operations.

Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds which are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted according to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statement of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity. Repayment of the original bond principal upon maturity (as adjusted for inflation) is guaranteed in the case of certain inflation-indexed bonds. For bonds that do not provide a similar guarantee, the adjusted principal value of the bond repaid at maturity may be less than the original principal.

Loan Participations and Assignments Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The lender administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower of the loans. These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which a Fund may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

Investments in loans may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate the Funds to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilised by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the

borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statement of Operations.

As of 31 December 2025 and 31 December 2024, the Funds had no unfunded loan commitments outstanding.

Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are interests in pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal payments. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including, but not limited to, auto loans, accounts receivable, such as credit card receivables and hospital account receivables, home equity loans, student loans, boat loans, mobile home loans, recreational vehicle loans, manufactured housing loans, computer leases, syndicated bank loans, peer-to-peer loans and litigation finance loans.

Collateralised Debt Obligations ("CDOs") include Collateralised Bond Obligations ("CBOs"), Collateralised Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralised by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which the Fund invests. CBOs, CLOs and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) risks related to the capability of the servicer of the securitised assets; (iv) the risk that the Fund may invest in CBOs, CLOs, or other CDOs that are subordinate to other classes, (v) the structure and complexity of the transaction and the legal documents may not be fully understood at the time of investment and could lead to disputes with the issuer or among investors regarding the characterisation of proceeds or unexpected investment results; and (vi) the CDO's manager may perform poorly.

Collateralised Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralised by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

Notes to Financial Statements (Cont.)

Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statement of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statement of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash and/or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") which is reflected as a component of Financial Assets at fair value through profit or loss on Transferable Securities on the Statement of Assets and Liabilities.

Securities Issued by U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/ servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC is a government sponsored corporation that issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

In June 2019, FNMA and FHLMC started issuing Uniform Mortgage-Backed Securities in place of their current offerings of TBA-eligible securities (the "Single Security Initiative"). The Single Security Initiative seeks to support the overall liquidity of the TBA market and aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The long-term effects that the Single Security Initiative may have on the market for TBA and other mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where the Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position such as a To-Be-Announced ("TBA") security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statement of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

Real Estate Investment Trusts ("REITs") Certain Funds may invest in REITs, which are pooled investment vehicles that own, and typically operate, income-producing real estate. If a REIT meets certain requirements, including distributing to shareholders substantially all of its taxable income (other than net capital gains), then it is not taxed on the income distributed to shareholders. Distributions received from REITs may be characterized as income, capital gain or a return of capital. A return of capital is recorded by the Fund as a reduction to the cost basis of its investment in the REIT. REITs are subject to management fees and other expenses, and so to the extent the Funds that invest in REITs, the Funds will bear their proportionate share of the costs of the REITs' operations.

Restricted Securities Certain Funds may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale and may generally be sold privately, but may be required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted securities held by the Funds at 31 December 2025 are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Perpetual Bonds Certain Funds may invest in perpetual bonds which are fixed income securities with no maturity date but pay a coupon in perpetuity (with no specified ending or maturity date). Unlike typical fixed income securities, there is no obligation for perpetual bonds to repay principal. The coupon payments, however, are mandatory. While perpetual bonds have no maturity date, they may have a callable date in which the perpetuity is eliminated and the issuer may return the principal received on the specified call date. Additionally, a perpetual bond may have additional features, such as interest rate increases at periodic dates or an increase as of a predetermined point in the future.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The Funds may enter into the borrowings and other financing transactions described below to the extent permitted by the Funds' investment policies.

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the under the relevant Central Bank regulations and Prospectus, extent permitted by the investment objectives and policies of the Funds and subject to the limits set down by the Central Bank from time to time and to the provisions of the Prospectus, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location of these instruments in the Funds' financial statements is described below:

(a) Repurchase Agreements

Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation ("collateral") subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. The underlying securities for all repurchase agreements are held by a Fund's custodian or designated subcustodians (in the case of tri-party repurchase agreements) and in certain instances will remain in custody with the counterparty. The fair value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statement of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statement of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements

Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Fund or counterparty at any time. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the

counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statement of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statement of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by the Investment Advisors or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Short Sales

Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it may not own in anticipation of a decline in the fair value of the securities. Securities sold in short sale transactions and the interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statement of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the trade price at the time the short position is covered. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(d) Sale-Buybacks

Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale-buyback transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statement of Assets and Liabilities. A Fund will recognise net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the "price drop". A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statement of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by the Investment Advisors or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Funds' financial positions, results of operations and cash flows. The financial derivative instruments outstanding as of financial year end as disclosed in the Schedule of Investments and the amounts of realised and changes in unrealised gains and losses on financial derivative instruments during the financial year, as disclosed in the Statement of Operations, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts

Certain Funds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Fund as an unrealised gain or loss. Realised gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealised gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency

changes unfavourably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

For class level hedges, the realised and unrealised gains or losses are allocated solely to the relevant share Classes. The unrealised gains or losses are reflected as a component of financial derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

(b) Futures Contracts

Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in fair value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movements in the price of the contracts, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Fund ("Financial Derivatives Margin"). Gains or losses are recognised but not considered realised until the contracts expire or close. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the Financial Derivatives Margin included on the Statement of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts

Certain Funds may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. A Fund may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are included on the Statement of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realised gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realised gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund, as a writer of an option, has no control over whether the underlying instrument may be sold ("call") or purchased ("put") and as a result bears the market risk of an unfavourable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

A Fund may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statement of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realised losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realised gain or loss when the underlying transaction is executed.

Options on Commodity Futures Contracts Certain Funds may write or purchase options on commodity futures contracts ("Commodity Option"). The underlying instrument for the Commodity Option is not the commodity itself, but rather a futures contract for that commodity. The exercise for a Commodity Option will not include physical delivery of the underlying

Notes to Financial Statements (Cont.)

commodity but will rather settle the amount of the difference between the current fair value of the underlying futures contract and the strike price directly into a Fund's depository account. For an option that is in-the-money, a Fund will normally offset its position rather than exercise the option to retain any remaining time value.

Barrier Options Certain Funds may write or purchase a variety of options with non-standard payout structures or other features ("Barrier Options"). Barrier Options are generally traded OTC. A Fund may invest in various types of Barrier Options including down-and-in and up-and-in options. Down-and-in and up-and-in options are similar to standard options, except that the option expires worthless to the purchaser of the option if the price of the underlying instrument does, or does not reach a specific barrier price level prior to the option's expiration date.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaptions to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaptions which are options to enter into a pre-defined swap agreement or to shorten, extend, cancel or otherwise modify an existing swap agreement, by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options. Writing or purchasing foreign currency options gives a Fund the right, but not the obligation to buy or sell the specified amounts of currency at a rate of exchange that may be exercised by a certain date.

These options may be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Options on Securities Certain Funds may write or purchase options on securities to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. An option on a security uses a specified security as the underlying instrument for the option contract.

Straddle Options Certain Funds may enter into differing forms of straddle options ("Straddle"). A Straddle is an investment strategy that uses combinations of options that allow a Fund to profit based on the future price movements of the underlying security, regardless of the direction of those movements. A written Straddle involves simultaneously writing a call option and a put option on the same security with the same strike price and expiration date. The written Straddle increases in value when the underlying security price has little volatility before the expiration date. A purchased Straddle involves simultaneously purchasing a call option and a put option on the same security with the same strike price and expiration date. The purchased Straddle increases in value when the underlying security price has high volatility, regardless of direction, before the expiration date.

(d) Swap Agreements

Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") or may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organisation ("Centrally Cleared Swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Centrally Cleared Swaps are marked to market daily based upon valuations as determined from the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organisation. Changes in fair value, if any, are reflected as a component of net change in unrealised appreciation/(depreciation) on the Statement of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps ("Swap Variation Margin"), if any, are recorded as a receivable or payable for the change in value as appropriate on the Statement of Assets and Liabilities. Centrally Cleared and OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statement of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realised gains or losses on the Statement of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realised gain or loss on the Statement of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realised gains or losses on the Statement of Operations.

For purposes of applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, swap agreements like other derivative instruments, may be valued by the Fund at fair value, notional value or full exposure value. In the case of a credit default swap, in applying certain of the Fund's investment policies and restrictions, the Fund will value the credit default swap at its notional value or its full exposure value (i.e., the sum of the notional amount for the contract plus the fair value), but may value the credit default swap at fair value for purposes of applying certain of the Fund's other investment policies and restrictions. For example, a Fund may value credit default swaps at full exposure value for purposes of the Fund's credit quality guidelines (if any) because such value reflects the Fund's actual economic exposure during the term of the credit default swap agreement. In this context, both the notional amount and the fair value may be positive or negative depending on whether the Fund is selling or buying protection through the credit default swap. The manner in which certain securities or other instruments are valued by the Fund for purposes of applying investment policies and restrictions may differ from the manner in which those investments are valued by other types of investors.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognised on the Statement of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavourable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk is mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Certain Funds may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the "buyer of protection") to another party (the "seller of protection") in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, the Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If the Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash, securities or other deliverable obligations equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on corporate or sovereign issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardised terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. The Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilised in determining the fair value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues as of year end if any, are disclosed in the Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Increasing fair values, in

absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller/buyer of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of 31 December 2025 for which the Fund is the seller/buyer of protection are disclosed in the Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by the Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure to currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many periods. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows. The exchange of currencies at the inception date will be separately reflected on a gross basis with the notional principal currency amount as a receivable and payable, as appropriate for the fixed or floating leg, on the Statement of Assets and Liabilities.

For class level hedges the realised and unrealised gains or losses are allocated solely to the relevant share Classes. The unrealised gains or losses are reflected in financial derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that the Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by the Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

Total Return Swap Agreements Certain Funds may enter into total return swap agreements. Total return swap agreements involve commitments where single or multiple cash flows are exchanged based on the price of an underlying reference asset and on a fixed or variable interest rate. One party would receive payments based on the fair value of the commodity involved and pay a fixed amount. Total return swap agreements

Notes to Financial Statements (Cont.)

may involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific underlying reference asset, which may include a single security, a basket of securities, or an index, and in return receives a fixed or variable rate. To the extent the total return of the security or index underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting interest rate obligation, the Fund will receive a payment from or make a payment to the counterparty.

Certain Funds may invest in total return equity swaps ("equity swaps"). Equity swaps can be used to secure a profit or avoid a loss by reference to fluctuations in the value or price of equities or financial instruments or in an index of such equities or financial instruments. An equity swap is a derivative instrument designed to replicate the economic performance and the cash flows of a conventional share investment.

The risks inherent in equity swaps are dependent on the position that a Fund may take in the transaction: by utilising equity swaps, a Fund may put itself in a long position on the underlying value, in which case the Fund will profit from any increase in the value of the underlying stock, and suffer from any decrease. The risks inherent in a long position are identical to the risks inherent in the purchase of the underlying stock. Conversely, a Fund may put itself in a short position on the value of the underlying stock, in which case the Fund will profit from any decrease in the underlying stock, and suffer from any increase. The risks inherent in a short position are greater than those of a long position: while there is a ceiling to a maximum loss in a long position if the underlying stock is valued at zero, the maximum loss of a short position is that of the increase in the underlying stock, an increase that, in theory, is unlimited.

It should be noted that a long or short equity swap position is based on the Investment Advisors' opinion of the future direction of the underlying security. The position could have a negative impact on the Fund's performance.

Variance Swap Agreements Certain Funds may invest in variance swap agreements to gain or mitigate exposure to the underlying reference securities. Variance swap agreements involve two parties agreeing to exchange cash flows based on the measured variance (or square of volatility) of a specified underlying asset. One party agrees to exchange a "fixed rate price" or strike price payment for the "floating rate price" or realised price variance on the underlying asset with respect to the notional amount. At inception, the strike price is generally chosen such that the fair value of the swap is zero. At the maturity date, a net cash flow is exchanged, where the payoff amount is equivalent to the difference between the realised price variance of the underlying asset and the strike price multiplied by the notional amount. As a receiver of the realised price variance, the Fund would receive the payoff amount when the realised price variance of the underlying asset is greater than the strike price and would owe the payoff amount when the variance is less than the strike. As a payer of the realised price variance, the Fund would owe the payoff amount when the realised price variance of the underlying asset is greater than the strike price and would receive the payoff amount when the variance is less than the strike. This type of agreement is essentially a forward contract on the future realised price variance of the underlying asset.

7. EFFICIENT PORTFOLIO MANAGEMENT

To the extent permitted by the investment objectives and policies of the Funds and subject to the limits set down by the Central Bank from time to time and to the provisions of the Prospectus, utilisation of financial derivative instruments and investment techniques may be employed for efficient portfolio management purposes by all the Funds. The Funds may use these financial derivative instruments and investment techniques to hedge against changes in interest rates, non-functional currency exchange rates or securities prices or as part of their overall investment strategy.

The total interest income/(expense) arising from Repurchase Agreements during the financial year ended 31 December 2025 was \$366,830,619/(\$Nil) (31 December 2024: \$404,205,655/(\$Nil)).

The total interest income/(expense) arising from Reverse Repurchase Agreements during the financial year ended 31 December 2025 was \$8,635/(\$907,085) (31 December 2024: \$Nil/(\$96,103)).

The total interest income/(expense) arising from Sale-Buyback Financing transactions during the financial year ended 31 December 2025 was \$Nil/(\$1,094,136) (31 December 2024: \$Nil/(\$832,923)).

8. TAXATION

Under current law and practice the Company qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, so long as it is resident in Ireland. On that basis, it is not chargeable to Irish tax on its income or gains. However, Irish tax may arise on the happening of a "chargeable event". A chargeable event includes any distribution payments to shareholders or any encashment, redemption, cancellation, transfer or deemed disposal (a deemed disposal will occur at the expiration of a Relevant Period) of shares or the appropriation or cancellation of shares of a shareholder by the Company for the purposes of meeting the amount of tax payable on a gain arising on a transfer.

No Irish tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

- A shareholder who is neither an Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declarations in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, are held by the Fund and provided the Fund is not in possession of any information which would reasonably suggest that the information contained therein is no longer materially correct, or the Fund has been authorised by the Irish Revenue to make gross payments in the absence of appropriate declarations;
- Certain exempted Irish tax resident shareholders who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations;
- Any transactions in relation to shares held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners;
- An exchange of shares representing one sub-fund for another sub-fund of the Fund;
- An exchange of shares arising on a qualifying amalgamation of or reconstruction of the Fund with another fund; and
- Certain exchange of shares between spouses and former spouses.

In the absence of the appropriate declaration, the Fund will be liable to Irish tax on the occurrence of a chargeable event.

The investment undertaking regime provides that the Revenue Commissioners may grant approval for investment funds marketed outside of Ireland to make payments to non-resident shareholders without deduction of Irish tax where no relevant declaration is in place, subject to meeting the "equivalent measures" requirement. A Fund wishing to receive approval must apply in writing to the Revenue Commissioners, confirming compliance with the relevant conditions.

Dividends, interest and capital gains (if any) which the Company receives with respect to its investments (other than securities of Irish issuers) may be subject to taxes, including withholding taxes, in the countries in which the issuers of investments are located. It is anticipated that the Company may not be able to benefit from reduced rates of withholding tax in double taxation agreements between Ireland and such countries. If this position changes in the future and the application of a lower rate results in a repayment to the Company the NAV will not be re-stated and the benefit will be allocated to the existing shareholders rateably at the time of the repayment.

In accordance with the reporting fund regime introduced by the United Kingdom HM Revenue and Customs, each share Class will be viewed as a separate "offshore fund" for UK tax purposes. The reporting regime permits an offshore fund to seek advance approval from HM Revenue and Customs to be treated as a "reporting fund". Once an offshore fund has been granted reporting fund status it will maintain that status for so long as it continues to satisfy the conditions to be a reporting fund without a requirement to apply for further certification by HM Revenue and Customs. Each share Class in the Company is treated as a reporting fund. This has been approved by HM Revenue and Customs.

The Minimum Tax Directive provides for a European Union wide implementation of the Organisation for Economic Cooperation and Development ("OECD") Inclusive Framework on Base Erosion Profit Shifting ("BEPS") Pillar Two rules. The Pillar Two legislation was enacted in Ireland and is effective for the financial year beginning 01 January 2024. The Company meets the definition of an investment entity under BEPS Pillar Two rules, and the clause within it that seeks to protect the tax neutrality of investment funds. This excludes the Company from quantitative disclosures under BEPS Pillar Two requirement along with Qualified Domestic Minimum Top-up Tax ("QDMTT") requirement.

9. DIVIDEND DISTRIBUTION POLICY

As set out in the relevant Fund Supplement, dividend distributions may be declared out of:

- (i) Net investment income which consists of interest and dividends.
- (ii) Realised profits on the disposal of investments less realised and unrealised losses (including fees and expenses). In the event that the realised profits on the disposal of investments less realised and unrealised losses are negative the Funds may still pay dividends out of net investment income and/or capital.
- (iii) Other funds (including capital) as may be lawfully distributed from the relevant Fund or share Class of the relevant Fund.

Management fees and other fees, or a portion thereof, may be charged to capital and as a result capital may be eroded and income may be achieved by foregoing the potential for future capital growth. This cycle may continue until all capital is depleted. The rationale for charging to capital is to maximise the amount distributable to shareholders.

In the case of the Income II Classes, the Directors may, at their discretion, pay fees out of capital as well as take into account the yield differential between the relevant hedged share Class and the base share Class (which constitutes a distribution from capital). The yield differential can be positive or negative and is calculated taking into account the contribution of the share Class hedging arising from the Hedged Classes.

In the case of the UK Income Bond Fund and the PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund dividend distributions will be declared monthly and, depending on the shareholder's election, paid in cash or reinvested in additional shares monthly after declaration.

In the case of the Euro Aggregate High Quality Fund and the Eurodollar High Quality Fund dividends distributions will be declared annually and depending upon the shareholder's election, paid in cash or reinvested in additional shares after declaration.

In the case of all other Funds with Income Class shares, dividends distributions will be declared quarterly and, depending upon the shareholder's election, paid in cash or reinvested in additional shares after declaration.

Dividend distributions to holders of redeemable shares are classified as finance costs on the Statement of Operations. The income or gains allocated to Accumulation Shares will neither be declared or distributed but the NAV per share of Accumulation Shares will be increased to take account of such income or gains. Dividend distributions not reinvested in shares will be paid to the shareholder by way of bank transfer. Any dividend distribution unclaimed after a period of six years from the date of declaration of such dividend distribution shall be forfeited and shall revert to the account of the relevant Fund. Shareholders can elect to reinvest dividend distributions in additional shares or have the dividend distributions paid in cash.

A portion of dividend distributions per the Statement of Operations was paid out of capital for the below Fund (amounts in thousands):

Fund	Year ended 31-Dec-2025	Year ended 31-Dec-2024
Euro Aggregate High Quality Fund	€ 14	€ 0
Eurodollar High Quality Fund	\$ 148	\$ 0
Multi-Asset Strategy Fund	€ 838	€ 1,013
UK Income Bond Fund	£ 121	£ 0

10. SOFT COMMISSIONS

The Company or its Investment Advisor may effect transactions on behalf of the Funds with or through the agency of execution brokers, which may, in addition to routine order execution, from time to time, provide to or procure for the Company or its delegates' goods, services or other benefits such as research and advisory services. The Company or its Investment Advisor may pay these brokers full-service brokerage rates part of which may be applied in the provision of permitted goods or services. Those Investment Advisors which are Markets in Financial Instruments Directive ("MiFID") investment firms or subject to equivalent regulatory provisions shall pay for any third party research which it purchases relating to the management of the assets of each Fund directly out of its own resources.

11. SEGREGATED LIABILITY

The Company is an umbrella type open-ended investment Company with variable capital and segregated liability between sub-funds. Accordingly, any liability on behalf of or attributable to any Fund of the Company shall be discharged solely out of the assets of that Fund, and neither the Company nor any Director, receiver, examiner, liquidator, provisional liquidator or other person shall apply, nor be obliged to apply, the assets of any such Fund in satisfaction of any liability incurred on behalf of or attributable to any other Fund of the Company, irrespective of when such liability was incurred.

12. CHANGES TO THE PROSPECTUS, TO THE SUPPLEMENT AND TO THE MEMORANDUM AND ARTICLES OF ASSOCIATION

On 19 May 2025, the Supplement for the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund was updated to extend the Management Fee waiver on the Institutional Share Class by two years until 19 May 2027.

On 9 June 2025, the Company's Prospectus was updated as follows:

- Updates were made to the 'Global Investment Risk' section.
- Removal of "LIBOR Phase Out Risk" from the General Risk Factors.
- Updates were made to the taxation disclosures.
- Updates were made to the 'Allocation Risk' section.
- Updates were made to the biographies in respect of V. Mangala Ananthanarayanan, Frances Ruane and Myles Lee.
- Amendments were made to Appendix 1 (Regulated Markets) and Appendix 5 (Delegation of Depositary Safekeeping Duties).

In addition, updates were made to a number of Fund Supplements as follows:

- The 'Dealing Day' definition in each Fund Supplement was updated for consistency with the fund holiday calendar.
- Revisions were made to the Russian exposure disclosures for the Multi-Asset Allocation Fund, the Multi-Asset Strategy Fund and the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund.
- Following its termination and subsequent revocation, the Supplement in respect of (and any references to) the U.S. High Yield BB-B Bond Fund has been removed from the Prospectus.
- Updates were made to Supplement-specific risk factors in respect of the Multi-Asset Strategy Fund and PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund.

On 27 November 2025, the Company's Prospectus was updated. The principal updates are listed below.

Following the UK's withdrawal from the EU on 31 January 2020, EEA UCITS sub-funds have been registered for marketing in the UK under the Temporary Marketing Permissions Regime ("TMPR"). The TMPR is now being replaced by the Overseas Funds Regime ("OFR"), meaning that the Company's sub-funds registered in the UK have to apply for registration under the OFR in early 2026. The FCA Handbook contains a number of Prospectus disclosure requirements which must be met by sub-funds marketing in the UK. As such, on 27 November 2025, the Company's Prospectus was updated in accordance with these requirements. The principal updates are listed below:

- The inclusion of an express statement that shareholders are not liable for any debts of the sub-funds and that shareholder losses are limited to the value of their shares.

Notes to Financial Statements (Cont.)

- Updates to the "Indices" section to include definitions for "Constraining", "Target" and "Comparator" benchmarks.
- The addition of risk factors applicable to sub-funds that seek to achieve total return or real return as part of their investment policies.
- Deletion of the "UK Tax Considerations" section as this disclosure is to be moved to the UK Country Supplement.
- Updates to the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund Supplements to provide that information on the sub-funds' performances in comparison to their benchmarks is available in the Company's financial statements.

The Memorandum and Articles of Association of the Company have not been amended during the financial year.

13. FEES AND EXPENSES

(a) Fees Payable to the Manager

The fees payable to the Manager as set out in the Prospectus shall not exceed 2.50% per annum of the NAV of each Fund.

(b) Management Fee

The Manager, in respect of each Fund and as described in the Prospectus, provides or procures investment advisory, administration, depositary and other services in return for which each Fund pays a single Management Fee to the Manager. The Management Fee (as defined in the Prospectus) for each Fund is accrued on each Dealing Day (as defined in the relevant Fund's Supplement) and is payable monthly in arrears. The Manager may pay the Management Fee in full or in part to the Investment Advisors in order to pay for the investment advisory and other services provided by the Investment Advisors and in order for the Investment Advisors to pay for administration, depositary and other services procured for the Funds by the Manager. The Management Fee for each Class of each Fund (expressed as a per annum percentage of its NAV) is as follows:

Fund	Institutional Class (%)	Retail Class (%)
Euro Aggregate High Quality Fund	0.22	N/A
Eurodollar High Quality Fund	0.22	N/A
Multi-Asset Allocation Fund	0.95	N/A
Multi-Asset Strategy Fund	N/A	1.16
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund ⁽¹⁾	0.30	N/A
UK Income Bond Fund	0.49	N/A

⁽¹⁾ The Institutional Class rate takes into account a fee waiver by the Manager at the rate of 0.16% p.a. The fee waiver will expire from 19 May 2027.

The Management Fees for all Funds remained unchanged during the financial year ended 31 December 2025, with the exception of the fee waiver amendment noted above.

The PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund has only a Z Class in issue. Z Class Shares are offered primarily for other Funds of the Company or for direct investment by institutional investors who have entered into an investment management or other agreement with the Investment Advisors or a PIMCO affiliate. Due to the nature of the Z Class offering and in an effort to avoid the duplication of fees, the Management Fee for the Z Class is set at 0.00% per annum.

The Management Fee for each share Class of each Fund (expressed as a per annum percentage of its NAV) is set out in the relevant Supplement for each Fund. Shareholders should also note that Management Fees may be charged to capital at a Fund or share Class level, where specifically provided for in the relevant Supplement of a Fund.

The Management Fee attributable to the Retail Share Classes is generally higher than the Management Fee attributable to the other share Classes. From this higher fee the Manager may pay for the expense of distribution, intermediary and other services rendered to the shareholders in these share Classes of the Funds directly or indirectly by distributors or broker-dealers, banks, financial intermediaries, or other intermediaries. Given the fixed nature of the Management Fee, the Manager, and not the shareholders, takes the risk of any price increases in the cost of the services covered by the Management Fee and takes the risk of expense levels relating to such services increasing above the Management Fee as a result of a decrease in net assets. Conversely, the Manager, and not the shareholders, would

benefit from any price decrease in the cost of services covered by the Management Fee, including decreased expense levels, resulting from an increase in net assets.

(c) Investment Advisory Services

On behalf of the Company, the Manager provides and/or procures investment advisory services. Such services include the investment and reinvestment of the assets of each Fund. The fees of the Investment Advisors and Distributor (together with VAT, if any thereon) are paid by the Manager from the Management Fee.

(d) Administration, Depositary Services and Other Services

On behalf of the Company, the Manager provides and/or procures administration, depositary and other services. Such services include administration, transfer agency, fund accounting, depositary and sub-depositary in respect of each Fund. The fees and expenses of the Administrator and Depositary (together with VAT, if any thereon) are paid by the Manager from the Management Fee, or by the Investment Advisors.

On behalf of the Company, the Manager provides and/or procures certain other services. These may include listing broker services, paying agent and other local representative services, accounting, audit, legal and other professional advisor services, company secretarial services, printing, publishing and translation services, and the provision and co-ordination of certain supervisory, administrative and shareholder services necessary for operation of the Funds. Fees and any ordinary expenses in relation to these services (together with VAT, if any thereon) are paid by the Manager, or by the Investment Advisors on behalf of the Manager, from the Management Fee.

The Funds will bear other expenses related to their operation that are not covered by the Management Fee which may vary and affect the total level of expenses within the Funds including, but not limited to, taxes and governmental fees, brokerage fees, commissions and other transaction expenses (including, but not limited to, fees and expenses related to due diligence on investments and potential investments and/or related to negotiations of such transactions), costs of borrowing money including interest expenses, establishment costs, extraordinary expenses (such as litigation and indemnification expenses) and fees and expenses of the Company's Independent Directors and their counsel.

The Company paid the Independent Directors fees of €60,000 during the financial year ended 31 December 2025 (31 December 2024: €55,000). In addition, each Independent Director is reimbursed for any reasonable out-of-pocket expenses. Non-Independent Directors are not entitled to separate remuneration for their directorship of the Company. Directors' fees are a component of "Other expenses" on the Statement of Operations.

The following table sets out the fees the Company was charged by the statutory auditors during the financial years ended 31 December 2025 and 31 December 2024. The fees in the table below are exclusive of VAT and out of pocket expense.

Auditors' Remuneration	31-Dec-2025	31-Dec-2024
Audit of entity financial statements	€ 79,389	€ 79,389
Other assurance services	0	0
Tax advisory services	0	0
Other non-audit services	0	0

Service Fee The Service Fee (as defined in the relevant Fund's Supplement) which applies to the Investor Classes only is paid to the Manager and may be used to reimburse broker-dealers, financial intermediaries, or other intermediaries that provide services in connection with the distribution and marketing of shares and/or the provision of certain shareholder services or the administration of plans or programmes that use Fund shares as their funding medium, and to reimburse other related expenses (as defined in the relevant Fund's Supplement). The services are provided directly by the Manager or indirectly through broker-dealers, financial intermediaries, or other intermediaries to all shareholders of the Investor Classes. The same services apply to all shareholders of the Investor Classes for the fees levied. These services may include responding to shareholder inquiries about the Funds and their performance; assisting shareholders with purchases, redemptions and exchanges of shares; maintaining individualised account

information and providing account statements for shareholders; and maintaining other records relevant to a shareholder's investment in the Funds.

Plans or programmes that use Fund shares as their funding medium may include unit-linked insurance products and pension, retirement or savings plans maintained by employers. All shareholders in the Investor Classes will receive services pursuant to agreements entered into with financial intermediaries with whom those shareholders have a servicing relationship. The Service Fee is calculated on the basis of 0.25% per annum of the NAV of each Fund attributable to the Investor Classes. The Service Fee remained unchanged during the financial years ended 31 December 2025 and 31 December 2024.

Placement Fee A placement fee of 2% of the NAV of the Multi-Asset Strategy Fund as at the first Valuation Point after the expiration of the Initial Offer Period (as defined in the relevant Fund's Supplement) of each Retail Class ("Payment Date") will be charged as compensation for distribution services in respect of the Fund and is not retained by the Manager ("Placement Fee"). The Placement Fee is charged to each Retail Class on the Payment Date and added to the Fund's assets as a prepaid expense.

The Placement Fee is amortised over a period of seven years for the purpose of calculating the dealing NAV. However, FRS 102 requires such costs to be expensed when incurred. Therefore, for the purposes of the financial statements, the unamortised Placement Fee has been recognised in full in the Statement of Operations and in the Statement of Changes in Net Assets.

Exit Fee An exit fee is charged on the redemption of shares on the Multi-Asset Strategy Fund ("Exit Fee") during the Amortisation Period and is based on the NAV as at the Payment Date in respect of each Retail Class, payable as follows:

Financial Years 1 & 2	2.00%
Financial Years 3 & 4	1.50%
Financial Years 5 & 6	1.00%
Financial Year 7	0.50%

The Exit Fee is retained by the Fund and does not exceed 3% of the Net Asset Value per Share on a Dealing Day on which the shares are being redeemed.

(e) Expense Limitation (including Management Fee Waiver and Recoupment)

The Manager has agreed with the Company, pursuant to the Management Agreement between the Company and the Manager dated as of 22 June 2010, to manage total annual fund operating expenses for any Class of Fund, by waiving, reducing or reimbursing all or any portion of its Management Fee, to the extent that (and for such period of time that) such operating expenses would exceed, due to the payment of establishment costs and pro rata Directors' Fees, the sum of such Class of such Fund's Management Fee (prior to the application of any applicable Management Fee waiver), and other expenses borne by such Fund's share Class not covered by the Management Fee as described above (other than establishment costs and pro rata Directors' Fees), plus 0.0049% per annum (calculated on a daily basis based on the NAV of the Fund).

In any month in which the Management Agreement is in effect, the Manager may recoup from a Fund any portion of the Management Fee waived, reduced or reimbursed pursuant to the Management Agreement (the "Reimbursement Amount") during the previous 36 months, provided that such amount paid to the Manager will not: 1) exceed 0.0049% per annum of the Class of the applicable Fund's average net assets (calculated on a daily basis); 2) exceed the total Reimbursement Amount; 3) include any amounts previously reimbursed to the Manager; or 4) cause any Class of a Fund to maintain a net negative yield.

The Management Fee as disclosed in the Statement of Operations is recognised gross of the relevant management fee waiver where applicable. Management fee waivers are recognised within Reimbursement by Investment Advisors in the Statement of Operations. The Management Fee is paid to the Manager net of the waiver.

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Manager, Investment Advisors, Distributor and Directors are related parties of the Company. Fees payable to these parties are disclosed in Note 13, where applicable.

Each of the Funds may invest in the other Funds of the Company and/or other collective investment schemes managed by the Manager or entities affiliated with the Manager (the "Affiliated Fund").

As at 31 December 2025, 100.00% (31 December 2024: 100.00%) of Net Assets of the Multi-Asset Allocation Fund, 100.00% (31 December 2024: 100.00%) of Net Assets of the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund and 99.97% (31 December 2024: 100.00%) of Net Assets of the PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV were owned by entities which are considered as an Affiliated Funds.

Funds where shareholders, excluding the Allianz Group, Funds of the Company, Funds affiliated with the Company and employees of the Investment Advisors, own more than 20% of the Net Assets of the Fund, are separately disclosed in Note 16.

The Multi-Asset Strategy Fund invests in the Z Class of the Strategic Income Fund, a Fund of PIMCO Funds: Global Investors Series plc, which is considered as an Affiliated Fund. Due to the nature of the Z Class offering and in an effort to avoid the duplication of fees, the Management Fee for the Z Class is set at 0.00% per annum.

The UK Income Bond Fund invests in the PIMCO Sterling Short Maturity UCITS ETF, a Fund of PIMCO ETFs plc, which is considered as Affiliated Fund. Since the investing Fund does not offer a zero fee share Class, Management Fees are paid by the Fund investing and the underlying Affiliated Fund. Therefore, an Investment Advisory Fee Waiver is offset prior to payment by the investing Fund to the Manager. This offset is accounted for on the Statement of Operations within Reimbursement by Investment Advisors.

During the financial years ended 31 December 2025 and 31 December 2024 the Funds below engaged in purchases and sales of securities among Affiliated Funds, purchases and sales relating to cross investments and purchases and sales of investments into Affiliated Funds (amounts in thousands):

Fund	31-Dec-2025	
	Purchases	Sales
Eurodollar High Quality Fund	\$ 0	\$ 3,101
Multi-Asset Allocation Fund	0	10,201
Multi-Asset Strategy Fund	104	10,058
UK Income Bond Fund	0	2,743
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	1,060,134	101,313

Fund	31-Dec-2024	
	Purchases	Sales
Multi-Asset Allocation Fund	\$ 0	\$ 6,191
Multi-Asset Strategy Fund	46,417	73,236
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund	35,619	92,846
UK Income Bond Fund	5,198	12,870
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	1,331,706	0

As of 31 December 2025 and 31 December 2024, the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund held a Credit Suisse AG AT1 Claim (the "AT1 Claim"). This AT1 Claim relates to a holding in a Corporate Bond position in the banking and finance industry sector.

In connection with an in-specie redemption from the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund and a corresponding in-specie subscription into the PIMCO European Short-Term Opportunities Fund, a Fund of PIMCO Funds: Global Investors Series plc and considered as an Affiliated Fund, which occurred on 15 May 2024, it was determined that the AT1 Claim cannot be transferred to the PIMCO European Short-Term Opportunities Fund.

At 31 December 2025 and 31 December 2024 the amount payable to the PIMCO European Short-Term Opportunities Fund, attributable to the

Notes to Financial Statements (Cont.)

pro-rated portion of the AT1 Claim is recognised as Payable to the Affiliated Fund on the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund's Statement of Assets and Liabilities. The PIMCO Obbligazionario Prudente Fund will pay the PIMCO European Short-Term Opportunities Fund, an amount equal to 99.26% of any net return (if any) it may receive in the future with respect to the AT1 Claim.

Directors' and Secretary's Interests in Shares, Debentures and Contracts

The Directors held no interest in the shares and debentures of the Company as at 31 December 2025 and 31 December 2024. None of the Directors have a service contract with the Company.

The Secretary held no interest in the shares and debentures of the Company as at 31 December 2025 and 31 December 2024.

The Company had no employees as at 31 December 2025 and 31 December 2024.

15. EXCHANGE RATES

For the purposes of combining the financial statements of the Funds, to arrive at Company figures (required under Irish Company law), the amounts on the Statement of Assets and Liabilities have been translated at the exchange rate ruling at 31 December 2025 from British Pound Sterling to U.S. Dollar (USD/GBP 0.74347) (31 December 2024: USD/GBP 0.79847) and from Euro to U.S. Dollar (USD/EUR 0.85146) (31 December 2024: USD/EUR 0.96572). The amounts on the Statement of Operations and the Statement of Changes in Net Assets have been translated at an average exchange rate for the financial year ended 31 December 2025 from British Pound Sterling to U.S. Dollar (USD/GBP 0.75901) (31 December 2024: USD/GBP 0.78267) and from Euro to U.S. Dollar (USD/EUR 0.88629) (31 December 2024: USD/EUR 0.92453).

The following table reflects the exchange rates used to convert to Euro, British Pound Sterling and U.S. Dollar, the functional currencies of Funds of the Company, the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than each Funds functional currency.

Foreign Currency	31-Dec-2025 Presentation Currency		
	EUR	GBP	USD
AUD	1.76119	2.01702	1.49959
BRL	6.43570	7.37054	5.47975
CAD	1.60988	1.84373	1.37075
CHF	0.93046	N/A	N/A
CNH	8.19761	N/A	6.97995
CNY	8.20724	N/A	N/A
DKK	7.46904	8.55398	6.35960
EUR (or €)	1.00000	1.14526	0.85146
GBP (or £)	0.87317	1.00000	0.74347
HKD	9.14134	10.46919	N/A
HUF	383.94021	439.71084	N/A
ILS	3.74309	N/A	3.18710
INR	105.55891	N/A	N/A
JPY (or ¥)	184.08925	210.82980	156.74500
KRW	1,691.85472	N/A	N/A
KWD	N/A	0.41360	N/A
MXN	21.11603	24.18332	N/A
NGN	N/A	1,945.95053	N/A
NOK	11.84651	13.56731	N/A
NZD	2.04234	2.33901	1.73898
PEN	N/A	4.52286	N/A
PLN	4.22238	4.83572	N/A
SEK	10.82702	12.39974	N/A
SGD	1.51034	1.72973	1.28600
THB	37.00106	N/A	N/A
TRY	50.45909	57.78871	N/A
TWD	36.90182	N/A	N/A
USD (or \$)	1.17445	1.34505	1.00000
ZAR	19.46065	22.28747	N/A

Foreign Currency	31-Dec-2024 Presentation Currency		
	EUR	GBP	USD
AUD	1.67245	2.02277	1.61512
BRL	6.39716	7.73714	6.17785
CAD	1.48926	1.80120	1.43820
CHF	0.93842	N/A	N/A
CNH	7.60212	N/A	7.34150
CNY	7.55837	N/A	N/A
DKK	7.45726	9.01928	7.20160
EUR (or €)	1.00000	1.20946	0.96572
GBP (or £)	0.82681	1.00000	0.79847
HKD	8.04371	9.72858	N/A
HUF	411.36503	497.53114	N/A
ILS	3.77300	N/A	3.64365
INR	88.65304	107.22265	N/A
JPY (or ¥)	162.73919	196.82717	157.16000
KRW	1,524.41140	N/A	N/A
KWD	N/A	0.38611	N/A
MXN	21.53089	26.04084	N/A
NOK	11.76054	14.22394	N/A
NZD	1.84828	2.23543	1.78492
PEN	N/A	4.70514	N/A
PLN	4.27724	5.17316	N/A
SEK	11.44150	13.83808	N/A
SGD	1.41263	1.70852	1.36420
THB	35.30537	N/A	N/A
TRY	36.61580	44.28549	N/A
TWD	33.94835	N/A	N/A
USD (or \$)	1.03550	1.25240	1.00000
ZAR	19.53989	23.63279	N/A

16. FINANCIAL RISKS

The main risks arising from the Company's financial instruments are market price, foreign currency, interest rate, liquidity, credit and counterparty risks.

(a) Market Price Risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss of each Fund might suffer through holding market positions in the face of adverse price movements. The Investment Advisors consider the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Funds' investment objectives.

The Investment Advisors use a number of quantitative techniques to assess the impact of market risks including credit events, changes in interest rates, credit spreads and recovery values on the Funds' investment portfolio.

The Investment Advisors use Value at Risk ("VaR") analysis, a technique widely used by financial institutions to quantify, assess, and report market risk. VaR is a statistical framework that supports the quantification of market risk within a portfolio at a specified confidence interval over a defined holding period. Certain Funds may use the Relative VaR model or Absolute VaR model. Where the Relative VaR model is used, the VaR of a Fund's portfolio will not exceed twice the VaR on a comparable benchmark portfolio or reference portfolio (i.e. a similar portfolio with no derivatives) which will reflect a Fund's intended investment style. Where the Absolute VaR model is used, the VaR of a Fund's portfolio may not exceed 20% of the NAV of a Fund and the holding period shall be 20 days and the length of the data history shall not be less than one year. VaR seeks to quantify the expected minimum, maximum and average dollar losses that may result from the interactive behaviour of all material market prices, spreads, volatilities, rates and other risks including foreign exchange, interest rate, emerging market and convexity risk based on the historically observed relationships between these markets.

Although the use of derivatives may give rise to an additional leveraged exposure, any such additional exposure will be covered and will be risk managed using the VaR methodology in accordance with the Central Bank's

31 December 2025

requirements. The Investment Advisors monitor portfolio risk using market factor exposures on a daily basis. Potential market risk is calculated using the parametric delta-normal or factor model approach. VaR is calculated and reported automatically each day using the closing prices and market information of the most recent business day. Depending on the application of the risk statistics, various confidence levels (such as 99%) and time horizons (weeks or months) might be selected.

Stress tests also are conducted relating to the VaR model for each Fund on a monthly basis. The PIMCO Risk Group oversees the composition of stress tests and makes appropriate adjustments when market conditions or fund compositions make that appropriate. The stress tests estimate potential gains or losses from shocks to financial variables including nominal sovereign rates, nominal swap rates, real rates, credit spreads, equity valuations, commodity values, currency exchange rates, and implied volatilities. In addition to the monthly stress testing, three additional types of stress tests are also conducted, some of which are used daily and some of which are used for analysis interactively. The first are scenario duration tests that measure what happens to the value of the portfolio if unexpected movements in yields occur in the market. These durations are calculated

every business day. The second test involves a database of historical crisis scenarios that can be executed to test reactions to these crises. The historical crisis scenarios contain many unexpected changes in market conditions and correlation matrices. The third test involves correlation matrices which can be manipulated manually to reflect conditions that may happen in the future but have not happened so far.

Calculations generally are done by using automated simulation methodologies. However, there are also methodologies to manually check what changes in the correlation matrices would have a big negative impact to the portfolios. These correlations changes can then be analysed and possible real world events that could bring about such changes can be assigned.

Of course, it cannot be ruled out that actual economic results will differ significantly from manual and automated scenarios.

The daily VaR measures are an estimate of the portfolio loss over the next one month period that would not be exceeded 99% of the time, relative to the assumptions of the VaR model.

Not all risks to which the portfolio may be exposed are intended to be captured by VaR and, in particular, the framework does not seek to capture liquidity risk, counterparty credit risk, or extreme credit events such as an issuer default. In practice, the actual trading results will differ from the VaR and may not provide a meaningful indication of profits and losses in stressed market conditions. To determine the reliability of the VaR models, actual outcomes are monitored to test the validity of the assumptions and parameters used in the VaR calculation. Market risk positions are also subject to regular stress tests to ensure that each Fund would withstand an extreme market event. The following tables set out the minimum, maximum, average and financial year end VaR of each Fund as at 31 December 2025 and 31 December 2024:

Fund	Methodology	Benchmark	31-Dec-2025			
			Min	Max	Average	Year End
Euro Aggregate High Quality Fund	Absolute	N/A	4.02%	5.34%	4.61%	4.15%
Eurodollar High Quality Fund	Absolute	N/A	3.29%	4.36%	3.78%	3.29%
Multi-Asset Allocation Fund	Relative	MSCI All Country World Index (ACWI) EUR Hedged	135.77%	157.48%	144.84%	144.85%
Multi-Asset Strategy Fund	Relative	75% Bloomberg U.S. Aggregate Bond Index/ 25% MSCI ACWI High Dividend Yield Index	106.19%	130.88%	116.33%	115.80%
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund	Absolute	N/A	0.09%	0.23%	0.15%	0.21%
UK Income Bond Fund	Absolute	N/A	4.67%	6.71%	5.33%	4.74%
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Relative	FTSE 3-Month Treasury Bill Index	15.09%	34.35%	20.84%	34.35%

Fund	Methodology	Benchmark	31-Dec-2024			
			Min	Max	Average	Year End
Euro Aggregate High Quality Fund	Absolute	N/A	4.54%	5.81%	5.01%	4.73%
Eurodollar High Quality Fund	Absolute	N/A	3.81%	4.65%	4.10%	4.12%
Multi-Asset Allocation Fund	Relative	MSCI All Country World Index (ACWI) EUR Hedged	89.16%	142.76%	117.75%	137.78%
Multi-Asset Strategy Fund ⁽¹⁾	Absolute	N/A	4.81%	7.42%	5.65%	6.14%
	Relative	75% Bloomberg U.S. Aggregate Bond Index (EUR Hedged)/25% MSCI ACWI High Dividend Yield Index (EUR Hedged)	90.99%	133.79%	102.62%	104.31%
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund	Absolute	N/A	0.09%	6.06%	0.89%	0.12%
UK Income Bond Fund	Absolute	N/A	4.05%	6.72%	5.50%	5.07%
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Relative	FTSE 3-Month Treasury Bill Index	18.45%	81.70%	42.66%	21.40%

⁽¹⁾ The Fund moved from Absolute VaR model to Relative VaR model on 08 November 2024.

The Central Bank requires that all funds disclose a measure of leverage calculated on a gross notional exposure basis. The gross notional exposure figure is calculated using the sum of the absolute value of notionals of the derivatives (which is deemed to include certain forward settling trades), as is required by the Central Bank and as such does not take into account any netting and hedging arrangements that the Fund has in place at any time. The use of derivatives (whether for hedging or investment purposes) may give rise to a higher gross notional exposure. The Funds' gross notional exposure is expected to increase to the higher levels, for example, at times when the Investment Advisors deem it most appropriate to use derivative instruments to alter the Funds' interest rate, currency or credit exposure.

The following table sets out the average level of gross notional exposure for the Funds for the financial years ended 31 December 2025 and 31 December 2024:

Fund	31-Dec-2025*	31-Dec-2024*
Euro Aggregate High Quality Fund	87%	67%
Eurodollar High Quality Fund	96%	92%
Multi-Asset Allocation Fund	506%	397%
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund	0%	113%
UK Income Bond Fund	520%	433%

* Note that there are no figures included for the Multi-Asset Strategy Fund and the PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund, as they do not hold OTC financial derivative instruments.

Notes to Financial Statements (Cont.)

(b) Foreign Currency Risk

If the Funds invest directly in foreign currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, or in financial derivatives that provide exposure to foreign currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the functional currency of the Funds, or, in the case of hedging positions, that the Funds' functional currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, the Funds' investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Funds.

The Euro Aggregate High Quality Fund, Eurodollar High Quality Fund, Multi-Asset Strategy Fund and PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund had no material foreign currency exposure at 31 December 2025 or 31 December 2024. The following tables set out the total exposure to foreign currency risk in currencies where foreign currency exposure is deemed material (i.e. where, all other variables being equal, the impact of a reasonably possible movement in the foreign exchange rate would result in a significant movement in the net assets) (amounts in thousands):

	Multi-Asset Allocation Fund					
	As at 31-Dec-2025			As at 31-Dec-2024		
	Total	Hedging	Net	Total	Hedging	Net
British Pound Sterling	€ 80	€ (5,179)	€ (5,099)	€ 312	€ (4,729)	€ (4,417)
Hungarian Forint	0	4,266	4,266	0	3,175	3,175
Taiwan Dollar	0	(3,259)	(3,259)	0	(2,845)	(2,845)
United States Dollar	2,810	44,918	47,728	65,675	37,599	103,274
	€ 2,890	€ 40,746	€ 43,636	€ 65,987	€ 33,200	€ 99,187

	PIMCO Obbligazionario Prudente Fund					
	As at 31-Dec-2025			As at 31-Dec-2024		
	Total	Hedging	Net	Total	Hedging	Net
United States Dollar	€ 3,019	€ 0	€ 3,019	€ 10	€ 0	€ 10

	UK Income Bond Fund					
	As at 31-Dec-2025			As at 31-Dec-2024		
	Total	Hedging	Net	Total	Hedging	Net
United States Dollar	£ 30,950	£ (5,654)	£ 25,296	£ 37,204	£ (8,818)	£ 28,386

(c) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Funds are likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. Duration is useful primarily as a measure of the sensitivity of a fixed income's market price to interest rate (i.e. yield) movements.

All Funds invested primarily in fixed income instruments and therefore are exposed to the risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on their financial position and cash flows. These investments are disclosed in the Schedule of Investments. Any excess cash and cash equivalents are invested at short-term market interest rates.

The sensitivity of the Company's exposure to interest rate risk is included in the overall VaR calculations disclosed in Note 16 (a).

(d) Liquidity Risk

A Fund's exposure to liquidity risk is primarily affected by the redemption of shares. Participating shareholders may redeem some or all of their outstanding shares in accordance with the Prospectus. Redeemable shares are redeemed at the shareholders demand and are included on the Statement of Assets and Liabilities. The Fund's assets are primarily comprised of readily realisable securities, which can be readily sold to satisfy shareholder redemptions in accordance with the Prospectus. Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. Also, illiquid securities may become harder to value especially in changing markets. A Fund's investments in illiquid securities may reduce returns of a Fund because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. Funds with principal investment strategies that involve foreign securities, derivatives, or securities with substantial market and/or credit risk tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

Additionally, the market for certain investments may become illiquid under adverse market or economic conditions independent of any specific adverse

changes in the conditions of a particular issuer. In such cases, a Fund, due to limitations on investments in illiquid securities and the difficulty in purchasing and selling such securities or instruments, may be unable to achieve its desired level of exposure to a certain sector. To the extent that a Fund's principal investment strategies involve securities of companies with smaller market capitalisations, foreign securities, illiquid sectors of fixed income securities, or securities with substantial market and/or credit risk, the Fund will tend to have the greatest exposure to liquidity risk. Further, fixed income securities with longer durations until maturity face heightened levels of liquidity risk as compared to fixed income securities with shorter durations until maturity.

Finally, liquidity risk also refers to the risk of unusually high redemption requests or other unusual market conditions that may make it difficult for a Fund to fully honour redemption requests within the allowable time period. Meeting such redemption requests could require a Fund to sell securities at reduced prices or under unfavourable conditions, which would reduce the value of the Fund. It may also be the case that other market participants may be attempting to liquidate fixed income holdings at the same time as a Fund, causing increased supply in the market and contributing to liquidity risk and downward pricing pressure.

For all Funds, the Company is entitled to limit the number of shares of any Fund redeemed on any Dealing Day to 10% of the total number of shares of that Fund in issue. In this event, the Company shall reduce pro rata any requests for redemption on that Dealing Day and shall treat the redemption requests as if they were received on each subsequent Dealing Day until all the shares to which the original request related have been redeemed.

The Company's Articles of Association contain special provisions where a redemption request received from a shareholder would result in more than 5% of the NAV of shares of any Fund being redeemed by the Company on any Dealing Day. In such a case the Company, at its sole discretion (unless otherwise outlined in the relevant Fund Supplement), may satisfy the redemption request by the transfer in specie (in kind) to the shareholder of assets of the relevant Fund having a value equal to the redemption price for the shares redeemed as if the redemption proceeds were paid in cash less any redemption charge and other expenses of the transfer provided that such

a distribution would not be prejudicial to the interests of the remaining shareholders of that Fund. Where the shareholder requesting such redemption receives notice of the Company's intention to elect to satisfy the redemption request by such a distribution of assets, that shareholder may require the Company, instead of transferring those assets, to arrange for their sale and the payment of the proceeds of sale to that shareholder, the cost of which shall be borne by the relevant shareholder.

To mitigate the effects of dilution, the Directors may, at their discretion, make a swing price adjustment to the NAV per share.

The current known liabilities for the Funds are listed on the Statement of Assets and Liabilities and the majority of those liabilities are payable within three months with the exception of financial derivative instrument liabilities and securities sold short. The earliest contractual maturity dates for financial derivative instrument liabilities are disclosed on the Schedule of Investments.

Certain Funds may have a concentrated shareholder base where large institutional type shareholders hold a significant portion of the net assets of a Fund. This exposes other shareholders in the Fund to certain risks. These risks include the risk that a large portion of the assets of a Fund may be redeemed on any day which could impact the overall viability of the Fund or could impact the ability of other shareholders, who have not submitted redemption requests on that day, to redeem from the Fund e.g. where it may be necessary to impose a redemption gate. The below Funds are exposed to significant concentration risk as they have shareholders who own more than 20% of the Net Assets of the Fund. Such concentration of shareholders' interests could have a material effect on the Fund in the event this shareholder requests the withdrawal of substantial amounts of capital. Shareholding percentage amounts owned by the Allianz Group, Funds of the Company, Affiliated Funds with the Company and employees of the Investment Advisors are not disclosed below as these are separately disclosed in Note 14, if applicable.

Fund Name
Euro Aggregate High Quality Fund
Eurodollar High Quality Fund
Multi-Asset Strategy Fund
UK Income Bond Fund
UK Income Bond Fund

Financial derivative instruments consist of the fair value of forward foreign currency contracts, futures contracts, option contracts and swap agreements as at the financial year end. Financial derivative instruments are financial assets and liabilities that are held for trading, and are acquired principally for the purpose of selling in the short term. As the instruments are not expected to be held to maturity or termination, the current fair value represents the estimated cash flow that may be required to dispose of the positions. Future cash flows of the Funds and realised liabilities may differ from current liabilities based on changes in market conditions.

The Investment Advisors manage liquidity risk by monitoring the portfolios and considering investments deemed to be illiquid or not readily and easily sold, to ensure there are sufficient liquid assets to cover the outstanding liabilities of the Funds.

31-Dec-2025		31-Dec-2024	
Shareholder Name	Shareholding %	Shareholder Name	Shareholding %
Shareholder B	99.59	Shareholder B	99.49
Shareholder B	99.56	Shareholder B	99.54
Shareholder A	100.00	Shareholder A	100.00
Shareholder G	26.20	Shareholder G	28.62
Shareholder I	50.61	Shareholder I	49.63

(e) Credit and Counterparty Risks

The Funds will be exposed to credit risk to parties with whom they trade and will also bear the risk of settlement default. The Funds trade with counterparties which at the present time have minimum rating of BBB/Baa2. The Funds minimise concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognised and reputable exchanges, where applicable. OTC derivative transactions are subject to the risk that a counterparty to the transaction will not fulfil its contractual obligations to the other party, as many of the protections afforded to centrally cleared derivative transactions might not be available for OTC derivative transactions. For financial derivatives instruments traded on exchanges or clearinghouses, the primary credit risk is the creditworthiness of the Fund's clearing broker or the exchange or clearinghouse itself. The Funds could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivatives instruments contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honour its obligations. Securities and financial derivative instruments are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, the Funds may be exposed to counterparty risk, or the risk that a party to a transaction with a Fund will fail to perform or meet an obligation owed to the Fund. PIMCO, as the Investment Advisors, minimise counterparty risks to the Fund through a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold, such counterparty shall advance collateral to the Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. The Funds may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to each Fund subsequently decreases, the Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the Funds have received

payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Master Netting Arrangements Certain Funds may be subject to various netting arrangements ("Master Agreements") with selected counterparties. Master Agreements govern the terms of certain transactions, and reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardisation that improves legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organisation, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow the Funds to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes, the Statement of Assets and Liabilities generally presents derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under most Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 (or other applicable currency), depending on the counterparty and the type of Master Agreement. At the present time, U.S. Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of highly rated and readily marketable securities are also permitted, depending on the Master Agreement or its collateral annex. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statement of Assets and Liabilities as either a component of Financial Assets at fair value through profit or loss (Transferable securities) or Deposits with counterparty (cash). Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statement of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The fair value of any securities received as collateral is not reflected as a component of NAV. The Funds' overall exposure to counterparty risk can change

Notes to Financial Statements (Cont.)

substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The fair value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of financial year end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern bilateral OTC derivative transactions entered into by the Funds with select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may (or if required by law, will) be segregated with a third party depository. The fair value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of financial year end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. The Investment Advisors conduct extensive research and analysis to identify and quantify credit risk within the Funds. Credit exposure within the Funds is reviewed frequently by the Investment Advisors to generate returns either through investments made or avoided. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings. The tables below summarise the credit rating composition for each of the Fund's Net Assets.

	Euro Aggregate High Quality Fund		Eurodollar High Quality Fund		Multi-Asset Allocation Fund	
	31-Dec-2025	31-Dec-2024	31-Dec-2025	31-Dec-2024	31-Dec-2025	31-Dec-2024
Investment Grade	100%	100%	100%	100%	100%	99%
Non-Investment Grade	0%	0%	0%	0%	0%	1%
Not Rated	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

	Multi-Asset Strategy Fund		PIMCO Obbligazionario Prudente Fund		UK Income Bond Fund	
	31-Dec-2025	31-Dec-2024	31-Dec-2025	31-Dec-2024	31-Dec-2025	31-Dec-2024
Investment Grade	100%	100%	100%	100%	94%	93%
Non-Investment Grade	0%	0%	0%	0%	6%	7%
Not Rated	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

	PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	
	31-Dec-2025	31-Dec-2024
Investment Grade	100%	100%
Non-Investment Grade	0%	0%
Not Rated	0%	0%
	100%	100%

Substantially all of the Company's transferable securities as of 31 December 2025 and 31 December 2024 are held on a fiduciary basis by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Depository"). These assets are held in segregated accounts of each Fund (in accordance with Central Bank UCITS Regulations), reducing the credit risk of holding the assets in safekeeping. The Company will however be exposed to the credit risk of a credit institution holding its deposits.

The long term credit rating of State Street Corporation, the Depository's ultimate parent, as of 31 December 2025 was AA- (31 December 2024: AA-) as issued by Fitch rating agency.

17. SHARE CAPITAL

(a) Authorised Shares

The authorised share capital of the Company is represented by 2 redeemable non-participating shares of no par value and 500,000,000,000 participating shares of no par value.

(b) Non-Participating Shares

The two non-participating shares issued were taken by the subscribers to the Company and are held by the Manager and a nominee of the Manager. The non-participating shares do not form part of the NAV of the Company and are thus disclosed in the financial statements by way of this note only. In the opinion of the Board, this disclosure reflects the nature of the Company's business as an investment fund.

(c) Redeemable Participating Shares

The issued participating share capital is at all times equal to the NAV of the Funds. Redeemable participating shares are redeemable at the shareholders' option and are classified as financial liabilities. The movement in the number of participating shares for the financial years ending 31 December 2025 and 31 December 2024 are as follows (amounts are in thousands):

	31-Dec-2025	31-Dec-2024
	Euro Aggregate High Quality Fund	
Institutional:		
Accumulation		
Issued	8,005	8,897
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(7,395)	(5,681)
	610	3,216
Income		
Issued	187	78
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(158)	(46)
	29	32

31 December 2025

	31-Dec-2025	31-Dec-2024
Eurodollar High Quality Fund		
Institutional: Accumulation Issued	28,518	12,943
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(10,301)	(8,160)
	18,217	4,783
Income Issued	1,163	932
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(665)	(726)
	498	206
Institutional JPY (Hedged): Accumulation		
Issued	1,269	1,181
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(1,549)	(562)
	(280)	619
Institutional SGD (Hedged): Accumulation		
Issued	1,278	153
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(196)	(223)
	1,082	(70)
Multi-Asset Allocation Fund		
Institutional: Accumulation Issued	7,027	1,234
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(6,926)	(13,771)
	101	(12,537)
Multi-Asset Strategy Fund		
Retail I: Accumulation Issued	0	0
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(61)	(196)
	(61)	(196)
Income Issued	0	0
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(242)	(705)
	(242)	(705)
Retail II: Accumulation Issued	0	0
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(121)	(600)
	(121)	(600)
Income Issued	0	0
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(478)	(1,500)
	(478)	(1,500)
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund		
Institutional: Accumulation Issued	1,010	3,505
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(659)	(92,216)
	351	(88,711)

	31-Dec-2025	31-Dec-2024
UK Income Bond Fund		
Institutional: Accumulation Issued	13	33
Issued from reinvestment of distributions	0	0
Redeemed	(30)	(100)
	(17)	(67)
Income Issued	381	403
Issued from reinvestment of distributions	1	1
Redeemed	(1,121)	(1,456)
	(739)	(1,052)
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund		
Z Class: Income Issued	12,706,741	11,562,591
Issued from reinvestment of distributions	50,939	57,050
Redeemed	(12,783,552)	(11,452,818)
	(25,872)	166,823

18. NET ASSET VALUES

Each Fund's net assets attributable to redeemable participating shareholders, shares issued and outstanding and NAV per share for the last three financial years are as follows (amounts are in thousands, except per share amounts). The NAV per share disclosed in these financial statements may include adjustments required by FRS 102, which may cause shareholders' NAV's or total returns to differ from those disclosed in these financial statements. Net Assets divided by shares issued and outstanding may not equal the NAV per share due to rounding:

	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2023
Euro Aggregate High Quality Fund			
Net Assets	€ 399,443	€ 384,835	€ 341,794
Institutional: Accumulation	€ 394,907	€ 380,565	€ 337,832
Shares issued and outstanding	35,417	34,807	31,591
NAV per share	€ 11.15	€ 10.93	€ 10.69
Income	€ 4,536	€ 4,270	€ 3,962
Shares issued and outstanding	458	429	397
NAV per share	€ 9.90	€ 9.95	€ 9.97
Eurodollar High Quality Fund			
Net Assets	\$ 1,126,603	\$ 818,396	\$ 749,707
Institutional: Accumulation	\$ 1,061,613	\$ 768,547	\$ 699,977
Shares issued and outstanding	82,829	64,612	59,829
NAV per share	\$ 12.82	\$ 11.89	\$ 11.70
Income	\$ 22,171	\$ 17,073	\$ 15,776
Shares issued and outstanding	2,432	1,934	1,728
NAV per share	\$ 9.12	\$ 8.83	\$ 9.13
Institutional JPY (Hedged): Accumulation	¥ 4,207,096	¥ 4,319,677	¥ 3,928,093
Shares issued and outstanding	4,522	4,802	4,183
NAV per share	¥ 930.00	¥ 900.00	¥ 939.00
Institutional SGD (Hedged): Accumulation	SGD 20,550	SGD 7,217	SGD 8,035
Shares issued and outstanding	1,717	635	705
NAV per share	SGD 11.97	SGD 11.36	SGD 11.40
Multi-Asset Allocation Fund			
Net Assets	€ 92,851	€ 89,144	€ 157,594
Institutional: Accumulation	€ 92,851	€ 89,144	€ 157,594
Shares issued and outstanding	10,672	10,571	23,108
NAV per share	€ 8.70	€ 8.43	€ 6.82

Notes to Financial Statements (Cont.)

	As at 31-Dec-2025	As at 31-Dec-2024	As at 31-Dec-2023
Multi-Asset Strategy Fund			
Net Assets	€ 38,098	€ 42,253	€ 65,284
Retail I:			
Accumulation	€ 3,007	€ 3,326	€ 5,148
Shares issued and outstanding	260	321	517
NAV per share	€ 11.55	€ 10.37	€ 9.96
Income	€ 13,890	€ 14,985	€ 21,063
Shares issued and outstanding	1,428	1,670	2,375
NAV per share	€ 9.72	€ 8.97	€ 8.87
Retail II:			
Accumulation	€ 5,562	€ 5,983	€ 10,455
Shares issued and outstanding	608	729	1,329
NAV per share	€ 9.15	€ 8.21	€ 7.87
Income	€ 15,639	€ 17,959	€ 28,618
Shares issued and outstanding	1,981	2,459	3,959
NAV per share	€ 7.90	€ 7.30	€ 7.23
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund			
Net Assets	€ 8,406	€ 4,503	€ 904,103
Institutional:			
Accumulation	€ 8,406	€ 4,503	€ 904,103
Shares issued and outstanding	774	423	89,134
NAV per share	€ 10.86	€ 10.64	€ 10.14
UK Income Bond Fund			
Net Assets	£ 41,263	£ 46,131	£ 57,764
Institutional:			
Accumulation	£ 3,076	£ 3,056	£ 3,998
Shares issued and outstanding	173	190	257
NAV per share	£ 17.78	£ 16.08	£ 15.53
Income	£ 38,187	£ 43,075	£ 53,766
Shares issued and outstanding	4,033	4,772	5,824
NAV per share	£ 9.47	£ 9.03	£ 9.23
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund			
Net Assets	\$ 9,750,742	\$ 10,007,369	\$ 8,337,605
Z Class:			
Income	\$ 9,750,742	\$ 10,007,369	\$ 8,337,605
Shares issued and outstanding	977,670	1,003,542	836,719
NAV per share	\$ 9.97	\$ 9.97	\$ 9.96

19. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Company is not named as a defendant in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

The foregoing speaks only as of 31 December 2025.

20. SECURITIES FINANCING TRANSACTIONS REGULATION

Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") introduces reporting and disclosure requirements for Securities Financing Transactions ("SFTs") and total return swaps. SFTs are specifically defined as per Article 3(11) of the SFTR as follows:

- a repurchase/reverse repurchase agreement,
- securities or commodities lending/borrowing,
- a buy-sellback or sale-buyback transaction, or
- a margin lending transaction.

(a) Global Data and Concentration of SFT Counterparties

As at 31 December 2025 the Funds held total return swaps and the following types of SFTs:

- Repurchase Agreements

The fair value of assets/(liabilities) across all SFTs as at 31 December 2025, grouped by SFT type(s) and the ten largest counterparties are as follows (if fewer than ten counterparties are used then all counterparties are detailed).

Fund	31-Dec-2025	
	Fair Value (000S)	% of Net Assets
Euro Aggregate High Quality Fund Repurchase Agreements BPS	€ 7,200	1.80
Eurodollar High Quality Fund Repurchase Agreements FICC	\$ 36,700	3.26
Multi-Asset Allocation Fund Repurchase Agreements BPS	€ 8,200	8.83
Total Return Swaps		
BRC	(67)	(0.07)
CBK	(46)	(0.05)
MBC	(44)	(0.05)
Total	(157)	(0.17)
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund Repurchase Agreements AZD	\$ 2,500,000	25.64
BBV	500,000	5.12
BOS	1,491,100	15.30
BPS	300	0.00
BRC	500,000	5.13
FAR	3,000,000	30.76
FICC	468,700	4.81
TDM	100	0.00
Total	8,460,200	86.76

As at 31 December 2024 the Funds held the following types of SFTs:

- Repurchase Agreements
- Sale-Buyback Financing Transactions

The fair value of assets/(liabilities) across all SFTs as at 31 December 2024, grouped by SFT type(s) and the ten largest counterparties are as follows (if fewer than ten counterparties are used then all counterparties are detailed).

Fund	31-Dec-2024	
	Fair Value (000S)	% of Net Assets
Euro Aggregate High Quality Fund Repurchase Agreements BPS	€ 36,600	9.51
Eurodollar High Quality Fund Sale-buyback Financing Transactions BRC	\$ (75,205)	(9.19)
Multi-Asset Allocation Fund Repurchase Agreements BPS	€ 8,800	9.87
UK Income Bond Fund Repurchase Agreements BPS	£ 1,500	3.25
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund Repurchase Agreements BOS	\$ 1,747,700	17.47
BPS	2,541,200	25.40
DEU	3,866,600	38.64
FICC	555,500	5.55
GSC	135,800	1.36
JPS	171,500	1.71
MBC	407,700	4.07
SAL	2,224,400	22.22
Total	11,650,400	116.42

31 December 2025

(b) Collateral**(i) Safekeeping of Collateral Received:**

Collateral received as at 31 December 2025 and 31 December 2024 is held within the global custodial network of State Street Bank and Trust Co.

(ii) Concentration Data:

The ten largest issuers for collateral securities received across all SFTs as at 31 December 2025 are as follows (if there are fewer than ten issuers then all issuers are detailed below).

Fund	As at 31-Dec-2025	
	Collateral Issuer	Fair Value (0005)
Euro Aggregate High Quality Fund	BNG Bank NV	€ 7,338
Eurodollar High Quality Fund	United States Government	\$ 37,434
Multi-Asset Allocation Fund	Ile-de-France Mobilites	€ 8,403
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Ginnie Mae	\$ 104
	United States Government	8,631,391

The ten largest issuers for collateral securities received across all SFTs as at 31 December 2024 are as follows (if there are fewer than ten issuers then all issuers are detailed below).

Fund	As at 31-Dec-2024	
	Collateral Issuer	Fair Value (0005)
Euro Aggregate High Quality Fund	Belgium Government	€ 36,841
Multi-Asset Allocation Fund	European Investment Bank	8,982
UK Income Bond Fund	United Kingdom Government	£ 1,543
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Ginnie Mae	\$ 462,822
	United States Government	11,457,280

(iii) Aggregate Transaction Data:

The aggregate transaction data for collateral positions received across all SFTs as at 31 December 2025 is as follows:

Fund	Security Type	Collateral Description	Type of Collateral	Fair Value (0005)	Quality	Maturity Tenor of Collateral	Currency of Collateral	Country of Counterparty Establishment	Settlement and Clearing
Euro Aggregate High Quality Fund	Repurchase Agreements	BNG Bank NV	Treasury	€ 7,338	AAA	Above 1 Year	EUR	France	EUROCLEAR, Bilateral
Eurodollar High Quality Fund	Repurchase Agreements	U.S. Treasury Notes	Treasury	\$ 37,434	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
Multi-Asset Allocation Fund	Repurchase Agreements	Ile-de-France Mobilites	Treasury	€ 8,403	A+	Above 1 Year	EUR	France	EUROCLEAR, Bilateral
	Swap Contracts	Cash Collateral	Cash	260	N/A	N/A	EUR	United Kingdom	FED, Bilateral
		Cash Collateral	Cash	260	N/A	N/A	EUR	United States	FED, Bilateral
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Repurchase Agreements	Ginnie Mae	Mortgage Pass Thru	\$ 104	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Bills	Treasury	66,930	AA+	3 Months - 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Bonds	Treasury	506,326	AA+	Above 1 Year	USD	Australia	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Bonds	Treasury	102	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Bonds	Treasury	102	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Inflation Protected Securities	Treasury	102	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Inflation Protected Securities	Treasury	510,259	AA+	Above 1 Year	USD	United Kingdom	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Inflation Protected Securities	Treasury	3,061,491	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Notes	Treasury	2,043,232	AA+	Above 1 Year	USD	Australia	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Notes	Treasury	509,969	AA+	Above 1 Year	USD	Spain	FED, Bilateral
		U.S. Treasury Notes	Treasury	1,932,878	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
	Reverse Repurchase Agreements	Cash Collateral	Cash	511	N/A	N/A	USD	United Kingdom	FED, Bilateral

Notes to Financial Statements (Cont.)

The aggregate transaction data for collateral positions received across all SFTs as at 31 December 2024 is as follows:

Fund	Security Type	Collateral Description	Type of Collateral	Fair Value (0005)	Quality	Maturity Tenor of Collateral	Currency of Collateral	Country of Counterparty Establishment	Settlement and Clearing
Euro Aggregate High Quality Fund	Repurchase Agreements	Belgium Government International Bond	Treasury	€ 36,841	AA-	Above 1 Year	EUR	France	EUROCLEAR, Bilateral
Multi-Asset Allocation Fund	Repurchase Agreements	European Investment Bank	Treasury	8,982	AAA	Above 1 Year	EUR	France	EUROCLEAR, Bilateral
UK Income Bond Fund	Repurchase Agreements	United Kingdom Inflation-Linked Gilt	Treasury	£ 1,543	AA-	Above 1 Year	GBP	France	EUROCLEAR, Bilateral
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	Repurchase Agreements	Mortgage Pass Thru	Ginnie Mae	\$ 323,730	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		Mortgage Pass Thru	Ginnie Mae	139,092	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Bills	103,476	AA+	3 Months - 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Bonds	3,368,306	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Inflation Protected Securities	911,998	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Inflation Protected Securities	268,911	AA+	Above 1 Year	USD	United Kingdom	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Inflation Protected Securities	79,326	AA+	3 Months - 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Inflation Protected Securities	612,215	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Notes	1,377,770	AA+	Above 1 Year	USD	France	FED, Bilateral
		Treasury	U.S. Treasury Notes	151,462	AA+	Above 1 Year	USD	United Kingdom	FED, Bilateral
Treasury	U.S. Treasury Notes	225,158	AA+	3 Months - 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral		
Treasury	U.S. Treasury Notes	4,358,658	AA+	Above 1 Year	USD	United States	FED, Bilateral		

The collateral fair value for Repurchase Agreements includes interest accrued.

Master Forward Agreements cover a combination of buy-sellback transactions, sale-buyback transactions and other financing transactions not included above. The total amount of the collateral received as at 31 December 2025 and 31 December 2024 for all transactions entered into under these Agreements is included above. It is not possible to separately analyse the collateral for each specific SFT.

ISDA Agreements cover a combination of swap contracts and the total amount of the collateral for these agreements is included above.

A portion of the collateral disclosed relates to derivatives not in scope of SFTR.

(c) Returns/Costs

The tables below detail the data on returns and costs for each type of SFT for the financial years ended 31 December 2025 and 31 December 2024. Amounts are shown in the base currency of the Funds.

Fund	31-Dec-2025							
	Repurchase Agreements		Reverse Repurchase Agreements		Buy-sellback Financing Transactions		Sale-buyback Financing Transactions	
	Returns (0005)	Costs (0005)	Returns (0005)	Costs (0005)	Returns (0005)	Costs (0005)	Returns (0005)	Costs (0005)
Euro Aggregate High Quality Fund	€ 382	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
Eurodollar High Quality Fund	\$ 244	\$ 0	\$ 0	\$ (907)	\$ 0	\$ (35)	\$ 0	\$ (1,094)
Multi-Asset Allocation Fund	€ 170	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
UK Income Bond Fund	£ 20	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	\$ 365,936	\$ 0	\$ 9	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

Fund	31-Dec-2024					
	Repurchase Agreements		Reverse Repurchase Agreements		Sale-buyback Financing Transactions	
	Returns (0005)	Costs (0005)	Returns (0005)	Costs (0005)	Returns (0005)	Costs (0005)
Euro Aggregate High Quality Fund	€ 880	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0	€ 0
Eurodollar High Quality Fund	\$ 5,047	\$ 0	\$ 0	\$ (41)	\$ 0	\$ (833)
Multi-Asset Allocation Fund	€ 486	€ 0	€ 0	€ (2)	€ 0	€ 0
PIMCO Obbligazionario Prudente Fund	270	0	0	(53)	0	0
UK Income Bond Fund	£ 155	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0	£ 0
PIMCO US Dollar Short-Term Floating NAV Fund	\$ 397,368	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

All returns from SFT derivative transactions will accrue to the Fund and are not subject to any returns sharing agreement with the Company's Manager or any other third parties.

For total return swaps transactions costs are not separately identifiable. For these investments, transaction costs are included in the purchase and sale price and are part of the gross investment performance of each Fund. Returns are identified as the realised gains and change in unrealised gains on the swap contract during the financial year which are included within Net realised gain/(loss) on financial derivative instruments and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial derivative instruments within the Statement of Operations.

21. SIGNIFICANT EVENTS

In February 2022, Russia launched an invasion of Ukraine. As a result, Russia and other countries, persons and entities that provided material aid to Russia's aggression against Ukraine, have been the subject of economic sanctions and import and export controls imposed by countries throughout the world, including the United States. Such measures, including the United States' enforcement of sanctions or other similar measures on various Russian entities and persons, and the Russian government's response, have had and may continue to have an adverse effect on the Russian, Belarusian and other securities, instruments and economies, which may, in turn, negatively impact the Funds. The extent, duration and impact of Russia's military action in Ukraine, related sanctions and retaliatory actions are difficult to ascertain, but could be significant and have severe adverse effects on the region, including significant adverse effects on the regional, European and global economies and the markets for certain securities and commodities, such as oil and natural gas, as well as other sectors. Further, the Funds may have investments in securities and instruments that are economically tied to the region and may have been negatively impacted by the sanctions and counter-sanctions by Russia, including declines in value and reductions in liquidity. The sanctions may cause the Funds to sell portfolio holdings at a disadvantageous time or price or to continue to hold investments that the Funds may no longer seek to hold.

Since October 2023, there has been ongoing armed conflict in Israel and Gaza, and beginning in April 2024 Iran and Israel have engaged in military offensives against each other in a rapidly developing situation. The Funds may have invested in securities and instruments that are economically tied to these conflict zones. Such investments may have been negatively impacted by sanctions and counter sanctions, if applicable, including declines in value and reductions in liquidity. The reductions in liquidity in investments may cause the Funds to sell portfolio holdings at a disadvantageous time or price hold. PIMCO will continue to actively manage these positions in the best interests of the Funds and its shareholders.

The United States' enforcement of restrictions on U.S. investments in certain issuers and tariffs on goods from certain other countries has contributed to and may continue to contribute to international trade tensions and may impact portfolio securities. In April 2025, the U.S. government indicated an

intent to alter its approach to international trade policy, including in some cases renegotiating, modifying or terminating certain bilateral or multi-lateral trade arrangements with foreign countries, and it has proposed to take and/or taken related actions, including the imposition of or stated potential imposition of a broad range of tariffs. The imposition of tariffs, trade restrictions, currency restrictions or similar actions (or retaliatory measures taken in response) could lead to, for example, price volatility, reduced market sentiment, and changes in inflation expectations. These and other geopolitical events may contribute to increased instability in the U.S. and global economies and markets, which may have an adverse effect on the performance of the Funds and their investments.

On 19 May 2025, the Management Fee waiver for the PIMCO Obbligazionario Prudente Fund was extended by two years to 18 May 2027.

On 9 June 2025 and 27 November 2025, the Company's Prospectus was updated, as outlined above in the section titled 'Changes to the Prospectus and to the Memorandum and Articles of Association'.

Other than the above, there were no other significant events during the financial year.

22. SUBSEQUENT EVENTS

On 19 January 2026, a Management Fee waiver of 3.5 bps was introduced for Institutional Share Class of the Eurodollar High Quality Fund until 18 January 2029.

On 9 February 2026, the Company was approved by the FCA under the Overseas Funds Regime.

On 16 March 2026, the PIMCO Euro Short-Term Floating NAV Fund was approved by the Central Bank.

On 1 April 2026, the Supplement for Euro Aggregate High Quality Fund was updated to incorporate the benchmark changed from 40% Bloomberg Euro-Aggregate min AA- 1-5y Index/60% Bloomberg Euro-Aggregate min AA- 5-10y Index to 20% Bloomberg Euro-Aggregate min AA- 1-5y Index/80% Bloomberg Euro-Aggregate min AA- 5-10y Index.

On 08 April 2026, the PIMCO Euro Short-Term Floating NAV Fund launched.

On 15 April 2026, the Company's Prospectus was updated to comply with the requirements pertaining to the use of liquidity management tools ("LMTs") introduced by Directive (EU) 2024/927 (the "Omnibus Directive").

Other than the above, there were no other significant events after the financial year end.

23. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board on 23 April 2026.

Schedule of Investments Eurodollar High Quality Fund

31 December 2025

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
TRANSFERABLE SECURITIES											
CORPORATE BONDS & NOTES											
BANKING & FINANCE											
Abu Dhabi Developmental Holding Co. PJSC				New York Life Global Funding				Nestle Holdings, Inc.			
4.500% due 06/05/2030	\$ 7,200	\$ 7,263	0.65	1.200% due 07/08/2030	\$ 7,500	\$ 6,563	0.58	4.300% due 01/10/2032	\$ 7,000	\$ 6,998	0.62
American Express Co.				Northwestern Mutual Global Funding				4.850% due 14/03/2033	1,000	1,028	0.09
3.433% due 20/05/2032	€ 800	945	0.08	5.160% due 28/05/2031	3,700	3,847	0.34	Novartis Capital Corp.			
5.667% due 25/04/2036	\$ 400	422	0.04	Pacific Life Global Funding				2.200% due 14/08/2030	3,000	2,776	0.25
Athene Global Funding				1.375% due 14/04/2026	3,700	3,674	0.33	4.000% due 18/09/2031	4,100	4,080	0.36
3.054% due 23/02/2027	€ 2,900	3,423	0.30	Royal Bank of Canada				NVIDIA Corp.			
Banco Santander S.A.				4.650% due 18/10/2030	2,000	2,029	0.18	2.850% due 01/04/2030	8,200	7,838	0.70
6.033% due 17/01/2035	\$ 2,000	2,143	0.19	State Street Corp.				Philip Morris International, Inc.			
Bank of America Corp.				4.834% due 24/04/2030	7,900	8,137	0.72	5.125% due 15/02/2030	200	207	0.02
5.511% due 24/01/2036	2,400	2,504	0.22	5.159% due 18/05/2034	6,000	6,205	0.55	5.250% due 13/02/2034	1,100	1,137	0.10
Bank of New York Mellon Corp.				Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.				5.375% due 15/02/2033	100	105	0.01
4.543% due 01/02/2029	3,700	3,748	0.33	3.040% due 16/07/2029	5,700	5,479	0.49	Procter & Gamble Co.			
5.834% due 25/10/2033	8,000	8,639	0.77	Temasek Financial Ltd.				3.000% due 25/03/2030	11,200	10,806	0.96
6.474% due 25/10/2034	8,200	9,187	0.82	1.000% due 06/10/2030	4,550	3,978	0.35	4.550% due 24/10/2034	4,800	4,868	0.43
Berkshire Hathaway Finance Corp.				Toronto-Dominion Bank				Providence St. Joseph Health Obligated Group			
1.450% due 15/10/2030	5,000	4,461	0.40	5.298% due 30/01/2032	1,200	1,255	0.11	5.403% due 01/10/2033	2,500	2,583	0.23
BlackRock Funding, Inc.				U.S. Bancorp				PSA Treasury Pte. Ltd.			
5.000% due 14/03/2034	3,600	3,717	0.33	5.424% due 12/02/2036	800	832	0.07	2.500% due 12/04/2026	2,200	2,191	0.19
BlackRock, Inc.				Visa, Inc.				QatarEnergy			
2.400% due 30/04/2030	4,700	4,402	0.39	2.050% due 15/04/2030	7,000	6,492	0.58	2.250% due 12/07/2031	12,600	11,357	1.01
4.750% due 25/05/2033	5,000	5,123	0.46	Wells Fargo & Co.				Roche Holdings, Inc.			
Brookfield Asset Management Ltd.				6.303% due 23/10/2029	1,700	1,797	0.16	2.375% due 28/01/2027	8,200	8,083	0.72
6.077% due 15/09/2055	300	307	0.03			203,506	18.06	4.985% due 08/03/2034	4,000	4,121	0.37
Brookfield Capital Finance LLC				INDUSTRIALS				5.338% due 13/11/2028	11,500	11,963	1.06
6.087% due 14/06/2033	1,600	1,714	0.15	AbbVie, Inc.				Saudi Arabian Oil Co.			
Brookfield Finance, Inc.				5.200% due 15/03/2035	1,200	1,243	0.11	5.250% due 17/07/2034	200	206	0.02
5.675% due 15/01/2035	1,400	1,451	0.13	Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC				Siemens Financieringsmaatschappij NV			
5.813% due 03/03/2055	700	692	0.06	3.650% due 02/11/2029	2,600	2,548	0.23	2.150% due 11/03/2031	4,500	4,088	0.36
CME Group, Inc.				Abu Dhabi National Energy Co. PJSC				Sutter Health			
4.400% due 15/03/2030	4,000	4,059	0.36	4.375% due 09/10/2031	3,500	3,499	0.31	5.537% due 15/08/2035	1,000	1,044	0.09
European Investment Bank				Accenture Capital, Inc.				TotalEnergies Capital S.A.			
1.625% due 09/10/2029	7,500	6,972	0.62	4.050% due 04/10/2029	4,000	4,017	0.36	4.724% due 10/09/2034	1,200	1,211	0.11
Fab Sukuk Co. Ltd.				4.500% due 04/10/2034	6,100	6,018	0.53	5.275% due 10/09/2054	3,000	2,821	0.25
5.153% due 16/01/2030	3,000	3,108	0.28	Alphabet, Inc.				TSMC Arizona Corp.			
First Abu Dhabi Bank PJSC				4.000% due 06/11/2044	€ 1,100	1,258	0.11	1.750% due 25/10/2026	3,900	3,835	0.34
5.000% due 28/02/2029	2,500	2,570	0.23	4.500% due 15/05/2035	\$ 4,100	4,080	0.36	4.250% due 22/04/2032	5,200	5,214	0.46
Gacfi First Investment Co.				Amazon.com, Inc.				TSMC Global Ltd.			
5.625% due 29/07/2034	1,000	1,055	0.09	2.100% due 12/05/2031	3,000	2,712	0.24	1.375% due 28/09/2030	5,900	5,204	0.46
Goldman Sachs Group, Inc.				3.600% due 13/04/2032	5,200	5,045	0.45	United Airlines Pass-Through Trust			
5.536% due 28/01/2036	2,400	2,492	0.22	4.700% due 01/12/2032	15,100	15,527	1.38	3.100% due 07/01/2030	578	564	0.05
Guardian Life Global Funding				Apple, Inc.				UnitedHealth Group, Inc.			
1.250% due 13/05/2026	5,290	5,240	0.47	3.350% due 08/08/2032	11,300	10,823	0.96	4.500% due 15/04/2033	2,000	1,989	0.18
HSBC Holdings PLC				4.300% due 10/05/2033	10,100	10,251	0.91	5.375% due 15/04/2054	2,200	2,078	0.18
5.290% due 16/09/2032	€ 500	688	0.06	Automatic Data Processing, Inc.				Walmart, Inc.			
JPMorgan Chase & Co.				4.450% due 09/09/2034	4,100	4,089	0.36	4.150% due 09/09/2032	9,700	9,766	0.87
5.502% due 24/01/2036	\$ 5,400	5,647	0.50	Beignet Investor LLC				4.350% due 28/04/2030	4,000	4,065	0.36
Landwirtschaftliche Rentenbank				6.581% due 30/05/2049	10,350	10,944	0.97			279,577	24.82
2.500% due 15/11/2027	25,000	24,537	2.18	Chevron USA, Inc.				UTILITIES			
Lloyds Banking Group PLC				4.687% due 15/04/2030	7,700	7,880	0.70	DTE Electric Co.			
5.871% due 06/03/2029	800	830	0.07	Diageo Investment Corp.				5.200% due 01/04/2033	700	728	0.06
MassMutual Global Funding				5.625% due 15/04/2035	200	212	0.02	Duke Energy Ohio, Inc.			
2.150% due 09/03/2031	3,900	3,500	0.31	Exxon Mobil Corp.				5.250% due 01/04/2033	600	623	0.06
MDGH GMTN RSC Ltd.				3.482% due 19/03/2030	4,000	3,914	0.35	Florida Power & Light Co.			
2.875% due 21/05/2030	5,500	5,199	0.46	Home Depot, Inc.				2.450% due 03/02/2032	6,300	5,687	0.51
4.375% due 22/11/2033	5,300	5,229	0.46	5.300% due 25/06/2054	1,500	1,436	0.13	5.300% due 15/06/2034	4,100	4,297	0.38
5.500% due 28/04/2033	1,900	2,011	0.18	Johnson & Johnson				National Rural Utilities Cooperative Finance Corp.			
5.875% due 01/05/2034	1,300	1,415	0.13	4.850% due 01/03/2032	8,500	8,822	0.78	4.150% due 15/12/2032	3,800	3,723	0.33
MetLife, Inc.				5.000% due 01/03/2035	11,000	11,458	1.02	NBN Co. Ltd.			
5.300% due 15/12/2034	2,100	2,189	0.19	JT International Financial Services BV				4.000% due 01/10/2027	1,800	1,797	0.16
Metropolitan Life Global Funding				3.875% due 28/09/2028	400	398	0.04	4.250% due 01/10/2029	1,600	1,603	0.14
2.950% due 09/04/2030	5,000	4,748	0.42	Kraton Corp.				Shell Finance U.S., Inc.			
3.450% due 18/12/2026	3,200	3,189	0.28	5.000% due 15/07/2027	5,100	5,180	0.46	4.125% due 11/05/2035	3,300	3,169	0.28
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.				L'Oreal S.A.				Southern California Edison Co.			
5.242% due 19/04/2029	2,300	2,363	0.21	5.000% due 20/05/2035	3,800	3,886	0.34	5.250% due 15/03/2030	1,100	1,129	0.10
Morgan Stanley				Meta Platforms, Inc.				5.450% due 01/06/2031	1,300	1,346	0.12
4.654% due 18/10/2030	900	911	0.08	3.850% due 15/08/2032	5,000	4,852	0.43	5.950% due 01/11/2032	700	741	0.07
5.320% due 19/07/2035	700	721	0.06	4.300% due 15/08/2029	1,000	1,012	0.09	Southern California Gas Co.			
National Securities Clearing Corp.				4.750% due 15/08/2034	14,300	14,424	1.28	2.550% due 01/02/2030	3,300	3,113	0.28
4.700% due 20/05/2030	3,000	3,069	0.27	5.400% due 15/08/2054	1,600	1,490	0.13	5.450% due 15/06/2035	6,800	7,100	0.63
4.900% due 26/06/2029	800	823	0.07	Microsoft Corp.				Southwestern Public Service Co.			
5.000% due 30/05/2028	500	512	0.05	3.450% due 08/08/2036	6,800	6,216	0.55	6.000% due 01/06/2054	800	821	0.07
				Nestle Capital Corp.				Spire Missouri, Inc.			
				4.875% due 12/03/2034	4,000	4,117	0.37	5.150% due 15/08/2034	600	616	0.05
									36,493	3.24	
								Total Corporate Bonds & Notes		519,576	46.12

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 December 2025 27

Schedule of Investments Eurodollar High Quality Fund (Cont.)

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
U.S. GOVERNMENT AGENCIES				4.750% due 15/11/2043	\$ 30,300	\$ 30,313	2.69	Japan Government International Bond			
Fannie Mae				4.750% due 15/02/2045	28,000	27,867	2.47	2.000% due 20/12/2044	¥ 720,000	\$ 3,997	0.36
6.625% due 15/11/2030	\$ 27,000	\$ 30,456	2.71	4.750% due 15/08/2055	12,600	12,391	1.10	2.300% due 20/12/2054	550,000	2,818	0.25
Resolution Funding Corp. Principal STRIPS				4.875% due 15/08/2045	12,922	13,051	1.16	2.400% due 20/03/2045	195,000	1,152	0.10
0.000% due 15/04/2030 (a)	39,000	33,036	2.93	U.S. Treasury Notes				2.400% due 20/03/2055	122,000	639	0.06
Tennessee Valley Authority				3.500% due 30/09/2029	39,200	39,042	3.46	Korea Expressway Corp.			
1.500% due 15/09/2031	6,300	5,537	0.49	3.625% due 31/03/2030	8,400	8,385	0.74	1.125% due 17/05/2026	\$ 3,700	3,661	0.33
4.375% due 01/08/2034	9,600	9,698	0.86	3.750% due 31/05/2030	8,400	8,422	0.75	Korea Hydro & Nuclear Power Co. Ltd.			
4.875% due 15/05/2035	12,100	12,533	1.11	3.750% due 30/06/2030	20,500	20,553	1.82	4.250% due 27/07/2027	2,600	2,615	0.23
		91,260	8.10	4.125% due 31/08/2030	23,900	24,325	2.16	Korea National Oil Corp.			
				4.250% due 15/08/2035	4,200	4,231	0.38	2.625% due 18/04/2032	2,300	2,073	0.19
				4.375% due 30/11/2030	24,100	24,796	2.20	Province of Alberta			
				4.625% due 30/09/2030	12,000	12,472	1.11	3.300% due 15/03/2028	20,000	19,841	1.76
				4.875% due 31/10/2030	12,000	12,608	1.12	Province of British Columbia			
						354,806	31.49	4.200% due 06/07/2033	5,000	4,974	0.44
								Province of Ontario			
								2.500% due 27/04/2026	10,000	9,956	0.88
								Province of Quebec			
								2.750% due 12/04/2027	20,000	19,767	1.76
								3.625% due 13/04/2028	5,000	4,999	0.44
								Svensk Exportkredit AB			
								3.750% due 13/09/2027	2,100	2,106	0.19
								United Kingdom Gilt			
								4.375% due 31/07/2054	£ 2,200	2,598	0.23
										101,448	9.01
								Total Transferable Securities	\$ 1,067,090	94.72	

REPURCHASE AGREEMENTS

Counterparty	Lending Rate	Settlement Date	Maturity Date	Principal Amount	Collateralised By	Collateral (Received)	Repurchase Agreements, at Value	Repurchase Agreement Proceeds to be Received ⁽¹⁾	% of Net Assets
FICC	3.820%	31/12/2025	02/01/2026	\$ 36,700	U.S. Treasury Notes 4.375% due 31/12/2029	\$ (37,434)	\$ 36,700	\$ 36,708	3.26
Total Repurchase Agreements						\$ (37,434)	\$ 36,700	\$ 36,708	3.26

(1) Includes accrued interest.

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS DEALT IN ON A REGULATED MARKET (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FUTURES

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets	
Australia Government 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	275	\$ 35	0.01	
Canada Government 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	32	(34)	0.00	
Euro-Bund 10-Year Bond March Futures	Long	03/2026	47	(98)	(0.01)	
Japan Government 10-Year Bond March Futures	Short	03/2026	16	92	0.01	
U.S. Treasury 2-Year Note March Futures	Short	03/2026	1,310	(210)	(0.02)	
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Long	03/2026	1,348	(316)	(0.03)	
U.S. Treasury 10-Year Note March Futures	Short	03/2026	173	131	0.01	
U.S. Treasury 10-Year Ultra March Futures	Long	03/2026	308	(194)	(0.02)	
U.S. Treasury 30-Year Bond March Futures	Short	03/2026	109	87	0.01	
U.S. Treasury Ultra Long-Term Bond March Futures	Short	03/2026	579	1,028	0.09	
United Kingdom Long Gilt March Futures	Long	03/2026	17	14	0.00	
				\$ 535	0.05	
Total Financial Derivative Instruments Dealt in on a Regulated Market						\$ 535 0.05

CENTRALLY CLEARED FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

INTEREST RATE SWAPS

Pay/ Receive	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Floating Rate	Floating Rate Index				
Pay	3.750%	17/09/2030	£ 33,400	\$ 280	0.02
Receive ⁽¹⁾	0.250	17/03/2031	¥ 6,188,000	839	0.07
Receive ⁽¹⁾	1.000	18/03/2028	4,440,000	47	0.00
Pay	3.000	19/03/2027	\$ 62,600	390	0.03
Pay	3.000	19/03/2030	7,100	118	0.01

31 December 2025

Pay/ Receive	Floating Rate	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets	
	Floating Rate Index						
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250%	18/06/2027	\$ 63,200	\$ 114	0.01	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	20/06/2054	12,900	1,199	0.11	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	18/12/2054	13,000	2,033	0.18	
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2029	72,100	(792)	(0.07)	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	17/09/2030	14,200	187	0.02	
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	20/06/2034	30,300	(26)	0.00	
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2034	200	2	0.00	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.814	15/02/2055	8,200	525	0.05	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.956	15/11/2054	5,200	187	0.02	
Pay ⁽¹⁾	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.750	20/12/2033	AUD 6,700	(91)	(0.01)	
Pay ⁽¹⁾	6-Month EUR-EURIBOR	2.750	18/03/2036	€ 9,000	(155)	(0.01)	
Receive ⁽¹⁾	6-Month EUR-EURIBOR	3.000	18/03/2056	6,380	482	0.04	
					\$ 5,339	0.47	
Total Centrally Cleared Financial Derivative Instruments						\$ 5,339	0.47

⁽¹⁾ This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
AZD	01/2026	¥ 7,600	\$ 49	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
BPS	01/2026	AUD 344	227	0	(3)	(3)	0.00
CBK	01/2026	1,019	668	0	(12)	(12)	0.00
FAR	01/2026	€ 2,675	3,513	0	(84)	(84)	(0.01)
MBC	01/2026	CAD 959	681	0	(19)	(19)	0.00
	01/2026	¥ 188,599	1,211	7	0	7	0.00
MYI	01/2026	42	0	0	0	0	0.00
SCX	01/2026	387,567	2,490	15	0	15	0.00
SOG	01/2026	€ 3,615	4,185	0	(62)	(62)	(0.01)
	01/2026	¥ 924,385	5,910	9	0	9	0.00
SSB	01/2026	\$ 1,021	¥ 158,800	0	(7)	(7)	0.00
				\$ 31	\$ (187)	\$ (156)	(0.02)

HEDGED FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

As at 31 December 2025, the Institutional JPY (Hedged) Accumulation had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
AZD	01/2026	\$ 5,012	¥ 779,109	\$ 0	\$ (38)	\$ (38)	0.00
BOA	01/2026	210	32,397	0	(3)	(3)	0.00
BPS	01/2026	¥ 932	\$ 6	0	0	0	0.00
CBK	01/2026	2,507	16	0	0	0	0.00
MBC	01/2026	11,492	74	0	0	0	0.00
	01/2026	\$ 8,353	¥ 1,300,595	0	(51)	(51)	(0.01)
MYI	01/2026	37	5,795	0	0	0	0.00
SCX	01/2026	¥ 1,582	\$ 10	0	0	0	0.00
	01/2026	\$ 8,030	¥ 1,250,272	0	(47)	(47)	0.00
SOG	01/2026	5,601	876,060	0	(8)	(8)	0.00
SSB	01/2026	26	4,001	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ (147)	\$ (147)	(0.01)

As at 31 December 2025, the Institutional SGD (Hedged) Accumulation had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BRC	01/2026	\$ 537	SGD 693	\$ 3	\$ 0	\$ 3	0.00
CBK	01/2026	344	443	1	0	1	0.00
FAR	01/2026	72	92	0	0	0	0.00
GLM	01/2026	SGD 161	\$ 125	0	(1)	(1)	0.00
	01/2026	\$ 49	SGD 63	0	0	0	0.00
MBC	01/2026	5,192	6,736	50	0	50	0.01
MYI	01/2026	4,872	6,304	33	0	33	0.00
SOG	01/2026	5,188	6,721	42	0	42	0.00
				\$ 129	\$ (1)	\$ 128	0.01

Total OTC Financial Derivative Instruments

\$ (175) (0.02)

Total Investments

\$ 1,109,489 98.48

Other Current Assets & Liabilities

\$ 17,114 1.52

Net Assets

\$ 1,126,603 100.00

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 December 2025 29

Schedule of Investments Eurodollar High Quality Fund (Cont.)

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Zero coupon security.

Securities with an aggregate fair value of \$111 (31 December 2024: \$74,020) have been pledged or delivered as collateral for delayed delivery/or sale-buyback financing transactions as governed by Master Securities Forward Transaction Agreements as at 31 December 2025.

Cash of \$8,903 (31 December 2024: \$9,518) has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as at 31 December 2025.

Cash of \$Nil (31 December 2024: \$900) has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as at 31 December 2025.

Fair Value Measurements⁽¹⁾

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as at 31 December 2025 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category ⁽²⁾	Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value
Transferable Securities	\$ 0	\$ 1,067,090	\$ 0	\$ 1,067,090
Repurchase Agreements	0	36,700	0	36,700
Financial Derivative Instruments ⁽³⁾	10	5,689	0	5,699
Totals	\$ 10	\$ 1,109,479	\$ 0	\$ 1,109,489

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as at 31 December 2024 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category ⁽²⁾	Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value
Transferable Securities	\$ 0	\$ 873,243	\$ 0	\$ 873,243
Financial Derivative Instruments ⁽³⁾	31	(1,080)	0	(1,049)
Totals	\$ 31	\$ 872,163	\$ 0	\$ 872,194

⁽¹⁾ See Note 3 in the Notes to Financial Statements for additional information.

⁽²⁾ Refer to the Schedule of Investments for additional information.

⁽³⁾ Financial Derivative Instruments may include open futures contracts, swap agreements, written options, purchased options and forward foreign currency contracts.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 December 2025 and 31 December 2024:

Counterparty	As at 31-Dec-2025			As at 31-Dec-2024		
	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
AZD	\$ (38)	\$ 0	\$ (38)	\$ (15)	\$ 0	\$ (15)
BOA	(3)	0	(3)	(70)	0	(70)
BPS	(3)	0	(3)	(37)	0	(37)
BRC	3	0	3	(495)	540	45
CBK	(11)	0	(11)	N/A	N/A	N/A
FAR	(84)	0	(84)	5	0	5
GLM	(1)	0	(1)	(2)	0	(2)
JPM	N/A	N/A	N/A	(223)	0	(223)
MBC	(13)	0	(13)	(2)	0	(2)
MYI	33	0	33	5	0	5
RYL	N/A	N/A	N/A	15	0	15
SCX	(32)	0	(32)	(343)	360	17
SOG	(19)	0	(19)	N/A	N/A	N/A
SSB	(7)	0	(7)	N/A	N/A	N/A
TOR	N/A	N/A	N/A	(188)	0	(188)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 16, Financial Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

31 December 2025

Comparative Information

The following is an analysis of the Fund's assets as at 31 December 2025 and 31 December 2024 as a proportion of the Fund's Total Assets:

Analysis of Total Assets	31-Dec-2025 (%)	31-Dec-2024 (%)
Transferable securities admitted to official stock exchange	84.64	91.09
Transferable securities dealt in on another regulated market*	12.33	5.46
Other transferable securities	0.44	N/A
Repurchase agreements	3.35	N/A
Financial derivative instruments dealt in on a regulated market	0.13	0.20
Centrally cleared financial derivative instruments	0.58	0.37
OTC financial derivative instruments	0.01	0.01
Other assets	(1.48)	2.87
Total Assets	100.00	100.00

* As per the list of markets, set out in appendix 1 to the Prospectus, which meet UCITS regulated market criteria.

The Fund's investment portfolio is concentrated in the following segments as at 31 December 2025 and 31 December 2024:

Investments, at fair value	31-Dec-2025 (%)	31-Dec-2024 (%)
Corporate Bonds & Notes	46.12	32.23
U.S. Government Agencies	8.10	9.16
U.S. Treasury Obligations	31.49	53.41
Sovereign Issues	9.01	11.89
Repurchase Agreements	3.26	N/A
Financial Derivative Instruments Dealt in on a Regulated Market		
Futures	0.05	0.20
Centrally Cleared Financial Derivative Instruments		
Credit Default Swaps on Corporate, Sovereign and U.S. Municipal Issues — Sell Protection	N/A	0.00
Interest Rate Swaps	0.47	(0.16)
OTC Financial Derivative Instruments		
Forward Foreign Currency Contracts	(0.02)	0.01
Hedged Forward Foreign Currency Contracts	0.00	(0.17)
Other Current Assets & Liabilities	1.52	(6.57)
Net Assets	100.00	100.00

Glossary: (abbreviations that may be used in the preceding statements)

(Unaudited)

Counterparty Abbreviations:

AZD	Australia and New Zealand Banking Group	FICC	Fixed Income Clearing Corporation	RYL	NatWest Markets Plc
BBV	Bisys Brokerage Services, Inc.	GLM	Goldman Sachs Bank USA	SAL	Citigroup Global Markets, Inc.
BOA	Bank of America N.A.	GSC	Goldman Sachs & Co. LLC	SCX	Standard Chartered Bank, London
BOS	BofA Securities, Inc.	GST	Goldman Sachs International	SOG	Societe Generale Paris
BPS	BNP Paribas S.A.	JPM	JP Morgan Chase Bank N.A.	SSB	State Street Bank and Trust Co.
BRC	Barclays Bank PLC	JPS	J.P. Morgan Securities LLC	STR	State Street FICC Repo
CBK	Citibank N.A.	MBC	HSBC Bank Plc	TDM	TD Securities (USA) LLC
DEU	Deutsche Bank Securities, Inc.	MYI	Morgan Stanley & Co. International PLC	TOR	The Toronto-Dominion Bank
DUB	Deutsche Bank AG	NSL	Nomura International PLC	UAG	UBS AG Stamford
FAR	Wells Fargo Bank National Association	RBC	Royal Bank of Canada		

Currency Abbreviations:

AUD	Australian Dollar	HUF	Hungarian Forint	PEN	Peruvian New Sol
BRL	Brazilian Real	ILS	Israeli Shekel	PLN	Polish Zloty
CAD	Canadian Dollar	INR	Indian Rupee	SEK	Swedish Krona
CHF	Swiss Franc	JPY (or ¥)	Japanese Yen	SGD	Singapore Dollar
CNH	Chinese Renminbi (Offshore)	KRW	South Korean Won	THB	Thai Baht
CNY	Chinese Renminbi (Mainland)	KWD	Kuwaiti Dinar	TRY	Turkish New Lira
DKK	Danish Krone	MXN	Mexican Peso	TWD	Taiwanese Dollar
EUR (or €)	Euro	NGN	Nigerian Naira	USD (or \$)	United States Dollar
GBP (or £)	British Pound	NOK	Norwegian Krone	ZAR	South African Rand
HKD	Hong Kong Dollar	NZD	New Zealand Dollar		

Exchange Abbreviations:

EUREX	Eurex Exchange	FTSE	Financial Times Stock Exchange	OTC	Over the Counter
-------	----------------	------	--------------------------------	-----	------------------

Index/Spread Abbreviations:

BOBL	Bundesobligation, the German word for federal government bond	CDX.IG	Credit Derivatives Index - Investment Grade	SOFR	Secured Overnight Financing Rate
BUND	Bundesanleihe, the German word for federal government bond	CPTFEMU	Eurozone HICP ex-Tobacco Index	SONIO	Sterling Overnight Interbank Average Rate
CAONREPO	Canadian Overnight Repo Rate Average	MUTKCALM	Tokyo Overnight Average Rate		
CDX.HY	Credit Derivatives Index - High Yield	NDUEACWF	MSCI ACWI Index Future		

Municipal Bond or Agency Abbreviations:

ST	State				
----	-------	--	--	--	--

Other Abbreviations:

BBR	Bank Bill Rate	EURIBOR	Euro Interbank Offered Rate	PIK	Payment-in-Kind
BBSW	Bank Bill Swap Reference Rate	FED	Federal Reserve	TBA	To-Be-Announced
BRL-CDI	Brazil Interbank Deposit Rate	JIBAR	Johannesburg Interbank Agreed Rate		
CLO	Collateralised Loan Obligation	OAT	Obligations Assimilables du Trésor		
DAC	Designated Activity Company	OIS	Overnight Index Swap		

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

(2026年4月末日現在)

	米ドル (d. および e. を除く。)	千円 (d. および e. を除く。)
a. 資産総額	1,158,418,778.83	185,798,788
b. 負債総額	14,686,674.07	2,355,596
c. 純資産価額 (a. - b.)	1,143,732,104.76	183,443,192
d. 発行済投資口の総口数 (米ドル・インスティテューショナル・ クラス投資証券)	84,228,311.282口	
(円ヘッジ・インスティテューショナル・ クラス投資証券)	4,634,321.000口	
e. 1口当たり純資産価格 (米ドル・インスティテューショナル・ クラス投資証券)	12.80米ドル	2,053円
(円ヘッジ・インスティテューショナル・ クラス投資証券)	918.99円	-

第6【販売及び買戻しの実績】

(PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド)

計算期間		販売数量(口)	買戻し数量(口)	発行済株式総数(口)
2016年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	72,180,487.890 (4,980,836.000)	62,725,378.780 (521,553.000)	115,590,126.320 (4,459,283.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	0.000 (0)	0.000 (0)	25,500.000 (0)
2017年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	36,101,949.820 (7,004,569.000)	61,738,638.320 (1,544,782.000)	89,953,437.820 (9,919,070.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	7,012,960.000 (7,012,960.000)	863,029.000 (863,029.000)	6,175,431.000 (6,149,931.000)
2018年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	22,224,588.767 (3,863,883.000)	29,651,185.950 (2,258,843.000)	82,526,840.637 (11,524,110.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	4,094,005.000 (4,094,005.000)	2,840,988.000 (2,815,488.000)	7,428,448.000 (7,428,448.000)
2019年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	19,994,252.736 (2,648,248.000)	20,935,087.901 (2,505,164.000)	81,586,005.472 (11,667,194.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	1,217,490.000 (1,217,490.000)	3,276,279.573 (3,276,279.573)	5,369,658.427 (5,369,658.427)
2020年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	14,365,692.658 (2,697,874.000)	44,629,270.928 (5,271,419.108)	51,322,427.202 (9,093,648.892)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	4,163,238.729 (4,163,238.729)	3,618,053.427 (3,618,053.427)	5,914,843.729 (5,914,843.729)
2021年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	15,048,129.517 (2,345,408.000)	11,683,478.107 (1,781,386.892)	54,687,078.612 (9,657,670.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	1,552,175.000 (1,550,675.000)	2,573,495.000 (2,564,495.000)	4,893,523.729 (4,901,023.729)
2022年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティ テューショナル・ク ラス投資証券	10,444,781.910 (1,085,670.000)	9,263,504.608 (2,117,835.000)	55,868,355.914 (8,625,505.000)
	円ヘッジ・インス ティテューショナ ル・クラス投資証券	1,583,437.000 (1,584,937.000)	1,684,647.000 (1,679,647.000)	4,792,313.729 (4,806,313.729)

2023年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券	15,501,839.434 (2,022,278.000)	11,541,006.826 (1,197,402.000)	59,829,188.522 (9,450,381.000)
	円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券	1,572,839.000 (1,572,839.000)	2,182,357.000 (2,196,357.000)	4,182,795.729 (4,182,795.729)
2024年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券	12,942,996.878 (1,881,775.000)	8,159,666.730 (1,019,974.000)	64,612,518.670 (10,312,182.000)
	円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券	1,180,624.000 (1,180,624.000)	561,861.286 (561,861.286)	4,801,558.443 (4,801,558.443)
2025年12月末日 に終了する 会計年度	米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券	28,516,921.367 (1,894,662.986)	10,300,646.001 (1,438,632.000)	82,828,794.036 (10,768,212.986)
	円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券	1,268,565.000 (1,268,565.000)	1,547,792.443 (1,544,292.443)	4,522,331.000 (4,525,831.000)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。

(注2) PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー - ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンドは2014年1月16日に運用を開始し、米ドル・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年1月16日に運用が開始され、円ヘッジ・インスティテューショナル・クラス投資証券は2014年7月14日に運用が開始された。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1989年のUCITSの枠組のアイルランド法への導入および1989年金融法により導入された規制対象集団投資スキームの税制への変更は、アイルランドにおける非保険ベースの集団投資構造の発展を促進した。特に、これらの導入後、UCITSその他の規制対象の投資信託は、ユニット・トラストおよびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託としてアイルランドで設立することが可能なり、伝統的な生命保険ベースの商品に代わる商品を提供している。

これ以降、アイルランドは、その後の立法により、その集団投資信託制度の拡大を続けている(適用される要件に従い、UCITSまたはオルタナティブ投資ファンドとして認可される一般契約型投資信託(以下「CCF」という。))およびアイルランド集団資産運用ピークル(以下「ICAV」という。))の導入を含む。)

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの集団投資信託の法的枠組は、主に1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(その後、1990年ユニット・トラスト法(以下「1990年ユニット・トラスト法」という。))により補足・現代化された。)に定められていた。

1989年6月1日に、1985年12月20日付理事会通達(85/611/EEC)(原UCITS通達)をアイルランド法に置き換える1989年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令1989年第78号)が、施行された。当該通達は、その後、2002年2月13日に発効した通達(2001/107/EC)(管理会社通達)および(2001/108/EC)(商品通達)(UCITS IIIと総称する。)の導入により改正された。

1989年規則は、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2003年第211号)により差し替えられた。さらに、これらは、UCITS IV(通達2009/65/EC)を履行する2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)(以下「UCITS規則」という。)により統合された。

UCITS 通達(通達2014/91/EU)は、既存のUCITS法的枠組を改正することにより、2016年3月21日から有効にアイルランド法に置き換えられた。したがって、アイルランドの主なUCITS法は、UCITS規則(随時改正される(2019年欧州連合(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)(改正)規則(法令2019年第430号)による改正を含む。))であり続ける。

UCITSはアイルランドにおいては、2019年アイルランド中央銀行(監督および執行)2013年法(第48条(1))(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済。CP161に対応する今後の代替規則の対象となる。)(以下「アイルランド中央銀行UCITS規則」という。))を含む、2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法第48条(1)により、アイルランド中央銀行(以下「アイルランド中央銀行」という。))により課される国内の要件の対象となる

オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。))は、アイルランドにおいて、2013年7月22日より適用されているオルタナティブ投資ファンド運用会社指令(2011/61/EU)(以下「AIFMD」という。))に基づき規制されている。AIFMDは、UCITSたる適格性を有しないすべての投資信託の運用者に適用される。

2015年3月12日に発効した2015年アイルランド集団資産運用ピークル法(改正済)により、UCITSまたはAIFのいずれかとして認可され得る、会社型ファンドの仕組みである、アイルランド集団資産運用ピークル(以下「ICAV」という。)が構築された。

アイルランド法およびアイルランド中央銀行により執行される規制枠組に基づき、アイルランドにおける投資信託は、(A)適用される規制上の制度および(B)ファンドの設立の法的形態によって分類される。

規制上の分類

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)

UCITSは、UCITS規則に従い認可される。UCITSは、アイルランドにおいて、以下のいずれかの形態にて設定することができる。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ 会社型投資信託(変動資本を有する公開有限責任会社)
- ・ CCF
- ・ ICAV

オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)

AIFは、AIFMDおよび対応するアイルランドの実施法により規制される、UCITSたる適格性を有しない投資信託をいう。アイルランド籍のAIFは、以下のいずれかとして設立することができる。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ 会社型投資信託
- ・ CCF
- ・ ICAV
- ・ ILP

欧州長期投資ファンド(以下「ELTIF」という。)

ELTIFは、AIFのサブカテゴリーであり、個人による利用可能性を拡大する規則(EU)2023/606(以下「ELTIF 2.0」という。)による改正を含む、規則(EU)2015/760に従う。アイルランドのELTIFは、AIFとして認可されなければならない、以下を含む、アイルランド法に基づきAIFに認められるいずれかの法的形態による構造を持ち得る。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ ICAV
- ・ 会社型投資信託(アイルランドの公開有限責任会社)
- ・ CCF
- ・ ILP

UCITSパスポートリング

UCITSとして認可され、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、国内法に置き換えられた通達(2009/65/EC)に従い、UCITSパスポートに基づき、通知手続およびホスト国の適用される販売要件に従い、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

UCITSの定義

UCITS規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
 - () 譲渡性のある証券
 - () 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券(以下「株式」という。)
- 債券およびその他の形態の証券化債務(以下「債務証券」という。)
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融商品」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

UCITS規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託
- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託の主な法的形態には以下の形態がある。

1. 1990年ユニット・トラスト法(改正済)により設立されるユニット・トラスト(Unit Trusts)
2. 2014年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に基づきアイルランドの公開有限責任会社として設定され、UCITSまたはAIF(いずれか適用あるもの)として認可されている会社型投資信託(Investment Companies)
3. 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定されるCCF
4. 2015年アイルランド集団資産運用ピークル法(改正済)により設定され、規制されるICAV
5. 1994年有限責任組合理型投資信託法(2020年有限責任組合理型投資信託(改正)法による改正を含む。)の下で設定されるILP(AIFのみ)

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託、CCFまたはICAVとして設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSのCCFは、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および会社法に従う。UCITSのICAVは、ICAV法に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行(以下「アイルランド中央銀行」という。)が発行したアイルランド中央銀行のAIFルールブック(以下「AIFルールブック」という。)に従って設定することができ、AIFのCCFは、2005年投資信託、投資会社お

およびその他規定法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。ILPは、1994年有限責任組合型投資信託法およびアイルランド中央銀行が発したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。AIFのICAVは、ICAV法に従って設定することができる。ILPは、通常、適格投資家向けAIFとして認可されるが、個人投資家向けAIFとして認可される場合もある。

税制

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。
- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可されたCCFおよびAIFの認可されたILPは、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資主/受益者がいない場合およびこれに関して各投資主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資主/受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該投資主/受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局(以下「歳入委員会」という。)よりの承認を受けるようにする、「同等措置」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資主/受益者がいない場合およびこれに関して各投資主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。

監督

アイルランド中央銀行は、UCITS規則およびアイルランド中央銀行UCITS規則に基づき認可されたUCITSのユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITSのCCFを監督する。

UCITSたる適格性を有しない投資信託であって、アイルランド中央銀行によりAIFとして認可されているものは、オルタナティブ投資ファンド運用会社指令(2011/61/EU)(以下「AIFMD」という。)、アイルランドの実施法、およびアイルランド中央銀行のAIFルールブックに従って規制される。かかるAIFは、ユニット・トラスト、会社型投資信託、ICAV、CCFまたはILP(場合に応じて)として設立されることができる。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラスト(以下「ファンド」という。)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者のために、受託会社が信託保有する資産を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は投資主ではなく、その権利は、1990年ユニット・トラスト法およびUCITS規則またはAIFMD措置(ユニット・トラストに関連するもの)に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係(すなわち、信託証書)に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する受益証券を通常記名式で、もしくは株券が発行されない形式で発行し、または受益権を証する確認書を発行する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS規則には、以下を含む、UCITSのユニット・トラストの認可に関する一定の要件が規定されている。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
 - () ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - () 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - () 分配方針
 - () 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - () 公告に関する規定
 - () ファンドの会計年度
 - () 信託証書変更手続
 - () 受益証券発行手続
 - () 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 許可されている投資、リスク管理および借入れ：(UCITSのユニット・トラスト)

適用される法的枠組

UCITSのユニット・トラストは、以下に定められる投資要件、分散要件、借入要件、リスク管理要件および報酬要件に従う。

- ・ UCITS規則
- ・ 2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法第48条によりアイルランド中央銀行により課される拘束力を有する要件

UCITS規則および適用あるアイルランド中央銀行UCITS規則に従い、UCITSは、以下のカテゴリーの資産に限って投資することができる。

- ・ UCITSの目的において公認されている規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融商品
- ・ 最近発行された譲渡性のある証券であって、規制された市場での取引の申請がなされ、かつ、所定の期間内にかかる取引の申請が許可されるもの

- ・ 同等の監督、投資家保護、および透明性の基準ならびにルックスルー要件に従うUCITSその他の適格な投資信託の受益証券。
- ・ 要求に基づき払い戻され得るか所定の期間内に満期を迎える金融機関への預金(ただし、当該機関が適切な慎重な監督に服する機関であるものとする。)
- ・ 取引所で取引される派生商品およびOTC派生商品を含む金融派生商品であって、以下に該当するもの
 - ・ 裏付資産が適格UCITSの投資である金融派生商品
 - ・ 金融派生商品取引の相手方は慎重な監督に服し、アイルランド中央銀行により承認されていること、
 - ・ 評価、流動性およびリスク・コントロール基準が満たされている金融派生商品
- ・ 規制された市場で取引されない短期金融商品であって、発行体または証券が所定の投資家保護基準に適合するもの

UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、貴金属または貴金属を表象する証券を取得してはならない。UCITSは、その業務の直接的な遂行のために必要な場合にのみ動産または不動産を取得することができる。

リスク管理および派生商品の利用

UCITS管理会社または自己運用会社型投資信託は、以下を行わなければならない。

- ・ すべての重大なリスクを継続的に監視および測定することを可能とする文書化されたリスク管理手法を運用しなければならない。
- ・ OTC派生商品の正確、独自かつ信頼できる評価を確保しなければならない。
- ・ 監督要件に従い、アイルランド中央銀行に派生商品の利用、潜在的风险およびエクスポージャー指標を報告しなければならない
- ・ UCITSは、ポートフォリオの効率的運用の目的で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段を用いることができる。ただし、以下に該当する場合に限る。
 - ・ 当該技法および手段は、経済的に適切であり、費用対効果が高いこと。
 - ・ 当該技法および手段は、リスクの軽減、経費の削減またはUCITSのリスク内容と一致する追加の資本または収益を生み出すために使用されること。
 - ・ 当該技法および手段により、UCITSを当該UCITSの定められた投資目的から乖離させないこと。
- ・ 派生商品に起因する世界的なエクスポージャーがUCITSの純資産総額を超えてはならない。UCITSの投資およびリスク制限の遵守を評価する際に、組込派生商品を考慮する。

分散、集中および発行体に関する制限

UCITS規則は、以下に対する詳細な制限を課している。

- ・ 同一発行体によって発行された譲渡性のある証券および短期金融商品へのエクスポージャー
- ・ いずれか単一の金融機関への預金
- ・ OTC派生商品取引から発生する取引相手方リスク
- ・ 複数の資産クラスにまたがる、単一の発行体への合算されたエクスポージャー
- ・ 以下の場合は、拡充された発行体に関する制限が適用される
 - ・ 特別な公的監督に従っている金融機関の発行するカバード債
 - ・ 国、地方機関または公的国際機関によって発行または保証されている証券

- ・ 指数追跡型UCITS(該当する指数がアイルランド中央銀行により認められていることを条件とする。)
- ・ 連結会計の目的において同一グループに含まれる企業は、これらの制限を適用する場合において同一発行体として扱われる。

他のファンドへの投資

UCITSは、以下を条件に、他のUCITSおよび適格な非UCITS投資信託に投資することができる。

- ・ 投資先ファンド当たりの投資制限
- ・ 非UCITSの投資への合計の制限
- ・ ファンド・オブ・ファンズ構造における、重複する申込手数料、買戻手数料または運用報酬の請求の制限
- ・ その資産の相当部分を他のファンドに投資する場合における拡充された開示義務
- ・ アンブレラUCITSは、アイルランド中央銀行により課せられる適用ある条件に従い、同一アンブレラ内の他のサブ・ファンドに投資することができる

借入れ

UCITSによる金銭の借入れは、厳しく制限されている。

- ・ UCITS規則に従い、借入れは、一時的に、かつ所定の制限範囲内でのみ行うことができる
- ・ UCITS規則に従い、UCITSの業務遂行のために必要な資産の取得のための借入れは、定められた閾値の範囲内で認められる
- ・ UCITS規則に従い、バック・ツー・バックの借入れの取り決めにより外国通貨へのエクスポージャーを取得することができる

(5) 投資制限(AIFのユニット・トラスト)

適用される法的枠組

AIFのユニット・トラストは、法的形態については1990年ユニット・トラスト法に基づき、また、アイルランド中央銀行によって以下に従い規制されている。

- ・ 指令(EU)2024/927(AIFMD II)による改正を含むAIFMD(法令2026年第181号により国内法に置き換えられた)
- ・ アイルランドの認可されたAIF、AIFMおよび保管受託銀行に適用される条件を定めるAIFルールブック

投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、AIFルールブックおよび認可の条件によってアイルランド中央銀行により課せられ、以下を含む、AIFの種類および投資家のカテゴリーによって異なる。

以下に関する規定された制限の対象となる、個人投資家向けAIF。

- ・ 適格資産
- ・ 発行体および取引相手方の集中
- ・ 規制されていないファンドへの投資
- ・ 現金および預金の閾値
- ・ 派生商品へのエクスポージャーおよび世界的なエクスポージャーの制限

開示、ガバナンスおよび投資家保護の要件の対象となり、幅広い投資の柔軟性の恩恵を受ける、適格投資家向けAIF(QIAIF)。

AIFルールブックおよび直接適用されるELTIF規則の対象となるELTIF。

AIFルールブックは、ローン組成、流動性管理ツール、成功報酬の検証、子会社および中間ピークルを通じた投資ならびにファンドレベルでの資金調達取決めに関する更新された規定を含む、AIFMD IIとの一致を反映している。

(6) 管理会社

UCITS規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、UCITS規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

UCITS規則に概説される管理会社の業務

- (1) (a) UCITS規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS規則または通達2009 / 65 / ECに従って認可されたUCITS、およびUCITS規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
- (b) ユニット・トラスト、CCFおよび会社型投資信託を管理する業務には、UCITS規則の付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
- () 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオが通達2014 / 65 / EU(以下「MiFID」)という。)の別紙 セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
 - () 非中核業務として、
 - () MiFID の別紙IセクションCに挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
 - () 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
- () (a) () および () に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - () (a) () に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a) () に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびアイルランド法に置き換えられたMiFIDの枠組は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a) () および () に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MiFID の枠組に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MiFID の枠組に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し(場合に応じて)、UCITS規則に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
- (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
 - (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、自己資本要件規則および関連する枠組(場合に応じて)を含む、適用あるEUの健全性規制法律の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
- (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
- (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよびCCFで、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
 - (b) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
 - (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。

- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所(高等法院)に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所(高等法院)に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
 - (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
 - (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
 - (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)()に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が適用あるEUの健全性要件を遵守しない場合
 - (e) 管理会社が、UCITS規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネージャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格投資主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。

- (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だつて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネージャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だつた規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS規則を適用し、UCITS規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS規則に従い、管理会社は、
- () 管理会社の適正かつ秩序だつた規制および監督もしくは
- () 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課すことができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。

- (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS規則において、
- (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」の表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
- (b) 「関係条項」とは、以下をいう。
- () MIFID規則第13条および第30条
- () MIFID規則第14部

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)()に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
- (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (b) 規則第16条(2)(a)()および()に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること(この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。)。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
 - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われえないこと。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) UCITS規則の付属書類5に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託(該当する場合)は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
- (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。
- (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。
- (3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。
- () 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。
- ・ 資本要件
- (1) AIFの管理会社は、常に、() 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または() 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれが多い方(以下「最低限必要資本」という。)を有するものとする。
- (2) AIFの管理会社は、(a) 別紙 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。(b) 別紙 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c) 報告期間を通して、別紙 の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。
- ・ 組織の要件
- (1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベル

の個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するように要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

(2) AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続の遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- () AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- () AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- () AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- () AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- () アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- () AIFの管理会社が

- ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるように、
- ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
- ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、また、
- ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるよう

にするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- () 株式登録簿
 - () 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
 - () 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
 - () 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当する年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必要資本報告書(調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。)を添付するものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名されなければならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)(改正済)に概説されるAIFMの認可

AIFMの業務を行うための条件

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類1に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)項を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
- (a) 投資家によって付与されたマニデートによる投資対象ポートフォリオ(指令(EU)2016/2341(IORP)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。)の一任勘定による各顧客ベースの運用
 - (b) ()投資アドバイス、()投資信託の投資証券または受益証券の保管および管理事務、ならびに()金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
- (a) (4)項に記載されている業務のみを提供すること。

- (b)(4)項(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)項(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
- (c) 付属書類1の paragraph 2に記載されている業務のみを提供すること。
- (d) 付属書類1の paragraph 1(b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類1の paragraph 1(a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) MiFID は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) MiFID に基づき認可された投資会社または指令(2013/36/EU)(CRD IV)に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務(オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など)を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または投資証券を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または投資証券を募集し、またはかかる受益証券もしくは投資証券を販売するものとする。

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

・資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。
- () 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または
- () 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)
2. AIFの管理会社は、
- (a) 別紙 最低限必要資本報告書、調整に関する注記の paragraph 2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。
- (b) 別紙 最低限必要資本報告書、調整に関する注記の paragraph 3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
- (c) 報告期間を通して、別紙 の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。
- (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

・組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、アイルランド中央銀行が適切にアクセスすることができ、コンプライアンスの職務を効率的に履行することができ、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。
2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに係る第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- () AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- () AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- () AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- () AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- () アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調査
- () AIFの管理会社が
 - ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、
 - また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- () 株式登録簿
- () 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- () 取締役会の会議議事録の署名済みの写し

- () 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- () AIFの管理会社のシステムおよび社内管理の取決めの的確性および有効性を監視し、定期的に評価し、また、欠陥が特定された場合には適切な是正措置をとるものとする。また、
- () 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

受託会社に関する情報(保管受託銀行にも関連する。)

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) ユニット・トラストの資産およびCCFの資産は、UCITS規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
 - (a) ユニット・トラストもしくはCCFのために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って遂行されるようにすること。
 - (b) 受益証券の価格がUCITS規則および信託証書(ユニット・トラストの場合)または設立証書(CCFの場合)に従い計算されるようにすること。
 - (c) 管理会社の指示をUCITS規則または信託証書(ユニット・トラストの場合)もしくは設立証書(CCFの場合)に抵触しない限り実行すること。
 - (d) ユニット・トラストまたはCCFの資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - (e) ユニット・トラストまたはCCFの収益がUCITS規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたはCCF(場合による。)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書(場合による。)およびUCITS規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書(場合による。)の条項およびUCITS規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたはCCF(場合に応じて)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、

- (2)(a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
- (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
- (c) 本国内の会社であり、かつ、
- () 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。)
 - () アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。)
 - () (a)、(b)または(c) ()もしくは(c) ()に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること)。
- (3) 受託会社はUCITS規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社とその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

UCITS 規則に基づく保管会社/受託会社の責任

- (1) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、保管会社またはUCITS 規則第34条(4)(a)に従って保管会社により保管される金融商品の保管が委託された第三者により保管される金融商品の損失について責任を負うものとする。
- (2) 保管される金融商品が損失した場合、保管会社は、UCITSまたはUCITSのために行為する管理会社に対し、同一の種類の金融商品またはこれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する。
- (3) 保管会社は、回避のための一切の合理的な努力にもかかわらずその結果が不可避であったであろう保管会社の合理的な支配が及ばない外部的事由の結果として当該損失が生じたことを証明できる場合、(1)項に基づく損失について責任を負わないものとする。
- (4) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、UCITS 規則に基づく保管会社の義務を適切に履行する上での保管会社の過失によるまたは故意の不履行の結果としてこれらが被ったその他一切の損失について責任を負うものとする。
- (5) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、UCITS 規則第34A条に基づく委託により影響を受けないものとする。

- (6)(1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、合意により除外または限定されないものとし、かかる責任の除外または限定を意図する合意の規定は無効とする。
- (7)受益者に対する責任は、その訴えにより救済の重複または受益者の不平等な取扱いをもたらさないことを条件として、直接または管理会社もしくは会社型投資信託を通じて間接的に訴求される。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1)管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行わなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2)ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3)ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4)受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書(場合に応じて)の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書(ユニット・トラストに関して)および設立証書(CCFに関して)は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保障するための規則を規定するものとする。

- ()1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

受託会社に関する情報

- (1)AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2)保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3)(a)保管受託銀行は、
- ()本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2013/36/EU)および規則(EU)573/2013に従って認可された金融機関であること。
 - ()本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、適用あるEUの慎重な枠組による自己資本比率規制(事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。)に従っており、MiFID に従って認可されている投資会社で、MiFID 別紙 セクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること(かかる投資会社は、

- いかなる場合も、指令(2006/49/EC)第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。)、または
- () 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
 - () 金融機関の完全所有子会社であること(ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。)。または、
 - () 第三国の機関の完全所有子会社(1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。)であること。
 - () 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
 - () 非EU AIFの場合に限り、かつ(5)項(c)を損うことなく、(6)項の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、()および()に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
 - (b)(a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8)項(a)に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができ、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。
 - (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF(または保管受託銀行と後者のいずれか)、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者(または保管受託銀行と後者のいずれか)の間の利益相反を回避するために、
 - (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
 - (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
 - (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)項に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
 - (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
 - (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
 - (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
 - (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において

- (6)(3)項に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
- (a)()非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
- ()非EU籍のAIFが()に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
- (b)保管受託銀行は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
- (c)保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。
- (d)()非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとし、または、
- ()非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が本国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとする。
- (e)保管受託銀行は、契約により、AIFまたはAIFの投資者に対し、(12)項および(13)項と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)項に従うことに同意するものとする。

他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU)No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかる事項をESMAに付託することができるものとする。

- (7)(a)保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または投資証券の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で委員会委託規則(EU)2017/565の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、委員会委託規則(EU)2017/565に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。

- (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。
- (a) 保管され得る金融商品に関しては、
- () 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
 - () かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。
- (b) その他の資産に関しては、
- () 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
 - () AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
 - () 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。
- (9) (7) 項および(8) 項に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
- (a) AIFの受益証券または投資証券の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。
 - (b) AIFの受益証券または投資証券の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
 - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
 - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
 - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間に利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。

- (c) 保管受託銀行は、(8)項に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)項に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)項に記載されている業務を第三者に委託することができる。
- () 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
 - () 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
 - () 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。
 - () 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
 - () 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
 - () (8)項(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
 - () 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
 - () 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
 - () 第三者は、(8)項および(10)項に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b) ()の()にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ()に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- () 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
 - () AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管にかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)項が該当する当事者に適用されるものとする。

- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された(当該指令の目的上指定された)証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12)(a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)項(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。
- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかつたことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
- (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13)(a) 保管受託銀行の責任は、(11)項に記載されている委託により影響を受けないものとする。
- (b) (a)にかかわらず、(11)項に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
- () (11)項の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
- () 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
- () 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)項(b)()の()に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
- (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
- (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
- (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
- (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。

- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。
- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
- (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局(アイルランド中央銀行とは異なる場合)と共有するものとする。

関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

ILPIは1994年の有限責任組合型投資信託法(2020年有限責任組合型投資信託(改正)法による改正を含む。)に基づいている。ILPIはアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

オルタナティブ投資ファンドとしての構造を持つILPIは、組合契約の承認および適用ある認可の要件の充足後にアイルランド中央銀行により認可される。組合契約は、この構造のファンドの準拠書類である。組合契約は、ジェネラル・パートナーと一または複数のリミテッド・パートナーの間で締結される。ジェネラル・パートナーは、管理会社に類似する役割を担い、通常、投資運用者を任命する。取締役会は存在せず、そのため経費を削減することができ、投資運用者は、より大きな支配権を有することになる。リミテッド・パートナーは投資家であり、その責任は、自己の投資額を超えない。当該構造は法人化されないため、それ自体は法主体ではなく、すなわち自己の名義で契約を締結することはできない(契約は、ジェネラル・パートナーにより組合のために締結される。)。

税金に関しては、各パートナーは、当該パートナーの該当する課税上の地位に応じて、組合の収益および利益に対する自らの比例持分について税務上の透明性があるものとして扱われる。ILPIは、組合財産の性質上、オープン・エンド型構造にはあまり適していない。

ILPIは、アイルランドに進出している外国投資運用会社にとって利便性のあるものであり、ルクセンブルグおよびケイマン諸島など、他の主要なファンド設立地において一般的に利用されている。ILPIの一般的な戦略には、プライベート・デット、ベンチャー・キャピタルおよび不動産が含まれる。

(C) CCF

CCFに適用される法律は、当該ファンドの規制区分によって異なる。UCITSのCCFは、アイルランド規則に基づいており、AIFのCCFは、2005年法に基づいている。両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

保管受託銀行と管理会社(UCITSのCCFの場合)またはAIFM(AIFのCCFの場合)の間で設立証書が締結される。

設立証書の締結は、認可手続の重要な部分を構成し、CCFは、アイルランド中央銀行による承認後に認可される。

ILPと同様に、CCFは法人化された事業体ではないため、独立した法人格を有しない。したがって、CCFの資産は、保管のために保管受託銀行に委託される。

CCFは、機関投資家に最も適しており、多くの欧州の投資家によく知られているものである。投資家は、投資証券または受益証券ではなく、ファンドの原投資対象の比例持分を直接的に保有しているものとして扱われることから、CCFには税務上の透明性がある。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、アイルランド規則および会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

会社法およびファンドの設立証書に従い、UCITSまたはAIFとして設立された会社型投資信託の投資証券は投資主に対し、投資主総会において1口につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次投資主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る投資証券の口数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る投資証券の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その投資証券は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済投資証券資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、投資主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、投資主総会により増額することができる。投資証券は額面またはプレミアム付で発行することができる。

() 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、投資主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その投資証券は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、会社法の規定は、(UCITSとの関係で)アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは(1995年8月1日以降は)AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、投資証券は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの投資証券の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行投資証券は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

(a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。

(b) 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。

(c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも投資証券を発行することができること。

- (d) VCCは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻すこと。
- (e) VCCの投資証券は、VCCの純資産総額を発行済投資証券の口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは投資証券を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に投資証券の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、投資証券の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1か月に最低2回とする。)。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが投資主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 投資証券は全額払込まれなくてはならず、かつ投資証券は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する投資証券または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d) 項の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k) 項についてAIFのVCCが、一部払込済投資証券の発行が認められる財産またはベンチャー / 開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託 (FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人投資証券と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先投資証券との二種類に分けられる。発起人投資証券は会社の普通投資証券であり、これに対して種類のない優先投資証券が優先する。種類のない投資証券は、記名式投資証券または参加投資証券として発行される。参加投資証券は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、投資証券プレミアム勘定に入れられる。投資主が投資証券を会社に売却することを希望する場合、かかる投資証券のセント表示の額面は新しく発行された投資証券の手取金から償還され、一方、投資証券のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が投資証券を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面投資証券の形態の種類のない投資証券を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して投資主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

() アイルランド集団資産運用ピークル (ICAV)

ICAVは、投資ファンドのために特別に設計された会社型ファンドの仕組みの一種である。ICAVは、ICAV法に基づき、アイルランド中央銀行に登録されることにより設立され、成立する。ICAVは、その後、UCITSファンドまたはAIFファンドとしてアイルランド中央銀行により承認され、かつ、規制される。ICAVは、投資ファンドのために特別に設計されているため、アイルランドにおいて資金を保有するために用いられてきた従来のアイルランドの会社型ピークルである会社型投資信託に勝るいくつかの便益をもたらすものである。その一つとして、保管受託銀行が当該変更の内容に関して一定の証明を行うことができることを条件として、投資主の承認を要することなくICAVの設立関連書類を変更することができることが含まれる。ICAVの取締役は、ICAVの投資主に対し、当該決定に関する通知を60日以内に行うことを条件として、年次総会を開催しないことができる。ICAV法は、アンブレラICAVの中の個々のサブ・ファンドについて個別に財務報告書を作成することができる柔軟性を備えている。UCITSとは異なり、AIFとして設立されたICAVは、その投資家のカテゴリーおよび認可の条件に応じて、強制的なりスク分散の要件に服することなく、設立されることができる。

ICAVへの転換

会社法またはUCITS規則に従い会社型投資信託として設立されたUCITSファンドおよびAIFファンドは、ICAV法に定められる転換プロセスに従い、ICAVに転換することができる。会社型投資信託からICAVへの転換には継続性が認められ、従って、アイルランド中央銀行にICAVとして登録された場合も、会社型投資信託として設立され、かつ、登録されていた会社が、そのように設立、かつ登録されていた間(すなわち、ICAVとして登録される前)に締結された契約、可決された決議または行われたその他の行為もしくは事項に影響を及ぼさず、また当該会社型投資信託もしくはいずれかの者の権利、権能、機能、責任または義務に影響を及ぼし、または当該会社型投資信託によるもしくはこれに対する法的手続に瑕疵を生じるように作用しない。ICAVの仕組みは、アイルランドにおけるICAVへの転換、ICAVとしての登録および存続を希望する、財務大臣が定めるその他の「関連する法域」の会社型投資信託も利用可能である。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 会社型投資信託

(A)(a) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

(b) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

(c) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(d) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

() 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

() 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

() 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

(b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

(c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

(d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。

(e) UCITS規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

(a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、

- () アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
 - () 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
 - () 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - () 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - () 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われぬこと。
 - () 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - () 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - () 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - () 会社型投資信託により発行される目論見書は、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- () 関係法人
- (a) 受託会社 / 保管受託銀行
- UCITSの資産の保管は、UCITS規則により、単一の保管受託銀行に委託されなければならない。
- 上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管受託銀行に適用される。ただし、(a) ユニット・トラストに関する記載は、会社に関する記載として、(b) 受益証券に関する記載は、投資証券に関する記載として、(c) 1990年ユニット・トラスト法に関する記載は、会社法またはアイルランド規則(適用あるもの)に関する記載として、および(d) 信託証書に関する記載は、定款または設立関連書類に関する記載として解釈される。
- (b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人
- 上記() 「関係法人」(a) () 中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- () 会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。ICAV法が、ICAVに対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社またはICAVの場合に適用される。

- () 会社設立の要件

最低2名の投資主が存在すること。

- () 定款の記載事項

定款または設立文書には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受投資主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行済投資証券資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載

(g) 記名式または無記名式の投資証券の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

- () アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設定に関する規定がある。

設立要件

上記の投資証券の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

- () アイルランドにおける投資信託の認可

(a) UCITS規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

() 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

(bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または投資証券がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

() アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社(会社型投資信託が運用するCCFおよびユニット・トラストそれぞれについて)は、以下を公表するものとする。
 - (a) 目論見書
 - (b) 各会計年度の年次報告書
 - (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
 - (a) 年次報告書の場合は4か月以内
 - (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
 - (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS規則の付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、(当該会社の選択により、)(a) 会社法第291条と、(b) 国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a) 会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b) 国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 投資主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度(以下「IFRS適用初年度」という。)後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。
- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a) 当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b) 当該会社が、非公開投資証券会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c) 当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。

- (10) 会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。
- (11) 半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)(改訂済)の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
- (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
 - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
- (a) 主に、以下のものに投資するか、または
 - () 預金
 - () UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
 - () 金融派生商品
 - (b) 規則第71条に従い投資証券または債務証券を反復することを目指す場合、目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：
- (a) 適用される定量的リスク管理
 - (b) 用いられるリスク管理手法、および
 - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2) 項に従い、会社型投資信託の信託証書、設立証書または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1) 項に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各EU加盟国において参照することのできる場所を通知されるものとする。
- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：
- () 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
 - () 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
 - () すべての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、
 - () 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のあるEU加盟国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。
年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2) 項に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、「主要投資家情報書類」(KIID)または「PRIIPs主要投資家資料」(PRIIPs KID)(該当する場合)として言及されるものとする。「主要情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - () UCITSの確認
 - () 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - () 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - () 経費および関連費用、ならびに
 - () 投資リスク/利益の内容(関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。)(b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足(翻訳を除く。)が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) KIID(PRIIPs KID(該当する場合)を含む。)が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、KIID(PRIIPs KID(該当する場合)を含む。)(当該情報の翻訳を含む。)にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、該当する主要情報書類を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かか

るUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、アイルランド法に置き換えられたMiFID の事業遂行に対する要件を遵守するものとする。

(3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより該当する主要情報書類を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要情報書類が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要情報書類(または該当する場合はPRIIPs主要投資家資料)およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要情報書類の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

実質的所有者名簿の維持

- (1) 2021年欧州連合(マネー・ロンダリング対策: 信託の実質的所有権)規則(以下「B0規則」という。)が2021年4月24日に発効した。B0規則は、アイルランド法において第4次マネー・ロンダリング指令(EU)2015/849(以下「MLD4」という。)(第5次マネー・ロンダリング指令(EU)2018/843(以下「MLD5」という。)による改正を含む。)の第31条を実施し、信託の受託会社に対して、実質的所有者を特定する義務を課すことを、第6次マネー・ロンダリング指令(以下「MLD6」という。)がマネー・ロンダリングの刑事法上の側面に対応する(MLD4およびMLD5に基づき設立された予防的AML枠組は代替されない。)までの間要求するものである。EU AML法案が適用されるまで、MLD4(MLD5による改正を含む。)に基づくアイルランドAML法が引き続き適用される。2027年7月10日から、有効なAML義務の多くは、直接適用されるAML規則(EU)2024/1624により課せられる。

B0規則は、集団投資スキームの場合、法律に基づき受託会社に課せられる義務が、関連ファンドの管理会社に課せられることを明記している。

- (2) B0規則は、受託会社に対して、信託の実質的所有者に関する「適切、正確かつ最新の情報」を取得し、保持するために「あらゆる合理的な措置」を講じることを要求している。かかる情報には、各実質的所有者の氏名、生年月日、国籍および居住地住所が含まなければならない。
- (3) 「実質的所有者」は、関連信託(2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与)法(その後の改正を含む。))において「証書またはその他の書面による宣言により設立される明示的な信託」として定義される。)に関連して、以下のいずれかを意味する。

- ・ 当該利益を無効にできるか否かを問わず、関連する信託財産の資本に対する占有権、残余権または復帰権における確定的持分に対する権利を有する個人
- ・ 専らにおいて言及される個人のために設定されまたは運営されるものを除く関連する信託の場合、当該信託の設定または運営の目的とされるクラスの個人
- ・ 関連する信託に対する支配権を有する個人
- ・ 委託者

- ・受託者
- ・プロテクター

以下を含む数多くの取決めが関連信託の定義から除外されている。

- () 1997年統合租税法パート30第1章に基づき認可された制度である企業年金制度
 - () 既存の規則により、ICAV、信用組合およびユニット・トラストの実質的所有者の中央名簿に登録されることが要求されるユニット・トラスト
 - () 規定される可能性のあるその他の取決めまたは特定のクラスの取決め
- (4) 受託会社(または集団投資スキームの場合は管理会社)は、信託のすべての実質的所有者の詳細ならびに各実質的所有者が名簿に登録された日付および適用ある場合はかかる者が信託の実質的所有者でなくなった日付の情報を含むものとする実質的所有者名簿(以下「本名簿」という。)を設置しなければならない。本名簿は、最新の情報を維持し、実質的所有権に変更が発生した場合はその時点で当該変更を反映しなければならない。本名簿は、要求に応じて、歳入委員会、アイルランド中央銀行、財務省およびその他の管轄当局に提供されなければならない。
- (5) ユニット・トラストの場合、受託会社は、関連する信託の実質的所有者に関する情報をその受益者から取得する方法を検討する必要がある。受託会社はまた、本名簿の維持および更新の責任について、受託会社自身またはこれを代理して行為する法主体のいずれが負うか決定しなければならない。
- (6) B0規則は、歳入委員会によって維持される「信託の実質的所有者の中央名簿」(以下「中央名簿」という。)の設置について規定する。受託会社は、関連信託の実質的所有者に関する情報を中央名簿に届け出る(かつ、これを最新の状態に保つ)義務を負う。
- (7) AML規則は、受託会社に対して、関連する信託の実質的所有者を特定するために講じられた措置を記録し、当該信託に基づく最終分配が行われた日付から少なくとも5年間は、かかる記録を保持することを要求している。
- 信託の受託会社がその他の「指定者」(マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策の目的で規制対象になっているその他の法主体)と関与する場合、受託会社は、かかる法主体に対して、自らが受託者の資格において行為している旨を通知しなければならない。受託会社はまた、かかる指定者に対して、信託の実質的所有者の詳細を要求に応じて提供し、また関連ある場合は、信託の実質的所有権の変更について通知しなければならない。
- (8) 受託会社がB0規則に定める義務を遵守しない場合は違反行為となる。不遵守に対する罰則は、起訴に基づく有罪判決による500,000ユーロ以下の罰金および非陪審判決または起訴に基づく有罪判決による12か月以下の禁固刑である。

金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会サステナブルファイナンス開示規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)

SFDRは、規則の実体規定の発効日を2021年3月10日として、資産運用者およびその他の金融市場参加者に対して強制的な環境、社会およびガバナンス(以下「ESG」という。)開示義務を課すものである。SFDRのレベル1に基づき管理会社に対して課されるハイレベルなプリンシパル・ベースの開示義務により、管理会社は、投資に関連する金融リスクについての考え方およびその投資意思決定プロセスに持続可能性リスクを統合する方法に関する方針を投資家に対して開示することを要求される。

SFDRにおいて、持続可能性リスクとは「発生した場合に、投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンスに関する事象または条件」と定義されている。したがって、これは、環境的または社会的なリスクの結果として投資対象の価値が重大な悪影響を受ける可能性があるというリスクに関係している。かかるリスクは、関連する投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合にのみ考慮する必要があるという点にも留意すべきである。

SFDRに基づき、2021年3月10日から、すべての管理会社（ESGファンドを運用しているか否かを問わない。）は、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように整合するかを説明できるようにするために当該方針を改訂する必要がある。すべての管理会社は、そのウェブサイトにおいて、投資意思決定プロセスへの持続可能性リスクの統合に関する方針についての情報を提供する必要がある。運用中の各ファンドの目論見書においても、持続可能性リスクが投資意思決定プロセスに統合される方法に関する情報を提供しなければならない。定期報告書および管理会社のウェブサイトにおいて入手可能な情報を通じて、ファンドへの投資前および投資期間中の両方において、ESGファンドの投資家に対して重要な追加情報を提供しなければならない。ESGファンドは、SFDRに定められる「第8条ファンド」または「第9条ファンド」に区分される。

SFDR第8条（1）項は、ファンドが第8条ファンドに該当するためには、（ ）環境的または社会的特性を推進すること、および（ ）良好なガバナンス慣行に従った会社に投資することが必要であると規定している。

第9条（1）ファンドとは、持続可能な投資を目的とし、参照ベンチマークが指定されているファンドをいう。第9条（2）ファンドは、持続可能な投資を目的とするが、参照ベンチマークが指定されておらず、アクティブ投資戦略を追求するファンドをいう。第9条（3）ファンドとは、持続可能な投資を目的としていないファンドをいう。これらは二酸化炭素排出量削減という明確な目的を有するファンドである。

欧州委員会はSFDRのレベル2の適用開始を2022年7月1日から2023年1月1日に延期した。SFDRのレベル2は、ESGファンドのマネージャーが遵守すべき詳細な要件を規定しており、それには欧州委員会が承認したSFDRに基づく委員会委託規則に規定されるプロスペクトスの拡充およびウェブサイト開示義務が含まれる。委員会委託規則には、タクソノミー規則（以下で説明する。）第5条または第6条に該当する第8条ファンドおよび第9条ファンドに課されるすべてのレベル2の開示義務が規定されている。委員会委託規則は、欧州議会および欧州理事会で検討されているが、その公表は、2023年1月1日に施行される委員会委託規則の遵守に向けて対応を進めている関係業界からも歓迎されている。

2023年2月17日に、既存のSFDRレベル2規則を改訂する委員会委託規則（EU）2023/363（以下「改訂SFDRレベル2規則」という。）が官報に掲載され、2023年2月20日に施行された。改訂SFDRレベル2規則は、SFDR第8条または第9条の適用範囲に該当するファンドが使用しなければならない契約前附則および定期報告附則を更新し、EUタクソノミーに沿った化石ガスおよび原子力の経済活動に対する関連ファンドのエクスポージャーに関する追加的な質問を組み込んでいる。また、他にもいくつかの追加変更を既存のSFDRレベル2規則に加えている。

2023年4月12日に、欧州監督当局（以下「ESA」という。）は、原案通り実施されれば特定の金融市場参加者にとって重要な影響を有する可能性のあるSFDRレベル2規則を改正する一連の提案をまとめた諮問書を公開した。ESAが提示した、主要な悪影響の指標および温室効果ガス排出目標の開示に関する提案は、2022年4月に欧州委員会がESAに対して行った要請に対応するものであるが、ESAはこれを機に他にも追加的なSFDRレベル2規則の変更を提案している。

2023年12月4日、ESAIは、SFDRレベル2規則を強化する委員会委託規則(EU)2022/1288の目標改正案を含む最終報告を公表した。これは、上記の協議プロセスに沿ったものである。改正案には、「持続可能な投資」の統一的計算法、第8条ファンドまたは第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則における温室効果ガス排出量削減目標に関する新たな開示、ならびに投資家に対して「主要情報」を提供するための第8条ファンドおよび第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則の第1面に関する新たなダッシュボード要件が含まれる。

2023年12月14日、ESMAは、ESGまたは持続可能性に関連する用語を使用したファンドの名称に関するガイドラインについてのパブリックステートメントを公表した。2024年5月14日、ESMAは、ESGまたは持続可能性に関連する用語を使用したファンドの名称に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)を含む最終報告を公表した。本ガイドラインの目的は、ファンドの名称に用いられる根拠のないまたは誇張された持続可能性の標ぼうから投資家が保護されることを確保し、また、資産運用者に対し、ESGまたは持続可能性に関連する用語のファンドの名称への利用可能性を評価するための明確かつ測定可能な基準を提供することにある。

2024年1月12日、ESMAは、SFDRに関する統合Q&Aの改訂版を公表した。この改訂版では、第6条ファンド、第8条ファンドおよび第9条ファンドの区別や様々な要件に関する多くの点が明確化されている。「持続可能な投資」の定義は、第2条(17)に定められているが、ある投資のESG目的に対する貢献度を判断するための特定のアプローチについては概説されていない。ただし、事業者は、投資を評価する際に用いている方法を開示しなければならず、「著しい害なし」のテストも適用される。

2025年11月20日、欧州委員会は、長期間待望されていたSFDRの見直しの提案を公表した。これは、制度を簡素化し、市場の混乱を緩和し、より幅広いEUの持続可能性枠組との一貫性を強化することを目的としている。

規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)

持続可能なファイナンスに関する欧州委員会のアクションプランに基づくイニシアチブの一つが、持続可能な活動に関する統一された分類を導入するタクソノミー規則である。

タクソノミー規則は、()投資目的に照らして環境上持続可能とされる経済活動に関する統一的な分類制度を導入するものであり、()ESGファンドとして販売されたか否かにかかわらず、すべての金融商品に適用される。タクソノミー規則の遵守に関する開示は、関係するファンドが「グリーン」であるか否か、またはESGの特性を有しているか否かに基づいて行われる。ファンドが、環境上持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない(したがって、タクソノミー規則の対象外である)場合、その旨をプロスペクトスおよび定期レポートに明記しなければならない。

タクソノミー規則は、全6項目の環境上の目的にかかる技術スクリーニング基準の承認後、2024年1月1日から完全に有効となっており、その後、EUの持続可能なファイナンスに関する枠組の信頼性を維持しつつ、報告の複雑さを軽減するための対象を限定した簡素化措置の対象となっている。特定の化石ガスおよび原子力活動が、厳しい条件のもとで含まれており、適用ある場合、強化された開示要件の対象となる。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、設立文書、信託証書、定款および会社法またはICAV法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法(改正済)第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる投資主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

アイルランドの居住者

免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から控除されるので実際は投資家の負担となる。

公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関(アイルランドの租税法に定義される。)で保有される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、投資信託に課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリーに分類される一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居住である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上すべき義務を負うことがある。

配当

いずれのカテゴリーに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙に図案を採用することがある。
- (2) 交付目論見書の概要として、別紙Cを使用する。

別紙 A

「1933年法」	米国1933年証券法(その後の改正を含む。)をいう。
「累積型投資証券」	収益が累積され、分配は行われないファンドの投資証券をいう。
「管理事務代行会社」	ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドおよび中央銀行の要件に従ってその後任として任命された者をいう。
「申込書」	投資証券の申込人が記入する申込書をいい、本投資法人によって随時定められる。
「定款」	本投資法人の基本定款および通常定款をいう。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース アイルランドまたはその後任として適式に任命されたその時点における監査人であるその他の者をいう。
「基準通貨」	ファンドの勘定通貨をいい、ファンドに関する英文目論見書補遺に記載される。
「ベンチマーク規則」	金融商品および金融契約のベンチマークまたは投資ファンドのパフォーマンス測定に使用される指数に関する2016年6月8日の欧州議会および委員会規則(EU)2016/1011をいう。
「営業日」	アイルランドのダブリンにおいて銀行が営業している日または本投資法人が保管銀行の承認を得た上で定めるその他の日をいう。
「中央銀行」	アイルランド中央銀行またはその後任監督機関をいう。
「アイルランド中央銀行UCITS規則」	2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法(第48条第1項)(譲渡可能証券への集団投資事業)2019年規則または中央銀行により随時発行されるその他の変更規則もしくは代替規則をいう。
「アイルランド中央銀行ルール」	アイルランド中央銀行UCITS規則およびUCITS規則に従って本投資法人に適用され、随時発行される中央銀行のその他一切の法的文書、規制、規則、条件、通知、要件または指針をいう。
「クラス」	ファンドの投資証券の特定の区分をいう。
「本投資法人」	2014年会社法に基づきアイルランドにおいて設立され、変動資本を有するオープン・エンド型投資法人であるPIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシーをいう。

- 「**関連当事者**」 取締役、管理会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管銀行、販売会社、投資主およびそれぞれの各子会社、役員、関連会社、代理人または受任者をいう。
- 「**取引日**」 ファンドに関し、ファンドの英文目論見書補遺に記載される営業日をいい、取締役によって随時決定され、投資主に事前に通知される。ただし、少なくとも2週間毎に取引日は1日あるものとする。
- 「**取引期限**」 取引日に投資証券を購入し、または買い戻すための請求が、当該取引日に実行されるため受領されていない時間という。
管理事務代行会社に直接行われた申込みについて、取引期限は、すべてのクラスにおいて取引日の午後4時(グリニッジ標準時)または取締役が決定し投資主に事前に通知するその他の時間(ただし、いかなる場合も取引期限は評価時点以前でなくてはならない。)をいう。投資証券の申込みが販売会社の副代理人またはその他の仲介機関を通じて行われた場合、当該副代理人または仲介機関は、これより早い申込書の受領期限を設けることができる。
取締役は、主要債券市場の参加者が一般的に従う休日前に当該市場が早期に終了する場合、または本投資法人の支配の及ばない主要債券市場の早期の終了をもたらす事由が発生した場合、投資助言会社の助言に従い、取引期限を繰り上げることができる。投資助言会社はかかる権限を付与されているが、上記の状況において取引期限を繰り上げる義務を負っていない。取引期限が変更された場合、投資主は事前に通知される。
- 「**保管会社**」 ステート・ストリート・カストディアル・サービス(アイルランド)リミテッドおよび中央銀行の要件に従ってその後任として任命された者をいう。
- 「**元引受会社**」 ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドをいう。
- 「**取締役**」 本投資法人の取締役または取締役の適式に授権された委員会もしくは受任者をいう。
- 「**EEA**」 欧州経済領域(EUならびにノルウェー、アイルランドおよびリヒテンシュタイン)をいう。
- 「**適格取引相手方**」 ファンドが取引を行うことができる店頭デリバティブ取引の取引相手方で、中央銀行により承認される分類の一つに該当する者をいう。かかる分類は、英文目論見書の日付において、以下により構成される。
・関連金融機関
・EEA加盟国において金融商品市場指令に従い認可されている投資会社
・米国の連邦準備銀行から銀行持株会社の認可を受けている事業体のグループ会社で、かかるグループ会社が連結ベースで当該連邦準備銀行による銀行持株会社の監督に服する場合
- 「**EMIR**」 店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する規則(EU)No 648/2012をいう。

- 「資本性証券」 普通株式、優先株式、転換証券ならびにかかる証券についてのADR、GDRおよびEDRをいう。
- 「EU」 欧州連合をいう。
- 「ユーロ」 1957年3月25日付欧州経済共同体ローマ条約(その後の改正を含む。)に従って単一通貨を採用した欧州連合加盟国の法定通貨をいう。

「免除アイルランド
投資家」

以下のいずれかの者をいう。

- ・ 租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条もしくは第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム
- ・ 租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社
- ・ 租税法第739条B(1)に規定する投資事業
- ・ 租税法第737条に規定する特別投資スキーム
- ・ 租税法第739条D(6)(f)(i)に規定する者である慈善団体
- ・ 租税法第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト
- ・ 租税法第784条A(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャーであって、保有する投資証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合
- ・ 租税法第739条Bに規定する適格管理会社
- ・ 租税法第739条Jに規定する投資事業有限責任組合
- ・ 租税法第787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税の免除を受ける者のために行為する個人退職年金勘定(以下「PRSA」という。)の管理者であって、投資証券がPRSAの資産である場合
- ・ 1997年クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン
- ・ 国家資産管理公社(National Asset Management Agency)
- ・ 国家財務管理庁(National Treasury Management Agency)、もしくは財務大臣が単独の実質的所有者である(2014年国家財務管理庁(改正)法第37条の意味における)資金投資ピークル、または国家財務管理庁を介して行為する国
- ・ 1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構に支払われた金銭の投資に関して、かかる投資を行ったことを本投資法人に宣言しているアイルランド自動車保険機構
- ・ 本投資法人により行われる支払いに関して租税法第110条(2)に基づく法人税の課税対象である会社
- ・ 租税法第787条ACに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権限を有し、かつ、保有する受益証券が(租税法第30条第2D章に定める)汎欧州個人年金商品(PEPP)である者を代理して行為する提供会社
- ・ 本投資法人に税金を発生させるか、または本投資法人に関連する免税を脅かし本投資法人に税金を発生させることなく、課税法またはアイルランド国税庁による書面による慣行もしくは特許により投資証券の所有を認められるその他のアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者

ただし、関連宣誓書を正確に作成していなければならない。

「フィッチ」

フィッチ・レーティングス・インクをいう。

「確定利付商品」

本書において使用される場合、確定利付証券、および確定利付証券に関連して発行され、確定利付証券を合成もしくは参照し、または確定利付証券にリンクするデリバティブ商品(先物、オプションおよびスワップ契約を含むがこれらに限られない。)(上場または店頭の場合がある。)を含む。

「確定利付証券」	<p>本書において使用される場合、以下の商品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none">a) EU加盟国およびEU非加盟国、それぞれの下部機関、機関または代行機関が発行または保証する証券b) 社債および会社のコマーシャル・ペーパーc) 債権またはその他の資産を担保とする譲渡可能証券であるモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券d) 政府および法人が発行するインフレ連動債e) 政府および法人が発行するイベント・リンク債f) 国際機関または超国家的事業体の証券g) その利益が米国連邦所得税の対象とならないと発行時の債券発行法務顧問が考える債券(地方債)h) Tier1の銀行自己資本を構成する、自由に譲渡可能でレバレッジを利用していない仕組み債(証券化されたローン・パーティシペーションおよび債券を含む。)i) 自由に譲渡可能でレバレッジを利用していない優先証券および劣後証券j) 短期金融商品を構成するローン・パーティシペーションおよびローンの譲渡 <p>確定利付証券は、固定金利の場合もあれば変動金利の場合もあり、基準金利に関しては逆に変動する場合がある。</p>
「GDPR」	<p>一般データ保護規則(規則2016/679)により導入されたEUデータ保護制度をいう。</p>
「英ポンド」	<p>英国の法定通貨または承継通貨をいう。</p>
「インスティテューショナル・クラス」	<p>本投資法人のインスティテューショナル・クラス投資証券をいう。</p>
「仲介人」	<p>以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 投資事業からの支払いの受領から構成されるか、またはこれを含む事業を、他者を代理して遂行する者・ 他者を代理して投資事業の持分を保有する者
「投資助言会社」	<p>パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーまたは一もしくは複数のファンドの投資助言会社として行為するよう管理会社が任命するその後任者をいう。</p>
「投資助言契約」	<p>管理会社と、一または複数の投資助言会社との間で締結された一または複数の投資助言契約をいう。</p>
「アイルランド」	<p>アイルランド共和国をいう。</p>

「アイルランド居住者」	<p>以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人の場合、税務上、アイルランドの居住者である個人・ 信託の場合、税務上、アイルランドの居住者である信託・ 会社の場合、税務上、アイルランドの居住者である会社 <p>個人の場合は、ある課税年度に関して、(1)当該課税年度中に183日間以上または(2)いずれか連続する2年間の課税年度中に280日間以上(ただし、各課税年度中に31日間以上アイルランドに滞在していることを条件とする。)アイルランドに滞在している場合に、アイルランドの居住者とみなされる。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに所在している場合、滞在したものとみなされる。</p> <p>信託は、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者(2名以上である場合)の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者となる。</p> <p>アイルランドで設立された会社ならびにアイルランドで設立されていないがアイルランドで運営および管理されている会社が、税務上アイルランドの居住者となる。ただし、当該会社がアイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の領域の居住者である(よってアイルランドの居住者ではない)とみなされる場合はこの限りではない。</p> <p>会社の税務上の居住地の決定は時に複雑である場合があり、投資予定者は、租税法第23条Aに定める特定の立法規定を参照するべきであることに留意されたい。</p>
「アイルランド時間」	アイルランド共和国において使用される、英国グリニッジと同一の時間帯の時間をいう。
「日本円」	日本の法定通貨である日本円をいう。
「LMT」	流動性管理ツールをいう。
「主要投資家情報文書(KIID)」	本投資法人が規則583/2010/EUに基づき作成義務を負う、主要投資家情報文書をいう。
「管理報酬」	本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(3)管理報酬等 管理会社に支払われる報酬」と題する項に記載される、管理会社に支払われる管理報酬をいう。
「管理会社」	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッドまたは中央銀行の要件に従ってその後任として適式に任命されたその時点における本投資法人の管理者であるその他の者をいう。
「管理契約」	本投資法人と管理会社との間で締結された2010年6月22日付管理契約をいう。
「メンバー」	投資主、または本投資法人の一もしくは複数の非参加型投資証券の保有者として登録されている者をいう。
「EU加盟国」	EUの加盟国をいう。

「MIFID 指令」	指令2002/92/EC および(改訂された)指令2011/61/EU を修正する、金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および欧州理事会指令2014/65/ECをいう。
「MIFID規則」	2017年欧州連合(金融商品市場)規則(随時行われる改正、補足、修正、再制定または置換を含む。)をいう。
「最小保有価額」	各クラスに関し、本書の記載に基づき投資主が保有しなければならない投資証券の最低額をいう。
「最小当初申込額」	各クラスに関し、本書の記載に基づき投資者が当初申し込むことができる最低額をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「純資産価額」	本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 資産の評価」に記載される原則に従って計算される、あるファンドの純資産価額またはあるクラスに帰属する純資産価額(該当する方)をいう。
「投資証券1口当たり 純資産価格」	あるファンドの純資産価額を、当該ファンドの発行済投資証券口数で除して得られる額、またはあるクラスに帰属する純資産価額を、当該クラスの発行済投資証券口数で除して得られる額をいい、取締役が決定する小数点以下まで四捨五入される。
「純資金移動」	特定の取引日において、すべての投資証券クラスにわたる、申込みおよび買戻しによるファンドへの、また、ファンドからの純資金移動をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。現在のOECD加盟国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国および米国またはOECDに随時加盟するその他の諸国を含む。

「アイルランド通常 居住者」	<p>以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人の場合、税務上、アイルランドの通常居住者である個人・ 信託の場合、税務上、アイルランドの通常居住者である信託 <p>個人は、ある特定の課税年度について、その前の連続する3年間の課税年度中にアイルランド居住者であった場合、通常居住者とみなされる(すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる。)。個人は、連続する3年間の課税年度中に非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。したがって、2021年1月1日から2021年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が同課税年度にアイルランドを離れた場合、2024年1月1日から2024年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。信託の通常居住の概念は幾分あいまいであり、信託の税務上の居住地に関連している。</p>
「PIMCO」	<p>パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーをいう。</p>
「販売手数料」	<p>投資証券の申込みに課せられる販売手数料(もしあれば)をいい、ファンドおよびクラスについて記載される。</p>
「英文目論見書」	<p>UCITS規則および中央銀行の要件に従って発行された、本投資法人の英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにそれらの追加書類をいう。</p>
「公認決済機関」	<p>租税法第246条Aに記載される決済機関(ユーロクリア、クリアストリーム・バンキング・エイジー、クリアストリーム・バンキング・エスエイおよびクレストを含むが、これらに限られない。)、または租税法パート27第1A章の目的においてアイルランド国税庁が公認の決済機関として指定した、投資口を清算するためのその他の機関をいう。</p>
「買戻手数料」	<p>ファンドおよびクラスについて記載される、投資証券の買戻しに課せられる買戻手数料(もしあれば)をいう。</p>
「買戻申請書」	<p>投資証券の買戻しに係る買戻申請書をいい、管理事務代行会社に連絡して入手することができる。</p>
「規制ある市場」	<p>EU加盟国の場合は、定期的取引が行われ、かつ、公開の市場である証券取引所または規制ある公認の市場をいい、EU非加盟国の場合は、本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(4) 投資制限」に記載される証券取引所または市場をいう。</p>
「UCITS規則」	<p>2011年欧州諸共同体(譲渡可能証券の集団投資事業)規制(随時の追加修正および改訂を含む。)およびその時点において有効な同規制に基づき中央銀行が発行する規制または通達をいう。</p>
「関連宣誓書」	<p>租税法の別紙2Bに記載される投資主に関連する宣誓書をいう。</p>

「関連金融機関」	EEA加盟国において認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（EEA加盟国以外）の中で認可されている金融機関、または金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）No. 575 / 2013第107条（4）ならびに改正規則（EU）No. 648 / 2012に従いかかる金融機関に相当するとみなされる第三国の金融機関をいう。
「ルール144A証券」	1933年法に基づき登録されていないが、1933年法に基づくルール144Aに従って一定の機関買取者に対して販売することができる証券をいう。
「S&P」	S&Pグローバル・レーティングをいう。
「SEC」	米国証券取引委員会をいう。
「証券金融取引」	レポ取引、リバース・レポ取引、有価証券貸借取引、信用取引による貸付取引およびファンドにおいて従事することが認められたSFTRの範囲内のその他の取引をいう。
「証券金融取引規則」 または「SFTR」	規則（EU）No. 648 / 2012を修正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会及び理事会規則（EU）No. 2015 / 2365（随時の変更、補足、統合、何らかの形式における置換えまたはその他の方法による修正を含む。）をいう。
「投資主」	本投資法人またはその代理人が保持するその時点における投資主名簿に投資証券の保有者として登録されている者をいう。
「投資証券」	本投資法人の投資証券（および文脈に応じてファンドの投資証券）をいう。

「特定米国人」

()米国の市民もしくは居住者、()米国で設立されたか、もしくは米国法もしくは米国の一切の州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人、() (a)米国内の裁判所が適用ある法律に基づき信託の管理に関する大部分の事項に関する命令もしくは判決を行う権限を有し、かつ、(b)一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合は、当該信託、または()米国の市民もしくは居住者である故人財団をいう。ただし、以下を除く：(1)その株式が一もしくは複数の確立された証券市場において定期的に取り交わされている法人、(2)上記()に記載する法人と同一の拡大関連者グループ(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される。)のメンバーである法人、(3)米国政府もしくはその全額出資機関もしくは外郭機関、(4)米国の諸州、準州、これらの行政区、もしくはこれらの一切の全額出資機関もしくは外郭機関、(5)米国内国歳入法第501条(a)に基づく免税組織もしくは同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン、(6)米国内国歳入法第581条に定義される銀行、(7)米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託、(8)米国内国歳入法第851条に定義される規制された投資会社もしくは1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき米国証券取引委員会に登録された法主体、(9)米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金、(10)米国内国歳入法第664条(c)に基づく免税信託もしくは同法第4947条(a)(1)に記載される信託、(11)証券、コモディティもしくはデリバティブ金融商品(名目元本契約、先物、フォワードおよびオプションを含む。)のディーラーであって、米国法もしくはその一切の州法に基づきかかるディーラーとして登録されているもの、または(12)米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー。この定義は、米国内国歳入法に従い解釈されるものとする。

「英文目論見書補遺」

ファンドおよび/または一もしくは複数のクラスに関する一定の情報を記載する英文目論見書の補遺をいう。

「スイング・ファクター」

関連するファンドの資産の効果的な取得または処分に際して支払われる取引関連費用(財務上およびその他の費用および料金等)を考慮に入れるため、取締役により決定される、投資証券1口当たり純資産価格を上方調整または下方調整する金額をいう。ただし、ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの費用計算の目的において、管理事務代行会社は、スイングされない投資証券1口当たり純資産価格を使用し続ける。通常の市況下において、スイング・ファクターは、ファンドの元の投資証券1口当たり純資産価格の2%を超えない。ただし、例外的な市況下においては、投資主の利益を保護するため、この最大レベルを5%にまで引き上げることができる。

「租税法」

(アイルランドの)1997年租税統合法(その後の改正を含む。)をいう。

「基準額」

取締役により随時決定される「純資金移動」に適用される基準額をいい、かかる基準を超えるとスイング・ファクターが適用される。

「トータル・リターン・スワップ」

参照債券の全体的な経済パフォーマンスがある当事者から取引相手方に移転するデリバティブ(証券金融取引規則の範囲内における取引)をいう。

「UCITS」	1985年12月20日付欧州理事会指令85 / 611 / EEC (随時の改正、統合または改訂を含む。) に基づき確立された譲渡可能証券の集団投資事業をいう。
「英国」	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
「アンブレラレベルでの口座」	すべてのファンドを代理して本投資法人の名義で開設される現金口座で、() 投資証券を申し込んだ投資者からの申込代金が預金され、関連する取引日付で投資証券が発行される時まで保管され、および / または () 投資証券を買い戻した投資者への買戻代金が預金され、当該投資者に対し支払われる時まで保管され、および / または () 投資主に対する配当金が預金され、当該投資主に対し支払われる時まで保管される口座をいう。
「報酬合計」	管理報酬に、投資証券クラスに関するファンドの英文目論見書補遺に定めるサービス料、試行料または元引受業務報酬を加算したものをいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土、属領およびその管轄が及ぶすべての地域をいう。
「米ドル」	米国の法定通貨をいう。
「評価時点」	ファンドの投資対象が評価され、投資証券 1 口当たり純資産価格が決定される時点をいう。評価時点は、通常、各取引日の午後 9 時 (アイルランド時間) または取引日の取引期限が繰り上げられる場合には、取締役が保管銀行の同意を得て決定するその他の時点とするが、評価時点は取引期限より後か、または関連する英文目論見書に別途記載される時点とする。

別紙B

米国人の定義

本投資法人は、「米国人」が1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づき公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」を含むと定義し、1935年米国商品取引法(その後の改正を含む。)に基づき商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)により公布されたルール4.7に定義される「非米国人」を除外する。

レギュレーションSは、現在、以下のとおり規定する。

「米国人」は以下を意味する。

- (1) 米国に居住する自然人
- (2) 米国の法律に基づき組織されたかまたは設立されたパートナーシップまたは法人
- (3) その財産管理人または管財人が米国人である財団
- (4) その受託者が米国人である信託
- (5) 米国に所在する非米国の機関の代理店または支店
- (6) 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似勘定(財団または信託を除く。)
- (7) 米国で組織されたかもしくは設立されたまたは(個人の場合に)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似勘定(財団または信託を除く。)
- (8) (i) 米国外の法域の法律に基づき組織されたかまたは設立された場合のパートナーシップまたは法人、ならびに()主に証券法に基づき登録されていない証券に投資するため米国人により設立された場合のパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家(証券法に基づくルール501(a)に定義される。)により組織されたかまたは設立された場合および所有される場合についてはこの限りではない。

「米国人」には以下の者を含まないものとする。

- (1) 米国で組織もしくは設立され、または(個人の場合に)米国に居住するディーラーまたはその他の専門的受託者が非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有する一任勘定または類似勘定(財団または信託を除く。)
- (2) (i) 財団の米国人ではない財産管理人または管財人が、財団の資産について単独または共有投資裁量権を有する場合、および()財団が米国法以外の法律に準拠する場合に、その財産管理人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団
- (3) 米国人ではない受託者が信託資産について単独または共有投資裁量権を有し、信託の受益者(および信託が取消不能である場合に委託者)が米国人ではない場合に、その受託者を務める専門的受託者が米国人である信託
- (4) 米国以外の国の法律ならびに当該国の慣行および書面に従い制定および管理されている従業員給付制度
- (5) (i) 代理店または支店が有効な事業上の理由から営業を行っている場合、および()代理店または支店が、保険または銀行事業に従事しており、その所在する法域においてそれぞれ実質的な保険または銀行規則に従っている場合の米国外に所在する米国人の代理店または支店
- (6) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連およびこれらの代理機関、関連機関および年金制度ならびにその他の類似の国際機関、これらの代理機関、関連機関および年金制度

商品取引所法規則のルール4.7は、現在、関係するパートにおいて、以下の者が「非米国人」とみなされる旨規定する。

- (1) 米国または米国政府、その機関もしくは代行機関の包領の居住者でない自然人
- (2) 外国法域の法律に基づき設立され、外国法域に主たる営業所を置くパートナーシップ、法人またはその他の法主体(パッシブ投資を主たる目的として設立された法主体を除く。)
- (3) その所得に対して米国の税金が課されない財団または信託
- (4) プール、投資会社またはその他の類似の法主体など、パッシブ投資を主たる目的として設立された法主体。ただし、非米国人またはその他適格者(CFTCルール4.7(a)(2)または(3)に定義される。)としての資格を有しない者が保有する当該法主体の参加権が当該法主体の受益権の合計10%未満であり、その参加者が非米国人であることによりオペレーターがCFTC規則パート4の一定の要件を免除されるプールに対する非米国人の資格を有しない者による投資を促進することを主たる目的として当該法主体が設立されていないことを条件とする。
- (5) 米国外で設立され、その主たる営業所が米国外に所在する法主体の従業員、役員または経営者のための年金制度

レギュレーションSに基づく「米国人」の定義を満たさないかまたはCFTCルール4.7に基づく「非米国人」である投資者は、それでもなお、通常、米国連邦所得税法に基づく所得税を課される。かかる者は、ファンドへの投資に関して自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

「米国納税者」とは、米国市民または米国居住外国人(米国連邦所得税目的で定義される。)、米国もしくはそのいずれかの州においてまたはその法律に基づき設立または組織され、米国の課税目的においてパートナーシップまたは法人として扱われる法主体、米国財務省規則に基づき米国納税者として扱われるその他のパートナーシップ、その所得が源泉を問わず米国所得税を課される財団、およびその管理に対して米国内の裁判所が主な監督権を有し、そのすべての実質的な決定が一または複数の米国受託者の支配に服する信託を意味する。米国市民権を失い、かつ、米国外に居住する者は、それでもなお、一部の場合においては米国納税者として扱われることがある。

投資者は、「米国人」ではないが「米国納税者」である場合がある。例えば、米国外に居住する米国市民は、「米国人」ではないが「米国納税者」である。

別紙C

交付目論見書の概要

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシー
- ユーロドル・ハイ・クオリティ・ファンド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	アイルランド籍オープン・エンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	ファンドの投資目的は、元本の保全および堅実な資産運用を維持しながら、トータル・リターンを最大化を目指すことです。投資方針の目的が達成される保証はありません。
リスク要因	価格変動リスク/金利変動リスク/信用リスク/カントリー・リスク/為替変動リスク/先物取引に関するリスク/派生商品の利用に伴うリスク等
お申込単位	原則として1口以上、0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、取引日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	関連する取引日において決定される投資証券1口当たりの純資産価格です。
お申込手数料	なし
お買戻価格	ファンドが買戻請求を受領した取引日または(取引期限以降に買戻請求を受領された場合には)翌取引日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限
報酬	ファンドの純資産価額の上限年率2.50% インスティテューショナル・クラス投資証券 年率0.22%
その他の費用・ 手数料	- ファンドは、その運用に関連するその他の費用で、管理報酬によってカバーされず、変動しかつファンドの費用の総水準に影響し得る費用を負担します。かかる費用は、税金および政府手数料、仲介手数料、委託手数料その他の取引費用、利払費用を含む借入経費、設立費用、特別費用(訴訟および補償費用等)ならびに本投資法人の独立取締役およびその顧問の報酬および費用を含みますが、これらに限りません。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における 販売会社	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

The Japanese version of the audit report represents a translation, for information purposes, of the original Auditor's report issued in the English language. In the event that the English version of this report and a translation of it into a language other than English differ, the English version shall prevail.

(和訳：本監査報告書の日本語版は、英語で発行された監査報告書の原文を情報提供の目的で翻訳したものである。本報告書の英語版と英語以外の言語への翻訳が異なる場合、英語版が優先するものとするものとする。)

PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシーのメンバー宛 独立監査人の監査報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

私たちの意見では、PIMCOセレクト・ファンズ・ピーエルシーの財務書類は、

- ・2025年12月31日現在の本投資法人ならびにファンドの資産、負債および財務状態、ならびに同日に終了した年度の実績について、真実かつ公正な概観を与えており、
- ・アイルランドで一般に認められた会計慣行(財務報告基準(FRS)第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」およびアイルランドの法律を含む、英国の財務報告評議会が発行した会計基準)に準拠して適正に作成されており、
- ・2014年会社法の要件ならびに2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(改訂済)に準拠して、適正に作成されている。

私たちは、年次報告書に含まれる、以下から構成される財務書類の監査を行った。

- ・2025年12月31日現在の資産・負債計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2025年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・会計方針の記載を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準(アイルランド)(以下「ISA(アイルランド)」という。)および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA(アイルランド)のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、上場事業体に適用されるIAASA倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき本投資法人に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

私たちの監査アプローチ

概要

監査の範囲 <ul style="list-style-type: none">・本投資法人は変動資本を有するオープン・エンド型の投資法人であり、本投資法人の日々の運用に関する特定の義務と責任の管理を、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)に委託している。私たちはファンドの投資の種類、以下に言及される第三者の関与、会計処理および統制、ならびに本投資法人が事業を営む業界を考慮して監査の範囲を決定した。私たちは個別レベルで各ファンドについて検証する。
監査上の主要な検討事項 <ul style="list-style-type: none">・損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の評価・損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の実在性
重要性 <ul style="list-style-type: none">・全体的な重要性：本投資法人の各ファンドについて、2025年12月31日(2024年：2024年12月31日)現在の純資産価額(以下「NAV」という。)の50ベース・ポイント(2024年：50ベース・ポイント)。・パフォーマンスの重要性：全体的な重要性の75%(2024年：75%)

私たちの監査の範囲

監査を計画する一環として、私たちは重要性を決定し、財務書類における重要な虚偽表示リスクを評価した。特に、仮定の設定や本質的に不確実な将来の事象の検討を伴う重要な会計上の見積りに関して、取締役が主観的な判断を行う場合について検討した。私たちのすべての監査と同様に、私たちは、不正による重要な虚偽表示リスクを表すような、取締役の偏った判断に関する証拠が存在するかの評価を含め、経営者による内部統制の無効化のリスクにも対応した。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、監査人がその職業的専門家としての判断に基づき当該年度の財務書類監査において最も重要であると判断した事項であり、監査人が特定し最も重要であると判断した重要な虚偽表示リスク(不正によるものか否かにかかわらず)を含む。これには、全体的な監査戦略、監査資源の配分および監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものが含まれる。当該事項および当該事項に対する私たちの手続の結果に関して私たちが述べた見解は、財務書類全体に対する監査の観点およびそれに関する監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。これは私たちの監査によって識別されたすべてのリスクを完全に網羅するものではない。

監査上の主要な検討事項	監査上の主要な検討事項への対応手続
<p>損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の評価</p> <p>各ファンドの投資有価証券明細表、注記2に記載される重要な会計方針ならびに注記3に記載される公正価値で測定される投資および公正価値ヒエラルキーを参照のこと。2025年12月31日現在のファンドの資産・負債計算書に含まれる損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、アイルランドで一般に認められた会計慣行に準拠して公正価値で評価されている。私たちは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の評価は、財務書類の主要な要素を表していることから、監査上の主要な検討事項であると考えた。</p>	<p>私たちは、入手可能であれば、2025年12月31日現在保有される譲渡性のある有価証券、信用機関への預託金およびその他の金融資産の公正価値の評価について、第三者であるベンダーからの情報源とテストした。</p> <p>第三者であるベンダーからの情報源が利用できない場合、私たちは、経営陣が推定公正価値を算定するために使用した方法およびデータを検討し、特定の有価証券について代替テスト手続を完了した。これには、経営陣の価格サポートおよび最近の取引の検討を含むがこれらに限定されない。一部のケースでは、私たちは、公正価値の独立した推定値を算定するために、内部の評価専門家と協力して有価証券の評価についてテストを実施し、経営陣による公正価値の見積りが合理的であったかどうかを判断した。</p> <p>投資ファンドは、上場投資信託と集団投資スキームで構成されている。私たちは、上場投資信託の評価を第三者であるベンダーからの情報源と検証した。集団投資スキームに関して、私たちは、公正価値と対象となる名義書換事務代行会社からの独立した確認書の一致を確認した。</p> <p>私たちは、公正価値と取引相手方ステートメントの一致を確認することにより、レポ契約の公正価値を検証した。</p> <p>私たちは、公正価値の独立した見積もりを作成し、経営陣による公正価値の見積もりが合理的であったかを判断するために、内部の評価専門家と協力して金融デリバティブ商品の評価を検証し、または入手可能であれば、第三者であるベンダーからの価格を入手した。</p> <p>これらの手続の実施から、重要な虚偽表示は見られなかった。</p>

<p>損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の実在性</p> <p>各ファンドの投資有価証券明細表、注記2に記載される重要な会計方針ならびに注記3に記載される公正価値で測定される投資有価証券および公正価値ヒエラルキーを参照のこと。各ファンドの資産・負債計算書に含まれる損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、2025年12月31日現在において各ファンドの名義で保有されている。私たちは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の存在が、財務書類の主要な要素を表していることから、監査上の主要な検討事項であると考えた。</p>	<p>私たちは、保管会社または独立した取引相手方から、2025年12月31日現在の譲渡性のある有価証券および信用機関への預託金の保有高の独立した確認書を入手した。私たちは、確認書における保有高を会計帳簿ごとの保有高と照合し、また、指摘された照合項目の一例について、対象となる証拠書類とテストした。</p> <p>投資ファンドは、上場投資信託と集団投資スキームで構成されている。上場投資信託については、保管会社から独立した確認書を入手した。集団投資スキームに関して、私たちは、対象となる名義書換事務代行会社から独立した確認書を入手した。</p> <p>レポ契約については、取引相手方から独立した確認書を入手した。</p> <p>金融デリバティブ商品については、私たちは、可能な場合、取引相手方から独立した確認書を入手した。独立した取引相手方の確認書が入手できない場合、特定のポジションについては、私たちは代替テスト手続を完了した。</p> <p>為替予約契約については、私たちは、可能な場合は銀行明細書に清算した。あるいは、重要かつ満期日が監査の署名日以降である場合、私たちは独自に取引相手方に確認した。</p> <p>これらの手続の実施から、重要な虚偽表示は見られなかった。</p>
--	---

監査の範囲の決定方法

私たちは、本投資法人のストラクチャー、会計処理および統制、ならびに本投資法人が事業を営む業界を考慮して、財務書類全体に対する意見を表明するのに十分な手続を実施するため、監査の範囲を決定した。

2025年12月31日現在、7の運用中のファンドがある。本投資法人の資産・負債計算書、運用計算書および純資産変動計算書は、ファンドの財政状態および運用成績を集約したものである。

取締役は本投資法人の業務を統制し、取締役により決定される全体的な投資方針に対して責任を負う。本投資法人は、本投資法人の日々の運用に関する特定の義務と責任の管理を、管理会社に委託している。管理会社は、投資助言会社およびステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)に一部の責任を委譲した。取締役の責任の対象である財務書類は、取締役を代理して管理事務代行会社が作成する。本投資法人は、本投資法人の資産の保管会社としての役割に、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管会社」という。)を任命した。私たちは、監査における全体的なアプローチの策定にあたり、虚偽表示の性質、発生可能性および潜在的影響度を考慮して、重要な虚偽表示リスクをファンドのレベルで評価した。リスク評価の一環として、私たちは本投資法人と管理事務代行会社の関係性を検討し、管理事務代行会社において整備される統制環境について評価した。

重要性

私たちの監査の範囲は重要性の適用によって影響を受けた。私たちは、重要性に関する特定の定量的基準値を設定している。これらは、定性的な検討と合わせて、私たちの監査の範囲ならびに個々の財務書類項目および開示に対する監査手続の性質、時期および範囲を決定する際、ならびに虚偽表示が個別におよび総計で財務書類全体に与える影響を評価する際に役立った。

私たちは、職業的専門家としての判断に基づき、本投資法人の各ファンドの財務書類に係る重要性を以下の通り決定した。

全体的な重要性およびその決定方法	本投資法人の各ファンドにおける2025年12月31日(2024年:2024年12月31日)現在の純資産価額(以下「NAV」という。)の50ベース・ポイント(2024年度:50ベース・ポイント)。
適用ベンチマークの理論的根拠	本投資法人の主要な目的は、ファンドのレベルでキャピタルおよびインカム・リターンを考慮したトータル・リターンを投資家へ提供することであることから、当ベンチマークを適用した。

私たちは、未修正および未検出の虚偽表示の合計が全体的な重要性を上回る可能性を適切な低水準まで抑えるために、パフォーマンスの重要性を使用している。具体的には、私たちの監査の範囲、ならびに勘定残高、取引種類および開示に対する私たちのテストの性質と範囲を決定する際、例えばサンプルの規模を決定する際などに、パフォーマンスの重要性を使用している。私たちのパフォーマンスの重要性は、全体的な重要性の75%(2024年:75%)であった。

パフォーマンスの重要性の決定に際しては、虚偽表示の履歴、リスク評価および集計リスク、統制の有効性など多くの要因を考慮し、私たちの通常範囲の上限に相当する金額が適切であると判断した。

私たちは、1口当たりNAVに影響を及ぼす場合、私たちの監査において識別された全体的な重要性の10%(2024年度:1口当たりNAVに影響を及ぼす場合、全体的な重要性の10%)を上回る虚偽表示、また当該金額を下回るものの定性的理由により報告が必要であると私たちが判断した虚偽表示について、統治責任者に報告する旨取締役会と合意した。

継続企業の前提に関する結論

継続企業の会計基準の採用を継続する本投資法人およびファンドの能力に対する取締役の判断についての私たちの評価には、以下が含まれていた。

- ・ 継続企業の前提に関して監視されている主要指標および継続企業の前提期間（財務書類の承認日から12ヶ月）におけるファンドについての経営陣による将来の計画に関する理解の取得。
- ・ 監査期間中の入手可能な取締役会議事録および本報告書の日付までに入手可能な議事録の検討。
- ・ 対象となる会計記録に記録されている年度末以降の資本活動を考慮すること。
- ・ 通知された計画的な重要な買戻しについての経営陣に対する照会。
- ・ 本投資法人およびファンドが入手可能な流動性リスク管理手法を考慮すること。

私たちが実施した作業に基づいて、私たちは、財務書類の公表が承認される日から少なくとも12か月間において、本投資法人およびファンドが継続企業として引き続き存続する能力について個別または集合的に重要な疑義を生じさせるような事象または条件に関連する重要な不確実性を特定していない。

財務書類の監査に当たって、私たちは、財務書類の作成において、取締役が継続企業の会計基準を使用することが適切であると結論づけた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、本結論は本投資法人およびファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業に関する私たちの責任および取締役の責任は、本報告書の関連箇所に記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および私たちの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。私たちの財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは、当該その他の記載内容に対して、監査意見もいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、あるいは他に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することである。私たちは、明らかに重要な不一致または重要な虚偽表示を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論付けるための手続を実施するよう求められている。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

私たちは、取締役報告書について、2014年会社法が求める開示事項が含まれているかについても検討した。

私たちは、ISA(アイルランド)および2014年会社法により、上記の責任および監査の過程において実施した作業に基づいて、以下に記載される特定の意見および事項を報告することも求められている。

- ・ 私たちの意見では、監査の過程で私たちが実施した作業に基づき、2025年12月31日に終了した会計年度に係る取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されている。
- ・ 監査の過程で私たちが得た本投資法人およびその環境に関する知識および理解に基づき、私たちは、取締役報告書においていかなる重要な虚偽表示も識別しなかった。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

74ページ(訳注:原文の頁数)に記載の取締役の責任に詳述の通り、取締役は適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、真実かつ公正な概観を与えるようにする責任を有している。

取締役はまた、不正または誤謬にかかわらず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任も有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、本投資法人およびファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、該当する場合には継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が本投資法人の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の会計基準を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、不正または誤謬にかかわらず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISA(アイルランド)に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示が存在している場合にその虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

不正を含む不法行為は、法令違反の例である。私たちは、不正を含む不法行為に関する重要な虚偽表示を発見するために、上記の私たちの責任に沿って手続を策定している。私たちの手続により発見可能な不正を含む不法行為の範囲は、以下に詳述するとおりである。

本投資法人および業界に関する私たちの理解に基づき、私たちは、本投資法人およびファンドに適用されるアイルランド中央銀行の規制違反に関連する法令違反の主なリスクを特定し、法令違反が財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある範囲を検討した。私たちはまた、2014年会社法および欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)2011年規則(改正済)など、財務書類の作成に直接影響を及ぼす法令についても検討した。私たちは、経営陣のインセンティブおよび財務書類に対する不正操作の機会(統制の無効化リスクを含む)を評価し、主要なリスクは、経営陣の統制の無効化に関連するものであると判断した。

監査業務チームが実施した監査手続は以下の通りである。

- ・法令違反の事例を特定するための経営陣への問い合わせ。
- ・私たちの特定のリスクに基づく基準を満たす仕訳を特定し、テストすること。
- ・会計上の重大な見積りおよび判断のテスト、ならびに経営陣によるバイアスの可能性の検討。
- ・私たちのテストの性質、タイミング、範囲に関する予測不可能性を考慮した監査手続の立案。
- ・取締役会議事録の検討。

上記の監査手続には固有の限界がある。私たちは、財務書類に反映された事象および取引と密接に関連しない法令違反の事例を認識する可能性はより低くなる。また、不正による重要な虚偽表示を発見しないリスクは、不正が、例えば偽造または意図的な虚偽表示による隠蔽、または共謀によるものである場合があるため、誤謬による虚偽表示を発見しないリスクよりも高くなる。

私たちの監査テストには、できる限りデータ監査技法を使用して、一定の取引と残高の母集団のすべてをテストすることが含まれる場合がある。しかしながら、一般的には、母集団のすべてをテストするのではなく、限られた数の検査項目を選択することが含まれる。私たちは、しばしば、テストのための特定の項目をその規模またはリスク特性に基づいて抽出しようとすることがある。その他のケースでは、サンプルが抽出された母集団について結論を出すために、監査サンプルを利用する。

財務書類監査に対する私たちの責任の詳細については、IAASAのウェブサイト

https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

に示されている。当記載は私たちの監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、2014年会社法セクション391に準拠して、本投資法人のメンバー全体のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私たちが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私たちは、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2014年会社法によるその他の事項に係る意見

- ・ 私たちは、監査目的上必要と考えるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 私たちの意見では、本投資法人の会計記録は、財務書類を容易にかつ適切に監査するのに十分であった。
- ・ 財務書類は会計記録と一致している。

その他の例外事項の報告

取締役報酬および取引

2014年会社法に基づき、2014年会社法セクション305から312で定められた取締役報酬および取引に関する開示が実施されていない場合は、私たちの意見として報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

メアリー・ルアン

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン

2026年4月23日

Independent auditors' report to the members of PIMCO Select Funds plc

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, PIMCO Select Funds plc's financial statements:

- give a true and fair view of the company's and funds' assets, liabilities and financial position as at 31 December 2025 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014 and the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise:

- the Statement of Assets and Liabilities as at 31 December 2025;
- the Statement of Operations for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 31 December 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard as applicable to listed entities, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Our audit approach

Overview

Materiality

- Overall materiality: 50 basis points (2024: 50 basis points) of Net Assets Value ("NAV") at 31 December 2025 (2024: 31 December 2024) for each of the company's funds.
- Performance materiality: 75% (2024: 75%) of overall materiality.

Audit scope

- The Company is an open-ended investment Company with variable capital and engages PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited (the "Manager") to manage certain duties and responsibilities with regards to the day-to-day management of the Company. We tailored the scope of our audit taking into account the types of investments within the Funds, the involvement of the third parties referred to below, the accounting processes and controls, and the industry in which the Company operates. We look at each of the Funds at an individual level.

Key audit matters

- Valuation of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss.
- Existence of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss.

The scope of our audit

As part of designing our audit, we determined materiality and assessed the risks of material misstatement in the financial statements. In particular, we looked at where the directors made subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates that involved making assumptions and considering future events that are inherently uncertain. As in all of our audits we also addressed the risk of management override of internal controls, including evaluating whether there was evidence of bias by the directors that represented a risk of material misstatement due to fraud.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in the auditors' professional judgement, were of most significance in the audit of the financial statements of the current period and include the most significant assessed risks of material misstatement (whether or not due to fraud) identified by the auditors, including those which had the greatest effect on: the overall audit strategy; the allocation of resources in the audit; and directing the efforts of the engagement team. These matters, and any comments we make on the results of our procedures thereon, were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. This is not a complete list of all risks identified by our audit.

Key audit matter***How our audit addressed the key audit matter******Valuation of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss***

Refer to the Schedule of Investments for each of the Funds, the significant accounting policies set out in note 2 and Investments at fair value and fair value hierarchy set out in note 3. The financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss included in the Statement of Assets and Liabilities of the Funds at 31 December 2025 are valued at fair value in line with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland. We considered the valuation of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss to be a key audit matter as it represents the principal element of the financial statements.

We tested the valuation of transferable securities, deposits with credit institutions and other financial assets at 31 December 2025 to third party vendor sources where available. In the absence of third party vendor sources being available, we considered the methods and data used by management to develop the estimated fair values and we completed alternative testing procedures for certain securities. This includes but is not limited to, obtaining management's pricing support and considering recent transactions. In some instances, we tested the valuation of securities with the assistance of our internal valuation experts to develop an independent estimate of the fair value and to determine whether management's fair value estimate was reasonable.

Investment funds comprise Exchange Traded Funds and Collective Investment Schemes. We tested the valuation of Exchange Traded Funds to third party vendor sources. In respect of Collective Investment Schemes we agreed the fair value to an independent confirmation from the underlying transfer agent.

We tested the fair value of repurchase agreements by agreeing the fair value to counterparty statements.

We tested the valuation of financial derivative instruments with the assistance of our internal valuation expert to develop an independent estimate of the fair value and to determine whether management's fair value estimate was reasonable, or we obtained third party vendor prices where available.

No material misstatements were noted from the performance of these procedures.

Existence of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss

Refer to the Schedule of Investments for each of the Funds, the significant accounting policies set out in note 2 and Investments at fair value and fair value hierarchy set out in note 3. The financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss included in the Statement of Assets and Liabilities of each Fund are held in each Fund's name at 31 December 2025. We considered the existence of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss to be a key audit matter as it represents the principal element of the financial statements.

We obtained independent confirmation from the Depositary or independent counterparties of the holdings of transferable securities and deposits with credit institutions as at 31 December 2025. We reconciled the holdings per the confirmations to the holdings per the accounting records and a sample of reconciling items noted were tested to underlying supporting documentation.

Investment funds comprise Exchange Traded Funds and Collective Investment Schemes. For Exchange Traded Funds we obtained an independent confirmation from the Depositary. In respect of Collective Investment Schemes we obtained an independent confirmation from the underlying transfer agent.

For repurchase agreements we obtained independent confirmations from the counterparties.

For financial derivative instruments we obtained independent confirmations from the counterparties where possible. In the absence of the independent counterparty confirmation being available, for certain positions we completed alternative testing procedures.

For forward foreign currency contracts, we liquidated to bank statements where possible. Alternatively, where material and the maturity date is post audit sign-off date, we independently confirmed with counterparties.

No material misstatements were noted from the performance of these procedures.

How we tailored the audit scope

We tailored the scope of our audit to ensure that we performed enough work to be able to give an opinion on the financial statements as a whole, taking into account the structure of the company, the accounting processes and controls, and the industry in which it operates.

As at 31 December 2025 there are 7 Funds operating. The Company's Statement of Assets and Liabilities, Statement of Operations, and Statement of Changes in Net Assets are an aggregation of the positions and results of the Funds.

The directors control the affairs of the Company and are responsible for the overall investment policy which is determined by them. The Company engages the Manager to manage certain duties and responsibilities with regards to the day to day management of the Company. The Manager has delegated certain responsibilities to the Investment Advisors and to State Street Fund Services (Ireland) Limited (the 'Administrator'). The financial statements, which remain the responsibility of the directors, are prepared on their behalf by the Administrator. The Company has appointed State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Depositary") to act as Depositary of the Company's assets. In establishing the overall approach to our audit we assessed the risk of material misstatement at a Fund level, taking into account the nature, likelihood and potential magnitude of any misstatement. As part of our risk assessment, we considered the Company's interaction with the Administrator, and we assessed the control environment in place at the Administrator.

Materiality

The scope of our audit was influenced by our application of materiality. We set certain quantitative thresholds for materiality. These, together with qualitative considerations, helped us to determine the scope of our audit and the nature, timing and extent of our audit procedures on the individual financial statement line items and disclosures and in evaluating the effect of misstatements, both individually and in aggregate on the financial statements as a whole.

Based on our professional judgement, we determined materiality for the financial statements of each of the funds as follows:

<i>Overall materiality and how we determined it</i>	50 basis points (2024: 50 basis points) of Net Assets Value ("NAV") at 31 December 2025 (2024: 31 December 2024) for each of the company's funds.
---	---

<i>Rationale for benchmark applied</i>	We have applied this benchmark because the main objective of the Company is to provide investors with a total return at a Fund level, taking account of the capital and income returns.
--	---

We use performance materiality to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements exceeds overall materiality. Specifically, we use performance materiality in determining the scope of our audit and the nature and extent of our testing of account balances, classes of transactions and disclosures, for example in determining sample sizes. Our performance materiality was 75% (2024: 75%) of overall materiality.

In determining the performance materiality, we considered a number of factors - the history of misstatements, risk assessment and aggregation risk and the effectiveness of controls - and concluded that an amount at the upper end of our normal range was appropriate.

We agreed with those charged with governance that we would report to them misstatements identified during our audit above 10% of overall materiality, for NAV per share impacting differences (2024: 10% of overall materiality, for NAV per share impacting differences) as well as misstatements below that amount that, in our view, warranted reporting for qualitative reasons.

Conclusions relating to going concern

Our evaluation of the directors' assessment of the ability of the company and the funds to continue to adopt the going concern basis of accounting included:

- Obtaining an understanding of the key indicators that are monitored with respect to the going concern assumption and management's future plans for the Funds over the going concern period (being 12 months from the date of approval of the financial statements);
- Reviewing the available board minutes during the period under audit and those available up to the date of this report;
- Considering post year end capital activity as recorded in the underlying accounting records;
- Making enquiries of management with respect to any planned significant redemptions of which they have been informed of;
- Considering the liquidity risk management techniques which are available to the Company and Funds.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the ability of the company and the funds to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the ability of the company and the funds to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the Companies Act 2014 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (Ireland) and the Companies Act 2014 require us to also report certain opinions and matters as described below:

- In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Directors' Report for the year ended 31 December 2025 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.
- Based on our knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Directors' Responsibilities set out on page 74, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view.

The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the ability of the company and the funds to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud, is detailed below.

Based on our understanding of the company and industry, we identified that the principal risks of non-compliance with laws and regulations related to Central Bank of Ireland regulations applicable to the company and the funds, and we considered the extent to which non-compliance might have a material effect on the financial statements. We also considered those laws and regulations that have a direct impact on the preparation of the financial statements such as the Companies Act 2014 and the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended). We evaluated management's incentives and opportunities for fraudulent manipulation of the financial statements (including the risk of override of controls), and determined that the principal risks were related to management override of controls.

Audit procedures performed by the engagement team included:

- Enquiry of management to identify any instances of non-compliance with laws and regulations;
- Identifying and testing journal entries that met our specific risk based criteria;
- Testing accounting estimates and judgements and considered potential for management bias;
- Designing audit procedures to incorporate unpredictability around the nature, timing or extent of our testing; and
- Reviewing minutes of the meetings of the Board of Directors.

There are inherent limitations in the audit procedures described above. We are less likely to become aware of instances of non-compliance with laws and regulations that are not closely related to events and transactions reflected in the financial statements. Also, the risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at: https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/auditstandards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 391 of the Companies Act 2014 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2014 opinions on other matters

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.

Other exception reporting

Directors' remuneration and transactions

Under the Companies Act 2014 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by sections 305 to 312 of that Act have not been made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Mary Ruane

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Dublin

23 April 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。